

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説

芸術 (音楽 美術 工芸 書道) 編
音楽編 美術編

平成 30 年 7 月



文部科学省

まえがき

文部科学省では、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行った。新高等学校学習指導要領等は平成34年度から年次進行で実施することとし、平成31年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するものであり、高等学校学習指導要領第2章第7節「芸術」、第3章第11節「音楽」及び第3章第12節「美術」について、その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては、本書を御活用いただき、学習指導要領等についての理解を深め、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

むすびに、本書「高等学校学習指導要領解説芸術編 音楽編 美術編」の作成に御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

平成30年7月

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和

目次

● 第1部 芸術編

● 第1章 総説	1
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の基本方針	2
● 第2節 芸術科改訂の趣旨及び要点	6
1 芸術科改訂の趣旨	6
2 芸術科改訂の要点	7
3 各科目の改訂の要点	8
● 第3節 芸術科の目標	15
● 第4節 芸術科の科目編成	18
1 科目の編成	18
2 科目の性格	18
3 科目の履修	19
● 第2章 各科目	20
● 第1節 音楽Ⅰ	20
1 性格	20
2 目標	20
3 内容	28
A 表現	28
B 鑑賞	46
〔共通事項〕	52
4 内容の取扱い	55
● 第2節 音楽Ⅱ	61
1 性格	61
2 目標	61
3 内容	64
A 表現	64
B 鑑賞	75
〔共通事項〕	77
4 内容の取扱い	79
● 第3節 音楽Ⅲ	81
1 性格	81
2 目標	81
3 内容	84
A 表現	84
B 鑑賞	91
〔共通事項〕	96

4	内容の取扱い	98
●	第4節 美術Ⅰ	100
1	性格	100
2	目標	101
3	内容	109
A	表現	109
B	鑑賞	123
〔	共通事項〕	132
4	内容の取扱い	135
●	第5節 美術Ⅱ	142
1	性格	142
2	目標	142
3	内容	146
A	表現	146
B	鑑賞	157
〔	共通事項〕	163
4	内容の取扱い	165
●	第6節 美術Ⅲ	167
1	性格	167
2	目標	167
3	内容	171
A	表現	171
B	鑑賞	179
〔	共通事項〕	184
4	内容の取扱い	186
●	第7節 工芸Ⅰ	187
1	性格	187
2	目標	188
3	内容	196
A	表現	196
B	鑑賞	206
〔	共通事項〕	215
4	内容の取扱い	218
●	第8節 工芸Ⅱ	224
1	性格	224
2	目標	224
3	内容	228
A	表現	228
B	鑑賞	236
〔	共通事項〕	242
4	内容の取扱い	244

● 第9節 工芸Ⅲ	246
1 性格	246
2 目標	246
3 内容	250
A 表現	250
B 鑑賞	256
〔共通事項〕	261
4 内容の取扱い	263
● 第10節 書道Ⅰ	264
1 性格	264
2 目標	265
3 内容	271
A 表現	271
B 鑑賞	293
〔共通事項〕	300
4 内容の取扱い	305
● 第11節 書道Ⅱ	310
1 性格	310
2 目標	310
3 内容	314
A 表現	314
B 鑑賞	334
〔共通事項〕	340
4 内容の取扱い	344
● 第12節 書道Ⅲ	346
1 性格	346
2 目標	346
3 内容	350
A 表現	350
B 鑑賞	358
〔共通事項〕	363
4 内容の取扱い	366
● 第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	367
1 指導計画作成上の配慮事項	367
2 内容の取扱いに当たっての配慮事項	370
3 総則関連事項	371

● 第2部 音楽編

● 第1章 総説	375
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	375
1 改訂の経緯	375
2 改訂の基本方針	376
● 第2節 音楽科改訂の趣旨及び要点	380
1 目標の改善	380
2 科目の改善	380
3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善	380
● 第3節 音楽科の目標	381
● 第4節 音楽科の科目編成	384
1 科目の編成	384
2 科目の性格	384
3 科目の履修	384
● 第2章 各科目	386
● 第1節 音楽理論	386
1 目標	386
2 内容	387
3 内容の取扱い	387
● 第2節 音楽史	388
1 目標	388
2 内容	389
3 内容の取扱い	389
● 第3節 演奏研究	390
1 目標	390
2 内容	391
3 内容の取扱い	392
● 第4節 ソルフェージュ	393
1 目標	393
2 内容	394
3 内容の取扱い	394
● 第5節 声楽	396
1 目標	396
2 内容	397
3 内容の取扱い	397
● 第6節 器楽	399
1 目標	399
2 内容	400
3 内容の取扱い	400
● 第7節 作曲	402

1	目標	402
2	内容	403
3	内容の取扱い	403
● 第8節	鑑賞研究	405
1	目標	405
2	内容	406
3	内容の取扱い	407
● 第3章	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	408
1	指導計画作成上の配慮事項	408
2	内容の取扱いに当たっての配慮事項	411

● 第3部 美術編

● 第1章 総説	417
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	417
1 改訂の経緯	417
2 改訂の基本方針	418
● 第2節 美術科改訂の趣旨及び要点	422
1 目標の改善	422
2 科目の改善	422
3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善	422
● 第3節 美術科の目標	423
● 第4節 美術科の科目編成	427
1 科目の編成	427
2 科目の性格	427
3 科目の履修	428
● 第2章 各科目	429
● 第1節 美術概論	429
1 目標	429
2 内容	429
3 内容の取扱い	431
● 第2節 美術史	432
1 目標	432
2 内容	432
3 内容の取扱い	433
● 第3節 鑑賞研究	434
1 目標	434
2 内容	434
3 内容の取扱い	436
● 第4節 素描	437
1 目標	437
2 内容	437
3 内容の取扱い	438
● 第5節 構成	439
1 目標	439
2 内容	439
3 内容の取扱い	440
● 第6節 絵画	441
1 目標	441
2 内容	441
3 内容の取扱い	442
● 第7節 版画	444

1	目標	444
2	内容	444
3	内容の取扱い	445
●	第8節 彫刻	446
1	目標	446
2	内容	446
3	内容の取扱い	447
●	第9節 ビジュアルデザイン	448
1	目標	448
2	内容	448
3	内容の取扱い	450
●	第10節 クラフトデザイン	451
1	目標	451
2	内容	451
3	内容の取扱い	453
●	第11節 情報メディアデザイン	454
1	目標	454
2	内容	454
3	内容の取扱い	455
●	第12節 映像表現	457
1	目標	457
2	内容	457
3	内容の取扱い	458
●	第13節 環境造形	459
1	目標	459
2	内容	459
3	内容の取扱い	461
●	第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	462
1	指導計画作成上の配慮事項	462
2	内容の取扱いに当たっての配慮事項	464

● 付録

- 付録1：学校教育法施行規則（抄）……………468
- 付録2：高等学校学習指導要領 第1章 総則 ……473
- 付録3：高等学校学習指導要領 第2章 第7節 芸術 ……491
- 付録4：高等学校学習指導要領 第3章 第11節 音楽 519
- 付録5：高等学校学習指導要領 第3章 第12節 美術 525
- 付録6：教科の目標、各科目の目標及び内容の系統表
（高等学校芸術科）……………534
- 付録7：中学校学習指導要領 第2章 第5節 音楽 ……549
- 付録8：中学校学習指導要領 第2章 第6節 美術 ……556
- 付録9：中学校学習指導要領 第2章 第1節 国語
（書写に関する部分の抜粋）……………562
- 付録10：小・中学校における「道徳の内容」の学年段
階・学校段階の一覧表 ……564

第 1 部

芸 術 編

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代において、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

での役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や

人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「^{かん}学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られ

る普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な

体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則や各教科・科目等（各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 芸術科改訂の趣旨及び要点

1 芸術科改訂の趣旨

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の成果と課題や改訂の具体的な方向性が示されている。

この中で、小学校、中学校及び高等学校を通じた音楽科、図画工作科、美術科、芸術科の成果と課題について、次のように示されている。

(1) 音楽、芸術（音楽）

- 音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められるところである。
- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、音楽科、芸術科（音楽）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性を働かせて、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・ 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 高等学校芸術科（音楽）において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

(2) 図画工作、美術、芸術（美術、工芸）

- 図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）においては、創造することの楽しさを感じるるとともに、思考、判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心を持って、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性や想像力等を豊かに働かせて、思考、判断し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、生活を美しく豊かに

する造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については、更なる充実が求められるところである。

- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ・ 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 高等学校芸術科（美術、工芸）において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

(3) 芸術（書道）

- 芸術科（書道）においては、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質・能力の育成等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、書の伝統と文化を踏まえながら、生徒が感性を働かせて、表現と鑑賞の相互関連を図りながら能動的に学習を深めていくことや、書への永続的な愛好心を育むこと等については、更なる充実が求められるところである。
- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、芸術科（書道）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性を働かせて、能動的に、表現を構想し工夫したり作品の意味や価値を見いだしたりする学習となるよう、内容の改善を図る。
- ・ 国語科書写との円滑な接続を図るとともに、生活や社会の中での文字や書の働き、書の伝統と文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

2 芸術科改訂の要点

高等学校芸術科は、以上のような改訂の具体的な方向性に基づき、改訂を行った。芸術科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

(1) 目標の改善

芸術科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

(2) 内容構成の改善

教科の目標の改善に基づいて内容を整理し、指導内容を、各科目の特質に応じて、「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に関する事項で示した。

(3) (共通事項) の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理し、〔共通事項〕として示した。

(4) 知的財産権に関する配慮事項の充実

知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを明示した。

3 各科目の改訂の要点

(1) 音楽

ア 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

各科目で育成を目指す資質・能力を「音楽Ⅰ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」、「音楽Ⅱ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」、「音楽Ⅲ：生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

イ 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに、次のような視点を重視して改善を図る。

(ア) 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識、

「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。また、「共通事項」を新設し、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(イ) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付けること」などの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。そのことによって、芸術科音楽における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

(ウ) 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において、「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」、「音楽表現の共通性や固有性」などについて考えることを事項として示し、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことができるようにした。

(I) (共通事項) の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として、次のように〔共通事項〕を新設した。

「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として「ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」を、「知識」に関する資質・能力として「イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること」を示した。

(オ) 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する」ことを、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示し、言語活動の充実を図れるようにした。

(カ) 「音楽Ⅲ」の内容の充実

従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回の改訂における「音楽Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『B鑑賞』の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のう

ち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

(2) 美術

ア 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

目標では、美術は何を学ぶ科目なのかということを明示し、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視する。そのため、芸術科美術として育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう以下のように目標を示した。

(1)「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。

(2)「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。

(3)「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯にわたり美術を愛好する心情、豊かな感性などに関するもの。

教科の目標では、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

イ 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに、次のような視点を重視して改善を図る。

(ア) 表現領域の改善

「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)絵画・彫刻」、(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。

(イ) 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」との関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の美術の働きに関する鑑賞と、美術文

化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

(ウ) (共通事項) の新設

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、表現や鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を育成する観点から、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

(I) 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなど言語活動の充実を図れるようにした。

(オ) 「美術Ⅲ」の内容の充実

従前、配慮事項において、「美術Ⅲ」では「A表現」の「(1) 絵画・彫刻」, 「(2) デザイン」, 「(3) 映像メディア表現」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、内容の取扱いにおいて「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1), (2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『A表現』の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。」と示し、「美術Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようにした。

(3) 工芸

ア 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

目標では、工芸は何を学ぶ科目なのかということを明示し、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視する。そのため、芸術科工芸として育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう以下のように目標を示した。

(1)「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。

(2)「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。

(3)「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯

にわたり工芸を愛好する心情，豊かな感性などに関するもの。

教科の目標では，これらの(1)，(2)，(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

イ 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに，次のような視点を重視して改善を図る。

(7) 表現領域の改善

「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から，「(1) 身近な生活と工芸」，「(2) 社会と工芸」の各分野における各事項を，発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。

(1) 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を，アの「工芸作品など」に関する事項と，イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示した。アの「工芸作品など」に関する事項では，「A表現」の「(1) 身近な生活と工芸」，「(2) 社会と工芸」との関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力，判断力，表現力等」を育成することを重視した。イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では，生活や社会と文化は密接に関わっていることや，社会に開かれた教育課程を推進する観点などから，従前の工芸の働きに関する鑑賞と，工芸の伝統と文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

(ウ) (共通事項) の新設

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し，表現や鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を育成する観点から，生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう，造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

(I) 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって，芸術科工芸の特質に応じて，発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，〔共通事項〕に示す事項を視点に，アイデアスケッチなどで構想を練ったり，言葉などで考えを整理したりすることや，作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなどの言語活動の充実を図れるようにした。

(カ) 「工芸Ⅲ」の内容の充実

従前，配慮事項において，「工芸Ⅲ」では「A表現」の「(1) 身近な生活と工芸」，「(2) 社会と工芸」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが，内容の取扱いにおいて「生徒の特性，学校や地域の実態を考慮し，内容の『A表現』については(1)又は(2)のうち一つ以上を，『B鑑賞』の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。」と示し，「工芸Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって，「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようにした。

(4) 書道

ア 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

各科目で育成を目指す資質・能力を「書道Ⅰ：生活や社会の中の文字や書，書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力」，「書道Ⅱ：生活や社会の中の文字や書，書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」，「書道Ⅲ：生活や社会の中の多様な文字や書，書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」と規定し，目標を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して，これらが実現できるように示した。また，各科目の資質・能力の育成に当たっては，生徒が「書に関する見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

イ 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに，次のような視点を重視して改善を図る。

(ア) 内容構成の改善

「A表現」，「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前，「A表現」（「漢字仮名交じりの書」，「漢字の書」，「仮名の書」の三分野），「B鑑賞」において，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を，「A表現」では「知識」，「技能」，「思考力，判断力，表現力等」に，「B鑑賞」では「知識」，「思考力，判断力，表現力等」に分けて示した。また，〔共通事項〕を新設し，「知識」として示した。これによって，指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(イ) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について，「書の表現の方法や形式，多様性」を理解することなどの具体的な内容を，表現領域の三分野や鑑賞領域ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について，表現領域においては，作品を構想し表現を工夫するために必要な技能として，例えば，漢字仮名交じりの書においては「目的や用途に即した効果的な表現」の技能，「漢字と仮名の調和した線質による表現」の技能などの具体的な内容を事項として示した。そのことによって，芸術科書道における技能は，「思考力，判断力，表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

(ウ) 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において，「作品の価値とその根拠」，「生活や社会における書の効用」，「書の現代的意義や普遍的価値」などについて考えることを事項として示し，書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにした。

(I) (共通事項) の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として〔共通事項〕を新設し，「ア用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。」，「イ書を構成する要素について，それら相互の関連がもたらす働きと関わ

らせて理解すること。」を「知識」に関する資質・能力として位置付けた。

(イ) 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしている。表現領域においては、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また鑑賞領域では、作品について根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実を図れるようにした。

(カ) 「書道Ⅲ」の内容の充実

従前、「書道Ⅲ」では「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回の改訂における「書道Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)のイについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

第3節 芸術科の目標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

この目標は、芸術科の性格とねらいを示すものであり、また、芸術科の各科目、すなわち、「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」、「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」、「美術Ⅲ」、「工芸Ⅰ」、「工芸Ⅱ」、「工芸Ⅲ」、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」のそれぞれの目標の基底となるものである。

芸術科の目標は、従前同様、生徒一人一人がそれぞれの興味や関心、個性を生かして、芸術と幅広く、かつ主体的に関わることを重視し、各科目における見方・考え方を働かせて、**生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力**を育成することを目指している。その上で、具体的に育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。教科の目標の実現に向けては、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるよう確かな実践を一層推進していくことが求められる。

芸術の幅広い活動とは、単に様々な活動を数多く体験するというもののみではなく、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的に関わりをもっていくことを基本としたものである。芸術科は、芸術への永続的な愛好心を育てていくこと、さらには、感性を高め、豊かな情操を培うことを通して心の教育に深く関わっている教科である。

各科目における見方・考え方とは、各科目の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のことである。具体的には、音楽における「音楽的な見方・考え方」、美術及び工芸における「造形的な見方・考え方」、書道における「書に関する見方・考え方」である。各科目における見方・考え方は、学習の中だけで働くのではなく、生徒一人一人の生活や社会の中で活用されるものになることが重要である。

生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とは、芸術科が育成を目指す資質・能力であり、具体的には教科の目標(1)、(2)及び(3)のことを示している。芸術科においては、これまで、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを目標として示してきた。今回の改訂では、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わることのできる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示すようにした。日々の生活やそれぞれの生活が営まれている社会の中には、様々な芸術や芸術文化が

あり、人々の営みに直接的、間接的に影響を与えている。また、芸術文化とは、一定の材料・技術・方法・様式などによって美を追求・表現しようとする音楽、美術、工芸及び書道等の活動や所産など、人間の精神の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体と言える。我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、本来、芸術科の重要なねらいである。今回の改訂では、その趣旨を踏まえ、芸術科において育成を目指す資質・能力を**生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力**として示し、芸術科の各科目を学ぶ意義を一層明確にした。

(1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。前半部分は、各科目の特質についての「知識」に関するもの、後半部分は、意図に基づいて表現するための「技能」に関するものであり、教科の目標(1)は、この二つから構成されている。

ここでの「知識」とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。また、「技能」についても一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、意図に基づいて表現できるよう「思考力、判断力、表現力等」と関連付けながら、様々に変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが大切である。

(2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。前半部分は、創造的な表現を工夫するなどの表現領域に関するもの、後半部分は、芸術のよさや美しさを深く味わうなどの鑑賞領域に関するものであり、教科の目標(2)は、この二つから構成されている。

芸術科における、「思考力、判断力、表現力等」の育成に当たっては、各科目の特質に応じながら、個々の生徒の芸術に対する捉え方や考え方を深化させたり、生徒のもっている芸術的な価値意識を一層拡大したり、新たな価値を見いだしたりできるようにすることが大切である。

(3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。これは、教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を，どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に芸術の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や，生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに，感性を高め，心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い，豊かな情操を培うなど，情意や態度等に関するものが含まれる。このような芸術科における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには，生徒一人一人が，自己の生き方との関わりの中で，表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け，学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

芸術科の各科目の学習を通して培う豊かな情操は，各科目共通の目標である。情操とは，美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心をいい，情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。芸術によって培われる情操は，直接的には美的情操が最も深く関わっている。美的情操とは，例えば，音楽を聴いて美しいと感じたり，美術作品や工芸作品，書の美しさに触れたりして，美しいものやよりよいものにあこがれ，それを求めていこうとする豊かな心のことである。このような豊かな心は，美だけに限らず，より善なるものや崇高なるものに対する心であり，他の価値に対しても通じるものである。教科の目標(3)では，従前同様，豊かな情操を培うことを重視するとともに，「学びに向かう力，人間性等」の涵養^{かん}を目指し，教育の普遍的，最終的な目的である，望ましい人格の完成を目指している。

第4節 芸術科の科目編成

1 科目の編成

芸術科の科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはない。科目の編成及び標準単位数は次のとおりである。

科目	標準単位数	科目	標準単位数	科目	標準単位数
音楽Ⅰ	2	音楽Ⅱ	2	音楽Ⅲ	2
美術Ⅰ	2	美術Ⅱ	2	美術Ⅲ	2
工芸Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2
書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	書道Ⅲ	2

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

また、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のエの規定により、「学校設定科目」を設けることができる。学校において芸術科に関する学校設定科目を設ける場合の科目の名称、目標、内容、単位数等については、芸術科の目標に基づくことが必要となる。

2 科目の性格

(1) Ⅰを付した科目

Ⅰを付した科目には、「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」の4科目があり、全ての生徒がこれらのうちから1科目を履修することとしている。Ⅰを付した科目は、高等学校において芸術を履修する最初の段階の科目であり、中学校の学習を基礎にして、表現活動と鑑賞活動についての幅広い学習を通して、創造的な芸術に関する資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

(2) Ⅱを付した科目

Ⅱを付した科目は、それぞれに対応するⅠを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じて発展的な学習として履修することを原則としたものであり、個性豊かな芸術に関する資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

(3) Ⅲを付した科目

Ⅲを付した科目は、それぞれに対応するⅡを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じてより一層発展的な学習として履修することを原則としたものであり、生徒の個性に応じて個別的な深化を図るなど、個性豊かな芸術に関する資質・能力を高めることをねらいとしている。

以上は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを付したそれぞれの科目に共通した性格について述べたものであるが、さらに、個々の科目については、第2章において述べる。

(1) 必履修科目としてのⅠを付した科目の履修

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のアの(ア)においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、
「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を全ての生徒に履修させるものとし、
その単位数は標準単位数を下らないものとしている。

なお、必履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に
必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、標準単
位数が2単位である必履修教科・科目を除くという条件を付しているため、いずれの科目
を選択した場合も、全ての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。なお、専門
学科においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)の規定により、専門
教科・科目の履修によって、これらの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる
場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又
は全部に替えることができることとしている。

(2) 教育課程の編成

学習指導要領第1章総則第2款の3の(4)においては、「教育課程の編成に当たっては、
生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多
様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとす
る」としている。このため、教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目につい
ても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目
を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修し
たりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要であ
る。

さらに、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目
を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。

このように、各学校の工夫によって多様な科目を設定し、生徒一人一人が個性に応じて
それぞれの資質・能力を伸ばすことができる教育課程を編成することが大切である。

第2章 各科目

第1節 音楽Ⅰ

1 性格

「音楽Ⅰ」は、高等学校において音楽を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「音楽Ⅰ」は、中学校音楽科における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

今回の改訂では、科目の目標を「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示している。また、内容については、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成した上で、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力、またウとして「技能」に関する資質・能力を示しているが、「技能」については、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能として整理し、「A表現」のみに位置付けている。なお、「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

「A表現」は、「(1)歌唱」、「(2)器楽」及び「(3)創作」の三つの分野で構成し、それぞれの分野の特質を踏まえた「知識」、「技能」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を分野ごとに示している。なお、「(3)創作」の「技能」については、生徒の特性等を考慮し、(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしている。

「B鑑賞」は、「(1)鑑賞」で構成し、「知識」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を示している。

今回の改訂で新設した〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、「知識」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を示している。

以上を踏まえ、「音楽Ⅰ」では、中学校音楽科との関連を図り、芸術科としての音楽の内容を幅広く全体的に扱うこととしている。

2 目標

「音楽Ⅰ」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽 I」の目標は、従前同様、**音楽の幅広い活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関することを示すことによって構成されている。

音楽の幅広い活動を通してとは、従前同様、「音楽 I」の学習において、歌唱、器楽、創作の各表現活動と鑑賞活動のいずれも扱うとともに、我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として用いるなどして、生徒が幅広く音楽に関わるようにすることを意味している。また、活動や教材の幅広さだけでなく、生徒が音楽に対し、多様な観点から主体的に関わりをもつようにすることも重要である。

音楽的な見方・考え方とは、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けることであると考えられる。

「感性」とは、例えば、「音の動きが羽のように軽やかだ」、「この響きは輝かしくて美しい」といったように、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味している。芸術科音楽の学習は、生徒が音や音楽の存在に気付き、それらを主体的に捉えることによって成立する。生徒が、音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の感性が働いている。

「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示している。音や音楽は、そこに鳴り響く音響そのものを対象として、音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程を経ることによって捉えることができる。芸術科音楽の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要である。そして、その支えとなるものが、従前、「音楽 I」の「A表現」の(1)から(3)のエ、「B鑑賞」のイで示していた「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することである。

一方、音や音楽は、音響そのものとして存在するとともに、「自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景など」との関わりの中で、人間にとって意味あるものとして存在している。したがって、音や音楽と、音や音楽によって喚起される自己のイメージや感情との関わり、音楽の文化的・歴史的背景などとの関わりについて考えることによって、音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習が一層深まっていく。

このように、**音楽的な見方・考え方**は、芸術科音楽の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

生徒が自ら感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などを関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養が実現する。このことによって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**は育成されるのである。

なお、**音楽的な見方・考え方**は、音楽的な見方・考え方を働かせた芸術科音楽の学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどし、その後の人生においても生きて働くものとなる。

今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、芸術科音楽における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力とは、(1)、(2)及び(3)を指す。

今回の改訂では、「音楽Ⅰ」において育成を目指す資質・能力を、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**としている。

日々の生活やその生活を営む社会の中には、様々な音や音楽、音楽文化があり、人々の営みに直接、間接に影響を与えている。したがって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を育成することは、生徒がその後の人生において、音や音楽、音楽文化と主体的に関わり、心豊かな生活を営むことにつながる。生活や社会の中の音や音楽、音楽文化との関わり方には、歌う、楽器を演奏する、音楽をつくる、聴くなど様々な形があるが、そのいずれもが音や音楽、音楽文化を知り、支えることとなり、生活や社会の中の音や音楽の働きを自覚し、音楽文化を継承、発展、創造することにつながる。このようなことから、「音楽Ⅰ」の学習によって育成する資質・能力を**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**とし、その育成を目指すことを「音楽Ⅰ」の目標とした。

ここには、従前の目標で示していた「音楽文化についての理解を深める」ことの趣旨も含まれる。音楽文化と幅広く関わることができるようになるためには、「音楽Ⅰ」の学習において、音楽文化についての理解を深めていくことが大切になる。音楽は一人一人の思いや感情などを表現したものであると同時に、その表現は社会や文化の有り様と密接に関

わっている。音楽文化は、人間が社会の成員として、音を媒体としたコミュニケーションを通して作り上げてきた方法や所産の体系と言える。例えば、伝承方法、表現方法、音楽様式などについて、人間の生活や社会と切り離して考えることはできない。高等学校では、中学校音楽科の学習を基礎にして、文化的・歴史的背景などの広い視野で音楽を捉え、音楽文化の理解を深めていくことが重要である。

このような**生活や社会の中の音や音楽**、**音楽文化と幅広く関わる資質・能力**を育成するため、学習の過程では、生活や社会の中の音や音楽の働きの視点から、学んでいること、学んだことの意味や価値などを生徒が自覚できるよう指導をすることが大切である。

科目の目標(1)

(1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解すること**が「知識」の習得に関すること、**創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けること**が「技能」の習得に関することである。

曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わりを理解するとは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わりを捉え、理解することである。したがって、単に教材となる曲の形式などを覚えたり、曲が生まれた背景に関するエピソードなどを知ったりするのみでは、理解したことにはならないことに留意する必要がある。

なお、**背景など**としているのは、歌唱分野における「歌詞」も含んでいるからである。

音楽の多様性について理解するとは、単に多くの音楽があることを知るだけでなく、人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解することである。その理解は、自らの音楽に対する価値意識を広げ、人類の音楽文化の豊かさに気付き、尊重することにつながっていく。生徒が音楽の多様性を理解できるようにするためには、表現や鑑賞の活動を通して、個々の音楽の特徴を捉え、さらに複数の音楽を比較したり関連付けたりするなどして、それぞれの音楽の共通性や固有性を捉え、理解できるようにすることが大切である。その際、既習の音楽と関連付けたり複数の曲を教材にしたりして題材を構想するなどの工夫が必要である。

芸術科音楽における「知識」の習得に関する指導に当たっては、主に次の二点が重要である。一点目は、音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにすること、二点目は、音楽に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにすることである。

また「知識」は、学習の過程において生徒個々の感じ方や考え方等に応じ、既習の知識

と新たに習得した知識等とが結び付くことによって再構築されていくものである。

このようにして習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものとなる。したがって、「知識」の習得は、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではない。

創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能とは、創意工夫の過程でもった音楽表現に対する表現意図に基づいて、その表現意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のことである。

ここでは、表現意図をもった後に、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるといった一方向のみの指導ではなく、創意工夫の過程で、様々に音楽表現を試しながら表現意図を明確にしつつ、また技能も習得されていくというような指導が必要となる。

なお、芸術科音楽における「技能」の習得に関する指導に当たっては、一定の手順や段階を追って身に付けることができるようにするのみでなく、変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが重要である。

科目の目標(2)

(2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、**自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫すること**が表現領域に関すること、**音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くこと**が鑑賞領域に関することである。

自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫するとは、音や音楽に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい音楽表現について考え、どのように音楽で表現するかについて表現意図をもつことである。また、表現意図は、創意工夫の過程において、知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり新たな表現意図となったりする。

自己のイメージをもってとしているのは、中学校音楽科での学習を基礎にしつつ、新たに習得した知識や技能、これまでの生活経験などを踏まえて音楽表現に対する自己のイメージを一層豊かにし、自分の意思をもって表現意図を明確にしていくことを大切にしているからである。

音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くとは、曲想を感じ取りながら、音や音楽によって喚起された自己のイメージや感情を、音楽の構造や文化的・歴史的背景などと関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて評価しながら聴くことである。

自ら味わって聴くとしているのは、選択必修科目である「音楽Ⅰ」において、中学校音楽科での学習を基礎にしつつ、高等学校卒業後、生徒が主体的に音楽に関わり、音楽の

よさや美しさを味わっていくことのできる資質・能力の育成を大切にしているからである。

自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫したり、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴いたりするためには、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることが必要である。その過程においては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標である。

主体的・協働的には、表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢、心構えなどを示している。**主体的・協働的**にとしているのは、芸術科音楽の学習の多くが、他者との関わりの中で行われることを大切にしているからである。表現及び鑑賞の学習において、生徒一人一人が自らの考えを他者と交流したり、互いの気づきを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら個々の学びを深め、音楽表現を生み出したり音楽を評価してよさや美しさを味わって聴いたりできるようにすることを重視し、今回の改訂では目標に明記した。

生涯にわたり音楽を愛好する心情とは、自分の生活に、またその生活を営む社会に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。**生涯にわたり音楽を愛好する心情を育む**ためには、音楽活動を通して、音や音楽のよさや美しさなどを感じ取るとともに、表現意図をもって音楽で表したり、味わって聴いたりする力を育成する必要がある。このことによって、音楽を、自分にとってなくてはならないものと思い、生涯にわたって生活や社会に生かしていこうとする気持ちや態度を育むことが大切である。

感性とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味している。音楽が醸し出す「軽やかさ」や「輝かしさ」などの質的な世界を認識することは、音楽だけではなく、あらゆるもののよさや美しさなどを感じ取り、そこに価値を見いだすことにつながっていく。

音楽文化に親しみとは、音楽と人々の生活などとの関わりに関心をもち、我が国の音楽に愛着をもったり世界の様々な音楽の多様性を認め大切にしたりすることである。音楽文化に親しめるようにするためには、表現や鑑賞の活動を通して、音楽が人々の暮らし、地域の風土、文化や歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、育まれてきたものであることを、生徒が感じ取れるような指導の工夫が求められる。

グローバル化が益々進展するこれからの時代においては、我が国の伝統や文化の中に自分自身のよりどころを見いだすとともに、異なる文化などに対しても敬意を払い、世界の人々と共存することが求められている。そこで、「音楽 I」及び「音楽 II」では、我が国

や諸外国の様々な音楽文化に親しみ、「音楽Ⅲ」ではそれらを尊重する態度を育成していく必要がある。

音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度とは、音楽を生活や社会の中に取り入れ、明るく豊かな生活を送ることを目指す態度のことである。これは、義務教育として行われる普通教育の目標の一つである、学校教育法第二十一条の第九号「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと」を踏まえたものであり、高等学校において、中学校音楽科の学習を基礎にして、高度な普通教育である芸術科音楽を学ぶ意味に関わるものである。

音楽 I 科目の目標及び内容の構成

科目の目標		内容の構成		
		領域等	項目	事項
<p>音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p>	<p>(1) 「知識及び技能」の習得に関する目標</p> <p>(2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標</p>	領域 A 表現	(1) 歌唱 歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 歌唱分野における「知識」 ウ 歌唱分野における「技能」
			(2) 器楽 器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 器楽分野における「知識」 ウ 器楽分野における「技能」
			(3) 創作 創作に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 創作分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 創作分野における「知識」 ウ 創作分野における「技能」
	<p>(3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標</p>	B 鑑賞	(1) 鑑賞 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」 イ 鑑賞領域における「知識」
〔共通事項〕		(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 表現及び鑑賞の学習において共通に必要なとなる「思考力、判断力、表現力等」 イ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要なとなる「知識」	

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

表現に関する資質・能力については、分野ごとに、それぞれアとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力、ウとして「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 歌唱

歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。
 - (ア) 曲想と音楽の構造や歌詞，文化的・歴史的背景との関わり
 - (イ) 言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり
 - (ウ) 様々な表現形態による歌唱表現の特徴
- ウ 創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な，次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。
 - (ア) 曲にふさわしい発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能
 - (イ) 他者との調和を意識して歌う技能
 - (ウ) 表現形態の特徴を生かして歌う技能

ここでは、「音楽Ⅰ」における歌唱に関する指導事項を示しており，以下の，題材を構想する上で必要となる配慮事項を踏まえて指導することが求められる。

(内容の取扱い)

- (2) 内容の「A表現」の(1)，(2)及び(3)の指導については，ア，イ及びウの各事項を，「B鑑賞」の(1)の指導については，ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。
- (4) 内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり，「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫する。

「音楽Ⅰ」の歌唱分野では，〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて，アに示す「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力，イに示す「知識」に関する資質・能力，ウに示す「技能」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。したがって，歌

唱の学習は、ア、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなる。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫すること。

この事項は、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

歌唱表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

歌唱の学習では、歌唱表現を創意工夫する過程で、様々な表現を試しながら、新たな知識や技能を習得することと、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切になるため、知識や技能を**得たり生かしたりしながら**としている。このように、新たな知識や技能の習得は、創意工夫の過程で行われるものであることから、あらかじめ必要な知識や技能を習得してから創意工夫をするといったような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。

自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫するとは、曲に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい歌唱表現について考え、どのように歌唱表現するかについて表現意図をもつことである。また、表現意図は、創意工夫の過程において、歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり新たな表現意図となったりする。

自己のイメージをもってとしているのは、中学校音楽科での学習を基礎にしつつ、新たに習得した知識や技能、これまでの生活経験などを踏まえて、歌唱表現に対する自己のイメージを一層豊かにし、自分の意思をもって、表現意図を明確にしていくことを大切にしているからである。例えば、イの(ア)と関わらせた題材の場合、曲想と文化的・歴史的背景とを関わらせ、その歌が生まれた当時の生活や歌われていた状況などを想像しながら、今の自分ならどのように表現するのかという視点から、イメージを深められるようにすることなどが考えられる。

指導に当たっては、創意工夫する過程を大切にして、生徒の思考の流れを把握しながら、ねらいを明確にし、生徒同士が意見を述べ合ったり試行錯誤したりするなど、適切な手立てを講ずることが大切である。

このように、本事項では、生徒が様々な歌唱表現を試しながら工夫し、どのように歌うかについて表現意図をもつ過程を重視した指導を求めている。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲想とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。

音楽の構造とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などのことである。

今回の改訂では、従前の「歌詞の内容」を**歌詞**と示している。これは、情景や心情といった歌詞の内容に加え、助詞や接続詞などを含む、言葉と曲想との関わりに関する学習も含め、歌詞についてより深く捉えることを求めているからである。

文化的・歴史的背景とは、その音楽が生まれ、育まれてきた国や地域、風土、人々の生活、文化や伝統などであり、音楽はそれらの影響を受けて成立し、様々な特徴をもつ。

本事項は、「曲想と音楽の構造との関わり」、「曲想と歌詞との関わり」、「曲想と文化的・歴史的背景との関わり」の全ての理解を求めている事項である。

曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、生徒が曲想を感じ取り、感じ取った理由を、音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景の視点から自分自身で捉えていく過程が必要である。

「曲想と歌詞との関わり」についての指導に当たっては、曲想が音楽の構造と深く関わっていることを踏まえ、「曲想と音楽の構造との関わり」と関連付けて学習することが大切である。例えば、「同じ旋律で『私は』という歌詞が3回出てくるけれど、最後の4回目だけ『私が』となっている。最後の一回に力強さを感じるのは、『は』と『が』の違いやそこに込められた思いが影響している」などのように、一つ一つの言葉を丁寧に扱いながら、曲想と歌詞との関わりを捉えていくことができるような学習が考えられる。その際、生徒が音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。また、**曲想、音楽の構造、歌詞、文化的・歴史的背景**はそれぞれ関連するものであることから、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景によって生み出されているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(1) 言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

言葉の特性には抑揚、アクセント、リズム、音質、語感などがあり、また、それらが旋律やリズム、曲の構成などと深く関わり合って音楽を成り立たせている。

曲種とは、音楽の種類のことであり、**曲種に応じた発声**とは、民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱を含む我が国や諸外国の様々な音楽の特徴を表現することができるような発声のことである。

言葉の特性と曲種に応じた発声との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わせた指導によって、生徒が、言葉の特性が生み出す特質や雰囲気を感じ、感受したことと曲種に応じた発声との関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。したがって、教師からの説明などによって、生徒が曲種によって様々な発声の仕方や声の種類があることを知る、ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば、郷土に伝わる民謡を聴き、音色や旋律について知覚・感受したことと、歌う際の姿勢や身体の使い方、呼吸法、共鳴の様子などとの関わりを捉えて歌うことによって、言葉の特性が生かされていることを理解することなどが考えられる。その際、生徒が音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることや、その曲種に応じた発声によって生み出される声の音色や響きと、その地域や時代の、文化や歴史などとの関わりを意識できるようにすることが大切である。

このように、言葉の抑揚や言語のもつ質感などと曲種を生かした歌唱表現をする際の発声とが密接に関わっていることを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(ウ) 様々な表現形態による歌唱表現の特徴

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**様々な表現形態による歌唱表現の特徴**を理解できるようにすることをねらいとしている。

様々な表現形態による歌唱表現の特徴とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独唱、二重唱や四重唱などの小アンサンブル、クラス全体での合唱などのよさや持ち味を指す。また、伴奏の有無などによってもよさや持ち味は異なる。例えば、我が国の民謡に見られる音頭一同形式では、一人と集団の掛け合いによる独特の歌い方や雰囲気などにその特徴がある。また、西洋音楽に見られる無伴奏の合唱では、各声部における旋律などの関わり合い、一体感のある音色や全体的な調和などにその特徴がある。

指導に当たっては、生徒の特性、興味・関心等を考慮して教材を選択し、独唱、小アンサンブル、合唱などの音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

このように、歌唱表現の特徴を表現形態の視点から捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

ウ 創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能としているのは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからであ

る。したがって、(ア)から(ウ)までの指導に当たっては、生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

(ア) 曲にふさわしい発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、**曲にふさわしい発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

曲にふさわしい発声としているのは、イに示す「知識」に関する学習内容と関わらせ、生徒の表現意図を歌唱によって表すことができるようにすることを大切にしているからである。したがって、単に何通りもの発声の方法を身に付けさせることがねらいではないことに留意する必要がある。

発音には、子音や母音の発音などがある。子音や母音を適切に発音できることは、一つの言葉の役割や意味を曲想と関わらせて歌唱表現するための重要な技能の一つである。

身体の使い方には、姿勢や呼吸の仕方などがある。例えば、「歌詞に表されている思いを表現するために、長いフレーズを滑らかに歌いたい」という表現意図をもったとき、十分な息を吸ってフレーズの最後まで歌声を保つための、喉、肩、腹部など身体の緊張と脱力の適度なバランスを身に付けていく学習などが考えられる。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性感じながら、曲にふさわしい発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能を身に付けられるようにすることを求めている。

(イ) 他者との調和を意識して歌う技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、**他者との調和を意識して歌う技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

他者との調和を意識して歌う技能には、自分と同じ声部の他者の声や、他の声部の声などとの重なりやつながりを聴きながら、自分が歌っている音の高さやリズム，声の音色などをそろえて歌ったり，他の声部の声量を聴きながら自分の声量を調整して歌ったり，伴奏のリズムや速度に合わせて歌ったりすることのできる技能などがある。

したがって、他者と合わせるために、まずは自分が担当する声部の音高やリズムなどを正しく歌えるようにして、その後、他者と合わせる活動をする，というような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。また、他者との調和を意識できるようにするため、楽譜などの視覚的な情報を活用することも有効である。

他者との調和を意識するためには、自分の表現意図をもつとともに、他者の音楽表現を

受容し尊重する意識をもつことが大切である。その際、他者の音楽表現を聴く活動が重要になる。他者の音楽表現を聴いて捉えた特徴と自分の表現意図との協調を図ることが、音楽的な調和をもたらす。生徒一人一人が音楽的に調和した歌唱表現のイメージをもち、互いの歌唱表現を聴き合いながら、一体感のある歌唱表現をつくっていくことは、望ましい人間関係を築く上でも意義あることである。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性感じながら、他者との調和を意識して歌う技能を身に付けられるようにすることを求めている。

(ウ) 表現形態の特徴を生かして歌う技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、**表現形態の特徴を生かして歌う技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

表現形態の特徴とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独唱、二重唱や四重唱などの小アンサンブル、クラス全体での合唱、さらには、無伴奏や伴奏付きのものなどの形態による、それぞれのよさや持ち味を指す。したがって、**表現形態の特徴を生かして歌う技能**とは、それぞれの表現形態のもつよさや持ち味などを生かして歌う技能である。

例えば、独唱であれば、自分の声の持ち味を十分に生かして個性豊かに歌ったり、二重唱であれば、互いの声の音色や響きを感じ取りながら音色や響きを近づけて歌ったりする技能などが考えられる。また、重唱や合唱の場合は、(イ)と関わらせて学習することも考えられる。

指導に当たっては、この技能が、創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能として位置付けられていることに十分留意するとともに、表現形態の特徴を生かして歌うことがその曲のよさや美しさなどを歌唱表現することにつながることや、様々な表現形態で歌うことの喜びや楽しさなどを実感できるように、指導を工夫することが大切である。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性感じながら、表現形態の特徴を生かして歌う技能を身に付けられるようにすることを求めている。

- (2) 器楽
- 器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって器楽表現を創意工夫すること。
 - イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。
 - (ア) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり
 - (イ) 曲想と楽器の音色や奏法との関わり
 - (ウ) 様々な表現形態による器楽表現の特徴

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

- (ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能
- (イ) 他者との調和を意識して演奏する技能
- (ウ) 表現形態の特徴を生かして演奏する技能

ここでは、「音楽Ⅰ」における器楽に関する指導事項を示しており、以下の、題材を構想する上で必要となる配慮事項を踏まえて指導することが求められる。

(内容の取扱い)

- (2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。
- (4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

「音楽Ⅰ」の器楽分野では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、アに示す「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イに示す「知識」に関する資質・能力、ウに示す「技能」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。したがって、器楽の学習は、ア、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなる。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって器楽表現を創意工夫すること。

この事項は、器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**自己のイメージをもって器楽表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

器楽表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

器楽の学習では、器楽表現を創意工夫する過程で、様々な表現を試しながら、新たな知識や技能を習得することと、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切になるため、知識や技能を**得たり生かしたりしながら**としている。このように、新たな知識や技能の習得は、創意工夫の過程で行われるものであることから、あらかじめ必要な知識や技能を習得してから創意工夫をするといったような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。

自己のイメージをもって器楽表現を創意工夫するとは、曲に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい器楽表現について考え、どのように器楽表現するかについて

て表現意図をもつことである。また、表現意図は、創意工夫の過程において、器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり新たな表現意図となったりする。

自己のイメージをもってとしているのは、中学校音楽科での学習を基礎にしつつ、新たに習得した知識や技能、これまでの生活経験などを踏まえて、器楽表現に対する自己のイメージを一層豊かにし、自分の意思をもって、表現意図を明確にしていくことを大切にしているからである。例えば、イの(イ)と関わらせた題材の場合、曲想と楽器の音色や奏法とを関わらせ、音色や奏法の違いから生まれる特質や雰囲気の変化を大切にしながら、自分が出す音の音色や試している奏法によって、どのように表現すればその曲のよさを表すことができるのかという視点からイメージを深められるようにすることなどが考えられる。

指導に当たっては、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、ねらいを明確にし、生徒同士が意見を述べ合ったり試行錯誤したりするなど、適切な手立てを講ずることが大切である。

このように、本事項では、生徒が様々な器楽表現を試しながら工夫し、どのように演奏するかについて表現意図をもつ過程を重視した指導を求めている。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲想とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。

音楽の構造とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などのことである。

文化的・歴史的背景とは、その音楽が生まれ、育まれてきた国や地域、風土、人々の生活、文化や伝統などであり、音楽はそれらの影響を受けて成立し、様々な特徴をもつ。

本事項は、「曲想と音楽の構造との関わり」、「曲想と文化的・歴史的背景との関わり」の両方の理解を求めている事項である。

曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、生徒が曲想を感じ取り、感じ取った理由を、音楽の構造や文化的・歴史的背景の視点から自分自身で捉えていく過程が必要である。

「曲想と音楽の構造との関わり」についての指導に当たっては、例えば、「この曲は日本的な感じがする」と感じ取った生徒が、旋律に着目し、楽譜を見て演奏しながら、「そう感じたのは、旋律に^{そう}箏曲のコロリンと同じ音型が使われていたり、旋律全体が都節音階でつくられていたりしているからだ」のように、自分が感じ取った曲想と音楽の構造との関わりを捉えていくことができるような学習が考えられる。その際、生徒が音楽活動を通し

て、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。また、**曲想、音楽の構造、文化的・歴史的背景**はそれぞれ関連するものであることから、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造や文化的・歴史的背景によって生み出されているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(イ) 曲想と楽器の音色や奏法との関わり

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と楽器の音色や奏法との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲想とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。

楽器の音色とは、その楽器固有の音色のことである。楽器の音を音楽の素材として捉え、その楽器の音でしか表せない表現を体験させることによって、音楽表現の豊かさや美しさに気付かせることが重要である。また、その楽器を生み出した風土、文化や歴史などについて学習することは、楽器の特徴を捉える上で効果的である。

奏法とは、その楽器固有の演奏方法のことである。

曲想と楽器の音色や奏法との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、生徒が、楽器の音色や奏法の違いが生み出す音色の特質や雰囲気を感じ、感受したことと曲想との関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。したがって、教師からの説明などによって、生徒が複数の楽器の音色を判別できるようになったり、その楽器の奏法を知ったりする、ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば、篠笛^{しの}の音色は常に同一のものではなく、息の吹き込み方や指の打ち方などによって、様々な音色や響き、表情などが生み出される。このような篠笛固有の音の特徴と祭囃子^{まつりばやし}特有の躍動感を感じさせる曲想との関わりを捉えることなどが考えられる。その際、生徒が音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音色や奏法によって生み出されているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(ウ) 様々な表現形態による器楽表現の特徴

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**様々な表現形態による器楽表現の特徴**を理解できるようにすることをねらいとしている。

様々な表現形態による器楽表現の特徴とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独奏、二重奏や四重奏などの小アンサンブル、クラス全体での合奏などのよさや持ち味を指す。なお、和楽器の独奏、リコーダー・アンサンブルのように、用いる楽器の種類や組合せなどによって、よさや持ち味は多様である。例えば、リコーダー四重奏のように同じ種

類の楽器の組合せでは、一体感のある音色や全体的な調和のある響きが生み出される。一方、ギターと鍵盤楽器、あるいは、和楽器と西洋の楽器のように異なる種類の楽器の組合せでは、異なる音色が重なったり重なったりすることによる多様な響きが生み出される。このような楽器の組合せによる表現の違いやそれぞれのよさや持ち味を十分に感じ取りながら、様々な表現形態による器楽表現の特徴を理解することが考えられる。

指導に当たっては、生徒の特性や興味・関心、学校や地域の実態等を考慮して扱う楽器や教材を選択し、独奏、小アンサンブル、合奏などの音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

このように、器楽表現の特徴を表現形態の視点から捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能としているのは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、(ア)から(ウ)までの指導に当たっては、生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

(ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

奏法とは、その楽器固有の演奏方法のことである。

曲にふさわしい奏法としているのは、イに示す「知識」に関する学習内容と関わらせ、生徒の表現意図を器楽によって表すことができるようにすることを大切にしているからである。したがって、単に何通りもの奏法を身に付けさせることがねらいではないことに留意する必要がある。

身体の使い方には、姿勢や楽器の構え方、発音する際の身体の動かし方などが考えられる。例えば、^{そりこと}箏（※）の演奏をする際、「一つ一つの音に余韻が生まれるような、豊かな音色や響きを出したい」という表現意図をもったとき、姿勢、手の使い方、爪のあて方などを工夫しながら技能を身に付けていく学習などが考えられる。また、イの(イ)と関わらせ、音をよく聴きながら、^お押し手、^で合わせ爪などの奏法と音色との関係を捉えて、身体

の使い方を身に付けていく学習などが考えられる。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性感じながら、曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能を身に付けられるようにすることを求めている。

※「箏」の振り仮名を「そう（こと）」と表記しているのは、「箏」は楽器名として一般に「こと」と呼ばれることも多いため、芸術科音楽の授業においては、「そう」又は「こと」の両方の読み方が可能であることを示している。（以下同じ）

(イ) 他者との調和を意識して演奏する技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、**他者との調和を意識して演奏する技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

他者との調和を意識して演奏する技能には、自分と同じ声部の他者の音や、他の声部の音などとの重なりやつながりを聴きながら、自分が楽器で演奏している音の高さやリズムをそろえて演奏したり、他の声部の音量を聴きながら自分の楽器の音量を調整して演奏したり、伴奏のリズムや速度に合わせて演奏したりすることのできる技能などがある。

したがって、他者と合わせるために、まずは自分が担当する声部の旋律やリズムなどを正しく演奏できるようにして、その後、他者と合わせる活動をする、というような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。また、他者との調和を意識できるようにするため、楽譜などの視覚的な情報を活用することも有効である。

他者との調和を意識するためには、自分の表現意図をもつとともに、他者の音楽表現を受容し尊重する意識をもつことが大切である。その際、他者の音楽表現を聴く活動が重要になる。他者の音楽表現を聴いて捉えた特徴と自分の表現意図との協調を図ることが、音楽的な調和をもたらす。生徒一人一人が音楽的に調和した器楽表現のイメージをもち、互いの器楽表現を聴き合いながら、一体感のある器楽表現をつくっていくことは、望ましい人間関係を築く上でも意義あることである。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性感じながら、他者との調和を意識して演奏する技能を身に付けられるようにすることを求めている。

(ウ) 表現形態の特徴を生かして演奏する技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、**表現形態の特徴を生かして演奏する技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

表現形態の特徴とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独奏、二重奏や四重奏などの小アンサンブル、クラス全体での合奏などのよさや持ち味を指す。したがって、**表現形**

態の特徴を生かして演奏する技能とは、それぞれの表現形態のもつよさや持ち味などを生かして演奏する技能である。

例えば、ギターを用いた器楽の学習において、独奏であれば、自分の奏法などの持ち味を十分に生かして個性豊かに演奏したり、二重奏であれば、互いの楽器の音色や響きを感じ取りながら音色や響きを近づけて演奏したりする技能などが考えられる。また、重奏や合奏の場合は、(イ)と関わらせて学習することも考えられる。

指導に当たっては、この技能が、創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能として位置付けられていることに十分留意するとともに、表現形態の特徴を生かして演奏することがその曲のよさや美しさなどを器楽表現することにつながることや、様々な表現形態で演奏することの喜びや楽しさなどを実感できるよう、指導を工夫することが大切である。

このように、本事項では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要を感じながら、表現形態の特徴を生かして演奏する技能を身に付けられるようにすることを求めている。

(3) 創作

創作に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって創作表現を創意工夫すること。

イ 音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

ウ 創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能

(イ) 旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能

(ウ) 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編曲をする技能

ここでは、「音楽 I」における創作に関する指導事項を示しており、以下の、題材を構想する上で必要となる配慮事項を踏まえて指導することが求められる。

(内容の取扱い)

(2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。

(3) 生徒の特性等を考慮し、内容の「A表現」の(3)のウについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

(4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう

工夫する。

(7) 内容の「A表現」の(3)の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成することを重視するとともに、作品を記録する方法を工夫させるものとする。

第2章 各科目

「音楽I」の創作分野では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、アに示す「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イに示す「知識」に関する資質・能力、ウに示す「技能」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。したがって、創作の学習は、ア、イ、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなる。

その際、生徒の興味・関心や学習状況等に応じて、指導内容の焦点を絞るなどして、各学校において創意工夫を生かした創作の指導を行うことが重要である。

従前は、ア（音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて、イメージをもって音楽をつくること）、イ（音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって音楽をつくること）又はウ（音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって変奏や編曲をすること）のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしていた。今回の改訂では、その趣旨を踏まえ、ウについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとした。

創作の指導に当たっては、生徒が表したい音楽のイメージをもち、主体的、積極的に音を音楽へと構成していけるようにすることが求められる。そのためには、即興的に音を出して音の質感を感じ取り、表したい音楽のイメージを膨らませながら音の組合せを工夫し、その積み重ねや発展の結果として音楽が形づくられていく過程を大切にされた指導が重要となる。

また、創作に関する理論や技法を身に付ける学習を先行させ過ぎたり、曲を完成させることのみをねらいにしたりすることなく、生徒が創作する楽しさや喜びを味わうことができるように配慮することが大切である。その上で、生徒が自由に音を出しながら音のつながり方や重ね方などを試す中で、音楽を形づくっている要素の働きに気づき、それらが生み出す特質や雰囲気などを感じ取り、創作する意欲が一層高まっていくように工夫する必要がある。

作品を記録する方法については、五線譜だけでなく、文字、記号、図などを用いたり、コンピュータや録音機器を活用したりできるようにするとともに、曲種などを考慮して適切な方法を用いることができるよう指導することが大切である。その際、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮することも大切である。

なお、創作分野における技能とは、つくった音楽を演奏することができる技能ではないことに留意する必要がある。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって創作表現を創意工夫すること。

この事項は、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**自己のイメージをもって創作表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

創作表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

創作の学習では、創作表現を創意工夫する過程で、様々な表現を試しながら、新たな知識や技能を習得することと、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切になるため、知識や技能を**得たり生かしたりしながら**としている。このように、新たな知識や技能の習得は、創意工夫の過程で行われるものであることから、あらかじめ必要な知識や技能を習得してから創意工夫をするといったような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。

自己のイメージをもって創作表現を創意工夫するとは、音や音楽に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて表現意図をもつことである。また、表現意図は、創意工夫の過程において、創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり、新たに生成されたりする。

自己のイメージをもってとしているのは、中学校音楽科での学習を基礎にしつつ、新たに習得した知識や技能、これまでの生活経験などを踏まえて、創作表現に対する自己のイメージを一層豊かにし、自分の意思をもって、表現意図を明確にしていくことを大切にしているからである。

創作表現を創意工夫する場面では、他者と関わりながら学習を進めることが効果的な場合もある。例えば、つくっている音楽を表したいイメージに近づけていく過程で、互いの発想や見通しを伝え合ったり、つくっている音楽の構造とそこから生まれる特質や雰囲気との関わりについて確かめ合ったりすることで思考が深まっていくことがある。このように、指導のねらいや生徒の実態に応じて、適切にグループ活動を取り入れたり、作品を相互評価する場面を設けたりすることも有効である。

指導に当たっては、音を機械的に並べたり組み合わせたりしていく活動に終わることなく、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、適切な手立てを講じ、自己のイメージを創作表現につなげられるよう留意する必要がある。

このように、本事項では、生徒が様々な創作表現を試しながら工夫し、どのように音楽をつくるかについて表現意図をもつ過程を重視した指導を求めている。

イ 音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

この事項は、創作分野における「知識」に関する資質・能力である、**音素材の特徴、音を連ねたり重ねたりしたときの響きの特徴、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴につ**

いて、**表したいイメージと関わらせて理解**できるようにすることをねらいとしている。

音素材には、声や楽器の音のほか、自然界や日常生活の中に存在する様々な音が挙げられる。**音素材**の特徴を理解するとは、例えば、人の声に関しては、様々な発声の方法による多様な声とその特質や雰囲気との関わりを理解することなどが考えられる。楽器の音に関しては、材質、形状、発音原理、奏法などの違いによる音色とその特質や雰囲気との関わりを理解することなどが考えられる。また、一般的な奏法のみでなく様々な奏法の工夫による多様な音とその特質や雰囲気との関わりを理解することも考えられる。自然界や日常生活の中に存在する音に関しては、風、雨、川のせせらぎ、小鳥の声、虫の音、機械の動く音などの自然音や環境音と、その特質や雰囲気との関わりを理解することが考えられる。

音を連ねたときの響きの特徴とは、音と音とを連ねてつくられるリズムや旋律の特質や雰囲気のことである。音の連ね方が異なれば、感受される特質や雰囲気も異なる。例えば、順次進行であるか跳躍進行であるかによって、滑らかさを感じたり勢いを感じたりするなどが考えられる。また、休符の用い方やアーティキュレーションなどによって、同じ旋律でも感受される響きの特質や雰囲気が異なる。

音を重ねたときの響きの特徴とは、多声的な音楽における旋律と旋律との重なり、和声、民謡における歌と掛け声や囃子詞、リズムアンサンブルに見られるような、特定の音高を定めることができない音の重なりなどの特質や雰囲気のことである。音の重ね方が異なれば、感受される特質や雰囲気も異なる。例えば、ある旋律にもう一つの旋律を重ねようとする際に、三度や六度で重なる部分では、安定した感じや安心感などが得られるのに対し、二度や七度で重なる部分では、不安定な感じや緊張感などが得られるといったようなことである。

音階や音型などの特徴とは、旋律を構成する音階や旋法の特徴や雰囲気、リズム・パターンや音の跳躍のパターンなどといった音型の特徴や雰囲気のことである。

指導に当たっては、表したいイメージと関わらせながら、生徒が実際に音を鳴らしたり、音の出し方を様々なに試したりするなどして、音の質感や旋律、リズム、和音や和声などの特質や雰囲気を感じ取れるようにすることが重要である。

一方、**構成上の特徴**とは、音を音楽へと構成するための原理である、反復、変化、対照などの手法を用いることによって生み出される特質や雰囲気のことである。創作表現では、これらの手法を用いることによって、音楽にどのような特質や雰囲気が生み出されるのかを理解することが大切である。

指導に当たっては、例えば、短い旋律やリズム・パターンを反復、変化させながら、ある程度の長さをもった音楽をつくったり、旋律やリズム・パターンを重ねながら、複数の声部による音楽をつくったりする過程で、音を出し、それを聴くことを通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

表したいイメージと関わらせて理解することとしているのは、創作の学習の過程においては、音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴などと、生徒が自己の内面に構築したイメージとを関わらせて理解することが重要

だからである。これは、学習の初期の段階から学習の対象となる音楽が存在している歌唱や器楽の学習とは異なる、創作の学習ならではの側面を踏まえたものである。

創作の学習における**イメージ**とは、心の中に思い描く全体的な印象であり、創作の活動の源となるものである。イメージは、詩や文章、絵画や写真、映像などから喚起されるもののみではなく、即興的に音を出しながら様々な音のつながり方や重なり方を試す中で喚起されるものもある。またイメージは、創意工夫の過程において、音を出しながら繰り返し表現を試し、その音を聴くことによって、変化したり発展したりすることがある。その際、イメージを言葉で表したり、それを伝え合ったりすることによって、**表したいイメージ**が豊かになったり一層確かなものになったりすることも考えられる。生徒が、音や音楽とこれまでの生活経験などを結び付け、より具体的なイメージをもつことができるよう指導を工夫することが大切である。

表したいイメージと関わらせて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、表したいイメージと、音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴などとの関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。

ウ 創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした創作表現をするために必要な技能**を身に付けて音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

創意工夫を生かした創作表現をするために必要な技能としているのは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、(ア)から(ウ)までの指導に当たっては、生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

(ア) 反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能**を身に付けて音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

反復、変化、対照などとは、音を音楽へと構成するための原理を例示したものである。その中でも反復は、最も基本的な原理であり、動機、旋律、リズム・パターンなどを繰り返すものや、曲の中のあるまとまった部分を繰り返すものなどがある。

反復、変化、対照などの手法を活用してとは、創意工夫を生かした創作表現をするために、表現意図をもって、幾つかの音による短い音型を反復させたり、その音型の音高やリズムなどを変化させたり、その音型とは対照的な音型をつなげたりすることである。

指導に当たっては、音楽としての全体的な統一感やまとまりなどを大切にしながら、音楽を構成する原理の働きが音楽表現にもたらす効果などについて、生徒が自ら気付いたり感じ取ったりする体験を通して技能を身に付けていくようにすることが大切である。

(イ) 旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、**旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能**を身に付けて音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

従前は「音階を選んで旋律をつくる」と示し、幾つかの種類音階について、それぞれの音階が醸し出す雰囲気の違いなどを感じ取って音階を選び、その音階を基にして旋律をつくることとしていた。一方、旋律をつくる手順には、あらかじめ音階を選んで旋律をつくる、表したいイメージを旋律にしていく過程で特定の音階を選択して旋律をつくる、表したいイメージをもって特定の音階によらない旋律をつくるなど、様々な手順が考えられる。これらのことを踏まえ、今回の改訂では**旋律をつくる**と示した。

また、従前は「旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて」と示し、旋律をつくることと、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けることを一連の創作活動として位置付けていた。一方、今回の改訂では、生徒の表したい音楽のイメージが、必ずしも多声部による音楽であったり、和声を伴う音楽であったりするとは限らず、モノフォニーの特質や雰囲気を生かした音楽であることも考えられることから、**旋律をつくったり**とし、旋律をつくる技能についてのみ扱うこともあり得る示し方とした。なお、詩などに旋律を付ける場合は、詩の意味や内容を踏まえつつ、言葉の抑揚、アクセント、リズムなどに着目することも大切である。

指導に当たっては、この技能が、創意工夫を生かした創作表現をするために必要な技能として位置付けられていることに十分留意するとともに、音階や旋法、リズムの特徴などに興味をもち、音のつながり方やフレーズのまとまり、音の重なり方によって生み出される表情の多様さなどに生徒が自ら気付きながら、意欲をもって取り組むことができるようにすることが大切である。また、和音の学習においては、コード・ネームの効果的な活用を図ることも考えられる。なお、西洋音楽の音階やいわゆる機能と声などに限定することなく、様々な音のつなげ方や重ね方を試しながら音楽をつくっていくことができるようにすることも大切である。

(ウ) 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編曲をする技能

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、**音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編**

曲をする技能を身に付けて音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

音楽を形づくっている要素の働きを変化させとは、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などのうち、一つ又は複数の要素の働きを意図的に変えることである。その際、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、要素の働きの変化が生み出す音楽の表情や雰囲気などを感じ取りながら、初歩的な変奏や編曲につなげられるようにすることが大切である。

変奏とは、ある曲の主題などを基にして、それに変化をもたせながら創作していくことをいう。例えば、拍子を変えたり、旋律に装飾的な音を加えたり、長調の旋律を短調に変えたりするなど、様々な手法が考えられる。

編曲とは、ある曲について、表現の目的や演奏形態などの条件に応じて、音楽を改編することをいう。例えば、ある独唱曲を声楽や器楽のアンサンブルで演奏するために、用いる声や楽器の編成に合うように編曲することなどが考えられる。

指導に当たっては、生徒が意図している効果が生み出されているか、実際に音を出して感じ取りながら技能を身に付けられるようにすることを重視する。また、音色や音域など、用いる声や楽器の特性にふさわしい変奏や編曲をする技能を身に付けられるようにすることも大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

鑑賞に関する資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴

ここでは、「音楽Ⅰ」における鑑賞に関する指導事項を示しており、以下の、題材を構想する上で必要となる配慮事項を踏まえて指導することが求められる。

(内容の取扱い)

(2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。

(4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

(8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

「音楽Ⅰ」の鑑賞領域では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、アに示す「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イに示す「知識」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。したがって、鑑賞の学習は、アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定し

て行うこととなる。

「内容の取扱い」の(8)では、**曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れる**ことに関する配慮事項を示している。

鑑賞領域の学習は、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、言葉で言い表したり書き表したりして音楽を評価するなどの能動的な活動によって成立する。

芸術科音楽における批評とは、音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者と伝え合い、論じ合うことであり、主体的・協働的な学習に必要なものである。評価の根拠をもって批評することは創造的な行為であり、それは漠然と感想を述べたり単なる感想文を書いたりすることとは異なる活動である。批評する活動を取り入れることは、生徒が自ら感性を働かせて、その音楽のよさや美しさなどを一層深く味わって聴くとともに、音楽文化に対する理解を深めていくことにつながっていく。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこと。

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くことができる**ようにすることをねらいとしている。

鑑賞に関わる知識とは、イに示すものを指す。

鑑賞の学習では、音楽のよさや美しさを味わって聴く過程で、新たな知識を習得することと、既に習得している知識を活用することの両方が大切になるため、知識を**得たり生かしたりしながら**としている。このように、新たな知識の習得は、音楽のよさや美しさを味わって聴く過程で行われるものであることから、あらかじめ必要な知識を習得してから音楽のよさや美しさを味わって聴くといったような一方向のみの指導にならないよう留意する必要がある。

音楽のよさや美しさを自ら味わうとは、初発の感想のような表層的な捉えに留まることなく、以下の(ア)から(ウ)までについて考え、イに示す知識を踏まえて聴き返し、その音楽の内容を価値あるものとして自らの感性によって確認する主体的な行為のことである。また、**自ら**としているのは、卒業後も、生徒が主体的に音楽に関わり、音楽のよさや美しさを味わっていくことのできる資質・能力を、選択必修科目である「音楽 I」の履修によって育成できるようにすることを目指しているからである。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**曲や演奏に対する評価とその根拠**について考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

曲や演奏に対する評価とは、よさや美しさといった曲や演奏の価値を判断することであ

る。価値を判断するためには、自己の価値観をもつことが必要になる。

自己の価値観は、イに示す知識を活用し、曲や演奏のよさや美しさについて考えたり、考えたことを言葉で表したり伝え合ったりする活動を通して、形成されたり再構築されたりする。また、曲や演奏を評価する学習を積み重ねることによって、広がったり深まったりする。

指導に当たっては、評価した**根拠**を明確にできるようにする必要がある。その根拠には、曲や演奏を聴いて感じ取った自己のイメージや感情などの他に、曲想と音楽の構造との関わりなど、イに示す知識に関する内容が含まれることが大切である。

このように、本事項の学習は、イに示す知識に関する学習と一体的に行われることによって成立することに十分留意する必要がある。

(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**自分や社会にとっての音楽の意味や価値**について考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

自分や社会にとっての音楽の意味や価値を考えることは、人間にとっての音楽の存在意義という視点から、人間と音楽とはどのように関わってきたのか、また、どのように関わっていくのかなどについて考えることにつながるものである。

なお、中学校音楽科では「生活や社会における音楽の意味や役割」と示している。それに対して「音楽Ⅰ」では、**自分や社会にとっての**と示し、音楽との関わりについて、より生徒自身の問題として考えることを重視した。また、中学校における「音楽の意味や役割」に関する学習を基礎にして、「このような役割をもつ音楽の価値は何か」のように、さらに考えを深めていくことを目指し、**音楽の意味や価値**と示している。

自分にとっての音楽の意味や価値を考える際には、例えば、イの(ア)と関連付けながら、「自分はなぜ気持ちが変わったのか」、「自分はなぜ感動したのか」など、自分の感情の変化に着目して考えられるようにするなどの指導の工夫が大切である。また、社会にとっての音楽の意味や価値を考える際には、イの(イ)と関連付けながら、これまでの歴史の中で、人々がどのように音楽を生み出し、尊重し、受け継いできたかを考え、意見を述べ合えるようにするなどの指導の工夫が大切である。

指導に当たっては、生徒が**自分や社会にとっての音楽の意味や価値**について考えたことを基に、教材として扱う音楽に対して、根拠をもって評価できるようにすることが必要である。

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**音楽表現の共通性や固有性**について考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこ

とができるようにすることをねらいとしている。

音楽表現の共通性や固有性とは、様々な音楽が、どのようにつくられているか、どのように演奏されているかについて、複数の音楽に共通して見られる表現上の特徴、あるいは、ある音楽だけに見られる表現上の特徴などのことである。

本事項は、中学校音楽科において示した内容と同様であるが、「音楽 I」では、他の事項と関わらせた学習をするなどして、さらに学習内容の充実を図ることが大切である。例えば、イの(イ)などに関わらせながら音楽文化や音楽を生み出す人々のことにまで視野を広げて学習を深めることなどが考えられる。

音楽表現の共通性や固有性について考えることは、人間が音楽によって何をどのように表現し、音楽を受け入れてきたのかなどについて、地域や時代、表現形態等の視点から捉えること、さらに、音楽と人間との関係を理解することにつながるものである。

指導に当たっては、生徒が**音楽表現の共通性や固有性**について考えたことを基に、教材として扱う音楽に対して、根拠をもって評価できるようにすることが必要である。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。
(ア) 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲想とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。

表現上の効果とは、その音楽作品や演奏に施されている様々な工夫によってもたらされるものである。同じ曲であっても、個々の演奏者が作曲者による表現上の工夫をどのように受け止めたかによって、当然ながら演奏された音楽表現は異なってくる。

音楽の構造とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などのことである。

曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、生徒が曲想や表現上の効果を感じ取り、感じ取った理由を、音楽の構造の視点から自分自身で捉えていく過程が必要である。

指導に当たっては、例えば同一曲を異なる奏者の演奏で聴かせたり、古典派とロマン派のように、異なる時代の曲を聴かせたりするなど、比較して聴く活動を取り入れることも有効であると考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどや作曲者や演奏者による様々な工夫が、音楽の構造とどのように関わっているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(イ) 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

音楽の特徴には、その音楽の質感に関することも含まれている。したがって、〔共通事項〕と関わらせた指導が必要であり、音楽の特徴に関する事柄を知るということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

文化的・歴史的背景とは、その音楽が生まれ、育まれてきた国や地域、風土、人々の生活、文化や伝統などのことである。音楽はそれらの影響を受けて成立し、様々な特徴をもつ。例えば、我が国や郷土の伝統音楽では、雅楽が宮廷や寺社と、能楽が武家との結び付きの中で発展し、また、三味線音楽が町民文化の興隆の中で育まれてきた。中世以降の西洋音楽では、キリスト教と結び付いて発展した音楽が、後に宮廷で愛好されるようになり、やがて市民社会へと広がっていった。そして、現代では、ポピュラー音楽をはじめとする多様な音楽が、生活や社会の状況と密接に関連しながら、多くの人々の日常生活になくてはならないものとして存在している。

また、我が国や諸外国の音楽には、文学、演劇、舞踊、美術など、**他の芸術との関わり**も見られる。例えば、声楽曲の多くは文学と深く関わって成り立っており、器楽曲の中には舞曲のように舞踊と関連したものがある。また、能楽、歌舞伎、文楽、オペラ、バレエ、ミュージカルや多くの民俗芸能は、音楽が、舞踊、演劇、美術など、他の芸術と深く結び付いて総合的な表現が生み出されている。

このように、音楽が文化的・歴史的背景や他の芸術とどのような関わりをもっているのか、またそのことによって、どのような音楽の特徴が表れているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴**を理解できるようにすることをねらいとしている。

本事項は、中学校音楽科における「我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性」の理解に関する学習で習得した知識を生かして音楽の特徴を捉え、我が国や郷土の伝統音楽には様々な種類のものがあり、それぞれの音楽がもつ固有の特徴について理解できるようにすることを求めている。

我が国や郷土の伝統音楽の種類には、雅楽、声明、能楽、琵琶楽、歌舞伎音楽、箏曲、三味線音楽、尺八音楽などや、我が国の各地域に伝承されている民謡や民俗芸能における音楽などがある。本事項の学習においては、複数の種類の音楽を教材として扱い、それぞれの特徴を比較できるようにするなどの指導の工夫が大切であるが、必ずしも多くの種類の音楽を網羅的に扱うことを求めているわけではないことに十分留意する必要がある。

それぞれの特徴には、音楽を形づくっている要素による特徴、各音楽に固有の発声法・歌唱法、口唱歌、楽器及びその奏法や調弦法、記譜法などがある。これらの特徴を理解できるようにするためには、〔共通事項〕と関わらせた指導が必要であり、音楽の特徴に関

する事柄を知るということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

生徒が**我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴**に関する知識を習得することは、我が国や郷土の伝統音楽それぞれが固有の特徴をもち、その特徴が、演奏される場の状況、我が国の自然や風土、そこで育まれた美意識などに根ざしていることを理解することにつながる。また、本事項の学習は、グローバルな視点をもつ人材として成長していくことに寄与するものである。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて適切に指導する必要がある。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

この事項は、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることをねらいとしている。

従前は、指導事項の一つとして「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して」「歌うこと」、「演奏すること」、「音楽をつくること」、「鑑賞すること」のように、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に示し、他の事項の指導に当たっては、この事項と関連付けて指導することが重要であることを解説していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、〔共通事項〕として新たに示すことによって、その趣旨と重要性を一層明確にした。

音楽を形づくっている要素とは、中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(9)で示しているように、音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などを指す。また、**知覚**とは、聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識することであり、**感受**とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。

本来、知覚と感受は一体的な関係にあると言えるが、指導に当たっては、音楽を形づく

っている要素のうちどのような要素を知覚したのかということと、その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じたのかということとを、それぞれ確認しながら結び付けていけるようにすることが重要となる。そのため、今回の改訂では、知覚・感受することに留まらず、**知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること**とし、その重要性を一層明確にした。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合って音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。

例えば、旋律、強弱に着目し、旋律における音のつながり方や強弱の微妙な変化を知覚し、それらの働きによって生み出される表現の特質などを感じることによって、フレーズにふさわしい表現を工夫して歌うこと、また、音色、旋律に着目し、民謡の声の音色、音階、拍のない音楽の旋律などを知覚し、それらの働きによって生み出される独特の雰囲気などを感じることによって、追分様式の民謡の特徴を生かして歌うことなどが考えられる。

このように、実際の音楽活動の中では音楽を形づくっている要素に焦点を当てた指導を行うとともに、本事項の学習を支えとして、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を充実させることが大切である。

また、知覚・感受することや、それらの関わりについての考えを深められるようにすることは、〔共通事項〕イや各領域及び分野の事項イなど、「知識」に関する事項の学習を深めることにもつながる。例えば、中学校音楽科の学習で、「*ff*は『とても強く』という意味で、力強さや大きな喜び、悲しみや絶望などを表すことができる」と理解していた生徒が、音色やテクスチュアなどとの関連を意識しながら知覚・感受することによって、「*ff*の『とても強く』という意味は、単に音量を増すということのみではなく、他の要素との関わりや前後の音楽との関係によって、その部分を強調したり印象付けたりするという意味もあるのではないか」といったような理解に至ることが考えられる。これは、生徒が学習の過程を通じて、既習の*ff*に関する知識と新たに習得した知識とを結び付けることによって、*ff*に関する知識を再構築し、知識を更新した姿である。

このように、芸術科音楽における「知識」は、学習を重ねたり深めたりする過程において、〔共通事項〕アの学習が支えとなって再構築され、更新されていくものであることを踏まえ、指導に当たることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

この事項は、芸術科音楽における「知識」に関する資質・能力である、**音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解することができるようにすることをねらい**としている。

この事項は、今回の改訂で新たに示している。**音楽を形づくっている要素**は、〔共通事項〕アと同様、音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などである。ま

た、用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)及び中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(10)に示すものに加え、指導のねらいに照らして必要となるものを含む。

表現や鑑賞の各活動において、自己のイメージや思いなどを他者と伝え合ったり、他者がどのようなことを意図しているのかをよく考えて、それに共感したりするためには、音楽に関する用語や記号などを適切に用いることが有効である。

指導に当たっては、単に名称などを知るだけではなく、〔共通事項〕アの学習と関連付けるなどして適切に選択して取り扱い、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮する必要がある。また、そのことによって、用語や記号などの大切さを生徒が実感できるようにすることが重要である。

また、既習の用語や記号などについても、指導のねらいや生徒の実態を踏まえ、繰り返し扱うことによって理解の定着が図られるよう配慮することも大切である。

● 4 内容の取扱い

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るものとする。

「音楽 I」は、中学校との接続の観点から、中学校音楽科の指導内容との関連を十分に考慮するとともに、芸術科音楽の基礎となる科目であるため、指導計画の作成に当たっては、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれ特定の活動のみに偏ることのないように留意する必要がある。

また、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導できるように題材の設定を工夫することや、年間指導計画において、各題材のねらいや内容を踏まえ、題材同士の接続性や関連性を十分考慮して題材の配列を工夫することなどによって、各領域や分野相互の関連を図ることが大切である。

なお、**〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図る**とは、その題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して、複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることなどである。

(2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。

従前の指導事項は、「○○し、歌うこと（演奏すること、つくること）」のように、育成を目指す資質・能力を各事項の中で一体的に示していたため、一つの事項で題材を構想することが可能であった。一方、今回の改訂では、芸術科音楽において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2款の各科目の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできない。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要がある。

(3) 生徒の特性等を考慮し、内容の「A表現」の(3)のウについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

この内容の取扱いについては、本解説第2章第1節「3 内容」の「A表現」の(3)で解説している。

(4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

〔共通事項〕は、歌唱、器楽、創作、鑑賞の学習を支えるものとして位置付けられているものである。したがって〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動と切り離して単独で指導するものではないことに、十分留意する必要がある。

なお、〔共通事項〕の学習では、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚すること、それらの働きを感受すること、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること、音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること、これらが相互に関連し合うことが大切である。

(5) 内容の「A表現」の指導に当たっては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を含めるものとする。

視唱と視奏とは、楽譜を見て、音高、リズム、音程、フレーズなどを把握して、歌ったり演奏したりすることを意味し、**記譜**とは、音楽を楽譜で表すことを意味している。

中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(5)では、「読譜の指導に当たっては、小学校における学習を踏まえ、＃や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1＃、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること」と示している。それを踏まえ、「音楽I」においては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を適切に行うことが必要である。

指導に当たっては、視唱や視奏、読譜や記譜などを、音楽活動と切り離して単独で扱うのではなく、「A表現」の学習の過程に位置付け、「知識及び技能」の習得や「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて扱うようにする必要がある。その際、扱う曲種に即して、その音楽で用いられている楽譜を取り上げることも考えられる。

(6) 内容の「A表現」の指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする。その際、内容の「B鑑賞」の(1)のア及びイの(イ)又は(ウ)との関連を図るよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前同様、**内容の「A表現」の指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする**と示し、「A表現」の指導の中で我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を扱うこととしている。また、その際は、**内容の「B鑑賞」の(1)のア及びイの(イ)又は(ウ)との関連を図るよう配慮するものとする**と示し、「B鑑賞」との関連を図ることによって、我が国や郷土の伝統音楽の学習を一層充実することができるようにしている。

指導に当たっては、中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(2)のア(イ)、(3)のイ及び(6)との関連を考慮し、我が国の伝統的な歌唱においては、発声の仕方や声の音色、節回しの特徴など、和楽器においては、音色や響き、奏法の特徴などから生み出される表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取り、それらを生かした表現を追求する活動を通して、自己の音楽経験を広げながら、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、愛着をもつことができるようにすることが大切である。

(7) 内容の「A表現」の(3)の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成することを重視するとともに、作品を記録する方法を工夫させるものとする。

この内容の取扱いについては、本解説第2章第1節「3 内容」の「A表現」の(3)で解説している。

(8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

従前は、「内容のBの指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする」と示していたが、今回の改訂では、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、**思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する**ことを加えている。このことによって、言語活動の充実の目的を明確に示すとともに、言語活動が「A表現」及び「B鑑賞」の両領域において大切であることを示している。

音楽によって喚起された自己のイメージや感情、思いなどを他者と伝え合ったり、他者がどのようなことを意図しているのかをよく考えて、それに共感したりするためには、言葉によるコミュニケーションが必要となる。

音楽活動は、本来、音によるコミュニケーションを基盤としたものであり、言葉によるコミュニケーションとは異なる独自の特徴をもっている。一方、芸術科音楽の学習においては、言葉によるコミュニケーションを適切に位置付けることによって、音や音楽によるコミュニケーションを充実させることができる。したがって、生徒が音楽に関する言葉を用いて、音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する表現意図などを相互に伝え合う活動を取り入れることによって、結果として、音によるコミュニケーションが一層充実することに結び付いていくように配慮することが大切である。その際、言葉のやり取りに終始することなく、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるように

することが重要である。

このような、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けた指導は、生徒一人一人の音楽に対する価値意識を広げることにつながる。このことは、高等学校において芸術科音楽の学習を行うことの大切な意義の一つであり、生徒の学習意欲の喚起や学習内容の定着にもつながるものである。

なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにするについては、本解説第2章第1節「3 内容」の「B鑑賞」で解説している。

(9) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにする。また、「B鑑賞」の教材については、アジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにする。

「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにすることとしている。また、鑑賞の教材については、従前と同様に、我が国と歴史的・地理的に関係の深いアジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにすることとしている。

国際化、情報化が進んだ現代社会にあって、我が国及び諸外国の様々な音楽に関する学習を通して、それぞれの文化を理解し尊重する態度を育成することが求められている。

我が国及び諸外国の様々な音楽とは、我が国及び諸外国の民俗音楽やポピュラー音楽などを含む、様々な時代や地域、ジャンル等の音楽を意味し、これらの音楽は、過去から現在に至るまでの間に、国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受け、生み出され、育まれてきており、それぞれが固有の価値もっている。様々な音楽を幅広く扱うことは、生徒が音楽の多様性を理解し、音楽的視野を広げ、音楽文化についての理解を深めていくことになる。

芸術科音楽の指導においては、指導のねらいを実現するために、特定の地域や時代に偏ることなく、生徒の特性や興味・関心、学校や地域の実態等を考慮し、幅広い教材の中から適切に教材を選択することが重要である。

なお、郷土の伝統音楽について、地域によって適切な教材が見当たらない場合には、従前と同様に、より広い範囲から教材を選択することも考えられる。

(10) 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫する。

従前は、「音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるよう配慮するものとする」と示していた。今回の改訂では、「音楽I」の目標に「生活や社

会の中の音や音楽」と幅広く関わる資質・能力の育成を明示したことを踏まえ、従前の立場を継承しつつ、一層の充実を図ることを意図している。

音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、よりよい音環境を希求する意識を高めることは意味のあることである。

指導に当たっては、生活や社会の中にある様々な音や音楽に耳を傾けることによって、例えば、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさなど、その音や音楽が醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが大切である。

(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

従前、知的財産権の取扱いなどについては、音や音楽と生活や社会との関わり、音環境への関心を高めることに関する配慮事項と併せて示していたが、今回の改訂では、独立させて示し、その目的を一層明確にしている。

知的財産権とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与される、他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

著作権法では、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が示されている。その中には、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているため、これらについては一層正しく理解される必要がある。著作権法上の学校における例外措置はいくつかあるが、芸術科音楽の授業の場合、次に示す第三十五条第一項が、特に関わりが深い。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十五条第一項では「その授業の過程における」としている点に留意する必要がある。

また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についての認識が十分でない現状が見られるので留意する必要がある。

なお、原則として、個人が著作者の著作物の著作権はその没後、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権はその公表後、また著作者に関わらず、映画の著作物の

著作権はその公表後それぞれ70年を経過するまでの間、存続する。これらについては、著作権法第五十一条から第五十八条を参照し、保護期間の計算方法や特例を含めて、確認しておくことが大切である。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者や実演家等がいること、音楽作品が著作物であり知的財産であること、知的財産を教材として活用することで音楽の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすることが大切である。このことが、日常生活の中にある音楽や将来関わっていく音楽についても、同様に意識できるようになることや、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるのである。

第2節 音楽Ⅱ

1 性格

「音楽Ⅱ」は、「音楽Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「音楽Ⅱ」は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

そこで、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤として、個性豊かに音楽表現したり音楽をより深く味わって聴いたりすることができるようにするため、「A表現」については、「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当することとしている。

2 目標

「音楽Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「音楽Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深めるとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 個性豊かに音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽Ⅱ」の目標は、従前同様、**音楽の諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、「音楽Ⅰ」と同様、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんに関することを示すことによって構成されている。

「音楽Ⅱ」において、**音楽の諸活動を通して**としているのは、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」において「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとし、「B鑑賞」の学習とともに、質的に深めて行

うことを目指しているからである。

音楽的な見方・考え方の趣旨については「音楽Ⅰ」と同様である。

生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力とは、(1)、(2)及び(3)を指す。この資質・能力の趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様であるが、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、更に学習の充実を図ることによって、より深く生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と関わる資質・能力を育成することを目指している。

科目の目標(1)

(1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深めるとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

理解を深めるとしているのは、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、更に学習を充実させることによって、一層理解を深められるようにすることが大切だからである。

科目の目標(2)

(2) 個性豊かに音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、**個性豊かに音楽表現を創意工夫することが表現領域に関すること**、**音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことが鑑賞領域に関すること**である。

表現領域に関することについて、**個性豊かに**としているのは、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、個に応じた学習を充実させ、自分の持ち味を生かした音楽表現について考え、表現意図を明確にしていくことが大切だからである。また、鑑賞領域に関することについて、**深く味わって聴くことができるようにする**ためには、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒が主体的に音楽に関わる鑑賞の学習を展開し、理解したことを根拠として批評する場を設けることが一層重要となる。

科目の目標(3)

(3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力，人間性等」の涵養かんに関する目標である。
この目標に示していることの趣旨は「音楽Ⅰ」と同様である。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

表現に関する資質・能力については、分野ごとに、それぞれアとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力、ウとして「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 歌唱

歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに歌唱表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。
 - (ア) 曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果
 - (イ) 言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果
 - (ウ) 様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性
- ウ 創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。
 - (ア) 曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
 - (イ) 他者との調和を意識して歌う技能
 - (ウ) 表現形態の特徴や表現上の効果を生かして歌う技能

ここでは、「音楽Ⅱ」における歌唱に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)及び(4)と同様に取り扱うものとする。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに歌唱表現を創意工夫すること。

この事項は、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに歌唱表現を創意工夫することができる**ようにすることをねらいとしている。

歌唱表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

知識や技能を**得たり生かしたりしながら**としていることの趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様で

ある。

「音楽Ⅰ」は「自己のイメージをもって」としているが、「音楽Ⅱ」は**個性豊かに**としている。そのことによって、他の領域及び分野で学習したことやこれまでの音楽経験、自らの解釈などを踏まえ、歌う場面や目的などと関わらせながら、個性豊かに、曲に対するイメージを膨らませることができるようにすることを求めている。なお、**歌唱表現を創意工夫することの趣旨**については、「音楽Ⅰ」と同様である。

本事項は、多くの人々が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴を捉えた上で、その曲について解釈し、「音楽Ⅰ」よりも更に自らの価値判断を伴った、個性豊かな歌唱表現の創意工夫ができることを目指している。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、適切な手立てを講じ、個性豊かな歌唱表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」における歌唱の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり」としているが、「音楽Ⅱ」は**その関わりによって生み出される表現上の効果**を加えて示している。

曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わりについては、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果とは、その音楽作品や演奏に施されている様々な工夫によってもたらされるものである。同じ曲であっても、個々の演奏者が作曲者による表現上の工夫をどのように受け止めたかによって、当然ながら歌唱表現は異なってくる。本事項では、曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との**関わりによって生み出される表現上の効果**としている。したがって、指導に当たっては、「音楽Ⅰ」の学習を踏まえ、曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わりを理解する過程で、どのような表現上の効果が生み出されているのかを生徒が感じ取り、その根拠を明らかにしていくことができるようにする必要がある。また、表現上の効果を理解することは、曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わりについての理解をより深化させることとなる。

なお、ここで理解した表現上の効果を、生徒の表現意図の根拠や、技能習得への意欲につなげられるよう指導を工夫することが大切である。

本事項は、**曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり**を理解することと、

その関わりによって生み出される表現上の効果を理解することの両方を求めている。指導に当たっては、指導のねらいや生徒の実態等を踏まえ、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景によって生み出されているのかを捉えていくこと、さらに、そのことが表現上の効果としてどのように表れているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(イ) 言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり」としているが、「音楽Ⅱ」はその関わりによって生み出される表現上の効果を加えて示している。

言葉の特性と曲種に応じた発声との関わりについては、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果とは、その音楽作品や演奏に施されている様々な工夫によってもたらされるものである。同じ曲であっても、個々の演奏者が作曲者による表現上の工夫をどのように受け止めたかによって、当然ながら歌唱表現は異なってくる。本事項では、言葉の特性と曲種に応じた発声との**関わりによって生み出される表現上の効果**としている。したがって、指導に当たっては、「音楽Ⅰ」の学習を踏まえ、言葉の特性と曲種に応じた発声との関わりを理解する過程で、どのような表現上の効果が生み出されているのかを生徒が感じ取り、その根拠を明らかにしていくことができるようにする必要がある。また、表現上の効果を理解することは、言葉の特性と曲種に応じた発声との関わりについての理解をより深化させることとなる。

なお、ここで理解した表現上の効果を、生徒の表現意図の根拠や、技能習得への意欲につながられるよう指導を工夫することが大切である。

本事項は、**言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり**を理解することと、**その関わりによって生み出される表現上の効果**を理解することの両方を求めている。指導に当たっては、指導のねらいや生徒の実態等を踏まえ、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、言葉の抑揚や言語のもつ質感などと曲種を生かした歌唱表現をする際の発声とが密接に関わっていることを捉えていくこと、さらに、そのことが表現上の効果としてどのように表れているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(ウ) 様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「歌唱表現の特徴」としているが、「音楽Ⅱ」は**歌唱表現の固有性や多様性**としている。

本事項の主な趣旨は、「音楽Ⅰ」と概ね同様である。

「音楽Ⅱ」で**固有性や多様性**としているのは、「音楽Ⅰ」で理解した「様々な表現形態による歌唱表現の特徴」を基礎にして、個々の特徴を捉えることに留まらず、様々な表現形態による歌唱表現の特徴を客観的に捉えられるようにすることを大切にしているからである。

ウ 創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能としているのは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、(ア)から(ウ)までの指導に当たっては、生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

(ア) 曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

本事項は、「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤とし、生徒の創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくものであることに留意する必要がある。

(イ) 他者との調和を意識して歌う技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、他者との調和を意識して歌う技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

本事項は、「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤とし、生徒の創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくものであること

に留意する必要がある。

(ウ) 表現形態の特徴や表現上の効果を生かして歌う技能

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、**表現形態の特徴や表現上の効果を生かして歌う技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「表現形態の特徴を生かして歌う技能」としているが、「音楽Ⅱ」は**表現上の効果**を加えて示している。

表現形態の特徴を生かして歌う技能については、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果を生かして歌う技能は、主にイの(ア)及び(イ)に関する学習との関連を図って習得できるようにする技能である。

(2) 器楽

器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに器楽表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

(イ) 曲想と楽器の音色や奏法との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

(ウ) 様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能

(イ) 他者との調和を意識して演奏する技能

(ウ) 表現形態の特徴や表現上の効果を生かして演奏する技能

ここでは、「音楽Ⅱ」における器楽に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)及び(4)と同様に取り扱うものとする。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに器楽表現を創意工夫すること。

この事項は、器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに器楽表現を創意工夫することができる**ようにすることをねらいとしている。

器楽表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

知識や技能を**得たり生かしたりしながら**としていることの趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様である。

「音楽Ⅰ」は「自己のイメージをもって」としているが、「音楽Ⅱ」は**個性豊かに**としている。そのことによって、他の領域及び分野で学習したことやこれまでの音楽経験、自らの解釈などを踏まえ、演奏する場面や目的などに関わらせながら、個性豊かに、曲に対するイメージを膨らませることができるようになることを求めている。なお、**器楽表現を創意工夫すること**の趣旨については、「音楽Ⅰ」と同様である。

本事項は、多くの人が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴を捉えた上で、その曲について解釈し、「音楽Ⅰ」よりも更に自らの価値判断を伴った、個性豊かな器楽表現の創意工夫ができることを目指している。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、適切な手立てを講じ、個性豊かな器楽表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」における器楽の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」としているが、「音楽Ⅱ」は**その関わりによって生み出される表現上の効果**を加えて示している。

曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わりについては、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果とは、その音楽作品や演奏に施されている様々な工夫によってもたらされるものである。同じ曲であっても、個々の演奏者が作曲者による表現上の工夫をどのように受け止めたかによって、当然ながら器楽表現は異なってくる。本事項では、曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との**関わりによって生み出される表現上の効果**としている。したがって、指導に当たっては、「音楽Ⅰ」の学習を踏まえ、曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わりを理解する過程で、どのような表現上の効果が生み出されているかを生徒が感じ取り、その根拠を明らかにしていくことができるようにする必要がある。また、表現上の効果を理解することは、曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わりについての理解をより深化させることとなる。

なお、ここで理解した表現上の効果を、生徒の表現意図の根拠や、技能習得への意欲につなげられるよう指導を工夫することが大切である。

本事項は、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり**を理解することと、**その関わりによって生み出される表現上の効果**を理解することの両方を求めている。指導に当たっては、指導のねらいや生徒の実態等を踏まえ、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造や文化的・歴史的背景によって生み出されているのかを捉えていくこと、さらに、そのことが表現上の効果としてどのように表れているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(イ) 曲想と楽器の音色や奏法との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲想と楽器の音色や奏法との関わり及びその関わりによって生み出される表現上の効果**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「曲想と楽器の音色や奏法との関わり」としているが、「音楽Ⅱ」は**その関わりによって生み出される表現上の効果**を加えて示している。

曲想と楽器の音色や奏法との関わりについては、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果とは、その音楽作品や演奏に施されている様々な工夫によってもたらされるものである。同じ曲であっても、個々の演奏者が作曲者による表現上の工夫をどのように受け止めたかによって、当然ながら器楽表現は異なってくる。本事項では、曲想と楽器の音色や奏法との**関わりによって生み出される表現上の効果**としている。したがって、指導に当たっては、「音楽Ⅰ」の学習を踏まえ、曲想と楽器の音色や奏法との関わりを理解する過程で、どのような表現上の効果が生み出されているのかを生徒が感じ取り、その根拠を明らかにしていくことができるようにする必要がある。また、表現上の効果を理解することは、曲想と楽器の音色や奏法との関わりについての理解をより深化させることとなる。

なお、ここで理解した表現上の効果を、生徒の表現意図の根拠や、技能習得への意欲につなげられるよう指導を工夫することが大切である。

本事項は、**曲想と楽器の音色や奏法との関わり**を理解することと、**その関わりによって生み出される表現上の効果**を理解することの両方を求めている。指導に当たっては、指導のねらいや生徒の実態等を踏まえ、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音色や奏法によって生み出されているのかを捉えていくこと、さらに、そのことが表現上の効果としてどのように表れているのかを捉えていくことが、本事項で求めている理解である。

(ウ) 様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「器楽表現の特徴」としているが、「音楽Ⅱ」は**器楽表現の固有性や多様性**としている。

本事項の主な趣旨は、「音楽Ⅰ」と概ね同様である。

「音楽Ⅱ」で**固有性や多様性**としているのは、「音楽Ⅰ」で理解した「様々な表現形態による器楽表現の特徴」を基礎にして、個々の特徴を捉えることに留まらず、様々な表現形態による器楽表現の特徴を客観的に捉えられるようにすることを大切にしているからである。

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能としているのは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、(ア)から(ウ)までの指導に当たっては、生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

(ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

本事項は、「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤とし、生徒の創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくものであることに留意する必要がある。

(イ) 他者との調和を意識して演奏する技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、他者との調和を意識して演奏する技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

本事項は、「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤とし、

生徒の創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくものであることに留意する必要がある。

(ウ) 表現形態の特徴や表現上の効果を生かして演奏する技能

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、**表現形態の特徴や表現上の効果を生かして演奏する技能**を身に付けて演奏することができるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」は「表現形態の特徴を生かして演奏する技能」としているが、「音楽Ⅱ」は**表現上の効果**を加えて示している。

表現形態の特徴を生かして演奏する技能については、「音楽Ⅰ」と同様である。

表現上の効果を生かして演奏する技能は、主にイの(ア)及び(イ)に関する学習との関連を図って習得できるようにする技能である。

(3) 創作

創作に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに創作表現を創意工夫すること。

イ 音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解を深めること。

ウ 創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能

(イ) 旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能

(ウ) 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編曲をする技能

ここでは、「音楽Ⅱ」における創作に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)、(3)、(4)及び(7)と同様に取り扱うものとする。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、個性豊かに創作表現を創意工夫すること。

この事項は、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに創作表現を創意工夫することができる**ようにすることをねらいとしている。

創作表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

知識や技能を得たり生かしたりしながらとしていることの趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様で

ある。

「音楽Ⅰ」は「自己のイメージをもって」としているが、「音楽Ⅱ」は**個性豊かに**としている。そのことによって、他の領域及び分野で学習したことやこれまでの音楽経験などを踏まえ、自分の作品が演奏される場面や目的などに関わらせながら、個性豊かに、表現したい音楽のイメージを膨らませることができるようにすることを求めている。なお、**創作表現を創意工夫することの趣旨**については、「音楽Ⅰ」と同様である。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、創作表現に関する自分の考えを他者に伝える活動を取り入れるなど適切な手立てを講じ、個性豊かな創作表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」における創作の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解を深めること。

この事項は、創作分野における「知識」に関する資質・能力である、**音素材の特徴、音を連ねたり重ねたりしたときの響きの特徴、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解を深めることができるようにすることをねらい**としている。

「音楽Ⅰ」は「表したいイメージと関わらせて理解すること」としているが、「音楽Ⅱ」は**理解を深めること**とし、音素材の特徴、音を連ねたり重ねたりしたときの響きの特徴、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴などについて学習内容をさらに充実させ、理解を一層深めていくこととなる。

表したいイメージと関わらせて理解を深めるためには、「音楽Ⅰ」と同様に、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、表したいイメージと、音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴などとの関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。指導に当たっては、例えば、つくる過程で各自の作品を録音して聴き合い、旋律や和音などの働きが音楽表現にもたらす効果などについて意見を交換することによって、その効果を客観的に捉えることができるようにするなどの工夫が考えられる。

ウ 創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能

(イ) 旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能

(ウ) 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編曲をする技能

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫を生かし**

た創作表現をするために必要な、(ア)から(ウ)までの技能を身に付けて、音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

本事項は、「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤とし、生徒の創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくものであることに留意する必要がある。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

鑑賞に関する資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解を深めること。

(ア) 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴

ここでは、「音楽Ⅱ」における鑑賞に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)、(4)及び(8)と同様に取り扱うものとする。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

鑑賞に関わる知識とは、イに示すものを指す。

知識を得たり生かしたりしながらとしていることの趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様である。(ア)から(ウ)の各事項は「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅰ」の「自ら味わって聴く」を、「音楽Ⅱ」では深く味わって聴くと示し、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、学習内容をさらに充実させることを求めている。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解を深めること。

(ア) 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴と文化的・歴史的背景，他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴

この事項は，鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である，(ア)から(ウ)までについて理解を深めることができるようにすることをねらいとしている。

(ア)から(ウ)までの各事項は「音楽Ⅰ」に示した内容と同様であるが，「音楽Ⅰ」の「理解すること」を，「音楽Ⅱ」では**理解を深めること**と示し，「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして，学習内容をさらに充実させることを求めている。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて適切に指導する必要がある。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

この事項は、「音楽Ⅰ」と同様、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること**ができるようにすることをねらいとしている。なお、**音楽を形づくっている要素**については「音楽Ⅰ」と同様である。

従前は、指導事項の一つとして「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して歌うこと」などのように、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付け、他の事項の指導に当たっては、この事項と関連付けて指導することが重要であることを解説していた。また、従前は、「音楽Ⅰ」で「要素を知覚し、それらの働きを感受して」、「音楽Ⅱ」で「要素とそれらの働きを理解して」として、それぞれに関連性をもたせた上で異なる内容を示していた。その趣旨は、「音楽Ⅱ」では音楽を形づくっている要素をより深く捉えていくことを求め、知覚・感受の経験を豊かに積み重ねることによって理解へと深化させることを重視したものである。音楽を形づくっている要素をより深く捉え、その働きを理解するためには、**知覚したことと感受したこととの関わりについて考える**過程が必要である。今回の改訂では、その過程の重要性を一層明確

にするため〔共通事項〕アを示し、従前の「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して」の趣旨は、〔共通事項〕イとして示すこととした。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合って音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

この事項は、「音楽Ⅰ」と同様、芸術科音楽における「知識」に関する資質・能力である、**音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解することができるようにすることをねらいとしている。**なお、**音楽を形づくっている要素と用語や記号など**については「音楽Ⅰ」と同様である。

この事項は、今回の改訂で新たに示しているが、ここには、従前「A表現」の「(1)歌唱」、 「(2)器楽」、 「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に示していた、「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解」することの趣旨を含んでいる。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」と同様、単に名称などを知るだけでなく、〔共通事項〕アの学習と関連付けるなどして適切に選択して取り扱い、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮する必要がある。また、そのことによって、用語や記号などの大切さを生徒が実感できるようにすることが重要である。

また、既習の用語や記号などについても、指導のねらいや生徒の実態を踏まえ、繰り返し扱うことによって理解の定着を図ることが大切である。

4 内容の取扱い

2 音楽Ⅱ

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、必要に応じて、〔共通事項〕を要として相互の関連を図るものとする。

「音楽Ⅱ」は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、表現と鑑賞に関わる資質・能力を伸ばすため、〔共通事項〕を要として「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導できるように題材の設定を工夫することや、年間指導計画において、各題材のねらいや内容を踏まえ、題材同士の接続性や関連性を十分考慮して題材の配列を工夫することなどによって、各領域の関連を図ることが大切である。「音楽Ⅰ」では、「各領域や分野の関連を図るものとする」としていたが、「音楽Ⅱ」では、「内容の取扱い」の(2)に示しているように、「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしているため、分野の関連を図ることについては示していない。ただし、「A表現」の(1)、(2)又は(3)のうち二つ以上を選択している場合には、「音楽Ⅰ」と同様、必要に応じて、〔共通事項〕を要として分野の関連を図ることが大切である。

なお、**〔共通事項〕を要としての趣旨**は、「音楽Ⅰ」と同様である。

(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

「音楽Ⅱ」では、個性豊かな音楽表現をするための資質・能力を伸ばす観点から、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしている。なお、「B鑑賞」については、必ず扱うこととしている。

指導計画の作成に当たっては、「内容の取扱い」の(1)を踏まえつつ、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、一人一人の資質・能力を伸ばすことができるように、内容の構成や主題の設定及び適切な教材の選択などに十分配慮する必要がある。

(3) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

「B鑑賞」の指導に当たっては、各事項において育成を目指す資質・能力の定着を図る観点から、鑑賞の学習に適切かつ十分な授業時数を配当する必要がある。その際は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、我が国や郷土の伝統音楽の鑑賞に関する指導を一層充実するとともに、多様な音楽についての理解を深めることができるようにすることが大切である。

(4) 内容の取扱いに当たっては、「音楽Ⅰ」の3の(2)から(11)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」のうち、(2)から(11)までに示した事項と同様に取り扱うことを示している。

なお、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」の(3)において、「A表現」の「(3)創作」のウについては、(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができると示しているが、この場合、「音楽Ⅰ」で選択した事項の学習を更に発展、深化させることだけでなく、異なる事項を選択することも考えられる。

第3節 音楽Ⅲ

1 性格

「音楽Ⅲ」は、「音楽Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「音楽Ⅲ」は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

そこで、「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習経験を基盤として、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」については「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとし、また、いずれを選択した場合においても我が国や郷土の伝統音楽を含めることとしている。

2 目標

「音楽Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解するとともに、創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに音楽表現を創意工夫したり音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたりすることができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、音楽文化を尊重し、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽Ⅲ」の目標は、従前同様、**音楽の諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんに関することを示すことによって構成されている。

音楽的な見方・考え方の趣旨については「音楽Ⅰ」と同様である。

生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力とは、(1)、(2)及び(3)を指す。この資質・能力の趣旨は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様であるが、「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、扱う音楽の曲種や時代、地域などに大きな偏りが無いよう配慮し、多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力の育成を目指すようにする。

なお従前は、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができたこととしていたが、今回の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育成する観点から、「A表現」と「B鑑賞」の両領域を扱うこととした。

表現領域と鑑賞領域の学習は密接に関わっているものであり、それぞれの領域で学習したことを生徒一人一人が関連付けていくことで、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力は育成されると考えられる。

科目の目標(1)

(1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解するとともに、創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解することが「知識」の習得に関すること、創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることが「技能」の習得に関することである。**

「知識」の習得に関することについて、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「音楽の多様性」としているが、「音楽Ⅲ」では、**音楽文化の多様性**としている。「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習において、生徒は、音楽の多様性を理解したり、その音楽が生活や社会の中の人々の営みと深い関わりをもって存在していることを学んだりしている。「音楽Ⅲ」では、このような「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、音楽を文化として捉えることによって、音楽の多様性の理解を、音楽文化の多様性の理解につなげていくことが重要である。

「技能」の習得に関することについて、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「創意工夫を生かした」としているが、「音楽Ⅲ」では、**創意工夫や表現上の効果を生かした**としている。「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、創意工夫したことが他者にどのように伝わるのかという視点を持ち、より効果的に表すことができるような技能の習得を目指すことが大切である。

科目の目標(2)

(2) 音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに音楽表現を創意工

夫したり音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたりすることができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものである。

音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、表現領域に関する個性豊かに音楽表現を創意工夫することと、鑑賞領域に関する音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことの両方に係っている。「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を確かにしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを踏まえ、**音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら**としている。

科目の目標(3)

(3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、音楽文化を尊重し、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

この目標に示していることの趣旨は、概ね「音楽Ⅰ」と同様である。

感性を磨きとしているのは、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」で高めた感性を、一層洗練させていくことを目指しているからである。

今回の改訂で、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の目標の(3)に「音楽文化に親しむ」ことを示し、表現や鑑賞の活動を通して、音楽が人々の暮らし、地域の風土、文化や歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、育まれてきたものであることを、生徒が感じ取れるような指導の工夫を求めている。このような「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、「音楽Ⅲ」では、**音楽文化を尊重**する態度を育てていく。特に、教材として我が国や郷土の伝統音楽を取り扱うことは、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を養うことにつながっていく。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

表現に関する資質・能力については、分野ごとに、それぞれアとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力、ウとして「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 歌唱

歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲の表現内容や様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性

(イ) 歌や歌うことと生活や社会との関わり

ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能を身に付けること。

ここでは、「音楽Ⅲ」における歌唱に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)及び(4)と同様に取り扱うものとする。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに歌唱表現を創意工夫すること。

この事項は、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに歌唱表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

歌唱表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を確かにしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを踏まえ、**歌唱表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら**としている。

個性豊かに歌唱表現を創意工夫することについては、「音楽Ⅱ」と同様である。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、

生徒の思考の流れを把握しながら、これまでに学習してきた、歌唱表現に関する知識や技能を相互に関連付けたり、新たな知識や技能を組み合わせたりできるようにするなど適切な手立てを講じ、個性豊かな歌唱表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」や「音楽Ⅱ」における歌唱の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲の表現内容や様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲の表現内容や様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲の表現内容や様々な表現形態による歌唱表現の固有性や多様性を理解するためには、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」で習得した知識を基礎にして、より詳細に音楽の特徴を捉え、作詞者や作曲者などの意図を探りつつ、生徒自身が見いだした曲のよさや美しさなどと関連付けられるようにすることが重要である。

(イ) 歌や歌うことと生活や社会との関わり

この事項は、歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である、**歌や歌うことと生活や社会との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習において、生徒は、音楽が生活や社会の中の人々の営みと深い関わりをもって存在していることを学んでいる。本事項では、その学習を基礎にして、歌や歌うことを、生活や社会との関わりの視点から捉えていくことを求めている。

このことは、生活や社会における歌や歌うことの意味や働きを自覚し、歌を、人々の営みと共に生まれ、発展し、継承されてきた文化として捉えることとなり、音楽文化の多様性を理解することにつながる。

指導に当たっては、音によるコミュニケーションとしての音楽独自の特徴を踏まえ、歌や歌うことによって、人は自己の心情をどのように表現しているのか、人と人とがどのように感情を伝え合い、共有し合っているのかなどについて、生徒が実感できるようにすることが大切である。

ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能を身に付けること。

この事項は、歌唱分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能**を身に付けて歌うことができるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な技能」としていたが、「音楽Ⅲ」では、**創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能**としている。

創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能とは、これまで習得してきた歌唱に関する技能を応用しながら、自分の表現意図を、歌うことによって表すことのできる技能である。

指導に当たっては、ア及びイの学習との関連を図るとともに、個々の生徒の特性や表現意図を尊重しつつ、曲や自分の歌唱表現を客観的に捉えることができるようにし、表現意図が歌唱表現によって他者に伝えられているかといった意識を一層高められるようにすることが大切である。

(2) 器楽

器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに器楽表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲の表現内容や様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性

(イ) 曲や演奏することと生活や社会との関わり

ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした器楽表現をするために必要な技能を身に付けること。

ここでは、「音楽Ⅲ」における器楽に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)及び(4)と同様に取り扱うものとする。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに器楽表現を創意工夫すること。

この事項は、器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに器楽表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

器楽表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を確かにしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを踏まえ、**器楽表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら**としている。

個性豊かに器楽表現を創意工夫することについては、「音楽Ⅱ」と同様である。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、

生徒の思考の流れを把握しながら、これまでに学習してきた、器楽表現に関する知識や技能を相互に関連付けたり、新たな知識や技能を組み合わせたりできるようにするなど適切な手立てを講じ、個性豊かな器楽表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」や「音楽Ⅱ」における器楽の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲の表現内容や様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲の表現内容や様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性**を理解できるようにすることをねらいとしている。

曲の表現内容や様々な表現形態による器楽表現の固有性や多様性を理解するためには、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」で習得した知識を基礎にして、より詳細に音楽の特徴を捉え、作曲者などの意図を探りつつ、生徒自身が見いだした曲のよさや美しさなどと関連付けられるようにすることが重要である。

(イ) 曲や演奏することと生活や社会との関わり

この事項は、器楽分野における「知識」に関する資質・能力である、**曲や演奏することと生活や社会との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習において、生徒は、音楽が生活や社会の中の人々の営みと深い関わりをもって存在していることを学んでいる。本事項では、その学習を基礎にして、曲や演奏することを、生活や社会との関わりの視点から捉えていくことを求めている。

このことは、生活や社会における曲や演奏することの意味や働きを自覚し、曲や楽器を、人々の営みと共に生まれ、発展し、継承されてきた文化として捉えることとなり、音楽文化の多様性を理解することにつながる。

指導に当たっては、音によるコミュニケーションとしての音楽独自の特徴を踏まえ、曲や演奏することによって、人は自己の心情をどのように表現しているのか、人と人とがどのように感情を伝え合い、共有し合っているのかなどについて、生徒が実感できるようにすることが大切である。

ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした器楽表現をするために必要な技能を身に付けること。

この事項は、器楽分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫や表現上の効果を生かした器楽表現をするために必要な技能**を身に付けて演奏することができるよ

うにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な技能」としていたが、「音楽Ⅲ」では、**創意工夫や表現上の効果を生かした器楽表現をするために必要な技能**としている。

創意工夫や表現上の効果を生かした器楽表現をするために必要な技能とは、これまで習得してきた器楽に関する技能を応用しながら、自分の表現意図を、楽器を演奏することによって表すことのできる技能である。

指導に当たっては、ア及びイの学習との関連を図るとともに、個々の生徒の特性や表現意図を尊重しつつ、曲や楽器の特性、自分の器楽表現を客観的に捉えることができるようにし、表現意図が器楽表現によって他者に伝えられているかといった意識を一層高められるようにすることが大切である。

(3) 創作

創作に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 創作表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに創作表現を創意工夫すること。
- イ 様々な音素材や様式、表現形態などの特徴について、表したいイメージと関わらせて理解すること。
- ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした創作表現をするために必要な技能を身に付けること。

ここでは、「音楽Ⅲ」における創作に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)、(4)及び(7)と同様に取り扱うものとする。

また、「音楽Ⅲ」では、音楽をつくることの意味や、音楽をつくることによって社会にどのような働きかけができるのかなどについて、生徒自身が考える場面をもつようにすることも大切である。このことは、人間が音楽をつくるという営みを文化として捉えることとなり、音楽文化の多様性を理解することにつながるものである。

- ア 創作表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに創作表現を創意工夫すること。

この事項は、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**個性豊かに創作表現を創意工夫することができるようにすることをねらい**としている。

創作表現に関わる知識はイに、**技能**はウに示すものを指す。

「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を確かにしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図

ることが重要であることを踏まえ、**創作表現に関わる知識や技能を総合的に働かせながら**としている。

個性豊かに創作表現を創意工夫することについては、「音楽Ⅱ」と同様である。

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様に、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら、これまでに学習してきた、創作表現に関する知識や技能を相互に関連付けたり、新たな知識や技能を組み合わせたりできるようにするなど適切な手立てを講じ、個性豊かな創作表現へと発展させられるよう留意する必要がある。なお、「音楽Ⅰ」や「音楽Ⅱ」における創作の学習を生かして、生徒の実態に応じた学習過程を工夫することで、生徒が表現意図の質を一層高めていけるようにすることが重要である。

イ 様々な音素材や様式、表現形態などの特徴について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

この事項は、創作分野における「知識」に関する資質・能力である、**様々な音素材や様式、表現形態などの特徴について、表したいイメージと関わらせて理解**できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について」としていたが、「音楽Ⅲ」では、**様々な音素材や様式、表現形態などの特徴について**としている。ここでは、様々な音素材のもつ魅力、時代や地域、作曲家などによって生み出された様式に見られる表現上の特徴、声や楽器の組み合わせによる響きの違いなどに見られる表現形態の特徴などを、表したいイメージと関わらせて理解することを求めている。

指導に当たっては、必要に応じて、創作の参考になると思われる音楽作品や作曲の手法などを学習できるようにすることも有効であると考えられる。

ウ 創意工夫や表現上の効果を生かした創作表現をするために必要な技能を身に付けること。

この事項は、創作分野における「技能」に関する資質・能力である、**創意工夫や表現上の効果を生かした創作表現をするために必要な技能**を身に付けて、音楽をつくることができるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「創意工夫を生かした創作表現をするために必要な技能」としていたが、「音楽Ⅲ」では、**創意工夫や表現上の効果を生かした創作表現をするために必要な技能**としている。

創意工夫や表現上の効果を生かした創作表現をするために必要な技能とは、これまで習得してきた創作に関する技能を応用しながら、自分の表現意図を、音楽をつくることによって表すことのできる技能である。

指導に当たっては、ア及びイの学習との関連を図るとともに、個々の生徒のイメージや

表現意図を尊重しつつ、自分がつくった音楽を客観的に捉えることができるようにし、表現意図がつくった音楽によって他者に伝えられているかといった意識を一層高められるようにすることが大切である。例えば、つくった作品から受けた印象を互いに伝え合う活動を通して、自分の表現意図と他者への伝わり方との違いに気付くことが技能の高まりにつながっていくことなどが考えられる。このように、指導のねらいや生徒の実態に応じて、適切にグループ活動を取り入れたり、作品を相互評価する場面を設けたりすることも有効である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

鑑賞に関する資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 文化や芸術としての音楽の意味や価値

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解すること。

(ア) 音楽の美しさと音楽の構造との関わり

(イ) 芸術としての音楽と文化的・歴史的背景、他の芸術や文化との関わり

(ウ) 現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴

(エ) 音楽と人間の感情との関わり及び社会における音楽に関わる人々の役割

ここでは、「音楽Ⅲ」における鑑賞に関する指導事項を示している。なお、題材を構想する上で必要となる配慮事項については、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」(2)、(4)及び(8)と同様に取り扱うことに加え、以下の配慮事項を踏まえて指導することが求められる。

(内容の取扱い)

(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

今回の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育成する観点から、「A表現」と「B鑑賞」の両領域を扱うこととした。

その上で、「B鑑賞」においては、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、生徒の実態に即した個別的な深化を図るため、「思考力、判断力、表現力等」の育成を図る観点から、(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、「知識」の習得を図る観点から、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとした。

ア 鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くこと。

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

鑑賞に関わる知識とは、イに示すものを指す。

「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識を関連させ、音楽のよさや美しさを見いだしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを踏まえ、**鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら**としている。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**曲や演奏に対する評価とその根拠**について、これまで学んできた鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

曲や演奏に対する評価とその根拠については、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅲ」ではそれらの学習を基礎にして、音楽のよさや美しさを一層深く味わって聴くことができるようにすることを求めている。

(イ) 文化や芸術としての音楽の意味や価値

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**文化や芸術としての音楽の意味や価値**について、これまで学んできた鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「自分や社会にとっての」としていたが、「音楽Ⅲ」では、**文化や芸術としての**としている。これは、生徒がこれまでに身に付けた知識を総合的に働かせ、音楽が人間にとってどのような意味や価値をもつのかを考えることによって、音楽を文化や芸術として捉えられるようにすることを大切にしているからである。

指導に当たっては、人々にとって文化とは何か、芸術とは何かなどについて考えられるようにするなどして、文化や芸術が人々の営みとともに生まれ、人々の心を豊かにしていると同時に、心豊かな社会の形成に大きく関わっていることを認識できるようにすることも大切である。

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**音楽表現の共通性や固有性**について、これまで学んできた鑑賞に関わる知識を総合的に働かせながら考え、音楽のよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

音楽表現の共通性や固有性とは、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」に示した内容と同様であるが、「音楽Ⅲ」ではそれらの学習を基礎にして、音楽のよさや美しさを一層深く味わって聴くことができるようにすることを求めている。

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解すること。

(ア) 音楽の美しさと音楽の構造との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**音楽の美しさと音楽の構造との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

音楽の美しさには、多くの人々が共通に感じ取り共感できるような美しさがある一方で、聴く人によって異なった感じ方や味わい方があることも理解できるようにすることが大切である。

音楽の美しさと音楽の構造との関わりについて理解するためには、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、生徒が音楽の美しさを感じ取り、感じ取った理由を、音楽の構造の視点から自分自身で捉えていく過程が必要である。

他者とともに音楽を聴き、各自がその音楽について、同じ「美しい」という言葉で表現しても、その美しさの種類や質などが同じであるとは限らない。したがって、指導に当たっては、捉えた美しさを比喩によって言い表す活動などを取り入れる工夫が必要である。比喩は、「美しさ」のような抽象的なものを自分自身が捉えたり、他者と伝え合ったりする際に有効である。例えば、感じ取った音楽的な対照の美しさを、「真っ青な空に浮かぶ真っ白な雲のようだ」のように、色彩の対照に置き換えて表現することが考えられる。このことによって、個々に感じ取った美しさやその根拠を明確にできるとともに、他者と共感、共有することが可能となる。このことは、本事項の学習を充実させることにつながるとともに、音楽のみならず、芸術の美しさを深く味わうことの基盤となる。

(イ) 芸術としての音楽と文化的・歴史的背景、他の芸術や文化との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**芸術としての音楽と文化的・歴史的背景、他の芸術や文化との関わり**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり」

としていたが、「音楽Ⅲ」では、**芸術としての音楽と文化的・歴史的背景、他の芸術や文化との関わり**としている。

芸術としての音楽としているのは、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、音楽が芸術として存在しているものであるという視点をもって、文化的・歴史的背景、他の芸術や文化との関わりを理解できるようにすることを求めているからである。このような理解は、芸術が人々の営みの中から生まれ、人々にとって価値のあるものとして育まれてきたものであることを理解することにつながると考えられる。

(ウ) 現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴**を理解できるようにすることをねらいとしている。

ここでは、**現代の我が国及び諸外国の音楽**を概観し、様々な音楽のもつ価値などを捉えることが重要である。

現代は、様々な機器やインターネット等の飛躍的な進展によって、様々な音楽に接することのできる環境が整ってきている。このような状況下において、時代感覚と密接な関わりをもつポピュラー音楽、伝統の上に様々な音楽的要素や感覚を取り入れ、常に新しい音楽語法の追求を続ける現代音楽、地域の生活や伝統と密接に結び付き育まれてきた郷土の伝統音楽、そして、世界の様々な民族の間で伝えられ発展してきた民族固有の音楽など、様々な音楽によって現代の音楽文化は築かれている。

生徒が、それまでもっていた音楽に対する価値意識などにとらわれることなく、現代の様々な音楽に幅広く接し、それぞれの音楽の特徴を理解することは、生徒の音楽に関する知識を更新し、音楽の意味や価値などを見いだす視野をさらに広げたり深めたりすることとなる。

現代の我が国及び諸外国の音楽は、生徒と同時代を生きている音楽である。したがって、現代の様々な音楽を取り上げることは、音楽を、人間の感情、生活や社会などとの関わりの中で存在する文化として捉えることにつながる。また、現代の音楽が多くの人々の心を動かし、受け入れられていく過程を改めて認識できるようにすることは、芸術や文化が、自分を含めた人々との関わりの中で今も生まれ続けていることを、実感を伴って理解することにつながる。

指導に当たっては、生徒が日常的に聴き親しんでいる音楽を取り上げ、その音楽になぜ自分は共感するのか、また、幅広い年齢層に親しまれる音楽を取り上げ、その音楽が人々の生活や人生にどのような役割を果たしているのかなどの視点をもって音楽の特徴を捉えていけるようにするなどの工夫が考えられる。その際、現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴を理解する過程で、生活や社会における望ましい音環境について考えるなど、音楽の在り方について広く目を向けることができるようにすることも大切である。

(エ) 音楽と人間の感情との関わり及び社会における音楽に関わる人々の役割

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力である、**音楽と人間の感情との関わり及び社会における音楽に関わる人々の役割**を理解できるようにすることをねらいとしている。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」のアの(イ)においては、自分や社会にとっての音楽の意味や価値について考えることを示している。また、イの(ア)においては、曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わりについて理解することを示している。**音楽と人間の感情との関わり**を理解するためには、このような「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、音楽が人間の感情にどのような影響を与えているのか、また人間の感情が音楽表現にどのような影響を与えているのかなどを捉えていく過程が大切である。また、音楽と人間の感情との関わりを理解することは、音楽と人間との関わりという視点から、音楽の存在そのものの意義を見つめることにつながると考えられる。

現代では、音楽を私たちが耳にするまでに多くの人々が関わっている。例えば、今日のポピュラー音楽においては、一つの曲が広く聴かれるようになるまでに、作曲家、編曲家、作詞家、演奏家などのつくり手のほか、録音、放送、制作、販売などに携わる多くの人々が存在する。また、楽器をつくる人、音楽教育に携わる人、音楽を含む伝統芸能等の継承・発展に携わっている人など、音楽に関わる人々やその関わり方は多種多様である。さらには、音楽を愛好し、趣味として演奏や鑑賞などを楽しんでいる人についても、広い意味では音楽に関わる人であり、多くの人々のこれらの行為が、音楽文化を担っていると言える。

このように、**社会における音楽に関わる人々の役割**を理解することは、多くの人々が、直接、間接に音楽文化の継承や創造的発展などの役割を担っていることについての理解につながるものである。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力については、アとして「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イとして「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて適切に指導する必要がある。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

この事項は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、**音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることをねらいとしている。**なお、**音楽を形づくっている要素**については「音楽Ⅰ」と同様である。

「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、個別の要素の知覚・感受に基づき、要素同士の関連について、一層考えを深められるようにすることが大切である。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ**て音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。**

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

この事項は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様、芸術科音楽における「知識」に関する

資質・能力である、**音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解することができるようにすることをねらいとしている。**なお、**音楽を形づくっている要素と用語や記号などについては「音楽Ⅰ」と同様である。**

指導に当たっては、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様、単に名称などを知るだけでなく、〔共通事項〕アの学習と関連付けるなどして適切に選択して取り扱い、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮する必要がある。また、そのことによって、用語や記号などの大切さを生徒が実感できるようにすることが重要である。

また、既習の用語や記号などについても、指導のねらいや生徒の実態を踏まえ、繰り返し扱うことによって理解の定着を図ることが大切である。

(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

従前は、一人一人の個性豊かな音楽に関する資質・能力を高めるため、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしていた。今回の改訂では、この趣旨を継承しつつ、一人一人の資質・能力をバランスよく育成することを踏まえ、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした上で、「A表現」については「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしている。

「音楽Ⅲ」は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」を継続して学習してきた生徒が履修するために設けている科目である。したがって、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」での学習状況を踏まえ、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等を十分考慮した上で、個別的な深化を目指すという視点が重要である。

指導計画の作成に当たっては、個々の生徒が選択した活動を基本としながらも、必要に応じて、同じような興味・関心等をもつ生徒同士でグループを編成して学習するなど、他者と協調しながら活動することによって、一層、資質・能力を高めることができるよう工夫する必要がある。

(2) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにする。

「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」における我が国や郷土の伝統音楽に関する学習を踏まえ、「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うことを示している。

指導に当たっては、個々の生徒の活動やグループでの活動などを通して、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」で学習した内容を更に発展、深化させて我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、音楽に対する価値意識を高めるようにし、我が国や諸外国の音楽文化を尊重する態度を育てることが重要である。

(3) 内容の取扱いに当たっては、「音楽Ⅰ」の3の(2), (4), (5), (7), (8), (10) 及び (11), 「音楽Ⅱ」の3の(1)及び(3)と同様に取り扱うものとする。

ここでは、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」のうち(2), (4), (5), (7), (8), (10) 及び (11), 「音楽Ⅱ」の「内容の取扱い」のうち(1)及び(3)に示した事項と同様に取り扱うことを示している。「音楽Ⅲ」では, 一人一人の個別的な深化を図る学習に重点が置かれるため, 個々の生徒の特性等を十分考慮して取り扱うよう配慮することが重要である。

第4節 美術 I

1 性格

「美術 I」は、高等学校において美術を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「美術 I」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「美術 II」、「美術 III」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

今回の改訂では、科目の目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。具体的には、「知識」については、今回新設となる〔共通事項〕、「技能」は、「A表現」(1)から(3)までのイの指導事項に位置付けられている。「思考力、判断力、表現力等」は「A表現」(1)から(3)までのアの指導事項及び「B鑑賞」(1)の指導事項に位置付けられている。「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

「A表現」の項目は、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の三つの分野から成り、基本的な構成は、従前と同様である。今回の改訂では、「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、各項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理している。

「(1) 絵画・彫刻」は、感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成し、表現形式の特性を生かすなどして構想を練り、材料や用具の特性を生かしたり表現方法を創意工夫したりして主題を追求し創造的に表すなど表現に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

「(2) デザイン」は、目的や条件、美しさなどを考えて主題を生成し、デザインの機能や効果などを考えるなどして構想を練り、材料や用具の特性を生かしたり表現方法を創意工夫したりして目的や計画を基に、創造的に表すなど表現に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

「(3) 映像メディア表現」は、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成し、映像表現の視覚的な要素の働きについて考えるなどして構想を練り、映像メディア機器等の用具の特性を生かしたり、表現方法を創意工夫したりして表現の意図を効果的に表すなど表現に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

「B鑑賞」の項目は、「(1) 鑑賞」で構成されている。ここでは、作品などからよさや美しさを主体的に感じ取り、批評し合うなどして、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫や美術の働き、美術文化について考え、見方や感じ方を深めることを重視し、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。今回の改訂では、「B鑑賞」の内容を、

アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と目的や機能などを考えた表現、映像メディアの特性を踏まえた表現との関連を図り、これら三つの視点から分けて示した。特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活や社会を心豊かにする美術の働きに関する鑑賞と美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめている。

今回の改訂で新設した〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、造形的な視点を豊かにするための知識を示している。ここでは、表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な視点について実感を伴いながら理解し、造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることを重視している。

2 目 標

「美術 I」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

美術の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し創造的に発想し構想を練ったり、価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「美術 I」の目標では、中学校美術科における学習を基礎にして、「美術 I」は何を学ぶ科目なのかということを示し、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。そのため、育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらを実現できるよう以下のように目標を示した。

- (1) 「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯にわたって美術を愛好する心情、豊かな感性などに関するもの。

科目の目標では、これら(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

美術の幅広い創造活動を通してとは、表現の各分野と鑑賞の活動を幅広く扱い、単に様々なことを数多く体験するだけではなく、様々な視点から豊かな創造活動ができるようにするとともに、創造活動を通して三つの柱で示された資質・能力を育成することを意味している。生活や社会を造形的な視点から見つめられるような活動を展開するとともに、学校を取り巻く生活環境、美術館や博物館、制作の現場など、活動の場を幅広く求めることが考えられる。

造形的な見方・考え方とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。造形的な見方・考え方を働かせるためには、表現及び鑑賞のそれぞれの活動において、造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかということを生徒一人一人に常に意識させることが必要である。

造形的な視点とは、造形を豊かに捉える多様な視点であり、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のことである。

私たちは日々、様々な形や色彩、材料や光などに出合いながら生活している。身の回りには造形の要素が働き、それらが複雑に組み合わせたり様々なイメージをつくりだしている。同じものを見てもよさや美しさを感じる人もいれば、そうではない人もいるように、どれだけ多くのよさや美しさが自分の身近な生活の中にあっただとしても、造形的な視点がないと気付かずに通り過ぎてしまう。そして、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力も十分に育っていないものである。

生徒一人一人の表現や鑑賞に関する資質・能力を豊かに育成していくためには、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目して、それらの働きを捉えるいわば「木を見る視点」と、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりするなどのいわば「森を見る視点」の両面から造形的な視点を豊かにすることが重要である。そして、発想や構想をする場面、創造的に表す技能を働かせる場面、感じ取ったり考えたりする鑑賞の場面のそれぞれにおいて、造形の要素の働きについて意識を向けて考えたり、大きな視点に立って対象のイメージを捉えたりできるようにし、表現及び鑑賞の学習を深めることができるようにすることが大切である。造形的な視点とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点で

あり、科目で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。

美的体験を重ねとは、表現や鑑賞の活動を通して自己や社会を見つめ、自然や美術作品など対象との関わりからよさや美しさを発見し、それを表現に生かしたり、人間の生きる姿などの美しさに感動したり、作品と作者やその背景にある生活や歴史、風土などに興味・関心をもち探求したりするなどして、美的感覚を働かせて対象や事象から様々なことを感じ取る力や創造性などを育む体験を積み重ねることを意味している。

生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力とは、生徒一人一人が感性や美意識、想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、自分との関わりの中で美術や美術文化を捉え、生活や社会と幅広く関わるができるようにするための資質・能力のことである。今回の改訂では、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わるができる生徒の姿を念頭に置いて育成を目指す資質・能力を具体的に示すようにした。

「美術 I」においては、これまで、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情と心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てるとともに、感性や美術の創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を伸ばすこと、美術文化の理解を深めることなどから目標を示してきた。しかし、どのような資質・能力が身に付き、何ができるようになるのかが具体的な姿としてわかりにくい側面もあった。美術や美術文化とは、単に美術作品や過去の美術のことだけを指すものではなく、身近な生活の場にも、社会としての広がりの中にも存在する。また、美術や美術文化によって育まれる豊かな創造性は、共生やコミュニケーションをキーワードとするこれからの社会の基盤の一つとなるものである。このような考えに立って、全ての生徒に美術の学習を通して共通に身に付けさせる資質・能力を一層明確にした。

芸術科美術で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。よって、必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する必要がある。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにするために必要な知識について理解を深めることを示している。今回の改訂では、芸術科美術において身に付けさせる知識として、具体的には〔共通事項〕の内容を示している。ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方

等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

対象や事象を捉えるとは、美術作品や造形物、自然物などや、生命感や心情、精神的・創造的価値などを認識することである。

造形的な視点について理解を深めるとは、形や色彩、材料や光などの造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基にして心に思い浮かべる像や情景、ある物事について抱く全体の感じといったイメージなどを捉えるために必要となる視点について理解を深めることである。ここでは、生徒が自分の感じ方で形や色彩などの造形の要素の働きやイメージ、作品の傾向や特徴である作風や類型的な表現形式である様式などを捉えられるよう、表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点を豊かにするために必要な知識として、実感を伴いながら理解を深めることができるようにすることが大切である。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解し、造形を豊かに捉えるような多様な視点をもてるようにするためには、生徒の実態や発達の特徴などを考慮して、〔共通事項〕に示されている内容について「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて十分な指導が行われるようにする必要がある。

意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表すとは、表現の意図に応じて材料や用具の特性を生かしたり、表現方法を工夫したりするなどして創造的に表す技能について示している。ここでは、発想や構想をしたことを基に、表現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の表現方法を見付け出したりして創造的に表せるようにすることが大切である。

創造的に表すことができるようにするとは、よりよいものや美しいものを求め、生み出す技能を伸ばすことであり、表現の学習では、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とが相互に関連しながら育成されていくものであり、両者が関連しあって初めて、創造的な表現が可能になるのである。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し創造的に発想し構想を練ったり、価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

芸術科美術において育成する「思考力、判断力、表現力等」とは、表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力であり、科目の目標(2)は、大きくはこの二つから構成されている。

詳細に見ていくと、前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、創造的に発想し表現の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、価値意識をもって美術作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、作者の心情や意

図と創造的な表現の工夫、自然と美術の関わりや美術の働き、それぞれの国の美術文化などについて考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、美術の働きなどについて考えとは、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。造形的なよさや美しさとは、形や色彩などから感じるよさや美しさとともに外形には見えない本質的なよさや美しさなどのことである。表現の意図と創意工夫とは、作品などに込められた作者の心情や表現の意図と創意工夫などのことである。また、美術の働きなどとは、生活や社会を心豊かにする造形や美術の働きなどのことである。これらは、発想や構想をする際にも、鑑賞をする際にも働く中心となる考えを示している。

「思考力、判断力、表現力等」をより豊かに育成するためには、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が進められるようにすることが大切である。例えば、「(1) 絵画・彫刻」において自画像を制作する題材について考えると、自画像を描くこと自体が学習の中心ではない。ここでの学習の中心となるものは、自己を深く見つめ感じ取ったことや考えたことを基に、自己の心情や意図と創造的な表現について考えることである。これらは自画像の制作において発想や構想をするときも、鑑賞するときにも働く中心となる考えといえる。発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、学習の中心になる考えを明確にすることにより、鑑賞したことが発想し構想を練るときに生かされ、また、発想や構想をしたことが鑑賞において見方や感じ方に関する学習に生かされるようになる。学習を終えたとき、自画像を描いたことだけが生徒の中に学びとして残るのではなく、形や色彩、材料や光などの造形の要素の働きによって自己の内面を表すことができ、対象を見つめ感じ取ったことや考えたことを基に、どのような創意工夫をすることが大切かという考え方を学びとして身に付けられるようにすることが重要である。このようにそれぞれの資質・能力が相互に関連して働くようにすることを積み重ねることが、より豊かで創造的な「思考力、判断力、表現力等」の育成につながると思われる。

主題を生成し創造的に発想し構想を練るとは、生徒自らが感じ取ったことや考えたこと、目的や条件、映像メディアの特性などから主題を生成し、新しいものをつくり出すという観点に立って発想や構想を練ることである。

主題を生成しとは、感じ取ったことや考えたこと、目的や条件、映像メディアの特性などから、「自分は何を表したいのか、何をつくりたいのか、どういう思いで表現しようとしているのか」など、強く表したいことを心の中に思い描くことであり、創造的な発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。今回の改訂では、学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現が求められており、「A表現」の活動において主題を生成することは重要な役割をもっている。

創造的に発想し構想を練るとは、生徒が生成した主題を基に、対象を再度深く見つめたり内面や本質を捉え直したりして、自分の思いや願い、夢や想像、他者への気持ちや分かりやすさ、よさや美しさ、あこがれ、映像メディアの特性などを考えながら新しいものを

つくりだすという観点に立って発想し構想を練ることである。そのため題材では、画一的な表現ではなく、生徒の多様な個性やよさが伸ばせるように工夫することが求められる。それぞれの生徒が形や色彩などの造形の要素の働きやイメージなどを豊かに捉えながら美的、創造的な表現の発想や構想を練る学習活動を展開することが、より深い「思考力、判断力、表現力等」を育成することにつながるのである。

価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めるとは、生徒一人一人が価値意識をもって造形的なよさや美しさを感じ取ったり、表現の意図と工夫、美術の働きや美術文化などについて考えたりして、見方や感じ方を深めることである。ここでいう美術とは、単に美術作品だけを指しているのではなく、自然の造形や身の回りの環境、事物なども含めた幅広い内容を示している。美術文化とは、材料、技術、方法、様式などによって美を追求・表現しようとする美術の活動や所産など、人間の精神と身体感覚の働きによってつくりだされた有形・無形の成果の総体である。また、文化は想像力を育み豊かな創造性をもたらすとともに、共感する心を通じて人間関係を豊かにし、共生する社会の基盤となるものである。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、美術作品や美術文化に対する見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方を深めるためには、生徒一人一人の見方や感じ方を大切にしたい指導が求められる。また、造形的なよさや美しさを感じただけに終わるのではなく、感じ取ったことを基に、作者の心情や表現の意図と工夫、生活や社会の中の美術の働きや美術文化などについて考えたり批評したりすることで、見方や感じ方はより深められる。美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めることは、美術が生活や社会を明るく豊かなものにしていく力をもっていることを認識するとともに、美術文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

科目の目標(3)

(3) 主体的に美術の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。

ここでの目標は、科目の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に美術の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や美術の創造活動の喜び、形や色彩などによるコミュニケーションを通して生活や社会と主体的に関わること、美術文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性など、情意や態度等に関するものが含まれる。このような芸術科美術における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が、自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

主体的に美術の幅広い創造活動に取り組みとは、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕

の各指導事項に関して、そこに示されている資質・能力を主体的に発揮しようとしたり、身に付けようとしたりすることである。同時に、自らの目指す夢や目標の実現に向かって課題を克服しながら創意工夫して実現しようとして、造形的な見方・考え方を働かせて創造的な表現や鑑賞に積極的に取り組み、創意工夫や作品などとの対話を重ねる中で高められるものでもある。そして、これらの態度を養うことは、生涯にわたって美術を愛好していく心情や、豊かな感性、心豊かな生活や社会を創造していく態度などの育成につながっていくことになる。

生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとは、表現と鑑賞の学習を通して美術の楽しさや創造の喜びを味わうとともに、美術の創造活動に関わる様々な資質・能力を身に付け、美的感覚や価値観を育み、主体的に表現したり鑑賞したり、生活の様々な場面でもものを選んで飾ったりするときに学んだことを生かしたりするなどして、生涯学習社会の一層の進展も視野に入れ、生涯を通じて美術を愛好していく心情を育成することである。

感性を高めとは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力を高めることである。芸術科美術において育てる感性は、美術の創造活動を通して、自然や美術作品など対象の美しさや情趣、人間の感情や作者の心情などを感じ取る力であり、能動的に働かせることが大切である。また、感性は、知性と一体化して人間性や創造性の根幹をなすものであり、表現や鑑賞の活動を通して、価値を感受し、想像力を働かせ豊かなイメージを創出する際に働くものである。

美術文化に親しみとは、生活や社会の中の美術の働きに関心をもち、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などの美意識や創造性などに触れる中で、美術文化に親しむことである。ここでは、人類が長い歴史の中で作りだしてきた美術文化と、時代や民族、国や地域の相違を超えて美や心の豊かさを求めるといふ人類普遍の精神などを実感できるような指導の工夫が求められる。

心豊かな生活や社会を創造していく態度とは、生活や社会を造形的な視点で幅広く捉え、生活環境を美しく造形的に構成するとともに、人々がともに心豊かに生きることのできる社会を創造しようとする態度を示している。

芸術科美術の学習は、表現や鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、自身の価値観を形成するとともに、生活や社会と密接に関係する学習である。表現や鑑賞の活動を自己との関わりの中で考え、つなげ、生かしていくことで、美術の働きについて実感的に捉えられるようにし、主体的に生活や社会の中で美術を生かしたり、探求したりし、創造していく態度を養うことが求められる。

美術 I 科目の目標と内容構成等との関連

科目の目標		内容の構成				目標との 関連
		領域等	項目	事項		
				指導内容	指導事項	
<p>美術の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p>	A 表現	(1) 絵画・彫刻	ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想	(7) 主題の生成 (4) 創造的な表現の構想	等 断力 「思考力、判 表現力	
			イ 発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(7) 材料や用具を生かす技能 (4) 創造的に表す技能	「技能」	
		(2) デザイン	ア 目的や機能などを考えた発想や構想	(7) 主題の生成 (4) 創造的な表現の構想	等 断力 「思考力、判 表現力	
			イ 発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(7) 材料や用具を生かす技能 (4) 創造的に表す技能	「技能」	
		(3) 映像メディア表現	ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想	(7) 主題の生成 (4) 創造的な表現の構想	等 断力 「思考力、判 表現力	
			イ 発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(7) 映像メディア機器等の用具を生かす技能 (4) 効果的に表す技能	「技能」	
		B 鑑賞	(1) 鑑賞	ア 美術作品などに関する鑑賞	(7) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした絵画・彫刻に関する鑑賞 (4) 目的や機能などを考えたデザインに関する鑑賞 (7) 映像メディアの特性を踏まえた表現に関する鑑賞	「思考力、判断力、表現力等」
				イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞	(7) 美術の働きに関する鑑賞 (4) 美術文化に関する鑑賞	
		〔共通事項〕		(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して指導	ア 造形の要素の働きの理解	「知識」
				イ 全体のイメージや作風、様式などで捉えること		

A 表現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に描いたりつくったりする表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の三つの分野で構成している。ここでは、主題を生成し創造的に発想し構想を練るなどの発想や構想に関する資質・能力と、発想や構想を基に、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表す技能が組み合わさって働くことが重要であり、学習としてこれらの資質・能力を明確にし、調和を図りながら育成することが大切である。

- (1) 絵画・彫刻
- 絵画・彫刻に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想
 - (ア) 自然や自己，生活などを見つめ感じ取ったことや考えたこと，夢や想像などから主題を生成すること。
 - (イ) 表現形式の特性を生かし，形体や色彩，構成などについて考え，創造的な表現の構想を練ること。
 - イ 発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能
 - (ア) 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。
 - (イ) 表現方法を創意工夫し，主題を追求して創造的に表すこと。

「美術 I」における「(1) 絵画・彫刻」では、中学校美術科での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、身近な自然や自己，生活などを深く見つめ、感じ取ったことや考えたこと，夢や想像などから主題を生成し、豊かに発想し創造的な表現の構想を練り、材料や用具の特性を生かし、主題を追求し創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、表面的な技術の巧拙のみを重視するのではなく、美的体験を重ね、自己の内面を掘り下げながら表現することなどにつながるように、主題を基に表現を深めていくことが大切である。

指導に当たっては、表現することの楽しさや完成の喜びを味わい、自己や他者の表現の多様性とよさや価値観を認め合う態度を養い、思考、判断し、創意工夫して表すなどの資質・能力の育成を重視した題材の設定が求められる。また、自我が確立され、自己の美意識や価値観が形成されるこの時期の学習では、対象や自己と向き合う中で自分が何を表現

したいのかを考え、生徒一人一人が強く表したいことを心の中に思い描くなど、主体的に主題を生成し追求できるようにしていくことが大切である。そのためには、題材を通して、何を学ぶのかを明確にするとともに、学習の目的を端的に示す題材名や導入の方法を工夫したり、制作の過程における新しい気付きにつながる助言をしたりするなど、主題をより深めることができるような指導が求められる。

また、絵画や彫刻の表現は、自己の内面や物事の本質などを深く見つめ、感動や自己の思いなどを美的にまた創造的に造形する行為であることから、構想の段階では完成した作品のイメージが明確でないことも多い。試行錯誤しながら主題を追求していく中で、制作の段階に入って構想が再度、練り直されることも踏まえて、表現を創意工夫するための柔軟な指導が求められる。その際、生徒一人一人がそれぞれのイメージを広げて取り組めるように、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや、全体のイメージで捉えることなどについての理解を実感的に深め、造形的な視点を豊かにすることや、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、鑑賞の学習との関連では、表現の意図と創意工夫などを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、美術作品などを鑑賞し、作者の心情や意図、表現の工夫などを生徒に読み取らせ、作者の作品に込めた様々な思いや主題、意図と工夫などを深く考えさせることは、生徒が自己の内面を見つめ直し主題を生成するきっかけとなったり、作者の意図と表現の工夫について考えたことが構想に生かされたりすることにつながる。表現の学習で考えることと共通する視点で美術作品などを鑑賞することで、今まで漠然としていた作者の表現の意図と表現方法との関わりなどが鮮明に見えてきて自分の表現に生かされるなど、鑑賞することで表現が、表現することで鑑賞がよりよいものになっていくことも多くあることから、双方に働く中心となる考えを軸にして鑑賞との関連を図り指導することが大切である。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

アは、感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自然や自己、生活などを見つめ感じ取ったことや考えたこと、夢や想像などから主題を生成し、それらを基に表現形式の特性を生かし、形体や色彩、構成などについて考えて創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 自然や自己、生活などを見つめ感じ取ったことや考えたこと、夢や想像などから主題を生成すること。

(ア)は、自然や自己の内面、生活などを見つめて感じ取ったことや考えたこと、夢や想像などから主題を生成することに関する指導事項である。

自然や自己、生活などを見つめ感じ取ったことや考えたこととは、自然や自己の内面、生活などを見つめて感じ取ったことや考えたこと、思い描いたイメージや願いなどのこと

である。例えば、形や色彩、質感の面白さ、光の新鮮な美しさなど、造形の要素に着目して得られるものや、驚きや不思議さ、生命や身近な自然、生活の中での感動、それらから生じた思いや考えなどのことである。

夢や想像などとは、体験や感動を基にした自己の思い、夢や願い、理想の世界などへの想像やあこがれ、現実とは異なる時間や次元などの世界、抽象的な概念から思い描く独自の世界などのことである。

主題を生成することとは、感じ取ったことや考えたことなどを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。特に、絵画や彫刻などの表現では、感じ取ったことや考えたこと、感動や湧出したイメージ、自己の考えや夢などを基に、表したいことを自らの内面に働きかけ問い直しながら、主題を生成していくことが大切である。

指導に当たっては、普段見慣れているものを新たな視点から捉え直したり、自己の考え、将来の夢や願い、理想の世界などを、多様な視点から見つめ直したりするなどして、主題を生成できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きやイメージを捉えることができるように造形的な視点を豊かにすることも重要である。また、自ら主題を生成して表現することの大切さを理解するとともに、主題を生成するために材料に直接触れてみたりするなど具体的な手立てを講じることが求められる。

(1) 表現形式の特性を生かし、形体や色彩、構成などについて考え、創造的な表現の構想を練ること。

(1)は、主題を基に表現形式の特性を生かし、創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

表現形式の特性を生かしとは、主題を表現するために、絵画や彫刻などのそれぞれの表現形式のよさや効果などを理解し、その特性を生かすことである。絵画では、日本画、油彩画、水彩画、版画、漫画、イラストレーションなど、彫刻では、塑造、木彫や石彫、その他の多様な素材による表現などがある。

これらの特性を生かすには、例えば、絵画における写実的な表現では、光や陰影、面等を把握して形体を表現したり、漫画などによる表現では、形や色彩を単純化や省略、強調をしたりすることなどが考えられる。また、彫刻における塑造では、粘土の性質などを、木彫や石彫では、木や石の性質や加工方法などを理解し、材料のもつ質感や量感などを表現に生かすことなどが考えられる。

形体や色彩、構成などについて考えとは、主題を効果的に表現するために、絵画では、形体、色彩、構成、質感、空間など、彫刻では、形体、量感や質感、動勢やマッサなどについて考えることである。ここでは、〔共通事項〕が示す形や色彩、材料、光などの造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることを理解し、形体や色彩、構成などについて考えることが重要である。

なお、ここで「形体」としているのは、特に、絵画や彫刻などの表現においては、ものの形だけではなく、存在感や雰囲気なども含めて捉えることが重要であるためである。

創造的な表現の構想を練ることとは、表現形式の特性を生かし、スケッチやデッサンなども活用しながら形体や色彩、構成などについて考え、主題を追求して創造的な表現の構想を練ることである。

指導に当たっては、形体、色彩、構成などの造形の要素の働きを総合的に考え、単純化や強調、構図、配色・混色やマチュールなどの工夫によって生まれる感情や美しさなどの表現効果を構想に生かせるようにすることが大切である。その際、試行錯誤したり創意工夫したりして創造的な表現の構想を深められるように、アイデアスケッチや言葉などにより思いや考えを整理したり、お互いの構想を批評し合ったりするなどの言語活動の充実を図ることも効果的である。また、「B鑑賞」との関連を図り、浮世絵、絵巻、障屏画、掛け軸、木彫などの日本の伝統的な表現や日本の伝統色、諸外国の多様な表現、材質の異なる複数の材料を使用した多様な現代の表現などについての理解とともに見方や感じ方を深め、創造的な表現の構想を練ることができるようにすることも大切である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、意図に応じて材料や用具の特性を生かし、表現方法を創意工夫し、主題を追求して創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

(ア)は、材料や用具の特性を理解し、意図に応じてそれらの効果を生かし、創意工夫するなどの技能に関する指導事項である。

意図に応じて材料や用具の特性を生かすこととは、表現の意図に応じて、様々な材料や用具の特性を理解し、選択し、生かして制作することである。絵画では、様々な紙、板、絹、キャンバスなどの基底材や絵の具、鉛筆、墨などの画材の特性、筆などの用具の使い方について体験的に理解を深め、構想を確かめながら材料や用具を工夫して表すことなどが考えられる。また、油彩と水彩、不透明水彩と透明水彩では表現効果が違うなど、材料や用具のそれぞれの特性による違いを生かした表現を意図に応じて工夫することなどが考えられる。彫刻では、粘土や石膏、木や石、金属、合成樹脂などの材料の特性、^{へら}篋、^{のみ}鑿、彫刻刀などの用具の特性と使い方などについて体験的に理解を深め、構想を確かめながら材料や用具を工夫して表すことなどが考えられる。

指導に当たっては、材料や用具の特性や効果を生かすとともに、方法や手順についても工夫しながら制作ができるようにすることが大切である。また、様々な技法や材料を組み合わせるなどの創意工夫ができるような題材の設定や、材料などと豊かに関わる

ことができるような環境を整備することも大切である。

(1) 表現方法を創意工夫し、主題を追求して創造的に表すこと。

(1)は、より効果的な表現方法を生かすなどして創意工夫し、主題を追求して創造的に表す技能に関する指導事項である。

表現方法を創意工夫し、主題を追求して創造的に表すこととは、自己の表現の意図を大切にしながら制作に取り組み、様々な発見などから、より効果的な表現方法を選択したり生かしたりして、創意工夫し、主題を追求して創造的に表すことである。例えば、絵画では、作品全体の印象を大切にしながら、光や陰影、色調、絵の具の濃度や塗り方、マチエールなどを工夫することや、彫刻では、全体と部分の関係、量感や質感、動勢やマッサなどを捉えながら主題を追求することなどが考えられる。

ここでは、主題を追求していくために、作品の全体を大きく捉えながら細部を確認したり、細部を表現しながら全体を捉え直したりするなどし、作品を多様な視点から見直すとともに、表現を追求する態度を大切に、試行錯誤しながら、偶然できた表現のよさを生かしたり、形に表していく中で構想を練り直したりするなどして、表現を深めることが大切である。

指導に当たっては、主題をよりよく表すために、生徒一人一人が、主題に応じて表現方法を模索し、創意工夫して表すことができるようにすることが大切である。そのためには、生徒が作品と真摯に向き合い自己の内面を掘り下げ、主題を追求していくとともに、表現方法の様々な可能性を意識しながら、既成の表現方法にとらわれない表現を工夫するなどの創造的に表す技能を身に付けることが大切である。

(2) デザイン

デザインに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

(ア) 目的や条件、美しさなどを考え、主題を生成すること。

(イ) デザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(ア) 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

(イ) 表現方法を創意工夫し、目的や計画を基に創造的に表すこと。

「美術 I」における「(2) デザイン」では、中学校美術科での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、心豊かな生活や社会を創造するために、目的や条件を基に美しさなどとの調和を考えて主題を生成し、デザインがもつ機能や効果、表現形式の特性などについて考え、創造的な表現の構想を練り、材料や用具の特性を生かし、目的や計画を基に創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を

育成することをねらいとしている。

ここでは、単に作品をつくるだけにとどまるのではなく、人間の美的要求やコミュニケーションを基盤として、客観的な視点に立ち、目的や条件などに応じて、美しさや調和、機能や役割、伝える人や使う人の気持ちや行為、公共性や社会性などを考えて表現することが大切である。

例えば、装飾に関するデザインでは、色彩感覚や構成力などを総合的に働かせて、形や色彩、材料など造形の要素の効果を生かし、造形的に美しく構成したり装飾したりすることが大切である。

視覚伝達に関するデザインでは、公共性や伝達性を考えて視覚的に情報を伝えるための、形や色彩などによるコミュニケーションの有効性について実感させることが大切である。

使うものに関するデザインでは、使用する人の心情や、使用する場などに求められる機能と美しさとの調和や、材料の性質や構造などを総合的に考えることが大切である。

環境に関するデザインでは、身近な生活環境や人々が交流する場などにおける課題を発見し、生活や社会を美しく豊かにする観点から、デザインがもつ機能や効果を生かして課題の解決や質的な向上を図ることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや、全体のイメージで捉えることなどの理解を実感的に深めながら、形や色彩、材料などがもつ情報伝達性や機能性、人や社会に与える印象や影響など、デザインが生活や社会に果たす役割を理解し、目的や条件に合わせて情報や機能を整理し、自己の美意識を働かせて表すなどの資質・能力の育成を重視した題材の設定が求められる。

デザインは、生活や社会の中に人の行為や心情及び場などをつくりだす活動でもある。ここでは、それぞれの使用者にとっての使いやすさや有効性の視点、ユニバーサルデザインなどの考え方を基にした学習も考えられる。例えば、多くの人が利用する施設などの表示のデザインでは、伝えたい内容をマークやサイン、ピクトグラムなどによって分かりやすくしたり、場所や環境、使う人の感情を考慮した配色と調和、人間の行為や行動などを考えて誘導したりするなど総合的に考えることが必要である。その際、「B鑑賞」との関連を図り、表現の意図と創意工夫や美術の働きなどを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、デザインの作品などを鑑賞し、作者の心情や意図、表現の工夫などを生徒に読み取らせ、作者の作品に込めた様々な思いや主題を深く考えさせることが大切である。また、デザインが生活や社会に楽しさや優しさをもたらし、人間関係を豊かにしていることについて考えたことが主題を生成するきっかけとなったり、デザインという視点から社会を見つめたことを構想に生かしたりすることにつながる。表現の学習で考えることと共通する視点でデザインの作品などを鑑賞することで、今まで漠然としていた作者の表現の意図と表現方法との関わりなどが鮮明に見えてきて自分の表現に生かされるなど、鑑賞することで表現が、表現することで鑑賞がよりよいものになっていくことも多くあることから、双方に働く中心となる考えを軸にして鑑賞との関連を図り指導することが大切である。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

アは、目的や機能などを考えた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が飾ったり伝えたり使ったりするためのデザインの目的や条件、美しさなどを考えて主題を生成し、それらを基にデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考えて創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 目的や条件、美しさなどを考え、主題を生成すること。

(ア)は、デザインの目的や条件、美しさなどを考え、主題を生成することに関する指導事項である。

目的や条件、美しさなどを考えとは、飾る、伝える、使うなどのデザインの目的、対象や方法、手段、使われる場所や場面、使う人の心情など条件と、形や色彩などの造形的な美しさとの調和を考えることである。

主題を生成することとは、目的や条件、美しさなどを考え、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。特に、デザインの表現では、デザインが社会性をもった活動でもあることから、デザインの役割や責任などについての理解を深め、生活や社会の中に課題を発見し、見る人や使う人の立場に立ち、デザインの目的や条件、機能や用途、美しさなどを考えて主題を生成していくことが大切である。

指導に当たっては、日々の暮らしに根ざした課題や新たな生活への提案、日本の伝統行事、自然との共生を考えた美的な環境、生活や遊びの中の造形などに関する課題など、身近な問題から地球規模の問題まで幅広く取り上げるようにし、多様な視点から生活や社会を見つめ主題を生成できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きやイメージを捉えることができるように造形的な視点を豊かにすることも重要である。

(イ) デザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、創造的な表現の構想を練ること。

(イ)は、主題を基にデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

デザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考えとは、目的や条件などを基にした構成や装飾、伝達、使いやすさなどのデザインのもつ機能や効果と、平面、立体などによるデザインの表現形式の特性について考えることである。デザインにおける表現の材料や方法には、紙や布、木、石、ガラス、プラスチック類などを使ったり組み合わせたりする表現や、絵の具やコラージュなどによる表現など様々なものがある。構想を練る際に

は、これらの材料の特性など〔共通事項〕が示す形や色彩、材料、光などの造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることを理解し、デザインの機能や効果、表現形式などについて考えることが重要である。例えば、パッケージのデザインの制作では、目的や条件に応じて、形状や用途、使いやすさなどの機能を考え、材料に何を使うのか、形や色彩、質感などの効果をどのようにデザインに生かすのかなどの視点が必要になる。また、マークやサインを立体で表現する場合、材料に何を使うのか、奥行きや立体としての効果をどのようにデザインに生かすのかなど、平面で表現する場合とは異なった視点が必要になる。

デザインにおける構想では、材料と技法を適切に組み合わせることが必要であり、デザインの表現形式の特性などを理解し、見通しをもって考えることが大切である。

創造的な表現の構想を練ることとは、客観的な視点に立って既存の価値観にとらわれることなく表現するための構想を練ることである。その際、アイデアスケッチや言葉により考えを整理したりしたものを基に、生徒同士の批評し合う活動を通して、他者の意見なども参考にすることも大切である。

指導に当たっては、伝達性や機能性などを考え、分かりやすく使いやすく、そして美しく親しみやすい表現となるように構想を練ることが必要であり、造形の要素の働きについての理解を深め、構想に生かすことが大切である。その際、形や色彩などを客観的、分析的に捉えたり、総合的に捉え直したりしながら構想を深められるように、アイデアスケッチや言葉などにより思いや考えを整理したり、お互いの構想を批評し合ったりするなどの言語活動の充実を図ることも効果的である。また、「B鑑賞」との関連を図り、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどについて考え、見方や感じ方を深め、創造的な表現の構想を練ることができるようにすることも大切である。ここでの関連では、美術文化に関する鑑賞と相互に関連させて、民族や文化、風土などによって形や色彩の捉え方が異なることや日本の伝統的な文様や色づかいなどについて理解させたりして、日本の伝統的なデザインのよさを現代的なデザインに生かすなどの柔軟で多様な視点をもつことができるような題材の設定や指導の工夫も求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、意図に応じて材料や用具の特性を生かし、表現方法を創意工夫し、目的や計画を基に、創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

(ア)は、材料や用具の特性を理解し、意図に応じてそれらの効果を生かし、創意工夫するなどの技能に関する指導事項である。

意図に応じて材料や用具の特性を生かすこととは、表現の目的や意図に応じて、デザイ

ンで使う様々な材料や用具の特性を理解し、制作の手順を考え、選択した材料や用具の特性を生かして制作することである。特に、デザインの表現では、構想の段階のイメージを的確に表現するための技能が求められる。したがって、材料や用具を効果的に使い、アイデアスケッチ等に基づいて表すなどの技能が必要となる。紙や布、木、石、ガラス、プラスチック類などの材料やそれを用いて表現するための鉛筆や絵の具、筆、刃物類などの用具などを的確に活用するなどして、材料の生かし方や制作の方法について考え、デザインを表現するための技能を高めることが大切である。

指導に当たっては、制作過程で気付いた課題に対して新しい工夫なども加えながら、構想に基づいて自己の意図を効果的に表せるようにすることが大切である。そのためには、生活を心豊かにする魅力ある題材を通して、主体的に材料や用具の特性や効果について理解し、技術や技法等を学び、創造的に表すための基礎となる技能の定着を図りながら、それらを主体的に活用する力を育成することが求められる。

(1) 表現方法を創意工夫し、目的や計画を基に創造的に表すこと。

(1)は、より効果的な表現方法を創意工夫し、目的や計画を基に創造的に表す技能に関する指導事項である。

表現方法を創意工夫し、目的や計画を基に創造的に表すこととは、表現方法を工夫し材料や用具を用いて描いたりつくったりする際に、デザインの目的などを確認しながら計画や手順などを十分吟味し、制作の見通しをもって創造的に表すことである。ここでの目的とは、例えば、視覚伝達のデザインでは、誰に、何を、どのようなイメージで伝えるかなどの生徒が設定したデザインの目的のことである。また、計画とは、完成のイメージをもち、実際に材料や用具などを使う段階でそれらの特性に応じて制作の順序を考え、工程を組み立てることである。ここでは、デザインの目的や計画に基づいて、どのように表現したいかということを明確に意識し、その実現のためには、見通しをもって創造的に表すことができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、自己の表したいことを具現化できるように材料や用具の特性を十分理解し、その効果などを考えながら計画を立てて表すことができるようにすることが重要である。ここでは、生徒の表したいものに応じて、完成までの目標と見通しがもてるようにすることが求められる。

(3) 映像メディア表現

映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

(ア) 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

(イ) 色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(ア) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。

(イ) 表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこと。

「美術Ⅰ」における「(3)映像メディア表現」では、中学校美術科との関連を考慮し、造形的な見方・考え方を働かせ、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの特性を生かし、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に主題を生成し、映像表現の視覚的な要素の働きを踏まえてカメラやコンピュータなどの映像メディア機器等の特性を生かした表現方法などを創意工夫し、表現の意図を効果的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、映像表現の可能性について考え、映像メディアによる表現の視覚的な要素の多様な働きについて実践的に理解するとともに、その特性を生かして創造的な表現活動を行うことが大切である。また、国際社会の下で、多様なメディア社会の形成に参画していくために必要となる資質・能力を高めることも大切である。

デジタルカメラやコンピュータの飛躍的な発達、従来の写真や映画の技術を基礎とした映像表現において、その視覚的なイメージを精緻かつ高速に記録や複製、表現、伝達することなどを可能にするとともに、画像編集や様々な情報を統合した表現を容易にし、多様で創造的なイメージの生成を促してきた。また、写真や映像、アニメーション、プロジェクション・マッピング等による映像表現は、私たちの新たな視覚的経験を広げてきた。写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアは、形や色彩などによるコミュニケーションツールとして、視覚イメージの世界に革新的な変容をもたらし、現代の美術作品などにおいても重要な役割を担っている。

感じ取ったことや考えたことを基にした表現の指導では、自然や自己、生活などから感じ取ったことや考えたこと、心の世界などを、映像メディアの特性を踏まえて表現することを目指している。例えば、写真やコンピュータで自己の思いや考え、感動などを表現したり、想像力を働かせて空想の世界を描いたりすることなどが考えられる。

また、目的や機能などを基にした表現の指導では、映像メディアの特性を踏まえ、情報を視覚化し美しくかつ分かりやすく伝達するために、形や色彩などによるコミュニケーションの有効性について実感させることが大切である。例えば、視覚的なプレゼンテーションのための映像表現、プロジェクション・マッピングなどの建物や物体、空間などに対して映像を映し出す表現、インタラクティブなウェブページの作成などが考えられる。

指導に当たっては、映像メディアの特性を踏まえた表現について十分検討し、機器等の特性を生かした指導を工夫することが重要である。具体的には、カメラやコンピュータ等の映像メディア機器等を用いて、対象の動きや時間の経過に伴う変化などを工夫して表現したり、対象を撮影し、その画像や動画の複製や合成、形の変形や変換、色の置換や変換及びその他の機能によって多様なイメージを表現したりするなど、映像メディアの表現の特質を生かした題材の設定が求められる。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることなどについての理解を深め、造形的な視点を豊

かにして映像メディアの特性を踏まえた表現ができるようにすることが重要である。また、「B鑑賞」との関連を図り、映像メディアの表現の意図と創意工夫などを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、映像メディア表現の作品などを鑑賞し、作者の心情や意図、表現の工夫などを生徒に読み取らせ、作者の作品に込めた様々な思いや主題を深く考えさせることは、主題に応じた映像メディアの表現の特質や効果などから感じ取ったことを基に表現のイメージを広げ、主題を生成するきっかけとなったり、映像表現の創造的な工夫などから視覚的な要素の働きを考えて構想に生かしたりすることにつながる。表現の学習で考えることと共通する視点で映像メディア表現の作品などを鑑賞することで、今まで漠然としていた作者の表現の意図と表現方法との関わりなどが鮮明に見えてきて自分の表現に生かされるなど、鑑賞することで表現が、表現することで鑑賞がよりよいものになっていくことも多くあることから、双方に働く中心となる考えを軸にして鑑賞との関連を図り指導することが大切である。

映像メディア機器は、様々な素材や画像、情報等を瞬時に取り込むことができるなどの特性がある。そのため、これらの特性を効果的に活用し、生徒が主題に合った素材や資料を選択するための判断力やメディアリテラシー等を養うとともに著作権、肖像権などに対する理解を深めることも求められる。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

アは、映像メディアの特性を踏まえた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が対象や事象などから感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成し、それらを基に映像表現の視覚的な要素の働きなどについて考え、創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

(ア)は、映像メディアの特性を踏まえ、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成することに関する指導事項である。

感じ取ったことや考えたこととは、対象の形や色彩、光の美しさ、驚きや不思議、生命や身近な自然、生活の中での感動などから生じた思いや考えなどのことである。

目的や機能などとは、誰に、何を、どのような場面で伝え、表すのかという目的や、映像メディアがコミュニケーションなどにおいて働くなど、どのような働きが必要なのかという機能などのことである。

映像メディアの特性を生かしてとは、画像の加工や合成の工夫、時間の経過による変化、色光の効果や視点等、映像メディアの特性を生かすことである。

主題を生成することとは、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像

メディアの特性を生かして、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。特に、映像メディア表現では、単に映像メディア機器を使うこと自体を目的とするのではなく、主題の中心となる感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などが生徒にとって価値ある内容であり、映像メディアの特性を生かす必要性が実感できることが重要である。例えば、動画では、時間の経過による変化を表現できるという特性を生かして、感じ取ったことや考えたことなどを基に、自己の気持ちや感情の変化など、物語性を生かした主題を生成していくことなどが考えられる。

指導に当たっては、人々の在り方や生き方、地域の文化的行事、伝統や民話など様々な事柄や、生活や社会環境、公共性などに目を向け、自己の内面、自然や他者との共生などについて考えたり、心や感性を働かせて対象や様子などをよく見つめ、よさや美しさ、行動の背景にある人間の様々な感情や考えなどを感じ取ったりし、映像メディアの特性を生かして、多様な視点から主題を生成できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きやイメージを捉えるなどができるように造形的な視点を豊かにすることも重要である。

(イ) 色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ること。

(イ)は、主題を基に映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考えとは、主題を表現するために、色光や視点、構図、動きなどの映像表現における視覚的な要素について理解し、その働きについて考え、表現効果や伝達効果を工夫することである。例えば、写真や動画の表現では、光を捉える方向や光の量によって発色や立体感、質感などが変わることや、カメラアングルやカメラポジション、フレーミングの違いによる表現効果を理解し、表現を構想する際に役立てることが大切である。また、アニメーションの表現では、キャラクターの画面の中での大きさや動かし方、場面のつなげ方などによる表現効果などを考えることが大切である。その際、〔共通事項〕が示す形や色彩、材料、光などの造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることを理解し、映像表現の視覚的な要素の働きについて考えることが重要である。

創造的な表現の構想を練ることとは、映像表現の視覚的な効果を表現の意図に応じて工夫し、心豊かな構想を練ることである。例えば、写真の表現では、被写体に対して、どのように興味をもち感動したのか、何を訴えたいのかなどを考え、場面の選択や設定を考えながら構想を練ったり、動画やアニメーションの表現では、主題をよりよく表す場面のつなげ方やカットなどによる効果的な表現を工夫するため、絵コンテを作成しながら構想を練ったりすることが考えられる。

指導に当たっては、視覚的な要素とその効果について体験的に理解し、構想に生かすこ

とが大切である。例えば、写真の表現における色彩の表現については、対象が反射したり発したりする色光そのものを捉えて表現することから、順光や逆光、斜光などの光の状況の変化による画面の明るさのバランスや明度差などが表現効果に大きく影響することなどを理解し、構想に生かすことが大切である。その際、意図に応じて効果的な表現の構想が深められるように、アイデアスケッチや言葉などにより思いや考えを整理したり、お互いの構想を批評し合ったりするなどの言語活動の充実を図ることも効果的である。また、「B鑑賞」との関連を図り、映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、視覚的な要素の効果についての見方や感じ方を深め、創造的な表現の構想を練ることができるようにすることも大切である。

デジタルカメラやビデオカメラ、コンピュータなどによる表現は、具体的な映像になったものを見ながらやり直しができるという特性がある。そのため、試行を繰り返しながら構想を固めていく方が効果的な場合もあるので、題材や生徒の実態に応じて指導計画を工夫する必要がある。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かし、表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すことができるよう指導することが大切である。

(7) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。

(7)は、カメラやコンピュータなどの映像メディア機器等の様々な用具の特性を理解し、意図に応じてそれらの特性を生かすなどの技能に関する指導事項である。

意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこととは、カメラやプロジェクター等の映像機器、コンピュータ等の情報処理機器の特性を理解し、表現の意図に応じてそれらの効果的な使い方を工夫したり、機器を組み合わせた使用方法を工夫したりすることである。カメラは、肉眼では捉えきれない瞬間的な記録や精密描写に優れているとともに、絞りやシャッタースピード、被写界深度、フォーカス、カメラアングルなどを工夫することにより意図に応じた表現が可能である。コンピュータは、画像や映像の合成、変形や色の変換、さらに、それらの機能を組み合わせて用いるなどにより様々な表現をつくりだすことができる。

また、ここでの学習は、映像メディア機器等を活用する技能を高めることを基本とするが、例えば、手づくりの装置によって動画を制作する場合や、絵コンテを作成したり、アニメーションの原画を描いたりする場合など手で描いたりつくったりすることもここで育成を目指す技能と同様であると考えられる。

指導に当たっては、表現の意図に基づいて機器の特性を表現に生かすことができるよう

に、試作するなどして映像メディア機器の特性を体験的に理解しながら表し方を工夫していくことが大切である。例えば、写真の表現では、カメラや撮影機能のあるタブレット型のコンピュータなどの機器の操作や機能について理解し、被写体と背景との関係を考えながら、機器の特性を生かして意図に応じてフォーカスを決定したり、コントラストを工夫したりすることが考えられる。また、動画やアニメーションの表現では、コンピュータの動画ソフトの基本的な操作や機能について理解し、そのデジタルデータとしての特性を生かして、動きや変化を試すことにより部分修正しながら意図したイメージに近付けていくことなどが考えられる。

(1) 表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこと。

(1)は、表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表す技能に関する指導事項である。

表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこととは、表現の意図を一層明瞭にするために、複数の写真を組み合わせて表したり、コンピュータを使って画像や映像を編集したり、映像と音声を組み合わせるなど創意工夫して、楽しい表現や美しい表現、見る者の心を打つ表現などをより効果的に表すことである。写真や動画は、コンピュータの画像編集ソフトによって、変形させたり合成したり、色調を変えたり、特殊効果を用いたりして、様々な表現効果を加えることができる。また、複数の写真を組み合わせることにより、一層深みのあるイメージや時間の経過、ストーリーを表すことができる。動画も分割して再構成したり音楽やナレーションなどと組み合わせたりすることによって、より効果的に表すことができる。

このように、画像や映像を編集したり、再構成したりしながらよりよいものに高められることが映像メディア表現における表現方法の特質の一つと言える。このような活動においては、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能が常に関連しながら働くことになる。

指導に当たっては、主題に応じたより効果的な表現を生み出すために、機器等の特性を生かした使い方や組み合わせ方などについての技能を高めるようにすることが重要である。また、試行を繰り返す場面や時間に配慮し、機器等の操作などに十分慣れるようにするとともに、表現が深まるように多様な視点や具体的な方法を示すなどの指導が大切である。例えば、デジタルデータで保存できる表現等については、途中段階からの修正も比較的容易にできることから、ある程度完成した段階で互いに鑑賞し合い、他者の意見等を踏まえて表現の改善を図るなどの方法も考えられる。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に美術作品や文化遺産などの造形的なよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫や美術の働き、美術文化について考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」、「(1) イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」の二つの指導内容で構成している。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって美術作品や美術の働き、美術文化についての見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。

- (1) 鑑賞
- 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞
- (ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。
 - (イ) 目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。
 - (ウ) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。
- イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞
- (ア) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り、自然と美術の関わり、生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。
 - (イ) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから美意識や創造性などを感じ取り、日本の美術の歴史や表現の特質、それぞれの国の美術文化について考え、見方や感じ方を深めること。

「美術 I」における「(1) 鑑賞」では、中学校美術科での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、主体的に作品などからよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、自然と美術の関係や生活や社会を心豊かにする美術の働き、日本の美術の歴史や美術文化などについて考え、価値意識をもって、美術作品や美術の働き、美術文化についての見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂では、「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項

では、造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさ、映像メディア表現の特質などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫について考え、見方や感じ方を深めることを重視している。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、環境の中に見られる造形的なよさや美しさ、文化遺産などから美意識や創造性を感じ取り、生活や社会を心豊かにする美術の働きや日本及び諸外国の美術文化などに対する見方や感じ方を深めることを重視している。

自我を確立し、自己の美意識や価値観を形成するこの時期の鑑賞の学習では、自分の価値意識をもって美術を捉え、生徒が自己を見つめ、主体的に鑑賞する態度を身に付けることが大切である。鑑賞もまた創造活動の一環であることから、生徒が対象に対し能動的に接し、感性や美意識、想像力を豊かに働かせて、対象や事象を造形的な視点で深く捉え、作品などに対する自分としての意味や価値をつくりだすことが求められる。そのためには、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや全体のイメージや作風、様式などで捉えることについての理解を深め、新たな視点で作品を捉え直したり、他の作品と比較して相違点や共通点に気付いたりするなど、生徒が関心をもって具体的によさや美しさを感じ取れるように指導を工夫することが必要である。

指導に当たっては、自然や美術作品、生活や社会の中の造形や文化遺産などに接し、対象や作品の造形的なよさや美しさ、作者の考え、美術の働き、世界観などを感じ取るとともに、制作過程や表現の工夫などを追体験するなどして作品への見方を深めたり、自己の表現に生かすよう試みたりできるよう留意する。その際、学校や地域の実態に応じて美術館や博物館などと積極的に連携を図ることも大切である。鑑賞作品については、実物と直接向かい合い、作品のもつよさや美しさについて実感を伴いながら捉えさせることが理想であるが、それができない場合は、大きさや材質感など実物に近い複製、作品の特徴がよく表されている印刷物、ビデオ、コンピュータなどを使い、効果的に鑑賞指導を進めることが必要である。

特に、アの「美術作品など」を対象にした鑑賞については、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、「A表現」の「(1) 絵画・彫刻」における、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、「(2) デザイン」における、伝えることや使うことなどの目的や機能などを考えた表現、「(3) 映像メディア表現」における、映像メディアの特性を踏まえた表現との関連を図り、これら三つの視点から分けて示し、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて育成することを重視する。なお、鑑賞と表現のそれぞれが独立した題材で直接、内容の関連が図れない場合においては、鑑賞の学習が作品の定まった価値を学ぶだけの表面的な学習に終始しないよう、鑑賞の学習の中で作者の心情を感じ取り、自己の発想や構想を膨らませるような視点や、制作手順をたどりながら表現方法に着目させるような視点を位置付けることが大切である。

また、主体的な鑑賞の活動により鑑賞に関する資質・能力を育成するために、学習のねらいに応じて美術作品などの適切な選定したり、生徒の作品についてもお互いに鑑賞の対象としたりするとともに、言語活動の充実を図ることが大切である。その際、生徒一人一

人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、価値意識をもって討論や批評し合ったりするなどの対話的な活動を通して、対象の捉え方や感じ方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気付き、自他の作品の特性や個性を踏まえて見方や感じ方を深めるようにすることが必要である。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が価値意識をもって、美術作品などの造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさ、映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、表現の背景にある作者の感動や夢、思いや願い、考え方や理論、イメージや世界観などの意図と創造的な表現の工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、美術作品やデザイン、映像メディア表現などの見方や感じ方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、絵画や彫刻などにおける、感じ取ったことや考えたことなどを基に表現された作品から、造形的なよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴を捉え分析するなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

造形的なよさや美しさを感じ取りとは、絵画や彫刻などの作品に見られる、形や色彩、材料などから感じ取れる造形的なよさや美しさ、特徴やイメージ、構成の要素など、全体の調和や美術作品がその場にもたらす雰囲気など、作品の特徴や印象などを自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に感じ取ることである。

作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考えとは、表現の背景にある作者の感動や夢、思いや願い、考え方、理論や思想、信仰、作品に込められた情熱や精神と、それを表現するための作者の創造的な表現の工夫などについて考えることである。ここでは、生徒の自由な見方や感じ方を大切に、表現の独自性や創造性、表現の意図に応じた素材の生かし方、表現の技術やその効果、作品の背景にある生活や社会、時代などを分析的に、あるいは、総合的に捉えることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、作者の内面や作品の背景を見つめたり、自分の生き方や表現に対する姿勢と比較したりするとともに、表現の意図と創造的な工夫について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。ここでは、社会や時代が変化しても、大切にされている普遍的な価値に気付き、美を感じ取り、思考、判断できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、自分

の見方や感じ方を大切にしながら美術作品の特徴や印象を直観的に捉えることが必要である。更に見方や感じ方を深めるためには、造形の要素の働きなどに関する知識や、表現活動における自らの学習経験とともに、作者の精神や生き方などの多様な観点から、感性と知性を豊かに働かせて鑑賞することが大切である。その際、学習のねらいに適した作品を選定するとともに、それらを明確な視点をもって鑑賞し、〔共通事項〕を視点に作品について討論したり、作者や作品について調べて主題に基づいて作品の背景を見つめ分析したりするなどして、総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、「A表現」(1)の「絵画・彫刻」アとの関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、対象の捉え方や感じ方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気付き、作品などに対する見方や感じ方を深められるよう配慮することが必要である。加えて、言葉で考えさせ、その考えを整理させることも重要である。漠然と見ていては感じ取れないことが、言葉にすることによって美しさの要素が明確になり、より確かに感じ取ることができるようになる。言葉で表現することは見る視点を整理することにもなり、鑑賞に関する資質・能力を高めるためには必要である。その際、それらを手掛かりに自己との対話を深めたり、他者に説明したりするなどして、自分の感じたことや考えたことをより明確にしていくことが大切である。

(1) 目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、デザインなどにおける、目的や機能などを考えて表現された作品や製品などから、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴を捉え分析するなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取りとは、デザインの作品や製品などの特徴や印象などから、デザインの装飾性や伝達性、機能性などの目的や機能と、形や色彩、材料などの造形的な特徴、構成の要素、全体の調和やその場にもたらす雰囲気などのよさなど、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさを感じ取ることである。

作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考えとは、心豊かな生活や社会に対する作者の思いや願い、考えや理論、思想とともに、見る人や使う人への配慮など、それを表現するための作者の創造的な表現の工夫などについて考えることである。ここでは、客観的な視点を大切に、デザインのもつ機能や役割、表現の独自性や創造性、表現の意図に応じた材料の生かし方、表現の技術やその効果、作品の背景にある生活や社会、時代などを分析的に、あるいは、総合的に捉えることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、美しさと機能性との調和、社会や生活、自分との関わりの中で作品やその役割などを捉えると同時に、表現の意図と創造的な工夫について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。ここでの鑑賞は、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取るとともに、生

活や社会について考える総合的な学習活動であり、これらのデザインの価値に気づき、思考、判断できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、自分の見方や感じ方を大切にしながらデザインの特徴や印象を直観的に捉えることが必要である。更に見方や感じ方を深めるためには、造形の要素の働きに関する知識や、表現活動における自らの学習経験とともに、社会性や公共性などの多様な観点から、感性と知性を豊かに働かせて鑑賞することが大切である。その際、学習のねらいに適した作品を選定するとともに、それらを明確な視点をもって鑑賞し、〔共通事項〕を視点に作品について討論したり、作者や作品について調べて、生活や社会を創造する観点から作品の背景を見つめ分析したりするなどして、総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、「A表現」(2)の「デザイン」アとの関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、目的や条件の捉え方、感じ方や考え方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気づき、作品などに対する見方や感じ方を深められるよう配慮することが必要である。加えて、「B鑑賞」(1)ア(ア)と同様に、言葉で考えさせ、その考えを整理させることも重要である。

(ウ) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ウ)は、映像メディア表現の特性を踏まえて表現された作品などから、多様な表現効果を感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴を捉え分析するなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

(ウ)の指導に当たっては、原則として「B鑑賞」(1)ア(ア)及び(イ)との関連を図るとともに、加工・編集などの映像メディアの特質だけでなく、メディアとして情報を発信・交流する双方向性などの特質にも注目し、映像メディアの可能性が発展し続けていることを踏まえることも重要である。

映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取りとは、視覚的なイメージを記録、複製、発信・交流するなどの映像メディアの特質、色光、視点、動きなどの視覚的効果を生かして表現される機器を活用した独自の表現効果について自分の見方や感じ方を大切にしながら感じ取ることである。

映像メディア表現は、機器の開発や発展、普及により、既成の美術の枠組みを超えた様々な表現が可能になり、造形的な広がりを生んできた。光や時間、音、空間やイメージなど映像メディアがもたらす豊かな表現と、写実性、記録性、即時性、時間性、物語性などその独自の造形性や芸術性を幅広く捉え、作者の表現の意図と映像メディア表現の特質や表現効果を読み取ることが大切である。

作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考えとは、映像メディアの特質を生かして作者が伝えたいイメージや世界観、思いや願い、考え方、理論や思想、作品に込

められた情熱や精神，見る人への配慮など，映像メディア機器を活用して表現するための作者の表現の工夫などについて考えることである。ここでは，映像表現の可能性に対する見方や感じ方を大切にして，映像メディアの特質，表現の独自性や創造性，表現の技術やその効果，作品の背景にある生活や社会，時代などを分析的に，あるいは，総合的に捉えることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは，映像メディアの特性を踏まえて表現された作品を通して，主題や作者の表現の意図や映像メディアによる表現の視覚的な要素の多様な働きなど効果的な表現の工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。ここでは，視覚イメージの世界に革新的な変容をもたらした映像表現の可能性がもつ価値に気づき，思考，判断できるようにすることが大切である。

指導に当たっては，生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに，自分の見方や感じ方を大切にしながら映像メディア表現の特徴や印象を直観的に捉えることも必要である。更に見方や感じ方を深めるためには，造形の要素の働きに関する知識や，表現活動における自らの学習経験とともに，映像メディアの可能性などの多様な観点から，感性と知性を豊かに働かせて鑑賞することが大切である。その際，学習のねらいに適した作品を選定するとともに，それらを明確な視点をもって鑑賞し，〔共通事項〕を視点に作品について討論したり，作者や作品について調べて，映像メディアの特性や映像表現の可能性の観点から作品の背景を見つめ分析したりするなどして，総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また，「A表現」(3)の「映像メディア表現」アとの関連を図り，発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら，対象や目的，条件の捉え方や，感じ方や考え方，表現の違いとそれぞれのよさなどに気づき，作品などに対する見方や感じ方を深められるよう配慮することが必要である。加えて，「B鑑賞」(1)ア(ア)と同様に，言葉で考えさせ，その考えを整理させることも重要である。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは，生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは，生徒が価値意識をもって，生活や社会の中の造形や美術作品，文化遺産などから，造形的なよさや美しさ，それぞれの国の美意識などを感じ取り，生活や社会を心豊かにする美術の働きや，美術文化についての見方や感じ方を深めるとともに，古来，人々が大切にしてきたものや価値に気づき，人間が長い歴史の中で作りだし，継承してきた美術作品や文化とその精神などを味わい，それらを尊重する態度を養うことができるよう指導することが大切である。

(ア) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り，自然と美術の関わり，生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考え，見方や感じ方を深めること。

(ア)は、環境の中に見られる造形的なよさや美しさなどを主体的に感じ取り、生活や社会を明るく心豊かにする美術がもつ意義や働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取りとは、自然物や動植物、四季や自然現象、風景などの自然や身の回りのもの、公園や建造物、街並みなどの環境の中に見られる造形的な美しさなどについて自分の見方や感じ方を大切にしながら感じ取ることである。ここでは、環境の中に見られる様々な造形に目を向け、自然と共生していく視点に立って造形的な課題に気付いたり、心安らぐ環境について再発見したりするなど、よさや美しさなどを感じ取りながら、環境の中の美術の働きについて実感を伴いながら捉えられるようにすることが大切である。また、「A表現」(2)の「デザイン」などの学習と関連させて、美術の働きについてより効果的に学習することも考えられる。

自然と美術の関わりとは、自然物、自然現象、風景などに見られる造形的な美しさ、自然界にある美的秩序や美しい空間、それらを基に創造的に表現された作品などに見られる自然と美術の関わりについて考えることである。作品の主題や表現の対象としてだけでなく、素材を生み出していることにも目を向けるとともに、我が国の気候や風土、環境、歴史等を背景にした特色ある感性をもって形成された日本人の自然に対する美意識を捉えさせることも大切である。

生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考えとは、生活や社会を明るく心豊かにする上で、絵画や彫刻、デザイン、映像メディア表現等が果たす役割や機能等について考えることである。形や色彩には、人間に様々な心理的、精神的作用を及ぼす機能がある。例えば、デザインされた様々な製品や環境との調和を考えた造形作品などが生活空間に置かれたり使われたりすることにより、生活や社会を心豊かに演出することができる。ここでは、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにし、日頃見慣れたものなどを新たな視点から捉えさせるなどして、生活や社会における美術の働きについて実感をもって味わうことができるようにすることも大切である。また、床の間に飾られている掛け軸や生け花、襖絵^{ふすま}など生活の中にある伝統的な造形や美術などを基に、美術文化に関連付けた学習をすることも効果的である。

見方や感じ方を深めるとは、自然や人々の生活、社会・環境などを観察したり調べたりして、自然と美術の関係や生活や社会における美術の働きなどについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、自然との調和や共生等の視点から自分自身の生活をより心豊かなものにする態度を養うことが重要である。また、美術が新しい価値観を社会に発信することで、文化の流れを創造し、社会に貢献する働きや役割について、主体的に考えていくことが大切である。さらに、地域の行事等における造形作品などの役割や、地域との連携を通して日々の生活において美術に親しみ、自分の見方や感じ方を深めていくことも大切である。

(1) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから美意識や創造性などを感じ取り、日本の美術の歴史や表現の特質、それぞれの国の美術文化について考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから美意識や創造性などを感じ取り、我が国の伝統的な美術の表現の特質や様式、主題や表現方法、日本及び諸外国の美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから美意識や創造性などを感じ取りとは、日本及び諸外国や様々な地域における美術作品や文化遺産などから、人々の価値観、日本及び諸外国の文化の根底に受け継がれてきた独自の美意識、伝統、自己や他者の作品などに表れている創造性などについて自分の見方や感じ方を大切にしながら感じ取ることである。ここでは、各時代の生活や社会の状況、信仰や人生観など人々の精神的背景に裏付けられながら形成されてきた日本及び諸外国の美術文化を通して鑑賞を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めることが大切である。

日本の美術の歴史や表現の特質とは、我が国の自然環境や歴史の流れの中で、生み出された様式や表現に見られる作風などのことである。日本の美術は、時代の流れの中で多くの異文化を取り入れ咀嚼しつづ発展・変容し、独自の文化を形成してきたという特質がある。これらを踏まえ、日本文化の根底に受け継がれてきた独自の美意識や自然観、それぞれの時代の創造的精神や美を求める心情、創作への知恵などを感じ取ることが重要である。例えば、絵巻、障屏画、浮世絵、木彫等、特定の時代に栄えた表現や、大和絵、水墨画などの表現方法、題材、材料の特質などについて調べるなどして、それらのよさや美しさを捉えたり、その相違点や共通点を比較検討したりしながら、その特質を把握させることが大切である。その際、〔共通事項〕のイとの関連を図り、造形的な特徴などから、作風や様式などで捉えることを理解しながら、文化的な視点で美術作品などを見つめることも効果的である。

それぞれの国の美術文化について考えとは、日本及び諸外国や様々な地域における美術に関する作品、作家、作風、価値観、美意識などの有形・無形の成果の総体として美術文化を位置付け、伝統的かつ創造的側面を重視して美術文化について考えることである。ここでは、日本の美術文化が各時代の生活や社会の状況、信仰や人生観など人々の精神的背景に裏付けされながら形成されてきたことを捉え、諸外国にもそれぞれの歴史や気候風土、精神性を背景として形成された特有の美術文化があり、お互いに影響し合って発展してきたことを理解するとともに、見方や感じ方を深めることが大切である。例えば、日本の美術文化はアジア諸国から多くの影響を受けて発展してきたが、ヨーロッパの絵画やデザインに大きな影響を与えたことなどについても理解し、より広い視野をもって日本と諸外国の美術との関連について理解を深めることが大切である。これらの学習を通して、日本及び諸外国の美術文化についての考察を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めることも大切である。

見方や感じ方を深めるとは、日本及び諸外国や様々な地域における美意識や創造性を感じ取り、日本の美術の歴史や表現の特質、それぞれの美術文化において見られるよさなどについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、文化遺産などを特定の時代や地域のみ限定された独立したものとして捉えるのではなく、過去から現在に続く大きな歴史の視点から捉え、伝統的価値観が、現代の生活にも息づいていることに気付かせることが重要である。人類が長い歴史の中で英知と想像力を働かせ、創造してきた美術の文化遺産や作品などは、時代や民族、国や地域の相違を超えて人々に感動を与え、人間が美を憧憬する普遍の精神のもとに受け継がれてきたものである。日本及び諸外国の様々な美術作品や文化遺産などを鑑賞することにより、それぞれの国や時代における人々の美意識や創造的精神を感じ取り、我が国の美術の伝統や文化を、誇りをもって受け止め、継承と創造への関心を高めるとともに、国際社会に生きる日本人として、異なる文化や歴史に敬意を払い尊重する態度を養うとともに、生徒にとって文化の継承が自分のこととして考えられるようにすることが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕の「共通」とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目や事項の全てに共通するという意味である。同時に、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くという意味であり、表現及び鑑賞の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わるができるようにすることを目指している。

指導に当たっては、中学校美術科の学習も考慮しつつ、指導計画を作成することが重要である。その際、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項において、「3内容の取扱い」(4)に示されている内容に配慮し、〔共通事項〕を適切に位置付けて題材の設定や指導計画の作成を行う必要がある。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解する項目である。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導するとは、〔共通事項〕は、それのみを取り上げて題材にするものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものであることを示している。

アは、形や色彩、材料や光など、それぞれの造形の要素に視点を当て、自分の感じ方を大切にして、温かさや軟らかさ、安らぎなどの性質や感情にもたらす効果など、造形の要素の働きを理解する指導事項である。それに対して、イは、造形的な特徴などから全体のイメージや作風、様式などで大きく捉えるということを理解する指導事項である。いわば、

アは「木を見る」、イは「森を見る」といった視点で造形を豊かに捉えられるようにするために必要となる内容を示しており、これらは表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。

今回の改訂において〔共通事項〕に示された知識は、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し、実感を伴いながら理解を深め、生きて働く知識として身に付けるものであり、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

アは、造形の要素の働きについての理解に関する指導事項である。

造形の要素の働きを理解するとは、造形の要素に着目し、その働きを捉えることができるように、形や色彩、材料や光などの性質や、それらが人の感情にもたらす様々な効果などについて理解することなどが考えられる。

例えば、〔共通事項〕のアの指導では、「A表現」(1)の「絵画・彫刻」アの学習において、感じ取ったことや考えたことなどを基にして発想や構想をする場面では、既成の概念や常識にとらわれるだけでなく、それぞれ固有の特徴を自分の感性で見つめて捉え、理解できるようにすることが大切である。それに対して、(2)の「デザイン」アの学習における目的や機能などを基にした発想や構想をする場面では、客観的な視点を踏まえて、形や色彩、材料や光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解していくことになる。このように、造形的な視点を豊かにするためには、発想や構想をする場面、創造的に表す技能を働かせる場面、鑑賞において見方や感じ方を深める場面などで知識を活用しながら理解を深めることや、活動する中で、造形の要素の働きに気付くことをきっかけとして理解を深めることなどもある。そのため、必ずしも知識を習得してから活用するといった順序性をもって指導するものではないことに留意する必要がある。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

イは、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解するとは、対象となるものの全体に着目して、造形的な特徴などからイメージを捉えることができるように、見立てたり心情などに関連付けたりするなど全体のイメージで捉えることについて理解したり、作風や様式などの文化的な視点で捉えるということについて理解したりすることである。

生徒が表したいイメージを捉えて、豊かに発想し構想を練ったり作品などからイメージ

を捉えて豊かに鑑賞したりできるようにするためには、漠然と対象を見つめるだけでなく、具体物に見立てたり心情などと関連付けたりするなど、全体のイメージで捉えるということを理解して対象を見つめることも重要である。例えば、造形的な特徴などから「公園の二本の樹木が寄り添い合う人のように見える」などのように見立てることや、「絵画から感じられる寂寥感^{せきりょう}が、夕暮れの景色を見た情景と似ている」など、心情と関連付けてイメージを捉えることなどはその一例である。また、作風や様式などで捉えるということの理解から、「この美しく飾られた繊細で上品な表現はロココ様式の装飾のようだ」、「この表現に見られる我が国の自然に対する鋭敏な感受性や豊かな季節感、浮世絵風景画の雰囲気を感じさせる」など、全体を文化的な視点から捉えることも重要であり、美術文化についての見方や感じ方を深めることにもつながるものである。イメージを捉える場合、必ずしも最初から全体のイメージや作風などで捉えることを理解し根拠を明確にさせて対象のイメージを捉えさせるだけではなく、直感的な捉え方も大切である。例えば、自然の風景や作品を見た瞬間にイメージが浮かぶことも少なくない。「彫刻作品を見て力強さを感じた」ときのように、必ずしもイメージとして捉えた根拠が明確でなくても、生み出されたイメージは大切にし、後からその根拠が明確になっていき〔共通事項〕イの内容の理解が深まることもある。このような直感的な捉え方を重ねることも大切にする中で、独自の造形的な視点が豊かになり、自分らしい見方が育っていくものである。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

「美術 I」は、中学校美術科の学習の基礎の上に設けた科目であり、内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の資質・能力、適性、興味・関心等を十分に考慮して指導計画を作成することが重要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定するなど、「美術 I」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの目標と内容を的確に把握し、相互の関連を十分に図った学習が展開されるよう配慮しなければならない。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定する必要がある。そして、特に「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるよう十分配慮することが大切である。例えば、「A表現」(1)アの感じ取ったことや考えたことなどを基に、発想し構想を練ることと「B鑑賞」(1)ア(7)の造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考えることは相互に関連している。感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する作品を鑑賞し、作者が感じ取ったことや考えたことなどから、どのように主題を生成し、心豊かな発想をしたのかを考えることが、生徒が実際に表現する際に発想したり構想を練ったりする力を高めることになる。同様に「A表現」(2)アと「B鑑賞」(1)ア(1)との関連や、「A表現」(3)アと「B鑑賞」(1)ア(9)との関連においても、鑑賞の学習が発想や構想に関する資質・能力を高めることにつながる。

また、表現と鑑賞の指導の関連を図る際には、鑑賞の学習において、単に表現のための参考作品として、表面的に作品を見るのではなく、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切である。これらの相互の関連を図ることは、表現活動において発想や構想と関連する創造的に表す技能を高めることにもつながる。

このように、表現と鑑賞は密接に関係しており、表現の学習が鑑賞に生かされ、そしてまた、鑑賞の学習が表現に生かされることで、一層充実した創造活動に高まっていくため、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り、学習の効果が高まるように指導計画を工夫する必要がある。

(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。また、(2)及び(3)についてはいずれかを選択して扱うことができる。その際、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。

「A表現」の題材の設定については、生徒の希望や特性に配慮しつつ、表現に関する資質・能力の育成や主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、以下の①及び②に示すように選択的な取扱いができるようにしている。

- ①「(1) 絵画・彫刻」は、絵画と彫刻のいずれか一方を選択して扱うことができること。
- ②「(2) デザイン」と「(3) 映像メディア表現」については、「(3) 映像メディア表現」において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「(2) デザイン」といずれか一方を選択して扱うことができること。

「(2) デザイン」と「(3) 映像メディア表現」のどちらか一方を選択して扱う場合には、「A表現」の「(3) 映像メディア表現」は、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の両方を位置付けていることから、②に示すとおり、双方の表現の調和を図る必要がある。

これを図に表すと次の「指導計画の作成例」となる。

「A表現」の指導計画の作成例

例	(1) 絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2) デザイン (目的や機能)	(3) 映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

この「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能であり、指導に当たっては、学校の実態等を踏まえ、生徒の希望に柔軟に対応して選択の幅を広げるなど、指導を工夫することが求められる。

(3) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

「B鑑賞」に充てる授業時数について、今回の改訂では、「各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう」適切かつ十分な授業時数を確保することとしている。これは、鑑賞の学習を年間指導計画の中に適切に位置付け、鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定め、確実に実施しなければならないことを意味している。

鑑賞の指導に当たっては、生徒や各学校の実態、地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫するなどして、美的体験を通して感性を高めるとともに、鑑賞の視点を豊かにし、見方や感じ方を深め、芸術科における「美術 I」として育成すべき鑑賞に関する資質・能力を確実に身に付けられるようにすることが大切である。

(4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。

〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示したものであり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付け、指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには、具体的な学習活動を想定し、〔共通事項〕アの「造形の要素の働きを理解すること」や、イの「造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること」が、表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付ける必要がある。その際、「美術 I」においては、以下に示す中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。

＜中学校美術科〔共通事項〕＞

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

＜指導計画の作成と内容の取扱い＞

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように、以下の内容について配慮すること。

ア 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
- (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
- (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
- (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
- (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。

イ [共通事項]のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。

[共通事項]に示すアの事項の指導では、形や色彩、材料や光などの造形の要素などに着目して、それらの働きなどについて実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。また、[共通事項]に示すイの事項の指導では、対象などを部分にとらわれて見るのではなく、全体を大きく見る視点からイメージなどを捉えることが重要である。ここでは、造形的な特徴などに着目して具体物に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや、作風や様式などの文化的な視点で捉えることなどについて実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。

その際、これらの[共通事項]に示す事項の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや、生徒自らが必要性を感じて[共通事項]に示す事項の視点を意識できるような題材を工夫するなどして、形や色彩、材料や光、イメージなどに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

- (5) 内容の「A表現」の指導に当たっては、スケッチやデッサンになどにより観察力、思考力、描写力などが十分に高まるよう配慮するものとする。

スケッチやデッサンは、「A表現」全体に関わる学習であることから、内容の取扱いにおいて、表現の指導に当たっての配慮事項として示している。これらは、それぞれが表現の喜びを味わうものであるとともに、発想や構想の場面から、完成作品の発表や展示、交流までのあらゆる場面で必要な学習でもある。それらは、描写力とともに観察力や思考力などを育成するものであり、その重要性を認識し、学習の目的を明確にし、表現に関する資質・能力を育成するために効果的に取り入れることが大切である。

- (6) 内容の「A表現」の指導に当たっては、主題の生成から表現の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。

「A表現」の指導に当たっては、発想から完成に至るまでの全過程を通して、主体的に目標を設定し、創意工夫しながら個性を発揮して創造活動に取り組み、自己決定を積み重ねながら理想を目指して自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮していくことが大切である。また、それぞれの過程で一人一人の創造的な構想や表現のよさを多様な方法で評価することによって主体的な表現への意欲を高めることも大切である。そして、それらの全過程を通して、生徒が自分のよさを発見し創造活動の喜びを味わえるようにしていくことが大切である。

(7) 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。

「B鑑賞」では、美術作品や文化遺産等に表れている表現の特質などを捉えるために、その背景となっている伝統と文化を学習することが必要である。とりわけ国際社会の中で生きる日本人として、我が国の伝統と文化を尊重し、そのよさや美しさを感じ取り、日本及びアジアなど諸外国の美術に対する見方や感じ方を深め、日本の美術文化を発信していくことができる素地を培うことが大切である。

(8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導において、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどを用いて構想を練ったり、レポートを作成するなど言葉で考えを整理したりすることが大切である。また、価値意識をもって批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを捉えて、対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図るようにする。

感じ取ったことや考えたこと、目的や機能、映像メディアの特性を生かすなどの表現に対する自分の考えを〔共通事項〕に示す事項を視点に根拠を明らかにして述べたり批評したりすることは、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高める上で重要な学習活動である。ここでは、生徒一人一人が自分としての価値を生徒同士で発表し批評し合い、自分の気付かなかったよさや表現の意図と創造的な工夫などを発見するなどして、一層広く深く感じ取ったり考えたりすることにつなげていくことが大切である。また、価値意識をもって批評するためには、自分の中に対象などに対する価値を明確にもつことが前提となることに配慮する。その際、言語活動のねらいが、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力の育成にあることに留意し、それぞれの学習のねらいに基づきながら〔共通事

項]に示す事項を視点に言語活動を行うようにすることが大切である。

言語活動の充実を図る際には、「何のために言語活動を行うのか」ということを明確にし、言語活動を特に必要としていない場面で形式的に行ったり、[共通事項]に示す視点が十分でないままの単なる話し合い活動に終始したりすることのないように留意する必要がある。

(9) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度の形成を図ることが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、テレビ番組、映画、コンピュータソフトなどの作品には原則として著作権がある。このため、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真を用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。しかし、他人の著作物を活用した生徒作品をウェブページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後、法人が著作者の場合は公表後、また著作者に関わらず映画の場合は公表後それぞれ70年を経たものは、著作権がなく自由に利用できる。生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーに関する権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

このような日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切である。

(10) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした用具や材料の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点検整備し、特に、刃物類の扱いや保管・管理には劣化の点検など十分留意し、事故を招かないようにすることが必要である。加えて、塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実にを行うとともに、薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

第5節 美術Ⅱ

1 性格

「美術Ⅱ」は、「美術Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「美術Ⅱ」は、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂では、従前と同様に、表現領域の(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することとし、美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、実感をもって表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することを重視している。そのため、科目の目標を「美術Ⅰ」と同様に、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。

2 目標

「美術Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「美術Ⅱ」では、科目の目標を「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、「美術Ⅱ」は何を学ぶ科目なのかということを明示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を相互に関連させながら育成できるように位置付けて示している。ここでは、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視

点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、「美術Ⅰ」における幅広い美的体験をより深め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。特に、生徒の主体性や個性を尊重し、自己の判断や思いを生かした学習活動になるよう配慮し、感性を高め、美術を愛好する心情をより深めていくことが重要である。そして、日本及び諸外国の美術文化について親しみ、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することが大切である。

美術の創造的な諸活動を通してとは、表現及び鑑賞の創造的な諸活動を通して、より深く価値意識や自己の価値観を基にした創造的な表現や鑑賞に関する資質・能力を育成することを意味している。そのため、従前と同様に表現領域の(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することとし、表現や鑑賞の視野を広げ、主体性や個性を尊重し、生徒一人一人のよさや美意識を生かした効果的な学習を展開できるようにする。

造形的な見方・考え方とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。ここでは、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。

美的体験を深めとは、表現や鑑賞の活動を通して自然や自己、社会を深く見つめ、生活の中で造形的なよさや美しさを発見し、それを表現に生かしたり、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きに感動したり、美術文化における表現の独自性などを感じ取り、表現の工夫や美術の働きなどについて考えたりするなどして美的体験を深めていくことを意味している。

生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力とは、「美術Ⅰ」の学習を基礎として、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わることができる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示している。生徒一人一人が生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わるためには、美術が心豊かな生き方を実現するために役立っていることに気付くとともに、よりよいものを生み出そうとする自覚を高め、美術の生活や社会における役割や、日本及び諸外国の美術文化のもつ伝統的かつ創造的な側面などについて捉えられるようにすることが大切である。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにす

るために必要な知識について理解を深めることを示している。ここでは、「美術Ⅰ」の学習を基礎として生徒一人一人が、表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。

意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すとは、発想や構想をしたことを基に、表現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の表現方法を見付け出したりして個性豊かで創造的に表すことである。ここでは、生徒一人一人がもつよさを大切にし、自己の思いや使う人の願いなどに応じて、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的に表すことができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力に関するもの、中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、個性豊かに発想し表現の構想を練などの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、自己の価値観を高めて美術作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、発想や構想の独自性や表現の工夫、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きや表現の独自性などについて考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

主題を生成し個性豊かに発想し構想を練るとは、生徒一人一人が独自性や自分らしさを発揮しながら、自分の表したいことを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を働かせて発想や構想を練ることである。主題を生成するとは、「A表現」のそれぞれの分野において生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、個性豊かな発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めるとは、自己の価値観を高めて美術作品や環境の中に見られる造形的なよさや美しさ、表現の独自性を感じ取ったり、多様な視点を重視した意図と表現の工夫や美術の働き、美術文化について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、美術作品や美術文化に対する見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方をより深めていくためには、「美術Ⅰ」の学習において価値意識をもって美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取ったり美術文化などについて考えたりして身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人一人が自己の価値観を高めて鑑賞の学習を深めることが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。美術における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が、自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

感性と美意識を高めとは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性と美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を高めることである。美術の創造的な諸活動においては、造形的な視点を豊かにして、造形的なよさや美しさ、目的や機能と洗練された美しさとの調和などを感じ取る力をより主体的に働かせることを通して感性と美意識を高めることが大切である。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に描いたりつくったりする表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の三つの分野で構成している。ここでは、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力との調和を図って育成することが求められる。また、「美術Ⅱ」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮する中で、(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱えるようにしていることから、より発展的な学習も視野に入れながら指導をすることが大切である。

(1) 絵画・彫刻

絵画・彫刻に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

(ア) 自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成すること。

(イ) 主題に応じて表現形式について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

「美術Ⅱ」における「(1) 絵画・彫刻」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、自然や自己、社会との関わり、自己の内面や在り方などを深く見つめ、感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成し、独自性や自分らしさを発揮しながら表現することを重視して、表現形式について考え、創造的な表現の構想を練り、主題に合った表現方法を創意工夫して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、自己の内面に照らして対象を造形的な視点で捉え、知識や創造的に表す技能を活用し、柔軟な思考力、判断力等を身に付け、自己の価値意識を基にした独自の表現を深めていくことが大切である。絵画や彫刻などで表現する活動は、感動や自己の思いなどを美的に表現する行為であるとともに、自己の考えを形にして他者に発信することでもある。社会における自己の在り方などに関心が高まるこの時期の学習では、自己の在り方や生き方を追求する態度を重視するとともに、広く自然や社会、他者などとの関わりの中にある自己にも目を向け、他者を尊重する態度や共感する心などを大切に、主題を基に表

現を深めていくことが求められる。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして自然や自己、社会などを深く見つめられるようにすることも重要である。

指導に当たっては、生徒が心に思い描いたことを主体的に発想し構想を練ることができるよう、「美術Ⅰ」で扱った題材を更に発展させて内容を深めたり、創造的に表す技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。ここでは、生徒が表現の意図を明確にし、創造力を高め意欲的に取り組み、より大きな達成感をもって、つくりだす喜びを得られるようにすることが大切である。そのため、題材の設定や導入の方法を工夫するとともに、既成の概念にとらわれない柔軟なものを見方を培い、主体的に自然や自己、社会などを深く見つめ、新しい気付きや感動が生徒の中に生じるような指導が求められる。

また、生徒一人一人が主題を深めて取り組めるように、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、表現の意図と創造的な工夫などを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、発想や構想の独自性と表現の工夫などを多様な視点から生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な思いを深く考えさせることは、生徒が自己の主題を深めるきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。このように、双方に働く中心となる考えを軸にして、鑑賞の学習で学んだことが表現に生かされ、表現の学習で学んだことが鑑賞で生かされるようにすることが大切である。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

アは、感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成し、それらを基に表現形式について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成すること。

(ア)は、自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから主題を生成することに関する指導事項である。

自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたこととは、感性や想像力などを働かせて、対象となる自然や自己、社会などを深く見つめて感じ取ったことや考えたことなどのことである。ここでは生徒一人一人が自己の内面と対話を重ねながら対象や事象を造形的な視点で見つめて感じ取ったり考えたりできるようにすることが大切である。例えば、自然の美しさや厳しさ、偉大さや不思議さ、移ろいなどに感動したり畏敬の念を感じたり、時代を越えて愛され伝えられてきたものや新しく生み出されたものなどに価値

を見いだしたり、自分自身や社会を深く見つめ、自己の在り方や生き方を問い直し、願いや夢などを思い描いたりするなど、自己の内面に照らして深く考えることができるようにすることが大切である。

主題を生成することとは、感じ取ったことや考えたことなどを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

指導に当たっては、自己の体験や実感したものなどから得た思いや考えなどを基に、既成の概念にとらわれることなく、より個性豊かに創造的で主体的な表現の主題を生成できるよう配慮することが大切である。また、対象の美しさは自己の心の中にあることに気付かせるなど、対象を見ることを通して自己との対話を深め、豊かな主題を生成できるような指導の工夫が求められる。

(イ) 主題に応じて表現形式について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

(イ)は、主題に応じて表現形式について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

主題に応じて表現形式について考えとは、生徒一人一人が、感じ取ったことや考えたことなどから生成した主題を基に、それぞれの表現形式のよさや効果などについて考えることである。絵画では、日本画、油彩画、水彩画、版画、漫画、イラストレーション、その他の複合的表現など、彫刻では、塑造、彫造、その他の複合的表現などがある。これらの表現の特質を理解し、絵画にレリーフ的表現を取り入れたり、立体物に描画したりするなど、主題に応じて様々な表現の可能性について考えられるようにすることが大切である。

個性豊かで創造的な表現の構想を練ることとは、主題に合った表現形式を選択し、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的な表現の構想を練ることである。ここでは、生徒一人一人が自分の個性を大切にし、主体的に取り組むことができるようにすることが求められる。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連も図り、造形的なよさや美しさなどを感じ取るなどして、広く自然や自己、社会に目を向け、自己の美意識や価値観を基に自らの視点を明確にしなが、個性豊かで創造的な表現の構想を練ることができるようにすることが大切である。その際、美しさ、優しさ、楽しさ、夢やあこがれ、詩情など感情をより豊かに表現することを大切に、自己の表現したい主題がよりよく表現できるように構想を深めるとともに、作品を発表する場を想定したり、アイデアスケッチなどを基に各自の構想について批評し合ったりするなどして、生徒が一人一人が構想の独自性や創意工夫について考え、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(7) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

(7)は、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現の意図に基づいて、自己の主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を創意工夫しとは、主題を効果的に表現するために、自己の見方や感じ方を生かし、表現方法を選択したり組み合わせたりするなどして創意工夫することである。

個性豊かで創造的に表すこととは、材料や用具、技法等を生かし、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては、生徒が対象の美しさや表したい感情などをより効果的に表すために〔共通事項〕との関連を図るなどして、形や色彩、材料や光などの性質や、それらがもたらす感情の効果についての理解を深め、作品のイメージを追求しながら創意工夫できるようにすることが大切である。また、想像力を豊かに働かせ、抽象的な表現や新たな材料や用具の活用に取り組むなどして、豊かな発想や構想などを基に創造的に表すことができるような題材の設定が求められる。

(2) デザイン

デザインに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

(7) 目的や条件などを基に、人と社会をつなぐデザインの働きについて考え、主題を生成すること。

(1) 社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(7) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

「美術Ⅱ」における「(2) デザイン」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、心豊かな生活や社会を創造するため、目的や条件などを基に、人と社会をつなぐデザインの働きを考えて主題を生成し、独自性や自分らしさを発揮しながら表現することを重視して、社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、創造的な表現の構想を練り、表現方法を創意工夫して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、デザインの働きが人と社会をつなげ、私たちの生活を心豊かにしていることについて深く考察することが求められる。具体的には、生活や社会を美しく飾る装飾のデザイン、社会へメッセージを発する伝達のデザイン、生活の中で使うもののデザインや環境のデザイン等が考えられるが、学習活動を通して、デザインが今日の社会でどのようなことを担っているのか、これからの社会に対してどのように働きかけていくことができるのかといった自分たちの生活や社会を創造していく観点から一人一人が独自性を発揮できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして人と社会をつなぐデザインの働きや社会におけるデザインの機能や効果などを深く見つめられるようにすることも重要である。

指導に当たっては、生徒が自身の興味や関心を基にして発想をしたことを尊重し、主体的に発想し構想を練ることができるように、「美術Ⅰ」で扱った題材を更に発展させて内容を深めたり、創造的に表す技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。ここでは、独善的にならないように、社会との調和や共生を考えて、主題を生成し、構想が深められるように配慮することが大切である。そのため、題材の設定や導入の方法を工夫するとともに、生徒自身による主体的な問題の発見と課題の設定、既成の概念にとらわれない柔軟なものを見方を培い、新しい気付きや感動が生徒の中に生じるような指導が求められる。

また、生徒一人一人が主題を深めて取り組めるように、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、表現の意図と創造的な工夫について考えることなどを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、発想や構想の独自性と表現の工夫などを多様な視点から生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な思いを深く考えさせることは、生徒が自己の主題を深めるきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。このように、双方に働く中心となる考えを軸にして、鑑賞の学習で学んだことが表現に生かされ、表現の学習で学んだことが鑑賞で生かされるようにすることが大切である。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

アは、目的や機能などを考えた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が人と社会をつなぐデザインの働きについて考えて主題を生成し、それらを基に社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考えて個性豊かで創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 目的や条件などを基に、人と社会をつなぐデザインの働きについて考え、主題を生成すること。

(ア)は、デザインの目的や条件などを基に、人と社会をつなぐデザインの働きについて考え、主題を生成することに関する指導事項である。

目的や条件などを基に、人と社会をつなぐデザインの働きについて考えとは、装飾や伝達、使用等における対象や場の目的や条件等を基に、造形的な視点で社会を見つめ、デザインの社会における有用性や人と社会を豊かにつなぐ役割などについて考えることである。目的や条件などとは、デザインを検討するための目的や条件などのことである。条件には、共通の視野に立って考えなければならないものと視覚伝達や使用などのそれぞれのデザインの対象や場面などに応じて考えなければならないものがある。例えば、幼い子どもが使うスプーンをデザインする場合、スプーンの機能という共通性と、幼い子どもが使うという対象や場面を想定し、それらを基にデザインの働きについて考えることになる。

主題を生成することとは、目的や条件などを基に、人々が心豊かに生きていくことにつながるデザインの働きなどについて考え、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

指導に当たっては、デザインが単に作品づくりという狭い目的ではなく、自分たちの身の回りの様々な課題を発見し、デザインが社会の課題にいかに関わり、それらの質的な向上のためにどのように貢献ができるかといった生活や社会全体を視野に入れた活動であることを踏まえて、主題を生成できるようにすることが大切である。また、デザインすることが身近な生活や社会にどのようなメッセージを発信できるか、多様な視点から物事を捉え直し、豊かで柔軟な考えでデザインの主題を生成できるような指導の工夫が求められる。

(1) 社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

(1)は、主題を基に社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考えとは、デザインのもつ、目的や条件などを基にした構成や装飾、伝達、使いやすさなどの機能や効果と、平面、立体などによるデザインの表現形式の特性などについて考えることである。ここでは、造形的な視点で社会を見つめ、デザインの形や色彩などによるコミュニケーションを通して発せられるメッセージなど、デザインと社会との関わりを意識し、使いやすさ、心地よさなど使用する者の立場からより多くの相手を対象とした人工物などにみられる機能や効果、平面や立体などによるデザインの表現形式の特性などについて考えられるようにすることが大切である。

個性豊かで創造的な表現の構想を練ることとは、客観的な視点に立って独自性や自分らしさを発揮しながら既存の価値観にとらわれることなく表現するための構想を練ることである。ここでは、造形を豊かに捉える多様な視点を育て、今まで気付かなかったデザインのよさや美しさ、生活や社会に中のデザインの働きの面白さなどに気付いたり、新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取るなどして、生徒が人と社会の関わりから必要となる用途や機能、

伝える人や使う人の気持ちなどを考え、自らの視点を明確にしながら、創造的で美しく心豊かな表現を構想することができるようにすることが大切である。その際、作品を発表したり使用したりする場を想定したり、アイデアスケッチなどを基に各自の構想について批評し合ったりするなどして、生徒がそれぞれの構想の独自性や創意工夫について考え、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自己の表したいことを具現化するために、主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

(ア)は、目的や機能などを考えた表現の意図に基づいて、自己の主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を創意工夫しとは、主題を効果的に表現するために、自己の見方や感じ方を生かし、主題に合った表現方法を創意工夫することである。

個性豊かで創造的に表すこととは、材料や用具、技法等を生かし、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては、生徒が社会におけるデザインの機能や効果、表現形式の特性などについて考えたことをより効果的に表すために〔共通事項〕との関連を図るなどして、平面や立体における表現の特質、配色の効果、様々な材質による効果の違い等を理解し、作品のイメージを確かめながら創意工夫できるようにすることが大切である。また、デザインの表現は新しい技術や素材の開発に伴い革新されていく一方で、日本の伝統的な意匠やものづくりの中に新しさを見付け出すなどして、材料や技法を学び、制作に生かすことも重要である。

(3) 映像メディア表現

映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

(ア) 自然や自己、人と社会とのつながりなどを深く見詰め、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

(イ) 映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

「美術Ⅱ」における「(3) 映像メディア表現」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、自然や自己、人と社会とのつながりなどを深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成し、独自性や自分らしさを発揮しながら表現することを重視して、映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え、創造的な表現の構想を練り、表現方法を創意工夫して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、自然や自己、人と社会とのつながりなどを自己の内面や在り方などに照らして対象を捉え、創造的に表現していくことが求められる。そのためには、生徒が意図に応じて表現方法を選択するような主体的な学習活動を重視することが必要である。また、映像メディア表現が、心豊かな社会の形成に役立っていることに気付くとともに、自己の価値意識をもって、映像メディア表現の役割や働きなどを理解することが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして自然や自己、人と社会とのつながりなどを深く見つめられるようにすることも重要である。

指導に当たっては、生徒が生活や社会の中の課題、映像メディア表現の役割や働きなどに目を向け、主体的に発想し構想を練ることができるように、「美術Ⅰ」で扱った題材を更に発展させて内容を深めたり、創造的に表す技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。ここでは、自己の表現と他者への心遣いと調和などを考えて心豊かに主題を生成し、創意工夫して表現する意欲を高めることが大切である。そのため、題材の設定や導入の方法を工夫するとともに、生徒一人一人が美的感覚を働かせ、発想や構想を基に構成したり編集したりするなどして主題を深め、個性豊かで創造的に表現することができるような指導が求められる。

また、生徒一人一人が主題を深めて取り組めるように、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、表現の意図と創造的な工夫などを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、発想や構想の独自性と表現の工夫などを多様な視点から生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な思いを深く考えさせることは、生徒が自己の主題を深めるきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。このように、双方に働く中心となる考えを軸にして、鑑賞の学習で学んだことが表現に生かされ、表現の学習で学んだことが鑑賞で生かされるようにすることが大切である。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

アは、映像メディアの特性を踏まえた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自然や自己、人と社会とのつながりなどを深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成し、それらを基に映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え、個性豊かで創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(7) 自然や自己，人と社会とのつながりなどを深く見詰め，映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

(7)は，自然や自己，人と社会とのつながりなどを深く見詰め，感じ取ったことや課題などを考えて，映像メディアの特性を生かして主題を生成することに関する指導事項である。

自然や自己，人と社会とのつながりなどを深く見詰めとは，自然の美しさや偉大さ，神秘性などに感動したり畏敬の念を感じたり，自己の内面を問い直し願いや夢などを思い描いたり，時代を越えて愛され伝えられてきたものや新しく生み出されたものなどに価値を見いだしたりして，自然や自己の生活，人と社会とのつながりなどを自己の価値観で捉え直すことである。

映像メディアの特性を生かしてとは，写真や映像などがもつ写実性や記録性，コンピュータなどがもつ画像や映像の加工・編集機能，インターネットがもつ情報の発信・交流機能等の映像メディアの特性を生かすことである。

主題を生成することとは，感じ取ったことや考えたこと，目的や機能などを基に，映像メディアの特性を生かして生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり，発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

指導に当たっては，映像メディアの特性を理解できるようにするとともに，より個性豊かに創造的で主体的な表現の主題を生成できるように配慮することが大切である。また，行事や慣習など地域の人々の生活の中に日本人の美意識を見いだすなど，自然や自己，他者や社会との関わりの中で共に生きることを意味などを考え，自己の内面に問いかけながら主題を生成できるような指導の工夫が求められる。

(1) 映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え，個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。

(1)は，主題を基に映像表現がもつ多様な視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え，個性豊かで創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考えとは，自由な発想で主題のイメージを広げ，表現の意図に合わせて色光や視点，構図，動きなどの視覚的な要素等がもつ様々な効果の生かし方を考えることである。ここでは，主題を基に映像メディアの特性を生かし，表現の意図に合わせて色光や視点，構図，動きなどの視覚的な要素とその働きについて理解を深め，様々な表現効果や伝達効果の工夫を考えられるようにすることが大切である。

個性豊かで創造的な表現の構想を練ることとは，独自性や自分らしさを発揮しながら映像メディア表現の構想を練ることである。ここでは，例えば，映像作品をつくる場合，独自の視点から撮影におけるライティングやカメラアングル，パンニング，ズーミング，フォーカスの移動などの表現効果，シーンのカットやつなぎ合わせなどの編集による時間表

現や物語性などを考えて構想を練ることなどが考えられる。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連も図り、造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取るなどして、自己の考えや主張、他者への思いやりや社会への問いかけなど、自らの視点を明確にししながら、主題に合った表現方法を考え、表現の意図に応じて機器を選択し、それらの効果を生かして生徒一人一人の個性やよさを大切にして、美しく創造的な表現を構想できるようにすることが大切である。その際、作品を発表したり使用したりする場を想定したり、絵コンテやアイデアスケッチなどを基に各自の構想について批評し合ったりするなどして、生徒がそれぞれの構想の独自性や創意工夫について考え、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すこと。

(ア)は、映像メディアの特性を生かした表現の意図に基づいて、自己の主題に合った効果的な表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を創意工夫しとは、主題を効果的に表現するために、自己の見方や感じ方を生かし、カメラやコンピュータ等の映像メディア機器等を柔軟に活用し、主題に合ったよりよい表現方法を工夫することである。例えば、カメラで撮影した素材をコンピュータに取り込み、表現の意図に合わせて色調補正や速度調整などを行ったり、シーンのつなぎ目にフェードインやフェードアウト、ワイプ、オーバーラップなどの効果的なトランジションを入れたり、画像処理のソフトウェアを用いて作品を象徴するタイトルなどを作成し映像に挿入したりするなど、多様な工夫をこらしながら表現を追求することなどが考えられる。

個性豊かで創造的に表すこととは、映像メディア機器等を生かし、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては、生徒が映像表現の視覚的な要素などの生かし方について考えたことを効果的に表すために〔共通事項〕との関連を図るなどして、撮影した画像をコンピュータで明暗や色調などを調整したり、複数の写真を組み合わせて組写真にしたりして表現の意図を明確にする写真表現、プロジェクターや照明機材などを使って室内や屋外の空間にイメージを映し出すプロジェクション・マッピングなどの表現など、映像メディア表現の多様性と柔軟性を効果的に生かして個性豊かで創造的な表現を追求させることなどが考え

られる。また、共同して行うアニメーションや短編映画づくりなどの場合、単なる分担作業ではなく、一人一人の学習が深まるように、題材や指導計画を創意工夫することが求められる。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に美術作品や文化遺産などの造形的なよさや美しさ、表現の独自性などを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫や、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働き、美術文化について考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて美術作品や美術の働き、美術文化について見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 美術作品など見方や感じ方を深める鑑賞

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

(イ) 目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化について見方や感じ方を深める鑑賞

(ア) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。

(イ) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違点や共通点などから美術文化について考え、見方や感じ方を深めること。

「美術Ⅱ」における「(1) 鑑賞」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、主体的に美術作品や文化遺産などのよさや美しさ、表現の独自性などを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きや、時代や民族などによる表現の相違点や共通点、美術文化などについて考え、自己の価値観を高めて、美術作品や美術の働き、美術文化について見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、美術作品や文化遺産などが、作者やそれぞれの時代の独自性や様々な工夫により表現されていることを深く感じ取ることが求められる。また、自己の美意識や価値観を高め、美術作品などの発想や構想の独自性と表現の工夫、生活環境を一層心豊かに築いている美術の働き、人々が美術に託した願いやあこがれ、その時代の人々の生き方と美術との関わりなどについて考え、見方や感じ方を深めることが重要である。

指導に当たっては、生徒が興味・関心に基づいて作者や作品の調査、研究などを行い鑑

賞レポートを作成したり、部分的な模写などの表現行為を伴う学習を取り入れるなどして発想や構想、表現の工夫を学び、作者の創造の原点に迫るような鑑賞ができるよう配慮することが必要である。また、「A表現」との関連を図り、アの「美術作品など」を対象にした鑑賞については、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、生徒が主体的な鑑賞を通して、作者の表現の意図に触れ、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにする。その際、美術作品に対する多様な見方や感じ方があることを理解し、他者の考えを尊重するとともに自分の考えをもち、討論や批評をするなどして見方や感じ方を深めることが大切である。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を高めて、美術作品などの造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作品に見られる発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、美術作品やデザイン、映像メディア表現などの見方や感じ方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、絵画や彫刻、映像メディア表現などにおける、感じ取ったことや考えたことなどを基に表現された作品から、造形的なよさや美しさなどを感じ取り、作者の個性や美術を通して人生や芸術をどのように追求しているのかなどの観点に立って作品を見つめ、発想や構想の独自性、表現の工夫などを多様な視点から考えるなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

造形的なよさや美しさを感じ取りとは、形や色彩、材料、映像メディアの特質や視覚的効果を生かした表現などから感じ取れる造形的なよさや美しさなどを、自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に感じ取ることである。ここでは、「美術Ⅰ」で学習した内容を踏まえ、作品などからよさや美しさを豊かに感じ取ることができるようにすることが大切である。

発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考えとは、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫について多様な視点から考えることである。ここでは、作品の特徴を捉え、作者の意図、表現テーマやコンセプト、素材や材料の使い方、技法や技術、表現の工夫などを読み取り、それらがどのように生かされているかを捉えたり、一人の作者の年代の異なる作品、時代や国、地域などを同じくする他の作者の作品、主題や表現形式を同じくする作品などと比較したりすることで多様な視点から考えられるように

することが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、作品のよさや美しさ、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて、幅広く様々な視点から考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、単に定まった価値観のみによって鑑賞するのではなく、自己の見方や感じ方を大切にしながら作品を捉え、主題の生成の基となった事象や影響を与えた事柄などから作者の発想や構想の原点を探り、作者が主題を表現するために工夫した方法などについて多角的に分析したり、考察を深めさせたりすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から発想や構想の独自性について考え、自己の価値観を高めて作品についての見方や感じ方を深めさせることや、「A表現」との関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、作者の表現の意図に触れ、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにするなどの指導の工夫が求められる。また、自己の制作経験に照らさせて鑑賞を深めることや、感じ取ったことや考えたことを言葉などで整理したり鑑賞レポートにまとめたりすることも効果的である。

(1) 目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、デザインや映像メディア表現などにおける、目的や機能などを考えて表現された作品や製品などから、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、デザインや映像メディア表現が今日の社会でどのようなことを担っているのか、これからの社会に対してどのように働きかけていくことができるのかといった自分たちの生活や社会を創造していく観点から作品を見つめ、発想や構想の独自性、表現の工夫などを多様な視点から考えるなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取りとは、デザインの作品や製品、映像メディア表現の特徴や印象などから、装飾性や伝達性、機能性などの目的や機能と造形的な特徴、構成の要素、全体の調和やその場にもたらす雰囲気のよさなどとの調和の取れた洗練された美しさなどを、自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に感じ取ることである。ここでは、「美術Ⅰ」で学習した内容を踏まえ、作品などからよさや美しさを豊かに感じ取ることができるようにすることが大切である。

発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考えとは、目的や条件、機能などを基にした独自の発想や構想、表現方法などの工夫について多様な視点から考えることである。ここでは、社会的な視点に立って作品の特徴を捉え、作者の意図、表現テーマやコンセプト、素材や材料の使い方、技法や技術、表現の工夫などを読み取り、それらがどのように生かされているかを捉えたり、一人の作者の目的や条件の異なる作品、時代や国、地域などを同じくする他の作者の作品、装飾性や伝達性、機能性などを同じくする作品などと比較したりすることで多様な視点から考えられるようにすることが大切であ

る。

見方や感じ方を深めるとは、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさ、表現の独自性や工夫などについて、幅広く様々な視点から考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、単に定まった価値観のみによって鑑賞するのではなく、自己の見方や感じ方を大切にしながら客観的に作品などを捉え、目的や条件などの基となった事象や影響を与えた事柄などから作者の発想や構想の原点を探り、他者の意見にも耳を傾けながら作者が飾ったり、伝えたり使ったりするために工夫した方法などについて多角的に分析したり、考察を深めさせたりすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から発想や構想の独自性について考え、自己の価値観を高めて作品などについての見方や感じ方を深めさせることや、「A表現」との関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、作者の表現の意図に触れ、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにするなどの指導の工夫が求められる。また、自己の制作経験に照らさせて鑑賞を深めることや、感じ取ったことや考えたことを言葉などで整理したり鑑賞レポートにまとめたりすることも効果的である。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは、生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を高めて、より深く生活や社会に目を向け、生活や社会の中の造形や美術作品などから、造形的なよさや美しさを感じ取り、人々の生き方と美術の働きについて考察して見方や感じ方を深めたり、日本及び諸外国の文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代や民族、宗教などによる表現の共通点や相違点について考え、それぞれのよさに気付き、美術文化についての見方や感じ方を深めたりできるようにすることが大切である。

(ア) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、自然や生活、社会の中にある造形的なよさや美しさなどを主体的に感じ取り、人々の創造性を育む上で美術がもつ意義や働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取りとは、様々な環境に目を向け、自分の見方や感じ方を大切にしながら、動植物や風景などの自然や身の回りのもの、街並みなどの環境の中に見られる造形的な美しさを感じ取ることである。

心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きについて考えとは、人々の創造性を育み、よ

りよいものや豊かな表現を追求するとともに、多様性を受け入れて相互に理解し尊重し合い、人々の心のつながりを生み出すなどの心豊かな生き方や社会を形成するなどの美術がもつ働きについて考えることである。その際、〔共通事項〕との関連を図り、身の回りをはじめとする様々な環境を造形的な視点で見つめ、生活や社会における美術の働きについて実感をもって捉えられるようにすることも大切である。

見方や感じ方を深めるとは、自分の在り方や生き方と関連させながら環境の中に見られる造形や美術を見つめたり、それらに実際に触れてみたり、使ったりするなど、実感を伴いながら美術の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。ここでは、生徒一人一人が、自然や生活、社会に目を向け、よりよいもの、より美しいものを求め、それらを生み出す機能や国や民族の違いを超えてよさや美しさに対して共感を与える作用などについて考察し、伝統を継承し新たな価値を生み出し、心豊かな生き方の創造に関わる美術の働きについての見方や感じ方を深めることができるようにすることが重要である。

指導に当たっては、心豊かな生活を創造する美術の本質的な働きについて捉えられるようにすることが求められる。美術は単に物質的な豊かさだけでなく、人々に情緒の涵養や精神的な満足感をもたらしている。それは、日常生活の中で美術の表現や鑑賞の活動に取り組み、生きがいとしている人々との関わりだけでなく、全ての人の生き方に関わる、生活や社会を心豊かにしたり、人間関係や国際間の理解を深めたりする働きがあることにも気付けるようにすることが大切である。また、美術の働きについての鑑賞の活動を通して、多様な美術の在り方や社会との関わり、美術文化や伝統の形成について生徒一人一人が豊かに捉え、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わられるようにすることが大切である。

(1) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違点や共通点などから美術文化について考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違点や共通点などから美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取りとは、日本及び諸外国や様々な地域における美術作品や文化遺産などから、それぞれの国に見られる表現の独自性などを感じ取ることである。これからの国際社会においては、様々な文化をもつ諸外国や民族との交流がこれまで以上に頻繁になり、自国の文化のよさを外に向かって発信する機会が多くなると考えられる。自国の文化を十分に理解しないで他国の文化を理解することは一面的であり、自国の文化に愛情や誇りを感じることなくしては他国の文化を尊重する心も芽生えにくい。美術は、文字や言葉では表し得ない優れた表現手段であり、深いコミュニケーションの手段であることを認識することが大切である。そして、日

本及び諸外国のそれぞれの国に見られる表現の独自性を感じ取ることを通して、自国の文化のよさを実感的に捉えるとともに、他国の文化を共感的に理解し捉えることができるようになることが重要である。

時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違点や共通点などから美術文化について考えとは、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などに見られる、時代の特徴、民族や風土の特質、地理的条件、宗教や信仰、社会や生活の在り方などによる美意識や創造の精神、表現形式や技法、材料などの相違点や共通点などから美術文化について考えることである。例えば、自然に恵まれ豊かな四季が見られる我が国では、生活の中で自然に親しむ習慣や自然に対する豊かな美意識が生まれ、「花鳥風月」、「雪月花」などを主題にした襖絵や屏風絵、掛け軸、欄間彫刻などがつくられ、生活の中で用いられてきた。また、自然への畏敬の念や作物の収穫への感謝の気持ち、安らぎを得ようとする人々の願いなどから、様々な民間信仰や宗教が発展し、神や仏、これらに関連した人物・伝説などを題材に絵や彫刻などが制作されてきた。それぞれの国や民族が長い歴史の中で、築き上げ継承してきた様々な美術的、造形的成果や有形・無形の文化財について、時代や社会と美術との関連に着目して鑑賞を重ね、国や民族、時代を越えても変わらないよさや美しさがあることに気付くとともに、主題の背景や捉え方、表現の独自性を感じ取り、美術文化について考え、見方や感じ方を深めることが重要である。

見方や感じ方を深めるとは、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などのそれぞれの表現のよさや美しさを味わい、人々が美術に託した思いや願い、作品が制作された背景にある様々な要因と表現の関係などを考察するとともに、その時代の人々の生き方と美術との関わりについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、時代を超えて受け継がれてきた技術や表現があることに実例を通して気付き、我が国の美術文化の特質とそれに影響を与えたアジアの美術などについても見方や感じ方が深められるように配慮することが大切である。また、〔共通事項〕との関連を図り、対象や事象を作風や様式などの文化的な視点で見つめ、それぞれの国や時代の相違点や共通点について討論したり、根拠をもって批評したりするなどして鑑賞を深め、他者の意見も取り入れながら多角的に分析したりすることも効果的である。美術文化についての学習においては、過去の文化遺産としての美術作品などを鑑賞する際、特定の時代や地域のみ限定された独立したものとして捉えるのではなく、過去から現在に続く大きな歴史の中に位置付け、相互に関連していることを意識させる必要がある。また、美術文化について考えを深めていく上で必要となる歴史的背景、史実や伝承されてきた技術等については、単に調べることに終始するのではなく、それらの知識も活用しながら生徒が自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることが大切である。加えて、生活や社会の中で美術文化がどのように生かされ継承されているかなどについて、自他の生き方と関連付けて認識を深めるとともに、伝統の中に未来に通じる価値を見いだし、それを継承しつつ、新たな価値や文化を積極的に創造しようとする心情や態度を養うことも大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わるができるようにすることを目指している。

指導計画の作成では、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くよう、「美術Ⅰ」の学習を基礎として適切に位置付けることが重要である。

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 造形の要素の働きを理解すること。
 - イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解する項目である。

〔共通事項〕は、そのみを取り上げて題材にするものではなく、「『A表現』及び『B鑑賞』の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるように、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものである。

アは、形や色彩、材料や光など、それぞれの造形の要素に視点を当て、それらの働きを理解する指導事項である。それに対して、イは、部分ではなく全体に視点を当て、造形的な特徴などから全体のイメージや作風、様式などで捉えることについて理解する指導事項である。ここでの学習は、〔共通事項〕に示されている内容を、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、〔共通事項〕の指導を通して、造形を豊かに捉える多様な視点を育て、今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ、身の回りの美術の働きの面白さなどに気付いたり、新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることが重要である。その際、例えば、形や色彩、材料などの性

質やそれらが感情にもたらす効果などの造形の要素の働きに関する言葉を意図的に用いて、それらを根拠として批評し合ったりすることにより、それらの枠組みで様々な造形を捉えられるようにすることも大切である。

特に「美術Ⅱ」では、感性や美意識を高め、個性豊かに表現したり、自己の価値観を高めて鑑賞したりするなどの観点から、「美術Ⅰ」で身に付けた知識を柔軟に幅広く活用できるようにすることが求められる。その上で造形の要素の働きの理解を更に深めたり、見立てたり心情などと関連付けたりするなど全体のイメージで捉えることや、作風や様式などの文化的な視点で捉えるということについての理解を深めたりし、造形的な視点を一層豊かにして表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することができるようにすることが大切である。

● 4 内容の取扱い

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

「美術Ⅱ」の指導に当たっては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、選択した内容や学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定するなど、「美術Ⅱ」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。

「美術Ⅱ」の指導に当たっては、生徒の特性、学校や地域の実態などを考慮し、発展的で個性豊かな学習が進められるようにするため、「A表現」では、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」又は「(3) 映像メディア表現」のうちから、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。その際、生徒個人又はグループごとに選択したり、特定の学期又は期間において選択を取り入れたりするなどの工夫をすることも考えられる。

(3) 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは、「美術Ⅰ」の内容の取扱いのうち、(3)から(10)までに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

「美術Ⅰ」の3の(4)においては、「美術Ⅰ」の学習を基礎として〔共通事項〕が造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付ける必要がある。〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには、〔共通事項〕アの「造形の要素の働きを理解すること」や、イの「造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること」が、表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でもどのように指導するのかを明確に位置付け、指導計画の作成を行う必要がある。

「美術Ⅰ」の3の(8)においては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、アイデアスケッチや言葉などで考えを整理したり、自分の感じ

たことや表現についての思いや願いなどの自分の考えを〔共通事項〕に示す事項を視点に根拠を明らかにして述べたり批評し合い討論したりすることは、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高める上で重要な学習活動である。美術作品などに対する自己の価値観を高めて批評し合うなどの言語活動では、生徒一人一人が感じ取った美術作品のよさや美しさなどの価値を生徒同士で発表し批評し合い、自分の気付かなかったよさや表現の意図と創造的な工夫などを発見するなどして、直感的に感じたことを整理し、自己の見方や感じ方として身に付け、一層広く深く感じ取ったり考えたりすることにつなげていくことが大切である。

また、「美術Ⅱ」では、単に高度な技法や分析・批評の指導にとどまることなく、生徒の興味・関心を考え、主体的な表現や鑑賞の活動を促し、積極的で創造的な取組を進めていくことが必要である。

第6節 美術Ⅲ

1 性格

「美術Ⅲ」は、「美術Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「美術Ⅲ」は、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂では、美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、より実感をもって表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することを重視している。そのため、科目の目標を「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」と同様に、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示した。また、「美術Ⅲ」は、従前、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習できることとしていたが、今回の改訂では、表現領域の(1)、(2)又は(3)のうちいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域のア又はイのうち一つ以上の事項を選択して学習できるように改め、内容についても目標に対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。

2 目標

「美術Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、美術文化を尊重し、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「美術Ⅲ」では、科目の目標を「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、「美術Ⅲ」

は何を学ぶ科目なのかということを示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を相互に関連させながら育成できるように位置付けて示している。ここでは、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などを育む美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。特に、生徒の特性や美意識、知識及び技能を發揮した主体的で創造的な諸活動を通して、創造の喜びを一層深く味わい、美術を生活に生かすなど、生涯にわたって美術を愛好する心情と美術文化を尊重する態度を養うとともに、独創的で個性的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高める中で、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することが大切である。

造形的な見方・考え方とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。「美術Ⅲ」では、造形的な視点を一層豊かにし、創造的に考えを深める資質・能力の育成を重視している。

美的体験を豊かにしとは、表現や鑑賞の活動を通して自然や自己、社会をより深く見つめ、生活の中の美術の働きや美術と社会との関係などを多様な視点に立ってそのよさや美しさを発見し、それを表現に生かしたり、美術作品などとの出会いの中で感動したり、愛情をもったりしながら、美術のよさと美しさなどを感じ取り、作者の主張や社会との関わり、伝統と文化の価値や国際理解に果たす美術の役割などについて考えたりするなどして、美的体験を豊かにすることを意味している。

生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力とは、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わるができる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示している。生徒一人一人が多様な関わりをもてるようにするためには、更に生徒の資質・能力や適性、興味や関心などに応じた学習を展開し、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高めていくことが求められる。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにするために必要な知識について理解を深めることを示している。ここでは、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、生徒一人一人が、表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、

個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を一層深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。

意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すとは、発想や構想をしたことを基に、制作過程全体を見通して表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことである。ここでは、表現の意図に応じてこれまで学習した様々な技能を応用したり、材料や用具の特性を生かしたりして、創意工夫を積み重ね表現方法を追求し、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力に関するもの、中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、個性を生かして発想し表現の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、自己の価値観を働かせて美術作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、美術文化の継承、発展、創造することの意義について考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

主題を生成し個性を生かして発想し構想を練るとは、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら発想や構想を練ることである。主題を生成するとは、感じ取ったことや考えたこと、目的や条件、映像メディアの特性などを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、個性を生かした発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。ここでは、それぞれの生徒が生成した主題を基に、自身のよさを生かして表したいことを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を身に付けることが重要である。

自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めるとは、自分の価値観を働かせて、造形的なよさや美しさ、伝統と文化の価値を感じ取ったり、美術作品などにおける作者の主張や国際理解を果たす美術の役割について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、対象や事象の見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方をより深めていくためには、「美術Ⅱ」の学習において、自己の価値観を高めて美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取ったり、美術文化などについて考えたりして身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人一人がこれまでの

学習において育んできた自己の価値観を働かせて鑑賞の学習を一層深めることが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、美術文化を尊重し、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。

感性と美意識を磨きとは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、様々な対象や事象から新しい発見などを引き出すより豊かな感性と、生徒一人一人の美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を磨くことである。美術の創造的な諸活動においては、造形的な視点をより豊かにして、造形的なよさや美しさ、目的や機能と洗練された美しさとの調和などを感じ取る力を一層主体的に働かせることを通して感性と美意識を磨くことが大切である。

美術文化を尊重しとは、日本の美術をはじめとして、時代や民族、国などの違いを越えて価値を共有する美術文化を尊重し継承、創造していく態度を意味し、我が国の伝統と文化に自信と誇りをもって、国際社会の一員として生きていく豊かな判断力や行動力の育成を目指すものである。このような資質・能力の実現には、美術を学ぶ楽しさとともに、美や創造を探求する姿勢を身に付け、美術の社会的な価値を認識することを通して、自己の生き方を追求し、創造的に心豊かに生きる力を培うことが大切である。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に描いたりつくったりする表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の三つの分野で構成している。ここでは、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力との調和を図って育成することが求められる。また、「美術Ⅲ」においては「美術Ⅱ」と同様に、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮する中で、(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱えるようにしていることから、より発展的で質の高い学習内容についても配慮しながら指導をすることが大切である。

(1) 絵画・彫刻

絵画・彫刻に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

(ア) 自然や自己、社会などを深く見詰め感じ取ったことや考えたことなどから独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

「美術Ⅲ」における「(1) 絵画・彫刻」では、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、自然や自己、社会などを深く見詰め感じ取ったことや考えたことなどから独創的な主題を生成し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮することを重視して、表現の可能性について考え、創造的な表現の構想を練り、主題に合った表現方法を追求して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、単に表現の技術を高めるのではなく、作者の制作や主張、社会の中での表現の意義や価値などにも関心を向け、美術文化との関連の中で絵画や彫刻について考え、表現を深められるようにすることが大切である。その際、斬新で独創的な表現方法を工夫することなどを通して個性を生かして伸ばすことや、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにするとともに、自然や自己と社会などとの関わりを見つめ課題を見いだしたり、表現することの意味や普遍的な真理、価値などに関心を向けたりするなどして、人間が心豊かに生きることと美術との関係などを考えながら、課題意識を基にして主体的に

表現に取り組むことが大切である。

指導に当たっては、生徒が対象を深く見つめ思いを巡らせる中で、主体的に独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには、豊かな発想を基に主題を生成し、構想を練る過程において繰り返し問い直し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら主題を追求するような指導が求められる。また、「B鑑賞」との関連を図るなどして、美術作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考え、時代や民族、国の違いを越えて感動をもたらす美術文化に広く関心をもち、伝統的な表現のよさを取り入れたり、新たな表現の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。ここでは、自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから生成した主題を基に、個性を生かした表現を追求することを重視し、その中で発想や構想に関する資質・能力や技能に関する資質・能力を高めることが大切である。さらに、生徒一人一人の特性を生かし、長期間にわたる題材などを取り上げることも必要である。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

アは、感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

(ア)は、自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから自由な発想で、独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

自然や自己、社会などを深く見つめ感じ取ったことや考えたことなどから独創的な主題を生成しとは、自然物や自然の造形、自己の考え方や在り方、社会との関わりなど幅広い視野をもち、対象や事象を追求する態度で見つめ、独創的な主題を生成することである。ここでは、思想、あこがれ、願いなど自己の内面や自由な発想から生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことができるようにすることが大切である。

主題に応じた表現の可能性について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることとは、主題に応じた表現の可能性について考え、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的な表現の構想を練ることである。

指導に当たっては、生徒が対象を深く見つめ思いを巡らせる中で独創的な主題を生成で

きるようにしていくことが大切である。例えば、自分の経験に基づきながら、美術の意義について自然や自己、社会などとの関わりから考えさせることで、より独創的な主題を生成することなどが考えられる。また、〔共通事項〕や「B鑑賞」との関連を図りながら、造形の要素の働きやイメージを捉えたり、絵画や彫刻作品の見方や感じ方を深めたりするなどして表現の可能性について考えたり、主題に基づいて、資料の収集やスケッチやデッサンなどによる習作を重ねたりするなどして、造形的な美しさと個性的な表現を追求し、表現効果を一層高めて構想を練るように指導することが重要である。その際、自己の考えや主張などを強調し、独自性をより生かした表現を構想できるような指導の工夫も必要である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

(ア)は、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現の意図に基づいて、自己の主題に合った効果的な表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこととは、主題の意味や表現の意図に応じて、これまでに身に付けた技能を活用し表現形式の特性を生かしたり、表現方法や技法を更に工夫・発展させたりして、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては、自己の得意な表現を追求したり、伝統的な表現と新しい表現を組み合わせたり、鑑賞の学習で学んだ作者の表現を参考に独自性を生かしながらイメージに合う表現を試行錯誤したりするなど、自己の表現のねらいに応じて主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにすることが重要である。

(2) デザイン

デザインに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

(ア) 目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して独創的な主題を生成し、主題に応じた表現効果を考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(7) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

「美術Ⅲ」における「(2) デザイン」では、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、心豊かな生活や社会を創造するため、目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して独創的な主題を生成し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮することを重視して、主題に応じた表現効果を考え、創造的な表現の構想を練り、主題に合った表現方法を追求して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、社会的な視点に立ち、様々な情報を視覚化して表現するための資質・能力を積極的に伸ばすとともに、デザインの社会的な役割や文化的意義などの本質について捉えられるようにすることが大切である。デザインの対象は、生活や社会全般にわたり、形や色彩などを活用し生活の中で生きるデザインを重視する必要がある。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにするとともに、生活や社会を見つめ、環境に配慮したデザイン、人々が交流する場のデザインなど、人や社会が心豊かで夢のある生活を実現するためのデザインの働きを理解し、生活や社会の中に見られる課題の解決や質的な向上を図る観点から、生徒一人一人が個性を生かして独創的なデザインの制作をしたり、実生活の場面での活用や課題改善したりすることにつながるような学習活動を展開することが大切である。

指導に当たっては、生徒が社会的な視点に立って表現の目的や条件を考える中で、主体的に独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには、表現する内容や対象などについて調査、研究を行うなどして表現の条件を整理することも効果的である。その際、構想を練る過程において繰り返し客観的な立場から問い直し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら主題を追求するような指導が求められる。また、「B鑑賞」との関連を図るなどして、時代や民族、国の違いを越えて感動をもたらす美術文化に広く関心をもち、伝統的なデザインのよさを取り入れたり、新たな表現の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。ここでは、目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して生成した主題を基に、個性を生かした表現を追求することを重視し、その中で発想や構想に関する資質・能力や技能に関する資質・能力を高めることが大切である。さらに、生徒一人一人の特性を生かし、長期間にわたる題材などを取り上げることも必要である。

ア 目的や機能などを考えた発想や構想

アは、目的や機能などを考えた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して独創的な主題を生成し、主題に応じた表現効果を考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して独創的な主題を生成し、主題に応じた表現効果を考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

(ア)は、デザインの目的や条件、機能や構造、材料、技法等表現に関する諸条件などを基に、デザインが果たす社会的な役割について考察して独創的な主題を生成し、主題に応じた表現効果を考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

目的や条件などを基に、デザインの社会的な役割について考察して独創的な主題を生成しとは、デザインのもつ役割や機能、生活や社会の中に心情や場をつくり出すという観点からデザインを捉え、目的や条件などを基に、デザインが果たす社会的な役割について総合的に考察して、独創的な主題を生成することである。ここでは、人々と社会や環境との関わりにおいて、デザインがどのような役割を果たしているのかを考察し、社会や環境をより豊かに変えるという客観的な視点を基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことができるようにすることが大切である。

主題に応じた表現効果を考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることとは、様々な表現効果について研究し、表現の意図が効果的に伝わるようデザインの機能や効果を考え、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的な表現の構想を練ることである。

指導に当たっては、生徒が主体的に地域や社会に働きかけるような学習活動を展開することが求められる。その際、〔共通事項〕や「B鑑賞」との関連を図りながら、形や色彩、材料などの効果を吟味しながら使用する場や環境などを考え合わせて、多様な視点から総合的に構想を深めることができるようにすることが大切である。また、表現する内容や対象などについて調査、研究を行うなどして表現の条件を整理し、客観的な分析と独創的な視点から主題を生成するとともに、独自性をより生かした表現の構想を追求し、表現効果を一層高めて創造的な構想を練るように指導することが重要である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に、自分の表現を具体化するために、主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

(ア)は、目的や機能などを考えた表現の意図に基づいて、自己の主題に合った効果的な

表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこととは、主題の意味や表現の意図に応じて、これまでに身に付けた技能を活用し表現形式の特性を生かしたり、表現方法や技法を更に工夫・発展させたりして、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては、発想や構想をしたことをよりよく具現化していく観点から表現方法や技法を分析・吟味し、自己の表現のねらいに応じて具体的な改善点を明確にしながら主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにすることが重要である。

(3) 映像メディア表現

映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

(ア) 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

「美術Ⅲ」における「(3) 映像メディア表現」では、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮することを重視して、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、創造的な表現の構想を練り、主題に合った表現方法を追求して創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、映像メディアを用いて自己を表現したり、情報を伝達したりすることの意味をよく考え、明確な目的意識をもって主体的に表現しようとする態度を養うことが重要である。また、映像メディアがもつ特性を十分に理解し、それを生かす技能を身に付けるとともに、斬新で独創的な表現方法を工夫するなどして個性を生かして表現できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにするとともに、自然や自己、社会との関わりを見つめて課題を見いだしたり、心豊かな生活や社会を実現するための映像メディアの役割などの理解を深めたりしながら表現に取り組むことが大切である。

指導に当たっては、生徒が映像メディア表現の特質を考えながら対象を深く見つめ、主体的に独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには、身の回りの対象や事象、社会の出来事などについて課題意識をもって捉えられるようにすることも必要である。その際、構想を練る過程において主題に応じた表現の可能性や効果について繰り返し問い直し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら主題を追求するような指導が求められる。また、「B鑑賞」との関連を図るなどして、映像メディアの社会的な役

割や文化的な意義を捉え、様々な表現のよさを取り入れたり、新たな表現の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。ここでは、感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に、映像メディアの特性を生かして生成した主題を基に、個性を生かした表現を追求することを重視し、その中で発想や構想に関する資質・能力や技能に関する資質・能力を高めることが大切である。さらに、生徒一人一人の特性を生かし、長期間にわたる題材や共同して行う創造活動などを取り上げることも必要である。

ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想

アは、映像メディアの特性を踏まえた発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に、映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。

(ア)は、自然や自己、社会などを深く見つめ、感じ取ったことや考えたこと、目的や表現に関する諸条件などを基に、映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成しとは、映像メディアの特性を生かし、既成の概念にとらわれずに独創的な主題を生成することである。ここでは、生徒が感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に、画像の加工や合成の工夫、時間の経過や動きを基にした表現、色光の効果や視点等の工夫などの映像メディアの特性を生かして、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことができるようにすることが大切である。

主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ることとは、様々な映像メディア表現について研究し、表現の意図が効果的に表せるよう、映像メディアの可能性や効果について考え、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的な表現の構想を練ることである。

指導に当たっては、自然や生命、社会、文化などを独自の視点から捉え、独創的な主題を生成できるようにしていくことが大切である。また、〔共通事項〕や「B鑑賞」との関連を図りながら、映像や音、光、文字などの映像メディア表現の要素を複合的に用い、総合的な表現効果を考えさせたりすることも効果的である。さらに、物語やドキュメンタリー、幻想の世界、抽象の世界を構想したり、複数の映像を組み合わせて構成したりするなど、映像メディアならではの表現効果を一層高めて構想を練るよう指導することが重要である。

イ 発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能

イは，発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは，生徒一人一人が発想や構想をしたことを基に，自分の表現を具体化するために，主題に合った表現方法を追求し，個性を生かして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 主題に合った表現方法を追求し，個性を生かして創造的に表すこと。

(ア)は，映像メディアの特性を生かした表現の意図に基づいて，自己の主題に合った効果的な表現方法を追求し，個性を生かして創造的に表す技能に関する指導事項である。

主題に合った表現方法を追求し，個性を生かして創造的に表すこととは，主題の意味や表現の意図に応じて，これまでに身に付けた技能を活用し表現形式の特性を生かしたり，表現方法や技法を更に工夫・発展させたりして，独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことである。

指導に当たっては，これまでの経験を生かして，主題の表現の意図に合った写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアを選択したり，その特性を生かして画像や映像などを加工・編集したりするなどして表現方法を追求し，既成の概念にとらわれることなく，映像メディア機器等を効果的に活用し，個性を生かして創造的に表すことができるようにすることが重要である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に美術作品や文化遺産などの造形的なよさや目的や機能との調和の取れた洗練された美しさ、伝統や文化の価値などを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりや国際理解に果たす美術の役割、美術文化の意義などについて考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を働かせて美術作品や美術の働き、美術文化に対する見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。また、従前は、内容の「A表現」(1)、(2)、(3)又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができたとしていたが、今回の改訂では、内容の「B鑑賞」の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができたとしていくことから、各事項を関連して扱ったり、ア又はイのうちの一つの事項について時間をかけたりして「A表現」との関連も図りながら柔軟な指導計画を作成することが求められる。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

(ア) 造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考え、見方や感じ方を深めること。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

(イ) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす美術の役割や美術文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること。

「美術Ⅲ」における「(1)鑑賞」では、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、作者の主張、作品と時代や社会との関わり、国際理解に果たす美術の役割や美術文化の意義について考え、これまでの学習において育んできた自己の価値観を働かせて、美術作品や美術の働き、美術文化についての見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、様々な美術作品や文化遺産などが、国や民族などの違いを越えて、共通の言語としての役割をもち、世界の人々に理解や愛好、共感され、国際間の文化理解に寄与していることについて考えるとともに、このような美術の意義を実感し、自己の価値観を働かせて一層高めることができるよう配慮する必要がある。また、自立した社会人となるこの時期における鑑賞の学習では、美術作品や美術の働き、美術文化についての見方や感じ

方を深めるとともに、新鮮な感動や発見を基にした積極的な姿勢や豊かな人間性を養い、人間尊重の精神と美術を尊重する態度を養うことが重要である。

指導に当たっては、「美術Ⅱ」までの内容をより高め、ア又はイのうち一つの事項を選択して鑑賞の内容を焦点化し、例えば、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて追求して考えたり、国際理解に果たす美術の役割や意義、表現の各分野における環境や社会生活との関連、美術文化の歴史的観点から分析したりして、美術作品や美術の働き、美術文化についての見方や感じ方を深められるようにするなどの指導の工夫が考えられる。その際、考えを深めていく上で必要となる時代背景、史実、技法上の特長等について調査、研究することも考えられるが、単に文献や資料による学習に偏ることなく、作品から感じ取ったことや考えたことを言葉に表現して他者に伝えたり、意見交換や発表活動などを通して他者の考えを聞いたりして、自分の考えや見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、美術作品などを直接見て味わったり、「A表現」との関連を図り、表現技法を実際に試してみたりするなどの体験的な鑑賞の活動を取り入れるとともに、作品のもつ文脈を読み取り、深く考察して言葉に表したり、批評や討論したりするなど学習活動の工夫も効果的である。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を働かせて、美術作品などの造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて幅広く考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、美術作品やデザイン、映像メディア表現などの見方や感じ方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、絵画や彫刻、デザイン、映像メディア表現などにおける、作品のよさや美しさなどを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考えるなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取りとは、形や色彩、材料、映像メディアの特質や視覚的効果を生かした表現などから感じ取れる造形的なよさや美しさ、目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを、自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に感じ取ることである。ここでは、「美術Ⅱ」で学習した内容を踏まえ、作品などからよさや美しさをより豊かに感じ取ることができるようにすることが大切である。

作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考えとは、表現に見られる作者の主張や、美術が時代や社会に与えた影響力や、時代や社会が美術に与える影響力など、作品と時代や社会との関わりなどについて考えることである。ここでは、新たな文化をつくりだしてきた美術の役割についても考え、社会及び人間の生き方と美術との関連や作者が追求する表現の主題、社会に対して主張しているメッセージなどを読み取り、美術作品が人々の考え方や生き方に与える影響などについても考察を深めていくことが重要である。また、生活をより豊かにするデザインの働きや映像メディアによるコミュニケーションの有用性などに着目するなどして美術と社会の関わりについても考察し、それぞれの時代や地域における人々の生活や考え方が美術作品などにどのように反映されたかなど、美術の変遷について捉えることも大切である。

見方や感じ方を深めるとは、作品のよさや美しさを感じ取り、作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて幅広く様々な視点から考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、生徒がこれまでの学習において育んできた自己の価値観を働かせて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、自分が何を美しいと感じたり、よいと思ったりするのかを自らに問いかけながら、自己の価値観を働かせて鑑賞を深めていくことが求められる。そのため、時代を越えて人間が美術を通して求めてきた普遍的な価値観や美意識についても考えをまとめて発表したり、討論したりして自己の考えを深めさせることも大切である。例えば、絵画や彫刻作品などを鑑賞する場合、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から作者の主張、作品と時代や社会との関わりなどについて考えて見方や感じ方を深めることが考えられる。デザインされたものを鑑賞する場合、実際に使用して体験的に鑑賞したり、他のものと比較検討したりして鑑賞がより一層深まるよう工夫することなどが考えられる。映像作品や写真などの鑑賞では、作品の意図や企画などを、色光や、視点、動き、編集などの工夫から読み取り、見方や感じ方を深められるようにすることなどが考えられる。また、「A表現」との関連を図り、作者の主張、表現の仕方や内容などと自分の表現とを重ね合わせて自己の在り方生き方について考えを深め、自分にとっての作品に対する意味や価値をつくりだすことも大切である。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは、生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、より一層深く生活や社会に目を向け、生徒が自己の価値観を働かせて、日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす美術の役割について考え、生活や社会の中の美術の働きについての見方や感じ方を深めたり、美術文化の継承、発展、創造することの意義について考え、美術文化についての見方や感じ方を深めたりできるようにすることが大切である。

(ア) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす美術の役割や美術文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、日本及び諸外国の様々な美術作品や文化遺産などから、それらがもつ伝統や文化に見られる伝統的かつ創造的な価値を感じ取り、国際間の交流や相互理解と協調に果たす美術の役割について考えたり、美術文化について自分のこととして捉え、継承、発展、創造することの意義について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取りとは、文化遺産としての美術の特色や、大切に保存してきた人々の英知や努力、あこがれなどを感じ取ることである。ここでは、美術文化の伝統的かつ創造的な側面とその背景にある歴史や文化との関連や、文化遺産などに見られる美に対する人類普遍のあこがれや平和や幸福への願いを感じ取ることができるようにすることが重要である。

国際理解に果たす美術の役割とは、互いの文化や生き方を理解し合う上での美術が果たす役割や働きのことである。美術の作品は、言語や習慣などの違いを越え、そのよさや美しさを通してつくった人の考えや心情、感性などを伝えることができるとともに、国や民族などの違いを越えて、美の心や価値を共有することができる。ここでは、そのように美術が共通の言語として、国際間の文化理解に果たす役割について考え、交流ができるようにすることをねらいとしている。

美術文化の継承、発展、創造することの意義について考えとは、文化遺産の保存や継承を行うことの意義と、人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し、発展、創造していこうとする意義について考えることである。文化の継承と美術作品や文化遺産等の保存の必要性や生活や社会の状況、それぞれの人の人生観など、人々の精神的背景によって、表現の様式や内容は大きく変化する。美術文化もそれらの影響のもとに様々な変容を見せながら、今日に継承されている。ここでは、人間の生活や文化について考察するとともに、美術文化を継承、発展、創造していく意義についての考えを深めていくことが重要である。

見方や感じ方を深めるとは、日本の美術作品や文化遺産などに見られる独自の美意識や、諸外国を含めた美術文化のそれぞれの価値を感じ取り、美術を通じた国際理解と美術文化の継承、発展、創造していく意義について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、これまでの学習において育んできた自己の価値観を働かせて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、日本の美術作品や文化遺産などの特質を十分に捉えられるようにするとともに、諸外国にも目を向け、それらの鑑賞を通して国際理解に美術が果たす役割について考えさせることが大切である。また、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして生活や社会の中の美術や美術文化を見つめ、社会の変化に伴う美術の変遷と、時代を越えて人間が美術を通して求めてきた平和や幸福への願いなど、人々が創造し

てきたことへの意義について考え、美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、人類共有の財産である文化遺産等を継承し、保存することは次世代に向けての責任であるということや主体的に美術文化の継承、発展、創造していく意義について、生徒一人一人が知識や体験を通して自分のこととしての考えを深めることが必要である。そのため、文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動に目を向けたり、美術館や博物館との連携や地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞をしたりすることが考えられる。また、美術文化の学習においては、伝統の上に新たな価値や文化を自ら創造していくことや、鑑賞する行為そのものの喜びを味わわせることが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わるようにすることを目指している。

指導計画の作成では、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くよう、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎として適切に位置付けることが重要である。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることについて理解する項目である。

〔共通事項〕は、そのみを取り上げて題材にするものではなく、『A表現』及び『B鑑賞』の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるように、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものである。

ここでの学習は、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」と同様に〔共通事項〕に示されている内容を、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、〔共通事項〕の指導を通して、造形を豊かに捉える多様な視点を育て、今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ、国際理解に果たす美術の役割などに気付いたり、新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることが重要である。その際、造形的な見方・考え方を働かせながら、新たな知識を相互に関連付けてより深く理解したりできるようにすることが大切である。

特に「美術Ⅲ」では、感性や美意識を磨き、個性を生かして表現したり、自己の価値観

を働かせて鑑賞したりするなどの観点から、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」で身に付けた知識を柔軟に幅広く活用し、造形の要素の働きを理解をより深めることや、全体のイメージで捉えたり、作風や様式などの文化的な視点で捉えたりすることについての理解をより深め、造形的な視点を一層豊かにして表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することができるようになることが大切である。

4 内容の取扱い

(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。

「美術Ⅲ」の指導に当たっては、生徒の特性、学校や地域の実態などを考慮し、発展的で個性を生かした学習が進められるようにするため、「A表現」では、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」又は「(3) 映像メディア表現」のうち一つ以上を、「B鑑賞」ではア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、各事項を関連させて扱ったり、一つの事項について十分に時間をかけたりして、学習課題について生徒が主体的、研究的に学習していくことができるよう柔軟な指導計画を作成していくことが大切である。

(2) 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)まで、「美術Ⅱ」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

ここでは、「美術Ⅰ」の内容の取扱いのうち、3の(3)から(10)までの事項及び「美術Ⅱ」の内容の取扱い(1)に示した事項と同様に取り扱うことを記している。

「美術Ⅰ」の3の(4)においては、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎として〔共通事項〕を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付けている。ここでは、表現及び鑑賞の活動の中で〔共通事項〕に示されている各事項が造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でもどのように指導するのかを明確に位置付け、指導計画の作成を行う必要がある。

「美術Ⅰ」の3の(7)においては、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」と同様に、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱い、「B鑑賞」(1)アを選択した場合においても、日本の美術との相違や共通性、文化の伝播などの多様な視点から、作品や美術文化の理解を深めることも大切である。また、「美術Ⅲ」では、美術の創造活動によりよく取り組もうとする態度を養うため、生徒が主体的に課題を設定して学習する機会を設けるよう配慮することが必要である。

「美術Ⅱ」の3の(1)においては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、選択した内容や学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定し、「美術Ⅲ」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

第7節 工芸 I

1 性格

「工芸 I」は、高等学校において工芸を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「工芸 I」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「工芸 II」、「工芸 III」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

今回の改訂では、科目の目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。具体的には、「知識」については、今回新設となる〔共通事項〕、「技能」は、「A表現」(1)及び(2)のイの指導事項に位置付けられている。「思考力、判断力、表現力等」は、「A表現」(1)及び(2)のアの指導事項及び「B鑑賞」(1)の指導事項に位置付けられている。「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

「A表現」の項目は、「(1)身近な生活と工芸」と「(2)社会と工芸」の二つの分野から成り、基本的な構成は、従前と同様である。今回の改訂では、「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、各項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理している。

「(1)身近な生活と工芸」は、身近な生活の視点に立って、自己の思いなどから発想し構想を練り、用途と美しさとの調和を考えて創意工夫するなどの表現に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

「(2)社会と工芸」は、社会的な視点に立って、使う人の願いや心情、場などから発想し構想を練り、使用する人などに求められる機能と美しさとの調和を考えて創意工夫するなどの表現に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

「B鑑賞」の項目は、「(1)鑑賞」で構成されている。ここでは、作品などからよさや美しさを主体的に感じ取り、批評し合うなどして、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法、工芸の働きや工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めることを重視し、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。今回の改訂では、「B鑑賞」の内容を、アの「工芸作品など」に関する事項と、イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示した。アの「工芸作品など」に関する事項では、「A表現」の身近な生活の視点に立った表現と社会的な視点に立った表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示した。特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などが

ら、従前の生活や社会を心豊かにする工芸の働きに関する鑑賞と工芸の伝統と文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめている。

今回の改訂で新設した〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、造形的な視点を豊かにするための知識を示している。ここでは、表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な視点について実感を伴いながら理解し、造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることを重視している。

● 2 目 標

「工芸Ⅰ」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

工芸の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練ったり、価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「工芸Ⅰ」の目標では、中学校美術科における学習を基礎にして、「工芸Ⅰ」は何を学ぶ科目なのかということを示し、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。そのため、育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達段階や特性を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように以下のよう目標を示した。

- (1) 「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯にわたって工芸を愛好する心情、豊かな感性などに関するもの。

科目の目標では、これら(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理

した。

工芸の幅広い創造活動を通してとは、表現の各分野と鑑賞の活動を幅広く扱い、単に様々なことを数多く体験するだけでなく、様々な視点から豊かな創造活動ができるようにするとともに、創造活動を通して三つの柱で示された資質・能力を育成することを意味している。自己の生活や、社会を造形的な視点から見つめられるような活動を展開するとともに、学校を取り巻く生活環境、美術館や博物館、制作の現場など、活動の場を幅広く求めることが考えられる。

造形的な見方・考え方とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。造形的な見方・考え方を働かせるためには、表現及び鑑賞のそれぞれの活動において、造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかということを生徒一人一人に常に意識させることが必要である。

造形的な視点とは、造形を豊かに捉える多様な視点であり、形や色彩、素材や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のことである。

私たちは日々、様々な形や色彩、素材や光などに出合いながら生活している。身の回りには造形の要素が働き、それらが複雑に組み合わせさり様々なイメージをつくりだしている。同じものを見てもよさや美しさを感じる人もいれば、そうではない人もいるように、どれだけ多くのよさや美しさが自分の身近な生活の中にあっただとしても、造形的な視点がなければ気付かずに通り過ぎてしまう。そして、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力も十分に育っていかないものである。

生徒一人一人の表現や鑑賞に関する資質・能力を豊かに育成していくためには、形や色彩、素材や光などの造形の要素に着目して、それらの働きを捉えるいわば「木を見る視点」と、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりするなどのいわば「森を見る視点」の両面から造形的な視点を豊かにすることが重要である。そして、発想や構想をする場面、創造的に表す技能を働かせる場面、感じ取ったり考えたりする鑑賞の場面のそれぞれにおいて、造形の要素の働きについて意識を向けて考えたり、大きな視点に立って対象のイメージを捉えたりできるようにし、表現及び鑑賞の学習を深めることができるようにすることが大切である。造形的な視点とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点であり、科目で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。

美的体験を重ねとは、表現や鑑賞の活動を通して自己や社会を見つめ、自然や生活など対象との関わりからよさや美しさを発見し、それを表現に生かしたり、工芸作品を用いたりする中で感動したり、作品と作者やその背景にある生活や歴史や風土などに興味・関心を持ち探求したりするなどして、美的感覚を働かせて対象や事象から様々なことを感じ取る力や創造性などを育む体験を積み重ねることを意味している。

生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力とは、生徒一人一

人が感性や美意識、想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、自分との関わりの中で工芸や工芸の伝統と文化を捉え、生活や社会と幅広く関わるようにするために資質・能力のことである。今回の改訂では、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わるができる生徒の姿を念頭に置いて育成を目指す資質・能力を具体的に示すようにした。

「工芸Ⅰ」においては、これまで、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性や工芸の創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を伸ばすこと、工芸の伝統と文化の理解を深めることなどから目標を示してきた。しかし、どのような資質・能力が身に付き、何ができるようになるのかが具体的な姿としてわかりにくい側面もあった。工芸や工芸の伝統と文化とは、単に工芸作品や過去の工芸のことだけを指すものではなく、身近な生活の場にも、社会としての広がりの中にも存在する。また、工芸や工芸の伝統と文化によって育まれる豊かな創造性は、共生やコミュニケーションをキーワードとするこれからの社会の基盤の一つとなるものである。このような考えに立って、全ての生徒に工芸の学習を通して共通に身に付けさせる資質・能力を一層明確にした。

芸術科工芸で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。よって、必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する必要がある。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにするために必要な知識について理解を深めることを示している。今回の改訂では、芸術科工芸において身に付けさせる知識として、具体的には〔共通事項〕の内容を示している。ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

対象や事象を捉えるとは、工芸作品や造形物、自然物などや、生命感や心情、精神的・創造的価値などを認識することである。

造形的な視点について理解を深めるとは、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基にして心に思い浮かべる像や情景、ある物事について抱く全体

の感じといったイメージなどを捉えるために必要となる視点について理解を深めることである。ここでは、生徒が自分の感じ方で形や色彩などの造形の要素の働きやイメージ、作品の傾向や特徴である作風や類型的な表現形式である様式などを捉えられるよう、表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点を豊かにするために必要な知識として、実感を伴いながら理解を深めることができるようにすることが大切である。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解し、造形を豊かに捉えるような多様な視点をもてるようにするためには、生徒の実態や発達の特性などを考慮して、〔共通事項〕に示されている内容について「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて十分な指導が行われるようにする必要がある。

意図に応じて制作方法を創意工夫し、創造的に表すとは、表現の意図に応じて材料や技法、用具などを総合的に考え、吟味して創意工夫するなどして創造的に表す技能について示している。ここでは、発想や構想したことを基に、表現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の制作方法を見付け出したりして創造的に表せるようにすることが大切である。

創造的に表すことができるようにするとは、よりよいものや美しいものを求め、生み出す技能を伸ばすことであり、表現の学習では、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とが相互に関連しながら育成されていくものであり、両者が関連しあって初めて、創造的な表現が可能になるのである。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練ったり、価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

芸術科工芸において育成する「思考力、判断力、表現力等」とは、表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力であり、科目の目標の(2)は、大きくはこの二つから構成されている。

詳細に見ていくと、前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、心豊かに発想し制作の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、価値意識をもって工芸作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、作者の心情や意図と制作過程の工夫、自然と工芸の関わりや日本の工芸の特質などについて考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えとは、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。造形的なよさや美しさとは、形や色彩などから感じるよさや美しさとともに素材や光の生かし方、技法、造形の要素と用途や機能との関係など、触れることによって感じられる多面的なよさや美しさなどのこと

である。表現の意図と創意工夫とは、作品に込められた作者の心情や表現の意図と創意工夫などのことである。また、工芸の働きなどとは、身の回りにある自然物や人工物の形や色彩、素材などの造形の要素の働きが、見る人や使う人の気持ちを心豊かにすることである。これらは、発想や構想をする際にも、鑑賞をする際にも働く中心となる考えを示している。

「思考力、判断力、表現力等」をより豊かに育成するためには、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が進められるようにすることが大切である。例えば、「(2) 社会と工芸」において器を制作する題材について考えると、器をつくること自体が学習の中心ではない。ここでの学習の中心となるものは、使う人の側から生活や社会を見つめるなど社会的な視点に立った発想や構想や、使う人が求めるものと機能性と合理性、生活や社会を心豊かにする工芸の働きなどについて考えることである。これらは器の制作において発想や構想をするときも、鑑賞するときにも働く中心となる考えといえる。発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、学習の中心になる考えを明確にすることにより、鑑賞したことが発想し構想を練るときに生かされ、また、発想や構想をしたことが鑑賞において見方や感じ方に関する学習に生かされるようになる。学習を終えたとき、器を制作したことだけが生徒の中に学びとして残るのではなく、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きによって使う人の願いを叶えることができ、状況や心情などに応じて、どのような創意工夫をすることが大切かという考え方を学びとして身に付けられるようにすることが重要である。このように、それぞれの資質・能力が相互に関連して働くようにすることを積み重ねることが、より豊かで創造的な「思考力、判断力、表現力等」の育成につながると考えられる。

思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練るとは、自己の思いや使う人の願いを基に、心豊かに発想や構想を練ることである。

思いや願いなどとは、自然や素材から感じ取ったことや身近な生活との関わりかなどから思い描いた自己の思いや、使う人の願い心情などのことである。

心豊かに発想するとは、自己の思い、使う人の願いや心情、生活環境などから、「自分は何を表したいのか、何をつくりたいのか、どういう思いで表現しようとしているのか」など、強く表したいことを心の中に思い描くことであり、心豊かな発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。今回の改訂では、学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現が求められており、「A表現」の活動において自己の思いや使う人の願いを大切にしながら心豊かに発想することは重要な役割をもっている。

構想を練るとは、思いや願いなどから生徒が自ら生み出した発想を基に、対象を再度深く見つめたり内面や本質を捉え直したりして、自己の思いや使う人の願い、使いやすさや素材感、あこがれや遊び心、よさや美しさなどを考えながら構想を練ることである。そのため題材では、画一的な表現をするのではなく、生徒の多様な個性やよさが伸ばせるように工夫することが求められる。それぞれの生徒が造形の要素の働きやイメージなどを豊かに捉えながら思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練る学習活動を展開することが、

より深い「思考力、判断力、表現力等」を育成することにつながるのである。

価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めるとは、生徒一人一人が価値意識をもって造形的なよさや美しさを感じ取ったり、表現の意図と工夫、工芸の働きや工芸の伝統と文化などについて考えたりして、見方や感じ方を深めることである。ここでいう工芸とは、単に伝統的な工芸品や現代の工芸作品だけを指しているのではなく、材料として用いられている木や竹、土などの自然の素材や日用品や工業製品などをはじめ、身の回りの環境、事物なども含めた幅広い内容を示している。工芸の伝統と文化とは、長い歴史の中で引き継がれてきた材料、技術、方法、様式などによって美を追求し表現しようとする工芸の活動や所産など、人間の精神と身体感覚の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体である。また、文化は想像力を育み豊かな創造性をもたらすとともに、共感する心を通じて人間関係を豊かにし、共生する社会の基盤となるものである。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、工芸作品や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方を深めるためには、生徒一人一人の見方や感じ方を大切にしたい指導が求められる。また、造形的なよさや美しさを感じただけに終わるのではなく、感じ取ったことを基に、作者の心情や表現の意図と工夫、生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化などについて考えたり批評したりすることで、見方や感じ方はより深められる。工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めることは、工芸が社会をより楽しく快適で心豊かなものにする力を持っていることを認識するとともに、工芸の伝統と文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

科目の目標(3)

(3) 主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。

ここでの目標は、科目の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に工芸の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や工芸の創造活動の喜び、自己の生活や社会を多様な視点から見つめる活動を通して生活や社会と主体的に関わること、工芸の伝統や文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性など、情意や態度等に関するものが含まれる。このような芸術科工芸における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組みとは、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の各指導事項に関して、そこに示されている資質・能力を主体的に発揮しようとしたり、身に付けようとしたりすることである。同時に、自らの目指す夢や目標の実現に向かって

課題を克服しながら創意工夫して実現しようと、造形的な見方・考え方を働かせて創造的な表現や鑑賞に積極的に取り組み、創意工夫や作品などとの対話を重ねる中で高められるものでもある。そして、これらの態度を養うことは、生涯にわたって工芸を愛好していく心情や、豊かな感性、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度などの育成につながっていくことになる。

生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとは、表現と鑑賞の学習を通して工芸の楽しさや創造の喜びを味わうとともに、工芸の創造活動に関わる様々な資質・能力を身に付け、美的感覚や価値観を育み、主体的に制作したり鑑賞したり、日常生活の中で使うことを楽しんだり、生活空間を演出したりするなど生涯学習社会の一層の進展も視野に入れ、生涯を通じて工芸を愛好していく心情を育成することである。

感性を高めとは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力を高めることである。芸術科工芸において育てる感性は、工芸の創造活動を通して、自然や生活、工芸作品、人との触れ合いなどの中からよさや美しさ、心地よさ、快適さ、使う人の気持ちなどを感じ取る力であり、能動的に働かせることが大切である。また、感性は、知性と一体化して人間性や創造性の根幹をなすものであり、表現や鑑賞の活動を通して、価値を感受し、想像力を働かせ豊かなイメージを創出する際に働くものである。

工芸の伝統と文化に親しみとは、生活や社会の中の工芸の働きに関心をもち、日本の伝統的な工芸の特質や美意識、表現方法などに触れる中で、工芸の伝統と文化に親しむことである。ここでは、人類が長い歴史の中で作りだしてきた工芸の伝統と文化と、時代や民族、国や地域の相違を超えて美や心の豊かさを求めるという人類普遍の精神などを実感できるような指導の工夫が求められる。

生活や社会を心豊かにするために工夫する態度とは、自己の思いや使う人々の心情、社会や生活環境との調和を考えて制作したり、鑑賞したり、工芸作品を飾ったりするなどして生活をより心豊かなものにすることや、自他の存在を認め合って、共に心豊かな人間として社会生活を営むなど、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を示している。

芸術科工芸の学習は、表現や鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、自身の価値観を形成するとともに、人々の生活や社会と密接に関係する学習である。表現や鑑賞の活動を身近な生活や社会との関わりの中で考え、つなげ、生かしていくことで、工芸の働きについて実感的に捉えられるようにし、主体的に生活や社会の中で工芸を生かしたり、探求したりし、心豊かにするために工夫する態度を養うことが求められる。

工芸 I 科目の目標と内容構成等との関連

科目の目標	内容の構成				目標との関連	
	領域等	項目	事項			
			指導内容	指導事項		
<p>(1) 「知識及び技能」に関する目標</p> <p>工芸の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標</p> <p>(3) 「学びに向かう力、人間性等」に関する目標</p>	領域	A 表現	(1) 身近な生活と工芸	ア 身近な生活の視点に立った発想や構想 イ 発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(7) 心豊かな発想 (4) 制作の構想 (7) 材料や用具を生かす技能 (4) 創造的に表す技能	「思考力、判断力、表現力等」 「技能」
			(2) 社会と工芸	ア 社会的な視点に立った発想や構想 イ 発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(7) 心豊かな発想 (4) 制作の構想 (7) 材料や用具を生かす技能 (4) 創造的に表す技能	「思考力、判断力、表現力等」 「技能」
		B 鑑賞	(1) 鑑賞	ア 工芸作品などに関する鑑賞 イ 工芸の働きや工芸の伝統と文化に関する鑑賞	(7) 身近な生活の視点に立った工芸作品に関する鑑賞 (4) 社会的な視点に立った工芸作品に関する鑑賞 (7) 工芸の働きに関する鑑賞 (4) 工芸の伝統と文化に関する鑑賞	「思考力、判断力、表現力等」
			(共通事項)	(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して指導 ア 造形の要素の働きの理解 イ 全体のイメージや作風、様式などで捉えることの理解	「知識」	

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に制作する表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1)身近な生活と工芸」、「(2)社会と工芸」の二つの分野で構成している。ここでは、自己の思いや使う人の願いなどから心豊かに発想し制作の構想を練るなどの発想や構想に関する資質・能力と、発想や構想を基に、意図に応じて材料や用具を生かし、手順や技法などを吟味するなどして創造的に表す技能が組み合わさって働くことが重要であり、学習としてこれらの資質・能力を明確にし、調和を図りながら育成することが大切である。

(1) 身近な生活と工芸

身近な生活と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

- (ア) 自然や素材、自己の思いなどから心豊かな発想をすること。
- (イ) 用途と美しさとの調和を考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

- (ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具を生かすこと。
- (イ) 手順や技法などを吟味し、創造的に表すこと。

「工芸 I」における「(1) 身近な生活と工芸」では、中学校美術科での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、身の回りの自然や身近な生活に目を向け、使いたいものやつくりたいものなど自己の思いを重視して発想し、用途と美しさの調和を考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かして制作の構想を練り、材料や用具を生かし、創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、自己の思いなどから発想し、制作する人の視点に立った工芸の制作に取り組む学習活動を目指している。そのため、身の回りの自然を深く観察し、自然がつくりだす造形の美しさ、そこから得られる素材のよさ、身近な生活体験の中で感じ取ったことや考えたこと、自己の思いなどを基にして使いたいものやつくりたいものなどを発想し構想を練り、創造性豊かな制作ができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、発想、構想から制作に至るまでの一連の学習過程で、よりよいものを目指して真摯に制作に取り組ませることで、工芸の制作に対する理解を深め、自らつく

りだすことの楽しさや喜び、達成感を味わわせ、作品に愛着をもち大切にすることを養うとともに、生徒が互いのよさを認め合えるようにすることが重要である。そのためには、題材を通して、何を学ぶのかを明確にするとともに、題材名や導入の方法を工夫したり、動機付けや制作の過程における新しい気付きにつながる助言をしたりするなど、自己の思いを基に制作をより深めることができるような指導が求められる。

また、生徒一人一人が自己の思いを膨らませて取り組めるように、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることなどについての理解を実感的に深め、造形的な視点を豊かにすることや、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、鑑賞の学習との関連では、身近な生活の視点に立った表現の意図と創意工夫などを、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、作者の心情や意図、表現の工夫などを生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な思いを深く考えさせることは、生徒が自己の思いを見つめ直すきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。表現の学習で考えることと共通する視点で工芸作品などを鑑賞することで、今まで漠然としていた作者の制作の意図と制作方法との関わりなどが鮮明に見えてきて自分の制作に活かされるなど、鑑賞することで表現が、表現することで鑑賞がよりよいものになっていくことも多くあることから、双方に働く中心となる考えを軸にして鑑賞との関連を図り指導することが大切である。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

アは、身近な生活の視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が身の回りの自然や素材、自己の思いなどから心豊かな発想をし、それらを基に用途と美しさとの調和を考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(7) 自然や素材、自己の思いなどから心豊かな発想をすること。

(7)は、自然や素材から感じ取ったことや、身近な生活との関わりなどから自己の思いを大切にし、心豊かな発想をすることに関する指導事項である。

自然や素材、自己の思いなどとは、自然や素材から感じ取ったことや、自然に感謝する気持ち、身近な生活との関わりなどから思い描いたことなどである。例えば、自然については動物や植物、風景や自然界にある形や色彩など、素材については木、金属、土、繊維等の材質感などが発想のきっかけになると考えられる。実際に自然をよく観察し、また、素材を見たり触れたりすることでその特性を感じ取る活動を通して、作品づくりのイメージを高めるとともに、自分を取り巻く生活を見つめ、夢や願いなどから使いたいものやつくりたいものの思いを膨らませることが大切である。

心豊かな発想をすることとは、自然や素材、自己の思いなどから、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるもの

である。ここでは、自らの経験の中で心に残る感動や興味をひかれたことやもの、情景、日常の中で使用したときの感触や心に残る形や色彩、素材や光など、記憶や体験から生じる思いや考えなどから発想をすることが重要である。

指導に当たっては、魅力ある題材を設定し、生徒が主体的に課題に取り組み、自らの視点をもって発想をすることができるよう指導を工夫することが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きやイメージを捉えることができるように造形的な視点を豊かにすることも重要である。心豊かに発想をするためには、自然との共存の観点から私たちの生活を見つめ直し、工芸と人、自然との関連からつくるものを考えさせることが必要である。また、工芸で用いる様々な素材を生徒が身体感覚を働かせて、ぬくもりや硬さなど、その材質感や抵抗感をじかに感じ取ることも大切である。

(イ) 用途と美しさとの調和を考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ること。

(イ)は、使用の目的にあった機能と、形などとの美しさを考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かして制作の構想を練ることに関する指導事項である。

用途と美しさとの調和を考えとは、自己の思いを重視して用途に即した形や色彩、素材などを考えることである。例えば、陶芸で食器を制作する場合、自己の好みや趣味に合わせて模様や色を選択したり、自己のこだわりのある形をイメージしながら意匠を凝らしたり、自分の生活に合わせて使いやすさを追求したりすることなどが考えられる。

日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ることとは、伝統的な工芸作品などに見られる表現のよさなどを生かして制作の構想を練ることである。自分のこれまでの制作体験等を生かして構想を練ることが基本となるが、一方で様々な表現を知り、そのよさを取り入れることも必要である。長い歴史の中で人が素材と関わりながら継承と創造を繰り返して生み出された日本の伝統的な工芸などから、素材の生かし方、主題や表現の対象として自然の美しさを取り入れた発想や構想のよさなどを学び、自己の作品に生かすことが大切である。

指導に当たっては、生徒が自己の思いを重視してよさや美しさを考え、身近な生活の視点に立って検討し構想を練ることが大切である。また、アイデアスケッチや言葉などにより考えを整理したり、扱いの容易な材料を用いて試行錯誤したり、お互いの構想を批評し合ったりするなどの言語活動の充実を図るなどして、構想を深めることも効果的である。また、生活の中の身近な工芸作品などから日本の伝統的な作品等を例にあげ、実際に見たり触れたり、映像等を通して鑑賞したりすることも必要である。それらを通して、自然から得た意匠と造形美、用途と美しさとの調和、制作した人の機知やユーモアに富んだ遊び心、粋などを学び、生徒の知識の幅を広げ、構想に生かすことが大切である。その際、〔共通事項〕の指導を通して造形的な視点を豊かにして身近な生活を見つめさせたり、「B鑑賞」との関連を図り、時代や地域の生活様式に着目させ、木工、金工、陶芸、染織等に見

られる日本の伝統的な表現や日本の伝統色などについての理解とともに見方や感じ方を深めさせたりして、制作の構想を練ることができるようにすることも大切である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。ここでは、生徒一人一人が身近な生活の視点に立って発想や構想をしたことを基に、自分の制作を具体化するために、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具の特性を生かし、手順や用具を吟味するなどして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具を生かすこと。

(ア)は、制作するものの構造、材料の特性、用具の使用法などを把握し、意図に応じてそれらの効果を生かすなどの技能に関する指導事項である。

制作方法を踏まえとは、それぞれの材料の特性や加工方法、それに必要な用具の扱い方や技法などを把握することである。特に構想をしたことを的確に形にするために、制作するものの構造と関連付けながら材料の特性を把握し、その上で、制作の手順を確認することが大切である。

意図に応じて材料や用具を生かすこととは、制作意図を確かめながら、構想に基づいた作品を確実に制作するために、材料や用具を目的に合わせて工夫し、生かすことである。創造的な構想があっても、それを形にするための技能が備わっていなければ作品をつくることはできない。一方で、構想に無理があると、技能はあっても作品にすることはできない。材料や用具の使い方についての理解を深め、自己の構想を確かめながら材料や用具を工夫して表現する活動を重ねることにより、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とを調和よく育成することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連も図り、知識と体験を深めながら目的に応じて材料や用具を生かす技能を育成することが大切である。特に身近な生活と工芸に関する事項では、素材のもつ材質感や抵抗感を感じ取りながら表現を深めていくことを重視しているため、単に材料や用具の扱いに慣れるだけでなく、身体感覚を十分に働かせて材料や用具の特性を理解し、それを表現に生かせるようにすることが重要である。その際、用具は身体の延長であることを実感させることが大切である。例えば、用具を使って材料を削る場合、削っている面に注意を払うだけでなく、用具を扱う自らの感覚も意識させることが必要である。工芸では古くから様々な素材が用いられ、そのよさを生かすための多様な用具や技法が工夫されてきた。技能を高めるためには、我が国における工芸の長い伝統に培われてきた知恵を学び、制作に生かすことができるように理解を深めるとともに、用具の使い勝手を試してみたり、扱い方を練習してみたりすることや、制作の中で繰り返し使うことが大切である。なお、用具の取扱いや手入れ、後片付けにいたるまでの管理や整

備の習慣，安全な取扱いも含めて指導する必要がある，塗料類及び薬品類の使用に際しては，換気や保管・管理を確実に行うことが重要である。

(1) 手順や技法などを吟味し，創造的に表すこと。

(1)は，実際の制作に当たって，制作全体を見通して，効率的な制作手順や制作に適した技法などを吟味するなどの技能に関する指導事項である。

手順や技法などを吟味し，創造的に表すこととは，構想した作品の意図を確実に実現するために，アイデアスケッチや図面などに基づいて，より効果的な手順や技法などについて，様々な角度から吟味し，創造的に表すことである。例えば，一枚の板から木彫の小箱を制作する場合，木目の方向や美しさ，反りの可能性などから，効果的な材料の生かし方を考え，無駄のないように木取りをし，どこからどのように切断すればよいのか，どの時点で彫刻を施すのか，また，どの部分をどのような技法で彫るのか，塗装の手順をどのようにするかなど，自己の意図の実現や仕上がりの美しさなどを考えて創意工夫して制作することが必要となる。ここでは，「B鑑賞」との関連を図り，工芸作品などから制作過程の工夫や素材の生かし方，技法などを読み取り，自己の表現に活用する過程を通して，創造的に表す技能を育成することも大切である。

指導に当たっては，一つ一つの制作工程の意味と全体的な手順の関係などを理解させることが重要である。実際の制作に入ると，途中でイメージが広がることや構想や制作当初の段階で予期し得なかった制作上の課題に向き合わなければならないこともある。そのような場合，よりよい方法を柔軟に検討することで新たな発想へとつながったり，立ち止まって制作の構想や手順を再検討することで制作上の課題の解決方法が見つかったりすることなども考えられることから，生徒が手順や技法を吟味する中で試行錯誤し，つくる楽しさや喜びを感じ取ることができるようにすることが大切である。

(2) 社会と工芸

社会と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

(ア) 使う人の願いや心情，生活環境などから心豊かな発想をすること。

(イ) 使用する人や場などに求められる機能と美しさとの調和を考え，制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能

(イ) 制作方法を踏まえ，意図に応じて材料や用具を生かすこと。

(1) 手順や技法などを吟味し，創造的に表すこと。

「工芸Ⅰ」における「(2) 社会と工芸」では，中学校美術科での学習を基礎にして，造形的な見方・考え方を働かせ，使う人の側から生活や社会を見つめるなど社会的な視点に立って発想し，使用する人や場などに求められる機能と美しさとの調和を考え，制作の構

想を練り、材料や用具を生かし、創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、使用する人や場などを考えて発想し、社会的な視点に立った工芸の制作に取り組む学習活動を目指している。そのため、生徒が社会や生活環境と工芸との関連などを考えて、使う人の願いなどを基にして、求められるものを発想し構想を練り、自分の考えたことが作品として具現化していく過程で創造する喜びを感じ取らせるとともに、構想に基づいて創造性豊かな制作ができるようにすることが大切である。ここでの学習では、食器の制作を例にとると、自分が使うことを想定するのではなく、幼児や高齢者が使いやすい食器など、他者が使用することを前提とした題材を設定し、使う人の状況や心情などを考えて制作するとともに、生徒が互いのよさを認め合えるようにすることが大切である。

指導に当たっては、例えば企画書を作成するなどして、使う人の願いなどを整理し、社会的な視点に立って制作ができるようにすることが必要である。そのためには、題材を通して、何を学ぶのかを明確にするとともに、題材名や導入の方法を工夫したり、動機付けや制作の過程における新しい気付きにつながる助言をしたりするなど、使う人の願いを基に制作をより深めることができるような指導が求められる。

また、生徒一人一人が使う人の立場に立って取り組めるように、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや全体のイメージで捉えることなどについての理解を実感的に深め、造形的な視点を豊かにすることや、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、鑑賞の学習との関連では、社会的な視点に立った表現の意図と創意工夫などを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、工芸作品や工業製品などを鑑賞し、作者の心情や意図、制作過程における工夫などを生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な願いを深く考えさせることは、生徒が使う人の願いを見つめ直すきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。表現の学習で考えることと共通する視点で工芸作品などを鑑賞することで、今まで漠然としていた作者の制作の意図と制作方法との関わりなどが鮮明に見えてきて自分の制作に生かされるなど、鑑賞することで表現が、表現することで鑑賞がよりよいものになっていくことも多くあることから、双方に働く中心となる考えを軸にして鑑賞との関連を図り指導することが大切である。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

アは、社会的な視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が使う人の側から生活や社会を見つめ、使う人の願いや心情、生活環境などを考え、心豊かな発想をし、それらを基に使用する人や場などに求められる機能と美しさを考え、制作の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 使う人の願いや心情、生活環境などから心豊かな発想をすること。

(7)は、社会や生活環境を広く観察し、工芸が現代の生活の中で果たす役割や必要性などに関心を深め、生活をより楽しく心豊かにしていくために、使う人の気持ちや求めるもの、生活環境などを考え、心豊かな発想をすることに関する指導事項である。

使う人の願いや心情、生活環境などとは、使う人の状況や願い、私たちを取り巻く生活環境などのことである。

ここでは、家庭や学校、地域など生徒が生活している日常的な社会や私たちを取り巻く生活環境、公共の場などで、使う人の状況、願いや心情などを想定して、工芸が果たす役割や必要性、工芸作品などの使い勝手や使い心地などについて社会的な視点に立って調べたり検討したりすることが大切である。なお、生活環境などについては、自らの体験だけではなく、情報通信ネットワークなど様々なメディアから得た情報を基に想定した環境なども考えられる。

心豊かな発想をすることとは、使う人の願いや心情、求められる条件、つくるものへの思い、想像力などを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。ここでは、他者の視点に立って考えることが大切であり、実際に使う人や場面、作品に求められる条件などを、様々な情報や自己の体験などから想像し、発想をすることが重要である。

指導に当たっては、生徒の課題意識や制作の必要性の意識を高めることが重要である。そのためには、使う人の気持ちや状況などについて、資料などを用いて具体的に理解したり、制作のための様々な条件を解決しながら発想をすることの楽しさを味わわせたりすることが大切である。例えば、生徒の課題意識などを高めるために、身近にいる幼児や高齢者などの生活の様子を思い起こすことや、環境や福祉の視点から課題を見いだすなど、実感をもって考えるための具体的な手立てが求められる。その際、〔共通事項〕との関連を図り、形や色彩、素材や光などの造形の要素の働きやイメージを捉えることができるように造形的な視点を豊かにすることも重要である。加えて、社会的な視点に立って題材を設定するためには、様々な報道などにも目を向け、社会における必要性を考慮して発想をすることが大切である。

(1) 使用する人や場などに求められる機能と美しさとの調和を考え、制作の構想を練ること。

(1)は、使用する人や場などに求められる目的や条件、機能と美しさとの調和を考え、課題を的確に把握し、よりよい制作の構想を練ることに関する指導事項である

使用する人や場などに求められる機能と美しさとの調和を考えとは、作品を実際に使用する人やそれを使う場面などを想定して、作品に求められる機能や条件と美しさなどを考えることである。例えば、陶芸で食器を制作する場合、幼児や大人など使う人の状況に応じて、持ちやすい形状や大きさ、深さなどについて検討したり、公共の場で使うことを想定して、収納するときに重ねられる形を工夫したり、食品をよりおいしく見せるために装飾や釉薬について吟味したりすることなどが考えられる。

制作の構想を練ることとは、作品に求められる機能や条件、美しさなどを整理し、表現するための形や色彩、素材や光などの造形の要素や材質、構造について考え、制作の構想を練ることである。ここでは、特に客観的な視点から使用する人や場などに求められる機能を理解することが求められる。そのためには、使う人の意見を聞いたり、調査、研究をしたりするなどの資料の収集なども効果的である。

指導に当たっては、使用する人や場、求められる条件、大切にしたいイメージなどを整理して企画書などを作成するとともに、生徒間で意見を交流するなどして、作品の役割、使う人の気持ち、形や色彩、材料の適切さなどを、客観的な視点に立って検討し構想を練ることが大切である。また、アイデアスケッチや言葉などにより考えを整理したり、扱いの容易な材料を用いて試行錯誤したり、お互いの構想を批評し合ったりするなどの言語活動の充実を図るなどして、より具体的なイメージをもって構想を練ることも効果的である。また、公共性や環境に役立つ工芸作品として、例えば、公共施設における壁面レリーフや空間を演出するオブジェなどのような大規模な作品を構想することも考えられる。その際、〔共通事項〕の指導を通して造形的な視点を豊かにして社会や生活環境を見つめさせることや、「B鑑賞」との関連を図り、社会や環境との関わりを踏まえて見る人や使う人の立場に立ち、実際に見たり触れたり、映像等を通して鑑賞したりして、形や色彩、素材や光などの美しさと用途や機能との調和などを感じ取ったり、使う人の願いを踏まえた作者の心情や意図と表現技法の工夫や素材の生かし方などについて考えたりして、見方や感じ方を深め、制作の構想を練ることができるようにすることも大切である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。ここでは、生徒一人一人が社会的な視点に立って発想や構想をしたことを基に、自分の制作を具体化するために、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具の特性を生かし、手順や用具を吟味するなどして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(7) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具を生かすこと。

(7)は、制作するものの構造、材料の特性、用具の使用法などを把握し、意図に応じてそれらの効果を生かすなどの技能に関する指導事項である。

制作方法を踏まえとは、それぞれの材料の特性や加工方法、それに必要な用具の扱い方や技法などを把握することである。特に構想を的確に形にするために、古くから用いられている様々な材料や用具とともに、合成樹脂や電動工具などの現代の材料や用具などの特性やよさを学び、制作に生かすことができるように理解を深めることが重要である。

意図に応じて材料や用具を生かすこととは、制作意図を確かめながら、構想に基づいた作品を確実に制作するために、材料や用具を目的に合わせて工夫し、生かすことである。

ここでは、構想段階のイメージを的確に表現するための技能が求められる。したがって、材料や用具を効果的に用い、企画書やアイデアスケッチ、図面などに基づいて表すなどの技能が必要となる。材料とそれを用いて表現するための用具などを研究し、それらの生かし方や制作の方法について工夫し、意図に応じて材料や用具を的確に生かしながら技能を高めることが大切である。また、構想に無理があると、技能はあっても作品にすることはできないので、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とを調和よく育成することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連も図り、目的に応じて知識と体験を深めながら材料や用具を生かす技能を育成することが大切である。特に「(2) 社会と工芸」に関する事項では、使う人の使い勝手や使い心地を重視しているため、試作して質感を確認するなどしながらイメージに合った仕上がりに近づけていくなど、制作の意図に応じて材料や用具の特性を生かすことも重要である。また、材料や用具、加工法、大きさなどから、実際に使用するものを制作することが難しく、模型などで終わる場合には、工芸制作としての実感が失われないように注意する必要がある。例えば、椅子などの制作で実際の材料を使ったり実物大で制作したりすることが難しい場合、一部代替の材料を用いて本来の材料の特徴を想定して表わすことや、縮小して制作する時は、接合部分など構造に関わる部分を本来の技法を用いて用具を生かしながら表すことなどが考えられる。

なお、ここでは用具の取扱いや手入れ、後片付けにいたるまでの管理や整備の習慣、安全な取扱いも含めて指導する必要がある。特に、正確な形や大きさに加工するために電動工具などを使用することも考えられるので、事前に安全な使用について十分に指導する。また、塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実に行うことが重要である。

(1) 手順や技法などを吟味し、創造的に表すこと。

(1)は、実際の制作に当たって、制作全体を見通して、効率的な制作手順や制作に適した技法などを吟味するなどの技能に関する指導事項である。

手順や技法などを吟味し、創造的に表すこととは、構想した作品の意図を確実に実現するために、企画書やアイデアスケッチ、図面などに基づいて、より効果的な手順や技法などについて、様々な角度から吟味し創造的に表すことである。例えば、金属でスプーンやフォークなどを制作する場合、地金取りに無駄がないかなどの確認や制作に必要な用具の選択、切断する箇所決定とともに、どの時点で熱を加え成形を施すのか、また、どの部分をどのような技法で仕上げるのかなどを、企画書やアイデアスケッチ、図面などを基に、作業の効率や正確さ、仕上がりの美しさなどを考えて制作することが必要となる。また、「B鑑賞」との関連を図り、工芸作品などから制作過程の工夫や素材の生かし方、技法などを読み取り、自己の表現に活用する過程を通して、創造的に表す技能を育成することも大切である。

指導に当たっては、社会的な視点に立った工芸の制作では、使用する人や場などを考え

た発想や構想の段階から計画に基づいて制作を進めることを重視している。そのため、制作の途中でイメージが広がり、当初の計画を変更する必要性が生じた場合、再度、客観的な視点に立って、制作の目的や条件を見直し、変更することが妥当であるかどうかを検討することが大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に工芸作品や文化遺産などの造形的なよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程の工夫、工芸の働きや工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1)ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」、「(1)イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」の二つの指導内容で構成している。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

- (ア) 身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、見方や感じ方を深めること。
- (イ) 社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、見方や感じ方を深めること。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

- (ア) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り、自然と工芸との関わり、生活や社会を心豊かにする工芸の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。
- (イ) 工芸作品や文化遺産などから日本の工芸の特質や美意識を感じ取り、工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めること。

「工芸Ⅰ」における「(1) 鑑賞」では、中学校美術科での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、主体的に工芸作品や文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と表現の創意工夫、自然や社会と工芸との関係や生活の中の工芸の働き、日本の工芸の伝統と文化などについて考え、価値意識をもって工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂では、「B鑑賞」(1)の内容を、アの「工芸作品など」に関する事項と、イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示した。アの「工芸作品など」

に関する事項では、身近な生活や社会的な視点に立って、よさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、見方や感じ方を深めることを重視している。イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では、環境の中に見られる造形的なよさや美しさ、文化遺産などから日本の工芸の特質や美意識を感じ取り、生活や社会を心豊かにする工芸の働きや工芸の伝統と文化などに対する見方や感じ方を深めることを重視している。

自我を確立し、自己の美意識や価値観を形成するこの時期の鑑賞の学習では、生徒が自己や生活、社会を見つめ、価値意識をもって工芸を捉え、主体的に鑑賞する態度を身に付けることが大切である。鑑賞もまた創造活動の一環であることから、生徒が対象に対し主体的に接し、感性や美意識、想像力を豊かに働かせて、対象や事象を造形的な視点で深く捉え、作品などに対する自分としての意味や価値をつくりだすことが求められる。そのためは、〔共通事項〕との関連を図り、造形の要素の働きや、全体のイメージや作風、様式などで捉えることについての理解を深め、新たな視点で作品を捉え直したり、他の作品と比較して相違点や共通点に気付いたりするなど、生徒が関心をもって具体的によさや美しさを感じ取れるように指導を工夫することが必要である。

指導に当たっては、伝統的な工芸品から現代の工芸作品、生徒の作品、また身近にあるものなど幅広く扱い、実際に見たり、触れたり、使ったりして、素材の生かし方や技法、形や色彩と用途や機能との関係などから工芸作品のよさや美しさを感じ取ることができるように留意する。例えば、美術館や博物館等と連携を図ったり、素材と技法の関係について体験的に鑑賞したり、実際に使ってみて、使い心地を確認したりするなどの指導の工夫が大切である。鑑賞作品については、実物と直接向かい合い、作品のもつよさや美しさについて実感を伴いながら捉えさせることが理想であるが、それができない場合は、大きさや材質感など実物に近い複製、作品の特徴がよく表されている印刷物、ビデオ、コンピュータなどを使い、効果的に鑑賞指導を進めることが必要である。

特に、アの「工芸作品など」を対象にした鑑賞については、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、「A表現」の「(1) 身近な生活と工芸」における、身近な生活の視点に立った表現と、「(2) 社会と工芸」における、社会的な視点に立った表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて育成することを重視する。なお、鑑賞と表現のそれぞれが独立した題材で直接内容の関連が図れない場合においては、鑑賞の学習が作品の定まった価値を学ぶだけの表面的な学習に終始しないよう、鑑賞の学習の中で作者の心情になって発想や構想を膨らませるような視点や、制作手順をたどりながら制作方法に着目させるような視点を位置付けることが大切である。

また、主体的な鑑賞の活動により鑑賞に関する資質・能力を育成するために、学習のねらいに応じて工芸作品などの適切な選定したり、生徒の作品についてもお互いに鑑賞の対象としたりするとともに、言語活動の充実を図ることが大切である。その際、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、価値意識をもって討論や批評し合ったりするなどの対話的な活動を通して、対象の捉え方や感じ方、表現の違いとそれぞれのよ

さなどに気づき、自他の作品の特性や個性を踏まえて見方や感じ方を深めるようにすることが必要である。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が価値意識をもって、工芸作品などのよさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、身近な生活や社会的な視点に立って工芸作品などの見方や考え方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、身近な生活の視点に立って様々な工芸作品から、よさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴を捉え、分析するなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取りとは、自己の体験の中で培われた価値意識を基に、自分の見方や感じ方を大切にしながら、身近な視点に立って、形や色彩、素材などの美しさと、用途や機能との調和、触れた感じや重さなどを含めた総合的に醸し出されるよさや美しさを主体的に感じ取ることである。

身近な視点に立った工芸作品などの鑑賞において、見方や感じ方を深めるためには、単に美を直感的に感じ取るだけでなく、身近な生活と工芸との関係について考えることを起点として、造形の要素の働きに関する知識や、それらを表現の活動で生かした自らの技能や材料、用具の経験、作者の表現における精神、生き方などと作品との関わりなどの多様な観点から、対象や事象を感性と知性の両面を豊かに働かせて捉えることが大切である。

作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えとは、作品に込めた作者の思いや心情、どのように使ってほしいかというメッセージや仕上げへのこだわりと、制作意図に対応した作者の素材の生かし方や加工方法、道具の工夫や制作の技術などについて身近な生活や自然などとの関わりから考えることである。ここでの鑑賞では、身近な生活の視点に立った素材の生かし方や技術、技法などの理解を深めることも重要である。例えば、木工作品の鑑賞において、接合の技術、木目の美しさや木の持ち味を生かした継ぎ手の加工などの技法を理解することにより、作者の工夫や技術のすばらしさなどを感じ取ることができる。また、身近な生活の視点に立って、多様な素材、技術、技法に触れ、作者の心情や意図について考えさせたり、制作の具体的な技術や技法を見せたりすることが重要である。ここでは、生徒の自由な見方や感じ方を大切にして、

表現の独自性や創造性、表現の意図に応じた素材の生かし方や技術、技法とその効果、作品の背景にある身近な生活との関連などを分析的に、あるいは総合的に捉えることが大切である。

特に、制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについては、教師が実際に制作して見せたり、地域の職人の技を鑑賞したり、映像による鑑賞を取り入れたりするなどの工夫が求められる。技術や技法は、先人たちが長い歴史の中で創意工夫を重ね、磨き上げながら受け継がれてきたものである。熟練者による作品づくりからは、素材の効果的な生かし方、技法の工夫、技術のすばらしさ、制作に対する崇高な精神などを感じ取ることができる。また、ものづくりには、それぞれに適した道具が欠かせないものである。道具が制作において果たす役割を理解するとともに、道具のもつ機能的、形体的な美しさも理解させる必要がある。特に工芸の鑑賞では、これらを理解しながら作品を見るのが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、見たり、触れたり、使ったりして作品のよさや美しさを総合的に感じ取り、幾世代にも守られ伝えられてきた意匠や素材、技法等と、作者の心情や意図との関係について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、それぞれの生徒が価値意識をもって作品を捉え、身近な生活の視点に立って、表現の違いや素材の生かし方、作品それぞれのよさなどに気付き、より主体的に見方や感じ方を深めていくことが重要である。例えば、陶芸で制作された食器を鑑賞する場合、それぞれの生徒が自己の生活と照らし合わせて、形や色彩などから作品のよさや美しさを感じ取ったり、使い勝手や装飾などから作者の心情や制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えさせたりすることなどはその一例である。ここでは、必ずしも実用的でない器によさなどを感じることもあるように、他の多くの生徒の視点とは異なる点によさや美しさを感じる場合も考えられる。このような場合でも、その見方や感じ方を尊重するとともに、その根拠を自身の生活習慣やあこがれなどから探求するなどして考えさせるようにし、生徒が相互に認め合えるようにする必要がある。その際、学習のねらいに適した作品を選定するとともに、それらを明確な視点をもって鑑賞し、〔共通事項〕を視点に作品について討論したり、作者や作品について調べて作品に込められた思いなどに基づいて作品の背景を見つめ分析したりするなどして、総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、「A表現」(1)の「身近な生活と工芸」アとの関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、身近な生活の視点に立った目的や条件の捉え方、感じ方や考え方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気付き、作品などに対する見方や感じ方を深められるよう配慮することが必要である。加えて、言葉で考えさせ、その考えを整理させることも重要である。漠然と見ていては感じ取れないことが、言葉にすることによって美しさの要素が明確になり、より確かに感じ取ることができるようになる。言葉で表現することは見る視点を整理することにもなり、鑑賞に関する資質・能力を高めるためには必要である。その際、それらを手掛かりに自己との対話を

深めたり、他者に説明したりするなどして、自分の感じたことや考えたことをより明確にしていけることが大切である。

(1) 社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、社会的な視点に立って様々な工芸作品から、よさや美しさを感じ取り、作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考え、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴を捉え分析するなどして、作品に対する見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取りとは、社会や環境との関わりを踏まえて使う人の立場に立ち、自分の見方や感じ方を大切にしながら、形や色彩、素材などの美しさ、用途や機能との調和、触れた感じや重さなどを含めた総合的に醸し出されるよさや美しさを感じ取ることである。

社会的な視点に立った工芸作品などの鑑賞において、見方や感じ方を深めるためには、単に美を直感的に感じ取るだけではなく、社会と工芸との関係について考えることを起点として、造形の要素の働きに関する知識や、それらを表現の活動で生かした自らの技能や材料、用具の経験、作者の表現における精神、生き方などと作品との関わりなどの多様な観点から、対象や事象を感性と知性の両面を豊かに働かせて捉えることが大切である。

作者の心情や意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えとは、使う人の願いを受けて全ての人々が快適に使ってほしいなど作品に込めた作者の心情、どのように使ってほしいかというメッセージや仕上げへのこだわりと、制作意図に対応した素材の生かし方や加工方法、道具の工夫や制作の技術などについて、社会や環境との関わりから考えることである。ここでの鑑賞では、社会的な視点に立った素材の生かし方や技術、技法などの理解を深めることが重要である。例えば、金工作品の鑑賞において、熔解性や展延性を利用して成形する技法を理解することにより、作者の工夫や技術のすばらしさなどを感じ取ることができる。また、社会的な視点に立って、多様な素材、技術、技法に触れ、作者の心情や意図について考えさせたり、制作の具体的な技術や技法を見せたりすることが重要である。ここでは、生徒の自由な見方や感じ方だけでなく、多くの人が目的や条件に応じて共通に感じる使い心地や使いやすさ、表現の独自性、創造性や表現の意図に応じた素材の生かし方や技術、技法とその効果、作品の背景にある社会との関連などを分析的に、あるいは総合的に捉えることが大切である。

特に、制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについては、教師が実際に制作して見せたり、地域の職人の技を鑑賞したり、映像による鑑賞を取り入れたりするなどの工夫が求められる。技術や技法は、先人たちが長い歴史の中で創意工夫を重ね、磨き上げながら受け継がれてきたものである。熟練者による作品づくりからは、素材の効果的な生かし方、技法の工夫、技術のすばらしさ、制作に対する崇高な精神などを感じ取ることができる。また、ものづくりには、それぞれに適した道具が欠かせないものである。道具

が制作において果たす役割を理解するとともに、道具のもつ機能的、形体的な美しさも理解させる必要がある。特に工芸の鑑賞では、これらを理解しながら作品を見ることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、見たり、触れたり、使ったりして作品のよさや美しさを総合的に感じ取り、調べたりして、作品、素材や技法、作者についての心情や意図について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、作品の背景にある時代や社会、生活の様式や習慣等を分析的に、あるいは総合的に捉えるなどして、様々な観点から工芸が生活や社会の中で果たしている役割やつくった人の思いを推量させることが重要である。例えば、陶芸で制作された食器を鑑賞する場合、幼児や大人など使う人の状況や公共の場で使うことを想定させて、作品のよさや美しさを感じ取らせたり、器の形から飲むときの口当たりや持ちやすさ、洗いやすさ、収納しやすさなど、形状や機能、装飾などから作者の心情や制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えさせたりすることなどはその一例である。ここでは、使う人の願いをいかに実現させようとしているのかということや、使い勝手などを多くの人が共感できるものであるかなど、実際に見たり、触れたりしながら感じ取らせた上で、調べたり、批評し合ったりするなどして考えさせることが大切である。その際、学習のねらいに適した作品を選定するとともに、それらを明確な視点をもって鑑賞し、〔共通事項〕を視点に作品について討論したり、作者や作品について調べて作品に込められた使う人への願いなどに基づいて作品の背景を見つめ分析したりするなどして、総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、「A表現」(2)の「社会と工芸」アとの関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、社会的な視点に立った目的や条件の捉え方、感じ方や考え方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気付き、作品などに対する見方や感じ方を深められるよう配慮することが必要である。加えて、「B鑑賞」(1)ア(7)と同様に、言葉で考えさせ、その考えを整理させることも重要である。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは、生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が価値意識をもって、様々な工芸作品や文化遺産、工芸作品が用いられる場面などから、よさや美しさ、我が国の美意識を感じ取り、生活や社会を心豊かにする工芸の働きや、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深め、古来、人々が大切にしてきたものや価値に気付き、人間が長い歴史の中で作りだし、継承してきた工芸作品や伝統と文化とその精神などを味わい、それらを尊重する態度を養うことができるよう指導することが大切である。

(7) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り、自然と工芸との関わり、生活や社会を心豊かにする工芸の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。

(7)は、自然や生活の環境、社会の中の様々な場面とそれに関わる様々な工芸作品から、造形的なよさや美しさを感じ取るとともに、生活や社会を明るく心豊かにし、向上させる上で工芸がもつ意義や働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取りとは、自然や生活の環境、社会の中の様々な場面とそれに関わる様々な工芸作品から、自分の見方や感じ方を大切にしながら、造形的なよさや美しさを感じ取ることである。ここでは、環境の中に見られる様々な工芸に目を向け、身近な生活や社会的な視点に立って造形的な課題に気付いたり、心安らぐ環境について再発見したりするなど、よさや美しさなどを感じ取りながら、環境の中の工芸の働きについて実感を伴いながら捉えられるようにすることが大切である。また、「A表現」と関連させて、工芸の働きについてより効果的に学習することも考えられる。

自然と工芸との関わりとは、自然と生活を結び付け、生活や社会を美しく心豊かにする工芸の働きについて作品の背景にある自然環境や時代、社会、生活の様式や習慣等のことである。ここでは、自然と工芸との関わりを分析的に、あるいは総合的に考えることが大切である。我が国の工芸は、自然との豊かな関わりの中で育まれてきた。それは、工芸作品などの材料として用いられている素材を生み出す母体としての自然と、主題や表現の対象として取り入れられている自然物や自然現象などの二面から考えることができる。前者については、例えば、古くから木や竹、土などの自然の素材のよさを生かして工芸作品が制作され、生活の中で愛着をもって使われてきた。そこには、現代に至るまでの人類の知恵が蓄積されてきた長い歴史がある。後者については、例えば、花鳥風月などの自然を主題にした工芸作品、動植物を基にした意匠などがある。生活の中に自然を置き、自然と共生し、自然を大切にす我が国の文化の特質などに触れ、工芸と自然との関わりについて捉え、考えを深めさせることが大切である。

生活や社会を心豊かにする工芸の働きについて考えとは、工芸が衣・食・住など、日常生活の中でどのように生かされているかについて考えることである。その際、日常生活の中での用途と美しさとの調和を感じ取り、美しいものや優れたものを選ぶ美的な判断力を身に付けることが大切である。加えて、伝統的な工芸作品などのよさについて考え、生活を心豊かにしていくために、機能と美の新たな調和の追求や価値の創造がなされ続けてきたことについて考えを深めることも重要である。ここでは、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにし、日頃見慣れたものなどを新たな視点から捉えさせるなどして、生活や社会における工芸の働きについて実感をもって味わうことができるようにすることが大切である。また、工芸の伝統と文化を踏まえながら、生徒が普段使っている食器や生活用具など、生活の中にある工芸作品を鑑賞することで現代における工芸のもつ意味や価値を考えることも効果的である。

見方や感じ方を深めるとは、自然や工芸作品、人々の生活や社会などを観察したり調べたりして考察を深め、自然と工芸の関係、生活や社会における工芸の働きなどについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、自然との調和や共生等の視点から自分自身の生活をより心豊かなものにする態度を養うことが重要である。ここでは、生活や社会の変化に応じて、様々な価値観との調和を図り、生活をより心豊かなものにしてきた工芸の働きや役割について、主体的に考えていくことも必要である。また、季節の変化と結び付いた生活を彩る工芸作品に触れ、地域との連携を通して日々の生活において工芸に親しみ、自分の見方や感じ方を深めていくことが大切である。

(1) 工芸作品や文化遺産などから日本の工芸の特質や美意識を感じ取り、工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、工芸作品や文化遺産などから日本の伝統的な工芸の特質や美意識を感じ取り、表現方法、工芸の伝統と文化について考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

工芸作品や文化遺産などから日本の工芸の特質や美意識を感じ取りとは、日本の工芸作品や文化遺産などから、自分の見方や感じ方を大切にしながら、日本の気候、風土、生活様式、諸外国からの影響など様々な要素と、工芸に関わり真摯に生きてきた人々の素材や美へのこだわりなどを感じ取ることである。日本の工芸は、時代の流れの中で多くの異文化を取り入れ咀嚼しつつ発展・変容させ、独自の文化を形成してきた。これらを踏まえ、日本文化の根底に受け継がれてきた独自の美意識や自然観、それぞれの時代の創造的精神や美を求める心情、創作への知恵、素材への繊細な思いなど、工芸の伝統と文化の根底に受け継がれてきた工芸作品や文化遺産などに表れている日本の伝統的な工芸の特質や独自の美意識を感じ取ることが重要である。その際、〔共通事項〕のイとの関連を図り、造形的な特徴などから、作風や様式などで捉えることを理解しながら、文化的な視点で工芸作品などを見つめることも効果的である。

工芸の伝統と文化について考えとは、各時代の生活や社会の状況、信仰や人生観など人々の精神的背景に裏付けられつつ形成されてきた日本の工芸の伝統と文化について考えることである。日本における工芸に関する作品、作風、作家、価値観、美意識などの有形・無形の成果の総体として工芸の伝統と文化を位置付け、伝統的かつ創造的な側面の両側面から考えることが重要である。

見方や感じ方を深めることとは、日本の伝統的な工芸の特質や美意識について感じ取り、日本の工芸と文化の時代ごとの表現形式や表現方法、意匠、素材の特質などについて捉えたり、工芸の伝統と文化について考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし、価値意識をもって見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、日本の工芸作品には、時代や地域特有の美意識が表れているだけでなく、流派・様式として継承されてきた美意識や自然観、作者によって異なる個性など

様々な要素がある。また、伝統的な行事や生活の中から美に対するあこがれや、生活を心豊かにしていく工芸作品が生まれてきたことに気付かせることが重要である。例えば、工芸作品の様々な組合せや使い方等によって新鮮な美が生み出されることにも気付かせることもできる。その上で、伝統的価値観が、現代の生活にも息づいていることに気付かせるとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸作品などと比較鑑賞するなどして、それぞれのよさや美しさを感じ取り、工芸の伝統と文化の価値を尊重し継承しようとする心情や態度を養うことが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕の「共通」とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目や事項の全てに共通するという意味である。同時に、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くという意味であり、表現及び鑑賞の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わるができるようにすることを目指している。

指導に当たっては、中学校美術科の学習も考慮しつつ、指導計画を作成することが重要である。その際、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項において、「3内容の取扱い」(3)に示されている内容に配慮し、〔共通事項〕を適切に位置付けて題材の設定や指導計画の作成を行う必要がある。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解する項目である。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導するとは、〔共通事項〕は、そのみを取り上げて題材にするものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものであることを示している。

アは、形や色彩、素材や光など、それぞれの造形の要素に視点を当て、自分の感じ方を大切にして、温かさや軟らかさ、安らぎなどの性質や感情にもたらす効果など、造形の要素の働きを理解する指導事項である。それに対して、イは、造形的な特徴などから全体のイメージや作風、様式などで大きく捉えるということを理解する指導事項である。いわば、

アは「木を見る」、イは「森を見る」といった視点で造形を豊かに捉えられるようにするために必要となる内容を示しており、これらは表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。

今回の改訂において〔共通事項〕に示された知識は、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し、実感を伴いながら理解を深め、生きて働く知識として身に付けるものであり、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

アは、造形の要素の働きについての理解に関する指導事項である。

造形の要素の働きを理解するとは、造形の要素に着目し、その働きを捉えることができるように、形や色彩、素材や光などの性質や、それらが人の感情にもたらす様々な効果などについて理解することなどが考えられる。

例えば、〔共通事項〕のアの指導では、「A表現」(1)の「身近な生活と工芸」アの学習において身近な生活の視点に立った発想や構想をする場面では、既成の概念や常識にとらわれるだけでなく、それぞれ固有の特徴を体の諸感覚を働かせて捉え、理解できるようにすることが大切である。それに対して、(2)の「社会と工芸」アの学習における社会的な視点に立った発想や構想をする場面では、客観的な視点を踏まえて、形や色彩、素材や光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解していくことになる。このように、造形的な視点を豊かにするためには、発想や構想をする場面、創造的に表す技能を働かせる場面、鑑賞において見方や感じ方を深める場面などで知識を活用しながら理解を深めることや、活動する中で、造形の要素の働きに気付くことをきっかけとして理解を深めることなどもある。そのため、必ずしも知識を習得してから活用するといった順序性をもって指導するものではないことに留意する必要がある。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

イは、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解するとは、対象となるものの全体に着目して、造形的な特徴などからイメージを捉えることができるように、見立てたり心情などと関連付けたりするなど全体のイメージで捉えることについて理解したり、作風や様式などの文化的な視点で捉えるということについて理解したりすることである。

生徒が表したいイメージを捉えて、豊かに発想し構想を練ったり作品などからイメージ

を捉えて豊かに鑑賞したりできるようにするためには、漠然と対象を見つめるだけでなく、具体物に見立てたり心情などと関連付けたりするなど、全体のイメージで捉えるということを理解して対象を見つめることも重要である。例えば、造形的な特徴などから「この小皿は木の葉のように見える」などのように見立てることや、「漆器の漆の色の変化から感じられるぬくもりが、夕暮れの景色を見た情景と似ている」など、心情と関連付けてイメージを捉えることなどはその一例である。また、作風や様式などで捉えるということの理解から、「水たまりの凍った表面がガラス工芸のようだ」、「この工芸作品に見られる豊かな装飾性には琳派の雰囲気がある」など、全体を文化的な視点から捉えることも重要であり、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めることにもつながるものである。イメージを捉える場合、必ずしも最初から全体のイメージや作風などで捉えることを理解し根拠を明確にさせて対象のイメージを捉えさせるだけではなく、直感的な捉え方も大切である。例えば、自然の風景や作品を見た瞬間にイメージが浮かぶことも少なくない。「淡い色合いの着物を見た時に春の季節を表しているように見えた」ときのように、必ずしもイメージとして捉えた根拠が明確でなくても、生み出されたイメージは大切にし、後からその根拠が明確になっていき〔共通事項〕イの内容の理解が深まることもある。このような直感的な捉え方を重ねることも大切にする中で、一人一人の独自の造形的な視点が豊かになり、自分らしい見方が育っていくものである。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

「工芸Ⅰ」は、中学校美術科の学習の基礎の上に設けた科目であり、内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の資質・能力、適性、興味・関心等を十分に考慮して指導計画を作成することが重要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定するなど、「工芸Ⅰ」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの目標と内容を的確に把握し、相互の関連を十分に図った学習が展開されるよう配慮しなければならない。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定する必要がある。そして、特に「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるよう十分配慮することが大切である。例えば、「A表現」(1)アの身近な生活の視点に立って発想し構想を練ることと「B鑑賞」(1)ア(7)の身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などについて考えることは相互に関連しており、身近な生活の視点に立った表現に関する作品を鑑賞し、作者がどのように自然や素材、自己の思いなどから心豊かな発想をしたのか考えることが、生徒が実際に表現する際に発想したり構想を練ったりする力を高めることになる。同様に「A表現」(2)アと「B鑑賞」(1)ア(4)との関連においても、鑑賞の学習が発想や構想に関する資質・能力を高めることにつながる。

また、表現と鑑賞の指導の関連を図る際には、鑑賞の学習において、単に表現のための参考作品として表面的に作品を見るのではなく、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切である。これらの相互の関連を図ることは、表現活動において発想や構想と関連する創造的に表す技能を高めることにもつながる。

このように、表現と鑑賞は密接に関係しており、表現の学習が鑑賞に生かされ、そしてまた、鑑賞の学習が表現に生かされることで、一層充実した創造活動に高まっていくため、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り、学習の効果が高まるように指導計画を工夫する必要がある。

(2) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

「B鑑賞」に充てる授業時数について、今回の改訂では、「各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう」適切かつ十分な授業時数を確保することとしている。これは、鑑賞の学習を年間指導計画の中に適切に位置付け、鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定め、確実に実施しなければならないことを意味している。

鑑賞の指導に当たっては、生徒や各学校の実態、地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫するなどして、美的体験を通して感性を高めるとともに、鑑賞の視点を豊かにし、見方や感じ方を深め、芸術科における「工芸 I」として育成すべき鑑賞に関する資質・能力を確実に身に付けられるようにすることが大切である。

(3) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。

〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示したものであり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付け、指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには、具体的な学習活動を想定し、〔共通事項〕アの「造形の要素の働きを理解すること」や、イの「造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること」が、表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付ける必要がある。その際、「工芸 I」においては、以下に示す中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。

<中学校美術科〔共通事項〕>

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

<指導計画の作成と内容の取扱い>

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点ももてるように、以下の内容について配慮すること。

ア〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
- (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
- (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
- (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
- (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。

イ〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。

〔共通事項〕に示すアの事項の指導では、形や色彩、素材や光などの造形の要素などに着目して、それらの働きなどについて実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。また、〔共通事項〕に示すイの事項の指導では、対象などを部分にとらわれて見るのではなく、全体を大きく見る視点からイメージなどを捉えることが重要である。ここでは、造形的な特徴などに着目して具体物に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや、作風や様式などの文化的な視点で捉えることなどについて実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。

その際、これらの〔共通事項〕に示す事項の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや、生徒自らが必要性を感じて〔共通事項〕に示す事項の視点を意識できるような題材を工夫するなどして、形や色彩、素材や光、イメージなどに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

(4) 内容の「A表現」の指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。

「A表現」の材料や表現方法については、地域や学校の実態を踏まえ、地域特産の材料や、手に入りやすい材料などを活用したり、地域の伝統的な工芸に見られる表現技法や意匠など、受け継がれてきた工芸の表現を制作に取り入れたりすることにも配慮する必要がある。

(5) 内容の「A表現」の指導に当たっては、発想から制作の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形

成を図るよう配慮するものとする。

「A表現」の指導に当たっては、発想から完成に至るまでの全過程を通して、主体的に目標を設定し、創意工夫しながら個性を発揮して創造活動に取り組み、自己決定を積み重ねながら理想を目指して自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮していくことが大切である。また、それぞれの過程で一人一人の心豊かな構想や表現のよさを多様な方法で評価することによって主体的な表現への意欲を高めることも大切である。そして、それらの全過程を通して、生徒が自分のよさを発見し創造活動の喜びを味わえるようにしていくことが大切である。

(6) 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。

「B鑑賞」では、工芸作品や文化財等に表れている表現の特質などを捉えるために、その背景になっている伝統と文化を学習し理解することが必要である。とりわけ国際社会の中で生きる日本人として、我が国の伝統と文化を尊重し、そのよさや美しさを感じ取り、日本及びアジアをはじめとする諸外国の工芸に対する見方や感じ方を深め、日本の工芸の伝統と文化を発信していくことができる素地を培うことが大切である。

(7) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導において、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチや扱いの容易な材料を用いて試行錯誤することにより構想を練ることや、レポートを作成するなど言葉で考えを整理したりすることが大切である。また、価値意識をもって批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを捉えて、対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図るようにする。

自分の感じたことや表現についての思いや願いなどの自分の考えを〔共通事項〕に示す事項を視点に根拠を明らかにして述べたり批評したりすることは、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高める上で重要な学習活動である。ここでは、生徒一人一人が感じ取った工芸作品のよさや美しさなどの自分としての価値を生徒同士で発表し批評し合い、自分の気付かなかつたよさや表現の意図と創造的な工夫などを発見するなどして、一層広く深く感じ取ったり考えたりすることにつなげていくことが大切である。また、価値意識をもって批評するためには、自分の中に対象などに対する価値を明確にもつことが前提となること

に配慮する。その際、言語活動のねらいが、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力の育成にあることに留意し、それぞれの学習のねらいに基づきながら〔共通事項〕に示す事項を視点に言語活動を行うようにすることが大切である。

言語活動の充実を図る際には、「何のために言語活動を行うのか」ということを明確にし、言語活動を特に必要としていない場面で形式的に行ったり、〔共通事項〕に示す視点が十分でないままの単なる話し合い活動に終始したりすることのないように留意する必要がある。

(8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度の形成を図ることが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。また、工芸作品のコピーの作成などをする場合は、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要がない。しかし、他人の著作物を活用した生徒作品をウェブページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後、法人が著作者の場合は公表後それぞれ70年を経たものは、著作権がなく自由に利用できる。また、工芸に関する知的財産権には、単に工芸作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがある。生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

このような日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切である。

(9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした用具や材料の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点

検整備し、特に刃物類の扱いや保管・管理には劣化の点検など十分留意し、事故を招かないようにすることが必要である。加えて伝統的な工芸においては、用具の手入れが技能を獲得する上で重視されていることなど、用具の取扱いなどを工芸の伝統と文化とも関連付けて指導することも大切である。また、塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実にを行うとともに、薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

第8節 工芸Ⅱ

1 性格

「工芸Ⅱ」は、「工芸Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「工芸Ⅱ」は、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を伸ばすことなどをねらいとしている。

今回の改訂では、従前と同様に、表現領域の(1)又は(2)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することとし、工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、実感をもって表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することを重視している。そのため、科目の目標を「工芸Ⅰ」と同様に、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。

2 目標

「工芸Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「工芸Ⅱ」では、科目の目標を「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、「工芸Ⅱ」は何を学ぶ科目なのかということを示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を相互に関連させながら育成できるように位置付けて示している。ここでは、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視

点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、「工芸Ⅰ」における幅広い美的体験をより深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。特に、生徒の主体性や個性を尊重し、自己の判断や思いを生かした学習活動になるよう配慮し、感性を高め、工芸を愛好する心情をより深めていくことが重要である。そして、日本の工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することが大切である。

工芸の創造的な諸活動を通してとは、表現及び鑑賞の創造的な諸活動を通して、自己の思いや使う人の願いなどを実現するための柔軟な思考力、判断力等を身に付け、価値意識や自己の価値観を基にした創造的な表現や鑑賞に関する資質・能力を育成することを示している。そのため、従前と同様に表現領域の(1)又は(2)のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することとし、制作や鑑賞の視野を広げ、主体性や個性を尊重し、生徒一人一人のよさや美意識を生かした効果的な学習を展開できるようにする。

造形的な見方・考え方とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。ここでは、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。

美的体験を深めとは、表現及び鑑賞の活動を通して自然や自己、社会を深く見つめ、生活の中の工芸や社会や生活環境などから美しさを発見し、それを表現に生かしたり、工芸作品を用いたりする中で感動したり、工芸のもつ機能性と美しさ、工芸の伝統と文化における表現の独自性などを感じ取り、表現の工夫や工芸の働きなどについて考えたりするなどして美的体験を深めることを意味している。

生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力とは、「工芸Ⅰ」の学習を基礎として、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わることができる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示している。生徒一人一人が生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わるためには、工芸が心豊かな生き方を実現するために役立っていることに気付くとともに、よりよいものを生み出そうとする自覚を高め、工芸の生活や社会における役割や、工芸の伝統と文化のもつ伝統的かつ創造的な側面などについて捉えられるようにすることが大切である。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにするために必要な知識について理解を深めることを示している。ここでは、「工芸Ⅰ」の学習を基礎として生徒一人一人が、表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。

意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すとは、発想や構想をしたことを基に、表現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の制作方法を見付け出したりして個性豊かで創造的に表すことである。ここでは、生徒一人一人がもつよさを大切に、自己の思いや使う人の願いなどに応じて、独自性や自分らしさを発揮しながら創造的に表すことができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力に関するもの、中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、個性豊かに発想し制作の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、自己の価値観を高めて、工芸作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、発想や構想の独自性や表現の工夫、心豊かな生き方に関わる工芸の働きや表現の独自性などについて考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練るとは、生徒一人一人が独自性や自分らしさを発揮しながら、自分の表したいことを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を働かせて発想や構想を練ることである。個性豊かに発想をするとは、「A表現」のそれぞれの分野において生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、個性豊かな発想や構想の学習を進める上で基盤になるものである。

自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めるとは、自己の価値観を高めて工芸作品のよさや美しさ、工芸のもつ機能性と美しさや表現の独自性などを感じ取ったり、意図と表現の工夫や工芸の働き、工芸の伝統と文化について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、工芸作品や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方をより深めていくためには、「工芸Ⅰ」の学習において価値意識をもって工芸作品などのよさや美しさを感じ取ったり、工芸の伝統と文化などについて考えたりして身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人

一人が自己の価値観を高めて鑑賞の学習を深めることが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。

工芸における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が、自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

感性と美意識を高めるとは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性と美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を高めることである。工芸の創造的な諸活動においては、造形的な視点を豊かにして、よさや美しさ、心地よさ、快適さ、使う人の気持ちや、工芸のもつ機能性と美しさとの調和などを感じ取る力をより主体的に働かせることを通して感性と美意識を高めることが大切である。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に制作する表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」の二つの分野で構成している。ここでは、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力との調和を図って育成することが求められる。また、「工芸Ⅱ」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮する中で、(1) 又は(2)のうち一つ以上を選択して扱えるようにしていることから、より発展的な学習も視野に入れながら指導をすることが大切である。

(1) 身近な生活と工芸

身近な生活と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

(ア) 生活の中の工芸を捉え、自己の思いや体験、夢などから個性豊かで創造的な発想をすること。

(イ) 用途と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。

「工芸Ⅱ」における「(1) 身近な生活と工芸」では、「工芸Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、身近な生活の中での工芸の働きを捉え、独自性や自分らしさを発揮しながら表現することを重視し、自己の思いや、体験、夢などから創造的に発想し、用途と美しさとの調和を考え、表現の多様性などを生かした制作の構想を練り、意図に応じて材料や技法などを生かして創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、生徒の興味や関心を十分に生かし、制作を通して自己の体験や夢などからイメージを膨らませて、用途と美しさとの調和を求め、素材の特質、表現の多様性などを考え、生活を心豊かに創造し、改善していく意欲や態度を養うとともに表現に関する資質・能力を育成することが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして生活の中の工芸を捉えられるようにすることも重要である。

指導に当たっては、生徒が求めるものを主体的に発想し構想を練ることができるよう

に、「工芸Ⅰ」で扱った素材を継続的に用いて内容を深めたり、創造的に表す技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。ここでは、生徒が制作の意図を明確にし、創造力を高め意欲的に取り組み、より大きな達成感をもって、つくりだす喜びを得られるようにすることが大切である。

また、生徒一人一人が自己の思いを深めて取り組めるように、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、身近な生活の視点に立って工芸の働きについて考えることなどを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、表現の意図と創造的な工夫などを生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な思いを深く考えさせることは、生徒が自己の思いを深めるきっかけとなったり、自分の表したいものを見付けたりすることにつながる。このように、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にして、鑑賞の学習で学んだことが表現に生かされ、表現の学習で学んだことが鑑賞で生かされるようにすることが大切である。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

アは、身近な生活の視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が身の回りの自然や身近な生活に目を向け、自己の思いや体験、経験などから使いたいものやつくりたいものなどを個性豊かで創造的な発想をし、それらを基に用途と美しさとの調和を考え、自己の思いを重視して素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 生活の中の工芸を捉え、自己の思いや体験、夢などから個性豊かで創造的な発想をすること。

(ア)は、生徒が自己の生活を振り返り、生活の中の工芸を捉え、自己の思いや体験、夢などから個性豊かで創造的な発想をすることに関する指導事項である。

生活の中の工芸を捉えとは、人の生活に必要な衣、食、住と工芸との関係を捉えることである。ここでは、生活を心豊かにするとはどのようなことなのかを考え、身近な生活の視点に立って生活と工芸との関係を捉える必要がある。

自己の思いや体験、夢などとは、生徒自らの思いや、自己のこれまで体験したこと、心に思い描く夢などのことである。生活の様式、ものへのこだわりや愛着、表現することへの思いなどは、生徒一人一人に固有のものであり、様々な経験を通して培ってきたものである。ここでは、自らの思いや体験、夢などを発想へつなげることができるようにすることが大切である。

個性豊かで創造的な発想をすることとは、自分のよさや素材から受ける感覚などを大切にして自己の思いや体験、夢などから、独自性や自分らしさを発揮しながら価値のあるものを目指して、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

指導に当たっては、生徒が自己の生活を振り返り、自己の思いや体験、夢、素材や技法、目的や条件、作品を構成する要素などを考えて、場合によっては既成の価値観や概念によらない多様な視点から自分が必要なもの、使いたいものを自由に発想できるよう指導していくことが大切である。

(イ) 用途と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

(イ)は、使用の目的にあった機能と、形などの美しさを考え、素材の特質を踏まえたり表現の多様性などを生かしたりして制作の構想を練ることに関する指導事項である。

用途と美しさとの調和を考えとは、作品の用途を踏まえながら、形などの美しさとの調和を十分に考えた上で総合的に検討することである。ここでは、機能を重視して形などを考えたり、自己のつくりたい形を重視しそれに機能を加えたりするなど、異なる視点から吟味して、考えを確かめながら検討する必要がある。

素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ることとは、発想を具体化するために、素材のもつそれぞれのよさや形や色彩、質感などから受ける感情にもたらす効果、多様な表現方法のよさを生かし、自分のイメージに合うように修正を加えるなどして制作の構想を練ることである。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、身近な生活の視点に立って工芸作品などのよさや美しさを感じ取るなどして、素材や技法、表現方法などの工夫による様々なよさや美しさについて捉えられるようにすることも大切である。例えば、長く使うことで変化する素材の美しさを感じ取ったり、実際に使ってみることで、見ているだけではわからなかった技法や表現方法などの工夫に気付いたりすることもある。このような素材の特質や表現の多様なよさや美しさを鑑賞の学習を通して学び、自分自身の表現のねらいを確認し、構想を練ることも必要である。その際、アイデアスケッチに表したり試作したりするなどして、繰り返し検討し構想を練ったり、各自の構想について批評し合ったりするなどして、生徒一人一人が構想の独自性や創意工夫について考え、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。ここでは、生徒一人一人が身近な生活の視点に立って発想や構想をしたことを基に、自分の制作を具体化するために、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。

(ア)は、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かすなどの技能に関する指導事項である。

制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かしとは、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具を選択し、材料の特性などによる手順や技法を、作品の制作に生かすことである。ここでは、制作の過程を把握し、制作の状況を主体的に判断して目的や条件、表現の意図に合っているかを確認することなどが求められる。その上で、特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の生かし方の吟味、技法による制作手順の検討などを総合的に捉えることが重要である。材料に関する理解と経験を深め、自己の表現に適した技法などを選択し、必要によっては用具を自作するなど、主体的に制作方法を工夫してより適確な制作方法を選択し、検討することが大切である。例えば、既存の用具で対応できないときや、効率的で意図に応じて正確な作業が必要な場合、**治具**などを自作することなども考えられる。

個性豊かで創造的に表すこととは、制作過程において、制作方法、材料や用具、手順や技法などの意味や役割を主体的に確かめ、構想された作品を独自性や自分らしさを発揮しながらより高めようと工夫や改善を行い創造的に表すことである。

ここでは、特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の活用方法の吟味、技法による制作手順の検討などを総合的に捉えることが重要である。また、構想したものを確実に形にしていくためには、試作などをしながら工夫や改善を図ることが大切である。

指導に当たっては、素材の抵抗感による制作上の困難さや、技能が伴わないことによる制作上の制約により、実際の制作の結果が自らの意図からかけ離れてしまわないように、自分の意図を個性豊かに表すことができるようにするための技能を身に付けさせることを重視する。また、制作過程で生じる様々な課題へ、どのように対処したらよいかを生徒自身が考えを巡らせ最善の方法を見つけ出したり、最後まで粘り強く作品と向き合ったりすることで得られる達成感を味わわせるようにすることが大切である。加えて、制作を通して、新たな自分を発見し、次の制作や生徒自身の生活を見直す機会を得られるようにするとともに、身に付けた技能に関する資質・能力を生活の中で生かせるようにすることも大切である。

(2) 社会と工芸

社会と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

(ア) 社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどから個性豊かで創造的な発想をすること。

(イ) 社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。

「工芸Ⅱ」における「(2) 社会と工芸」では、「工芸Ⅰ」での学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、社会的な視点に立って工芸の役割を深く捉え、独自性や自分らしさを発揮しながら表現することを重視し、社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどから創造的に発想し、社会における有用性などを考え、表現の多様性などを生かした制作の構想を練り、意図に応じて材料や技法などを生かして創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、生徒の興味や関心を十分に生かし、制作を通して生活環境を観察、検討し、社会における工芸の有用性や、機能と美しさとの調和を考え、生活や社会を心豊かに創造し、改善していく意欲や態度を養うとともに表現に関する資質・能力を育成することが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして社会の中における工芸を捉えられるようにすることも重要である。

指導に当たっては、生徒が社会や生活環境をより深く見つけ、主体的に発想し構想を練ることができるように、「工芸Ⅰ」で扱った素材を継続的に用いて内容を深めたり、創造的に表す技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。また、生徒が課題意識をもって社会的な必要性を調査、検討するなどして、主体的に課題の発見や探求ができるように配慮することも必要である。加えて、生徒一人一人が使う人の願いを受け止めて取り組めるように、「B鑑賞」との関連を図ることも大切である。例えば、社会的な視点に立った工芸の働きなどを発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えとして位置付け、工芸作品などを鑑賞し、発想や構想の独自性と表現の工夫などを生徒に読み取らせ、作品に込められた様々な願いを深く考えさせることは、生徒が使う人の願いについて深く考えるきっかけとなったり、他者の気持ちを考えて表したいものを見付けたりすることにつながる。このように、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にして、鑑賞の学習で学んだことが表現に生かされ、表現の学習で学んだことが鑑賞で生かされるようにすることが大切である。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

アは、社会的な視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が社会や生活環境などから工芸の役割を深く捉え、多様な視点や使う人の願いなどから個性豊かで創造的な発想をし、それらを基に社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(7) 社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどから個性豊かで創造的な発想をすること。

(7)は、社会的な視点に立って、社会や生活環境などを多様な視点から観察し、使用す

る人や場を考慮して発見した課題を検討し、個性豊かで創造的な発想をすることに関する指導事項である。

社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどとは、社会や生活環境を様々な角度から捉える多様な視点や使う人の状況や心情のことである。ここでは、地域や学校などの日常的な生活環境、空間や公共的な場で使われているものなど、多様な視点から社会や生活環境を捉えたり、多くの人が共通に感じる使い心地や使いやすさなどから、工芸の果たす役割を考え、制作の条件などをより深く観察・検討し、課題意識をもって考えたりすることが大切である。

個性豊かで創造的な発想をすることとは、発想をする上での制約や様々な条件、改善すべき課題を踏まえて、社会をより楽しく心豊かにするために、社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどから、独自性や自分らしさを発揮しながら価値のあるものを目指して、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

指導に当たっては、身近なところにある問題やメディア等を通じて知り得た情報などの社会の様々な状況に目を向け、課題を発見する力を高めるとともに、多様な視点から使用する人や場を考えて発想できるようにすることが大切である。その際、創造的な発想をするためにアイデアスケッチや言葉などにより思いや考えを整理したり、〔共通事項〕を視点として批評し合ったりするなどの言語活動の充実など具体的な手立てを講じることも必要である。

(1) 社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

(1)は、社会が必要としている願いや心情などについて調べたり検討を加えたりするなどして、主体的に目的や条件を把握し、社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かして制作の構想を練ることに関する指導事項である。

社会における有用性、機能と美しさとの調和を考えとは、使う人の環境や生活様式、生活感覚、特性などから求められる機能や条件などを整理し、社会における有用性や機能と美しさとの調和を総合的に考えることを示している。

素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ることとは、社会や生活環境などを深く見つめ、見いだされた他者の願いを基に、素材の特質、形や色彩、素材、光などの造形の要素や構造などについて、具体性をもって考えをまとめながら制作の構想を練ることである。ここでは、社会と工芸の観点に立って制作する工芸作品や生活用品、遊具や公共施設における備品など多様に想定し、社会的な視点から構想を練るとともに、より適切な材料や制作方法などを十分吟味して表現の多様性などを生かす必要がある。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、社会的な生活の視点に立って工芸作品などのよさや美しさを感じ取るなどして、素材や技法、表現方法などの工夫による様々な

よさや美しさについて捉えられるようにすることも大切である。例えば、幼児や高齢者、障害のある人々など、様々な使用する人の立場に立って、使用する場、状況などを考えることで、見ているだけではわからなかった技法や表現方法などの配慮された工夫に気付くこともある。このような素材の特質や表現の多様なよさや美しさを鑑賞の学習を通して学び、自分自身の表現のねらいを確認し、構想を練ることも必要である。その際、聞き取り調査、情報通信ネットワークの活用などによって幅広い視点と適切な情報を得て構想に生かすことも効果的である。また、アイデアスケッチに表したり試作したりするなどして、繰り返し検討し構想を練ったり、各自の構想について批評し合ったりするなどして、生徒がそれぞれの構想の独自性や創意工夫について考え、意欲をもって構想を深められるよう指導の工夫が求められる。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が社会的な視点に立って発想や構想をしたことを基に、自分の制作を具体化するために、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし自分のよさを大切にして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(7) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。

(7)は、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かすなどの技能に関する指導事項である。

制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かしとは、制作方法を踏まえ、意図に応じて材料や用具を選択し、材料の特性などによる手順や技法を、作品の制作に生かすことである。ここでは、制作の過程を把握し、制作の状況を主体的に判断して目的や条件、表現の意図に合っているかを確認することなどが求められる。その上で、特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の生かし方の吟味、技法による制作手順の検討などを総合的に捉えることが重要である。材料に関する理解と経験を深め、自己の表現に適した技法などを選択し、必要によっては用具などを自作するなど、主体的に制作方法を工夫してより適確な制作方法を選択し、検討することが大切である。例えば、既存の用具で対応できないときや、効率的で正確な作業が必要な場合、治具などを自作することなども考えられる。

個性豊かで創造的に表すこととは、制作過程において、制作方法、材料や用具、手順や技法などの意味や役割を主体的に確かめ、構想された作品を独自性や自分らしさを発揮しながらより高めようと工夫や改善を行い創造的に表すことである。

ここでは、特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の活用方法の吟味、技法に

よる制作手順の検討などを総合的に捉えることが重要である。また、構想したものを確実に形にしていくためには、試作などをしながら工夫や改善を図ることが大切である。

指導に当たっては、構想段階で作成したスケッチや図面、試作などによって、目的や機能、表現の意図などを確認し、構想したことが思いどおりに表現されているか、材料や用具、手順や技法が適切かどうかを検討し、よりよい方向に創造的な改善を図ることができるようにすることが大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に工芸作品や文化遺産などからよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きや、工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

- (ア) 身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。
- (イ) 社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

- (ア) 工芸のもつ機能性と美しさなどを感じ取り、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。
- (イ) 工芸作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めること。

「工芸Ⅱ」における「(1) 鑑賞」では、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、工芸作品や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働き、時代や民族などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考え、自己の価値観を高めて工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、工芸作品や文化遺産などが、作者やそれぞれの時代の独自性や様々な工夫により表現されていることを深く感じ取ることが求められる。また、自己の美意識や価値観を高め、工芸作品などの発想や構想の独自性と表現の工夫、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働き、人々が工芸に託した願いやあこがれ、その時代の人々の生き方と工芸との関わりなどについて考え、見方や感じ方を深めることが重要である。

指導に当たっては、生徒の興味・関心に基づいて作者や工芸作品の調査、研究などを行

いレポートを作成するなどし、主体的に作品のよさや美しさ、独自性などを発見するなど能動的な鑑賞ができるよう配慮することが必要である。また、「A表現」との関連を図り、アの工芸作品などを対象にした鑑賞については、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、生徒が主体的な鑑賞を通して、作者の表現の意図に触れ、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにする。その際、工芸作品に対する多様な見方や感じ方があることを理解し、他者の考えを尊重するとともに自分の考えをもち、討論や批評をするなどして見方や感じ方を深めることが大切である。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を高めて、工芸作品などのよさや美しさなどを感じ取り、作者の発想や構想の独自性や様々な表現の工夫などを多様な視点から分析するなどして考え、鑑賞の視点を豊かにし、身近な生活や社会的な視点に立って工芸作品などの見方や考え方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、身近な生活の視点に立って様々な工芸作品などから、よさや美しさを感じ取り、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取りとは、作者の美意識や使う人への心遣いなどについて思いをめぐらせ、自己の体験の中で培われた価値意識を基に、身近な生活の視点に立って工芸作品の多様なよさや美しさを主体的に感じ取ることである。ここでは、「工芸Ⅰ」で学習した内容を踏まえ、作品などからよさや美しさを豊かに感じ取ることができるようにすることが大切である。

発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考えとは、自己の身近な生活や自然などとの関わりから、作者の独自の発想や構想、表現方法の工夫などについて、様々な角度から分析することなどを通して多様な視点から考えることである。ここでは、身近な視点に立って制作された作品に反映されている作者の個性や芸術観などに関心を持ち、作品を直接見たり触れたり使ったりする体験を通して、作者の美意識や工芸作品を使う喜びや楽しさなどについて思いを巡らせ、生徒が自己の価値観を基に、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、作品の表現の特質などを捉えられるようにすることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、見たり、触れたり、使ったりして作品のよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて、幅広く様々な視点から分析し、

比較したり、使い心地などについて考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、単に定まった価値観のみによって鑑賞するのではなく、自己の価値観を高めて、身近な生活の視点に立って作品を捉え幅広く味わい、より主体的に見方や感じ方を深めていくことが重要である。また、他者の意見も取り入れながら多角的に分析することによって、作品に関する見方や感じ方を深めるようにすることが必要である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から発想や構想の独自性について考え、自己の価値観を高めて作品についての見方や感じ方を深めさせることや、「A表現」との関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、身近な生活の中の工芸について考えたり、作者の意図に基づいて、表現方法や素材、技術がどのように生かされているかについて分析したりして、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにするなどの指導の工夫が求められる。また、自己の制作経験に照らさせて鑑賞を深めることや、感じ取ったことや考えたことを言葉などで整理したり鑑賞レポートにまとめたりすることも効果的である。

(イ) 社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。

(イ)は、社会的な視点に立って様々な工芸作品から、よさや美しさを感じ取り、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取りとは、社会や環境との関わりを踏まえて使う人の立場に立ち、実際に使う場面等を想定しながら見たり触れたりして、社会的な視点に立って工芸作品の多様なよさや美しさを感じ取ることである。ここでは、「工芸Ⅰ」で学習した内容を踏まえ、作品などに向き合い、よさや美しさを豊かに感じ取ることができるようになることが大切である。

発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考えとは、社会や環境との関わり、使う人の心情を踏まえ、様々な工芸作品の発想や構想の独自性や表現の工夫などについて、様々な視点から分析するなど多様な視点から考えることである。

ここでは、社会的な視点に立って制作された作品に反映されている作者の個性や芸術観などに関心をもち、作品を直接見たり触れたり使ったりする体験を通して、作者の美意識や工芸作品を使う人への心遣いなどについて思いを巡らせ、生徒が自己の価値観を基に、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、作品の表現の特質などを捉えられるようにすることが大切である。

見方や感じ方を深めるとは、見たり、触れたり、使ったりして作品のよさや美しさを感じ取り、使う人の願いや心情を実現するための発想や構想の独自性や表現の工夫について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めること

である。

指導に当たっては、単に定まった価値観のみによって鑑賞するのではなく、自己の価値観を高めて、社会的な視点に立って作品を捉え幅広く味わい、より主体的に見方や感じ方を深めていくことが重要である。また、様々な工芸作品などに実際に触れるなどして、使い心地について確認したり、形式や目的を同じくする他の作品などと比較したり、他者の意見も取り入れながら多角的に分析したりすることによって、作品に関する見方や感じ方を深めるようにすることが必要である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から発想や構想の独自性について考え、自己の価値観を高めて作品についての見方や感じ方を深めさせることや、「A表現」との関連を図り、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら、社会の中の工芸や環境との関わりについて考えたり、作者の意図に基づいて、表現方法や素材、技術がどのように生かされているかについて分析したりして、より深く作品のよさや美しさを感じ取ったり、発想や構想の独自性などについて考えたりできるようにするなどの指導の工夫が求められる。また、自己の制作経験に照らさせて鑑賞を深めることや、感じ取ったことや考えたことを言葉などで整理したり鑑賞レポートにまとめたりすることも効果的である。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは、生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を高めて様々な工芸作品や文化遺産などから機能性と美しさ、表現の独自性などを感じ取り、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きや、時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 工芸のもつ機能性と美しさなどを感じ取り、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、様々な工芸作品から機能性や美しさなどを感じ取り、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の活動や価値について考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

工芸のもつ機能性と美しさなどを感じ取りとは、様々な工芸作品を鑑賞したり実際に使ったりするなどして、目的や条件に応じた機能性や使いやすさ、機能との調和の取れた美しさなどを感じ取ることである。

生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて考えとは、工芸が生活を機能的にするだけでなく、安らぎや心地よさをもたらすことによって生活環境の改善につながるなど、心豊かに生活するための工芸の働きについて考えることである。その際、〔共

通事項]との関連を図り、造形的な視点を豊かにし、生活環境を改善する視点から、よりよいもの、より美しいものを求め、それらを生み出す機能、国や民族の違いを超えて共感を与える作用などについて考え、心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて実感をもって捉えられるようにすることも大切である。

見方や感じ方を深めるとは、工芸作品やそれを用いる生活環境や社会状況などについて調べたりすることや、それらのことについて討論や批評をしたりすることなど、心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。ここでは、生徒一人一人が、身近な生活環境や社会に目を向け、使う喜びを与えてくれるよりよいものを求め、それらを生み出す機能、地域や時代の違いを超えて目的や機能と美しさに対して共感を与える作用などについて考察し、伝統を継承し新たな価値を生み出し、心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて見方や感じ方を深めることができるようにすることが重要である。

指導に当たっては、工芸作品を使う場や状況を想定し、使う人の感情にもたらす効果について実際に使用してみたり、対話的な活動によって討論したりするなどして考え、主体的に見方や感じ方を深めることが大切である。また、日常生活の中で工芸の制作に取り組み、生きがいとしている人々がいることなど、制作と使用の両側面から工芸が生活の中で果たす役割について、考えを深めることも重要である。

(1) 工芸作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めること。

(1)は、工芸作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、地域、民族、気候、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考えるなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

工芸作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取りとは、日本及び諸外国の工芸作品や文化遺産などから、各時代の特徴、民族や風土の特質などの相違による表現形式や技法、素材の独自性を感じ取ることである。ここでは、それぞれの国や民族が長い歴史の中で、築き上げ継承してきた様々な工芸的・造形的な成果や有形・無形の文化財について、それぞれの特徴に着目して鑑賞し、国や民族、時代を越えて変わらぬよさや美しさがあることに気付くとともに、表現の独自性や個性の主張を感じ取れるようにすることが大切である。

時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考えとは、日本及び諸外国の工芸作品や文化遺産などの表現形式や技法、素材などの相違点や共通点に気付き、工芸作品が制作された背景にある時代の特徴、民族や風土の特質、地理的条件、信仰や祝祭などとの関係を捉え、工芸の伝統や文化について考えることである。ここでは、作品が制作された背景にある様々な要因と表現の関係などについて考えるなどして主体的に見方や感じ方を深めることが重要である。

見方や感じ方を深めるとは、日本及び諸外国の工芸作品や文化遺産などの表現の独自性や美意識について感じ取るとともに、その背景にある時代、民族、風土などとの関係を捉えながら工芸作品の相違点や共通点について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を高めて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、アジアをはじめとする諸外国の工芸も積極的に扱うようにする。例えば、工芸の鑑賞を通して我が国の工芸の源流を考えるというテーマで、歴史的、地理的に深い関わりをもつアジア諸国の工芸にも目を向けることなどが考えられる。その影響を受けた我が国の工芸と比べて鑑賞し、相違点や共通点に気付かせ、歴史的、地理的な視点から、工芸の伝統と文化について一層見方や感じ方を深めることも重要である。また、〔共通事項〕との関連を図り、対象や事象を作風や様式などの文化的な視点で見つめ、相違点や共通点について討論したり、根拠をもって批評したりするなどして鑑賞を深め、他者の意見も取り入れながら多角的に分析したりすることも効果的である。工芸の文化についての学習において、過去の文化遺産としての工芸作品などを鑑賞する際、特定の時代や地域のみ限定された独立したものとして捉えるのではなく、過去から現在に続く大きな歴史の中に位置付け、相互に関連していることを意識させる必要がある。さらに、伝統の中に未来に通じる価値を見だし、それを継承しつつ、新たな価値や文化を積極的に創造しようとする心情や態度を育成することも大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わることができるようにすることを目指している。

指導計画の作成では、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くよう、「工芸I」の学習を基礎として適切に位置付けることが重要である。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形の要素の働きを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解する項目である。

〔共通事項〕は、そのみを取り上げて題材にするものではなく、『A表現』及び『B鑑賞』の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるように、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものである。

アは、形や色彩、素材や光など、それぞれの造形の要素に視点を当て、それらの働きを理解する指導事項である。それに対して、イは、部分ではなく全体に視点を当て、造形的な特徴などから全体のイメージや作風、様式などで捉えることについて理解する指導事項である。ここでの学習は、〔共通事項〕に示されている内容を、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、〔共通事項〕の指導を通して、造形を豊かに捉える多様な視点を育て、今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ、身の回りの工芸の働きの面白さなどに気付いたり、新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることが重要である。例えば、形や色彩、素材、光などの性質や

それらが感情にもたらす効果などの造形の要素の働きに関する言葉を意図的に用いて、それらを根拠として批評し合ったりすることにより、それらの枠組みで様々な造形を捉えられるようにすることも大切である。

特に、「工芸Ⅱ」では、感性や美意識を高め、個性豊かに表現したり、自己の価値観を高めて鑑賞したりするなどの観点から、「工芸Ⅰ」で身に付けた知識を柔軟に幅広く活用できるようにすることが求められる。その上で造形の要素の働きの理解を更に深めたり、見立てたり心情などと関連付けたりするなど全体のイメージで捉えることや、作風や様式などの文化的な視点で捉えるということについての理解を深めたりし、造形的な視点を一層豊かにして表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することができるようにすることが大切である。

● 4 内容の取扱い

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

「工芸Ⅱ」の指導に当たっては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、選択した内容や学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定するなど、「工芸Ⅱ」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

「工芸Ⅱ」の指導に当たっては、生徒の特性、学校や地域の実態などを考慮し、発展的で個性豊かな学習が進められるようにするため、「A表現」では「(1) 身近な生活と工芸」又は、「(2) 社会と工芸」のうち、一つ以上を選択して扱うことができる。その際、生徒個人又はグループごとに選択したり、特定の学期又は期間において選択を取り入れたりするなどの工夫をすることも考えられる。

(3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは、「工芸Ⅰ」の内容の取扱いのうち、(2)から(9)までに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

「工芸Ⅰ」の3の(3)においては、「工芸Ⅰ」の学習を基礎として〔共通事項〕が造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付ける必要がある。〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには、〔共通事項〕アの「造形の要素の働きを理解すること」や、イの「造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること」が、表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付け、指導計画の作成を行う必要がある。

「工芸Ⅰ」の3の(7)においては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、アイデアスケッチや言葉などで考えを整理したり、自分の感じたことや表現についての思いや願いなどの自分の考えを〔共通事項〕に示す事項を視点に根拠を明らかにして述べたり批評し合い討論したりすることは、表現及び鑑賞に関する資

質・能力を高める上で重要な学習活動である。工芸作品などに対する自己の価値観を高め、批評し合うなどの言語活動では、生徒一人一人が感じ取った工芸作品のよさや美しさなどの価値を生徒同士で発表し批評し合い、自分の気付かなかったよさや表現の意図と創造的な工夫などを発見するなどして、直感的に感じたことを整理し、自己の見方や感じ方として身に付け、一層広く深く感じ取ったり考えたりすることにつなげていくことが大切である。

また、「工芸Ⅱ」では、単に高度な技法や分析・批評の指導にとどまることなく、生徒の興味・関心を考え、主体的な表現や鑑賞の活動を促し、積極的で創造的な取組を進めていくことが必要である。

第9節 工芸Ⅲ

1 性格

「工芸Ⅲ」は、「工芸Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「工芸Ⅲ」は、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂では、工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、より実感をもって表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することを重視している。そのため、科目の目標を「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」と同様に、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示した。また、「工芸Ⅲ」は、従前、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習できることとしていたが、今回の改訂では、表現領域の(1)又は(2)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域のア又はイのうち一つ以上の事項を選択して学習できるように改め、内容についても目標に対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。

2 目標

「工芸Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、工芸の伝統と文化を尊重し、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

「工芸Ⅲ」では、科目の目標を「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、「工芸Ⅲ」

は何を学ぶ科目なのかということを示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を相互に関連させながら育成できるように位置付けて示している。ここでは、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などを育む美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。特に生徒の特性や美意識、知識及び技能を發揮した主体的で創造的な諸活動を通して、創造の喜びを一層深く味わい、工芸を生活に生かすなど、生涯にわたって工芸を愛好する心情と工芸の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、制作を確かなものとする技術、技法や独創的で個性的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高める中で、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することが大切である。

造形的な見方・考え方とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。「工芸Ⅲ」では、造形的な視点を一層豊かにし、創造的に考えを深める資質・能力の育成を重視している。

美的体験を豊かにしとは、表現や鑑賞の活動を通して自然や自己、社会をより深く見つめ、生活の中の工芸や社会における有用性、生活環境の特性などを多様な視点に立って見つめる中でよさや美しさを発見し、それを制作に生かしたり、工芸作品などを用いたりする中で感動したり、愛情をもったりしながら、工芸のもつ機能性と美しさなどを感じ取り、伝統と文化の価値や国際理解に果たす工芸の役割などについて考えたりするなどして、美的体験を豊かにすることを意味している。

生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力とは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わることができる生徒の姿を念頭に置いて育成を目指す資質・能力を具体的に示している。生徒一人一人が多様な関わりをもてるようにするためには、更に生徒の資質・能力や適性、興味や関心などに応じた学習を展開し、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高めていくことが求められる。

科目の目標(1)

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとは、造形的な視点を豊かにするために必要な知識について理解を深めることを示している。ここでは、「工芸Ⅰ」及び「工

芸Ⅱ」の学習を基礎にして、生徒一人一人が、表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を一層深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。

意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すとは、発想や構想をしたことを基に、制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことである。ここでは、表現の意図に応じてこれまで学習した様々な技能を応用したり、材料や用具の特性を生かしたりして、創意工夫を積み重ね制作方法を追求し、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。

前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力に関するもの、中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、個性を生かして発想し制作の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、自己の価値観を働かせて工芸作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。

思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練るとは、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら発想や構想を練ることである。個性を生かして発想をすることは、生活の中の工芸や社会における有用性、生活環境の特性などから生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり、個性を生かした発想や構想の学習を進める上で基盤になるものである。ここでは、自己の思いや使う人の願いを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を身に付けることが重要である。

自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めるとは、自分の価値観を働かせて、身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取ったり、生活文化と工芸との関わり、国際理解を果たす工芸の役割について考えたりするなどの見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

見方や感じ方を深めるとは、鑑賞の視点を豊かにし、対象や事象の見方や感じ方を深めることである。見方や感じ方をより深めていくためには、「工芸Ⅱ」において自己の価値観を高めて工芸作品などの造形的なよさや美しさを感じ取ったり、工芸の伝統と文化などについて考えたりして身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人一人がこれまでの

学習において育んできた自己の価値観を働かせて鑑賞の学習を一層深めることが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、工芸の伝統と文化を尊重し、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。

感性と美意識を磨きとは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、様々な対象や事象から新しい発見などを引き出すより豊かな感性と、生徒一人一人の美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を磨くことである。工芸の創造的な諸活動においては、造形的な視点をより豊かにして、人間と「もの」との関わりを見つめ、自己の生活をよりよく改善したり、心豊かな社会の形成に積極的に寄与したりするなど、感じ取る力を一層主体的に働かせることを通して感性と美意識を磨くことが大切である。

工芸の伝統と文化を尊重しとは、日本の工芸をはじめとして、時代や民族、国などの違いを越えて、長い歴史の中で大切に守られてきた工芸の伝統と文化を尊重し継承、創造していく態度を意味し、我が国の伝統と文化に自信と誇りをもって、国際社会の一員として生きていく豊かな判断力や行動力の育成を目指すものである。このような資質・能力の実現には、工芸を学ぶ楽しさとともに、自己の思いや人々の願いを探求する姿勢を身に付け、工芸の社会的な価値を認識することを通して、自己の生き方を追求し、創造的に心豊かに生きる力を培うことが大切である。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は、主体的に制作する表現の活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域であり、「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」の二つの分野で構成している。ここでは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力との調和を図って育成することが求められる。また、「工芸Ⅲ」においては「工芸Ⅱ」と同様に、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮する中で、(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱えるようにしていることから、より発展的で質の高い学習内容についても配慮しながら指導をすることが大切である。

(1) 身近な生活と工芸

身近な生活と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

(ア) 生活の中の工芸を多様な視点に立って考え、自己の思いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

「工芸Ⅲ」における「(1) 身近な生活と工芸」では、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、生活の中の工芸を多様な視点に立って見つめ、自己の思いなどから、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮することを重視して、独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練り、制作過程全体を見通して制作方法を追求し、創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、生徒の身近な生活にある工芸を、社会や文化、風土、日本人と季節感、素材と技法などの視点から捉え直したり、自己の美意識や思い、大切にしていることなどから見つめ直したりして、個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を追求できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにするとともに、表には大きく現れにくい技や美しさ、作品から伝わる精神性など、工芸作品の背景にある奥の深いよさや美しさの価値を学ばせることも必要である。

指導に当たっては、発想や構想の段階で自己の夢や願い、個性を十分に生かし、独創的

に作品をつくる喜びを味わえるようにすることが大切である。自分だけの斬新な発想をしたり、長期間にわたって一つのテーマで幾つかの異なった作品を制作したり、特定の表現方法にこだわってより専門性の高い表現を追求できるようにすることなどが必要であり、このような学習を通して、より深い達成感を得られるようにすることが大切である。また、「B鑑賞」との関連を図るなどして、身近な生活の視点に立って工芸作品などのよさや美しさなどを感じ取り、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考え、工芸の伝統と文化に幅広く関心をもち、伝統的な制作方法のよさを取り入れたり、新たな制作の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。ここでは、自己の思いなどを基に、個性を生かした制作を追求することを重視し、その中で発想や構想に関する資質・能力や技能に関する資質・能力を高めることが大切である。さらに、共同して行う創造活動などにも取り組み、他者と協力して制作したり、生徒一人一人の特性を生かし、長期間にわたる題材などを取り上げたりすることも効果的である。

ア 身近な生活の視点に立った発想や構想

アは、身近な生活の視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己を取り巻く生活の中の工芸を多様な視点に立って見つめて、身近な生活の中の工芸について考え、自己の思いや体験、経験などから個性を生かして独創的な発想をし、それらを基に美的で心豊かな構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 生活の中の工芸を多様な視点に立って考え、自己の思いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

(ア)は、これまでの経験や知識等を基にして、生活の中の工芸を多様な視点に立って考え、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることに関する指導事項である。

生活の中の工芸を多様な視点に立って考えとは、人の生活に必要な衣、食、住と工芸との関係を自らの成長や経験に基づいて幅広く様々な視点から考えることである。ここでの多様な視点では、自然や素材、日本の伝統と文化、生活様式や社会の変化などを想定することができる。それらを基に、生徒が自らの経験から造形的な視点を豊かにもち、自分を取り巻く生活の中の工芸について主体的に考えることが大切である。

自己の思いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることとは、既成の概念にとらわれずに自分の思いなどから独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮して発想をし、自然や文化、生活との関連を図りながら自己の考えやつくりたいものへの思いを膨らませて美的で心豊かな制作の構想を練ることである。ここでは、自らの経験や感覚を働かせながら素材の特性を再認識し、身近な生活の視点に立って、自己の思いや体験、経験などから生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、美的で

心豊かな制作の構想を練ることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、生徒が生活を見つめ直し、独創性をもって発想し、飾りたいものや使いたいものを構想できるようにすることが大切である。例えば、伝統的な工芸の技法を用いて、自分が使う茶碗や皿、湯飲みなどを、形や色彩、素材、全体のイメージなど統一感のある独創的な意匠で発想や構想をすることなどが考えられる。また、伝統的な技法を基にしてより独創的に自分の生活スタイルに合わせて照明機能を持たせたオブジェの制作をするなど、立体造形としての要素を強く出した作品の展開も考えられる。ここでは、身近な生活の視点に立った生徒自身の独創的な発想と創作意欲を大切に、素材と技法とつくり手の発想から生まれる工芸の可能性を追求させることも必要である。その際〔共通事項〕や「B鑑賞」との関連を図りながら、伝統的な工芸作品などから自然を生かした造形美、簡素さの中に見いだされる趣のある美しさなど、造形的な視点を豊かにして感じ取った奥の深いよさや美しさの価値などが表現に生かされるようにすることも重要である。また、構想を練る際には十分な時間を確保し、様々な角度から考え、検討することができるよう指導することが大切である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が生活の中の工芸を多様な視点に立って考えて発想し、美的で心豊かな構想をしたことなどを基に、自分の制作を具体化するために、制作過程全体を見通して、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを効果的に生かして制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(ア) 制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

(ア)は、制作の過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表す技能に関する指導事項である。

制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこととは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」で得た経験を生かして、制作上の様々な状況を予測して意図に応じて制作方法を追求し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことである。

ここでは、材料、用具を選択、調整しながら加工し、幾つかの工程を経て仕上げに至る過程の一つ一つの意味について理解を深め、それぞれの関係を捉えて総合的に制作方法を追求することができるようにする。また、課題設定、計画立案、材料の選択準備から完成に至るまで、生徒自らがこだわりをもって主体的に取り組み、試行錯誤して様々な課題の解決を図り、生徒一人一人が個性を生かして創造的に表すことができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、技法や技術の指導だけでなく、先人たちが、工芸制作において自然

から素材を見だし、道具をつくり加工してきた経緯などについても知るとともに、工芸に携わる人たちの自然や素材、道具を大切に作る姿勢やそれらがもたらす精神性などについても学び、そのよさや価値を改めて捉え直すことが重要である。

(2) 社会と工芸

社会と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

(ア) 社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考え、使う人の願いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

(イ) 制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

「工芸Ⅲ」における「(2) 社会と工芸」では、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考え、使う人の願いなどから、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮することを重視して、独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練り、制作過程全体を見通して制作方法を追求し、創造的に表すなどして、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、表現の対象を生徒の生活体験や身近な社会体験から更に広げて、人々の生活様式や生活意識なども考慮しながら、社会や生活環境における美的で有用な工芸について考察できるようにすることが大切である。その際、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにするとともに、個人の一面的な美意識や有用性にとどまることなく、広く社会を見渡して、社会的な観点から、機能と美しさとの調和を考え、生活文化に裏付けられた創造性や、使う人に造形的なよさや感動を与えることができるよう、独創的な発想をし、創造的に表すことができるようにすることが求められる。

指導に当たっては、生徒が希望や資質・能力に応じて、自ら課題を発見し、問題解決を図るような学習などを通して一層主体的、独創的な表現ができるように指導することが大切である。例えば、室内や屋外で使う幾つかのものを、統一感をもって考え、美的で快適な生活空間の設計などを試みることや、人の動作と造形との関係や、材質感や配色などの心理的な影響や視覚的な効果などについて考察させることなども考えられる。また、「B鑑賞」との関連を図るなどして、社会的な視点に立って工芸作品などのよさや美しさなどを感じ取り、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考え、工芸の伝統と文化に広く関心をもち、伝統的な制作方法のよさを取り入れたり、新たな制作の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。ここでは、人々の願いなどを基に、個性を生かした制作を追求することを重視し、その中で発想や構想に関する資質・能力や技能に関する資質・能力を高めることが大切である。さらに、共同して行う創造活動など

にも取り組み、他者と協力して制作したり、生徒一人一人の特性を生かし、長期間にわたる題材などを取り上げたりすることも効果的である。

ア 社会的な視点に立った発想や構想

アは、社会的な視点に立った発想や構想に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考え、それらを基に使う人の願いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることができるよう指導することが大切である。

(ア) 社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考え、使う人の願いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

(ア)は、社会や生活環境などから課題を見だし、使う人や使用する場に求められる美的で機能的な要素に基づいた有用性や生活環境の特性などについて多様な視点に立って考え、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることに関する指導事項である。

社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考えとは、社会生活や身近な生活環境や公共的な施設などを対象として幅広く様々な視点から考えることである。ここでは、多くの人が利用する際の条件や、障害のある人々や高齢者のように支援を必要としている人が利用する際の条件、あるいは環境問題や資源の有効利用など、使う人が求めるものや状況を様々な想定し、社会における有用性や生活環境などについて多様な視点に立って考えることが大切である。

使う人の願いなどから個性を生かして独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることとは、社会における有用性、生活環境などについての多様な視点の観点に立って、独自性や自分らしさを発揮しながら独創的に発想し、材料、目的、方法などを総合的に捉えて工夫するとともに、美しさの要素と機能に配慮し、社会や生活環境が心豊かになるように制作の構想を練ることである。ここでは、社会的な視点に立って、使う人の求めるものや状況などを捉えながら生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、美的で心豊かな制作の構想を練ることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、人間と生活、自然と環境などについて考えさせるなどして、総合的な観点から美しさと求められる条件などを吟味し、独創性をもって発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ることが大切である。また、単に表面的な美しさや合理性に重きを置くのではなく、社会を美的で心豊かにする工芸のもつ機能や役割についての理解を深めることも重要である。加えて、〔共通事項〕や「B鑑賞」との関連を図りながら、造形の要素の働きや作風、様式で捉えることを理解するとともに、生活文化と工芸との関わりや作品などの生まれた背景などについて考え、造形的な視点を豊かにして表に現れにくい美しさ

などにも意識を向けて構想を練ることが重要である。例えば、日本の伝統的な建築に見られる襖などの引き手金具には、植物や身近な小道具などを基に、部屋や建物ごとに統一感のある意匠が施され、しきたりや優雅さを生かしつつ美を追求しているものがある。使用する場に求められる条件を考える際、このような繊細な感性や微細なところにもこだわりをもつ先人のものづくりの考え方などを学び、発想や構想に生かすことも大切である。

イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能

イは、発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒一人一人が社会における有用性、生活環境の特性などについて多様な視点に立って考えて発想し、美的で心豊かな構想をしたことなどを基に、自分の制作を具体化するために、制作過程全体を見通して、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを効果的に生かして制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるよう指導することが大切である。

(7) 制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。

(7)は、制作の過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表す技能に関する指導事項である。

制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこととは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」で得た経験を生かして、制作上の様々な状況を予測して意図に応じて制作方法を追求し、独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことである。

ここでは、様々な材料、用具、技法を駆使しながら手順を工夫し、制作方法を追求することができるようにする。また、課題設定、計画立案、材料の選択準備から完成に至るまで、生徒自らがこだわりをもって主体的に取り組み、試行錯誤して様々な課題の解決を図り、生徒一人一人が個性を生かして創造的に表すことができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、材料や技法についての知識と具体的に活用する技能を調和よく育成することが大切である。特に「(2) 社会と工芸」に関する事項では、公共の場など、様々な状況で使用することが考えられるため、木や粘土などの自然の素材だけでなく、金属やプラスチック、合成樹脂などの人工の材料も含めて幅広く知識をもち、目的にあった材料を選択する力が求められる。また、用具についても電動工具等も含めて適切に選択でき、使いこなす能力を育成することが重要である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」は、主体的に工芸作品や文化遺産などからよさや美しさ、工芸の伝統と文化の価値を感じ取り、生活文化と工芸との関わりや国際理解に果たす工芸の役割、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することへの意義について考え、見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。ここでは、生徒一人一人が自分の見方や感じ方を大切にして、鑑賞の視点を豊かにし、自己の価値観を働かせて工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めることができるようにすることが大切である。また、従前は、内容の「A表現」(1)、(2)又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができたとしていたが、今回の改訂では、内容の「B鑑賞」の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができるとしていることから、各事項を関連して扱ったり、ア又はイのうちの一つの事項について時間をかけたりして「A表現」との関連も図りながら柔軟な指導計画を作成することが求められる。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

(ア) 身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考え、見方や感じ方を深めること。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

(イ) 工芸作品や文化遺産などから伝統と文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす工芸の役割や工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること。

「工芸Ⅲ」における「(1) 鑑賞」では、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、造形的な見方・考え方を働かせ、生活文化と工芸との様々な関わりや作品が生まれた背景、国際理解に果たす工芸の役割や工芸の伝統と文化の意義について考え、これまでの学習において育んできた自己の価値観を働かせて工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めるなどして、鑑賞に関する資質・能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、様々な工芸作品や文化遺産などが、国や民族などの違いを越えて、共通の言語としての役割をもち、世界の人々に理解や愛好、共感され、国際間の文化理解に寄与していることについて考えるとともに、このような工芸の意義を実感し、自己の美意識や価

価値観を一層高めることができるよう配慮する必要がある。また、自立した社会人となるこの時期における鑑賞の学習では、工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めるとともに、新鮮な感動や発見を基にした積極的な姿勢や豊かな人間性を養い、人間尊重の精神と工芸を尊重する態度を養うことが重要である。

指導に当たっては、「工芸Ⅱ」までの内容をより高め、ア又はイのうち一つの事項を選択して鑑賞の内容を焦点化し、例えば、作者や表現形式、素材や技法、生活文化と工芸との関わりや作品が生まれた背景などについて追求して考えたり、国際理解に果たす工芸の役割や意義、表現の各分野における環境や生活や社会との関連、工芸の伝統と文化の歴史的観点から分析したりして、工芸作品や工芸の働き、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深められるようにするなどの指導の工夫が考えられる。その際、考えを深めていく上で必要となる時代背景、史実、技法上の特長等について調査、研究することも考えられるが、単に文献や資料による学習に偏ることなく、作品から感じ取ったことや考えたことを言葉に表現して他者に伝えたり、意見交換や発表活動などを通して他者の考えを聞いたりして、自分の考えや見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。また、工芸作品などを直接見て味わったり、「A表現」との関連を図り、表現技法を実際に試してみたりするなどの体験的な鑑賞の活動を取り入れるとともに、作品のもつ文脈を読み取り、深く考察して言葉に表したり、批評や討論したりするなど学習活動の工夫も効果的である。

ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

アは、工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、生徒が自己の価値観を働かせて、様々な工芸作品が生まれた時代や社会的背景など一層幅広い視点から工芸を捉え、身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、生活文化と工芸との関わりや作品が生まれた背景などについて幅広く考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、工芸作品などの見方や感じ方を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考え、見方や感じ方を深めること。

(ア)は、身近な生活や社会的な視点に立って様々な工芸作品などから、よさや美しさを感じ取り、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深める学習に関する指導事項である。

身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取りとは、作品が生まれた時代や社会的背景など一層幅広い視点から工芸を捉え、自己の体験の中で培われた価値意識や、社会や環境との関わりを踏まえた視点などから、多角的に工芸作品などを見つめ、自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的によさや美しさを感じ取ることである。ここで

は、「工芸Ⅱ」で学習した内容を踏まえ、作品などに向き合い、よさや美しさをより豊かに感じ取ることができるようにすることが大切である。

生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考えとは、工芸作品が生まれた時代の生活文化や社会的背景などがどのように工芸と関わっているのかを、幅広い視点から考えることである。作品に表された作者の表現の意図や方法、工芸に取り組む姿勢やその時代背景を踏まえ、社会及び人間の生活と工芸の文化との関連を考察することが大切である。例えば、伝統的な節句、地域の祭で用いられる人形や神輿など、身近にあるものの中から伝統的なものに着目するなど、生徒が実感できる体験的な学習の機会を増やすなどの工夫が求められる。

見方や感じ方を深めるとは、作品のよさや美しさを感じ取り、作者の独自の発想や構想、表現方法の工夫などについて、幅広く様々な視点から考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、生徒がこれまでの学習において育んできた価値観を働かせて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、身近な生活や社会的な視点に立って何を美しいと感じたり、よいと思ったりするのかを自らに問いかけながら、自己の価値観を働かせて鑑賞を深めていくことが求められる。そのため、作品や素材、技法などに関する知識について理解を深めるとともに、形や色彩、質感などに着目して対象を見つめ、実際に触れてみたり、他の国や地域のものと比較したりするなどして見方や感じ方を深めることも大切である。例えば、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点から形や色彩、素材などの造形の要素の働き、機能性などのよさについて考えたり、作品を実際に使用する体験を通して、重みや手触りなど、言葉では表しきれない作品のよさや美しさを感じ取ったりすることなどが考えられる。また、「A表現」との関連を図り、作者の意図などについて様々な視点から作品を深く見つめ、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などと重ね合わせ、自分にとっての作品の意味や価値をつくりだすことも大切である。

イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

イは、生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導内容を示している。

ここでは、より一層深く生活や社会に目を向け、生徒が自己の価値観を働かせて、日本の工芸作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす工芸の役割について考え、生活や社会の中の工芸の働きについての見方や感じ方を深めたり、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考え、工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めたりできるようにすることが大切である。

(ア) 工芸作品や文化遺産などから伝統と文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす工芸の役割や工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見

方や感じ方を深めること。

(7)は、日本の様々な工芸作品や文化遺産などから、それらがもつ伝統や文化に見られる伝統的かつ創造的な価値を感じ取り、国際間の交流や相互理解と協調に果たす工芸の役割について考えたり、工芸の伝統と文化について自分のこととして捉え、継承、発展、創造することの意義について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

工芸作品や文化遺産などから伝統と文化の価値を感じ取りとは、それぞれの国や民族の歴史の中で、人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し、実現していこうとする中から築き上げ継承してきた様々な工芸的、造形的な成果としての工芸作品や文化遺産などから、伝統的かつ創造的な価値を感じ取ることである。

国際理解に果たす工芸の役割とは、互いの文化や生き方を理解し合う上での工芸が果たす役割や働きのことである。工芸の作品は、言語や習慣などの違いを越え、そのよさや美しさを通してつくった人の考えや心情、感性などを伝えることができるとともに、国や民族などの違いを越えて、美の心や価値を共有することができる。ここでは、美に対する人類普遍のあこがれや平和や幸福への願いを感じ取り、工芸が共通の言語として、国際間の文化理解に果たす役割について考え、交流ができるようにすることをねらいとしている。

工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考えとは、文化遺産としての工芸の特色を捉え、大切に保存してきた人々の英知や努力、あこがれなどを感じ取り、理想を追求するなど工芸に関する文化遺産の保存や継承、発展、創造することの意義について考えることである。人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し実現していこうとする精神は、文化の継承と工芸作品や文化遺産などの保存の必要性や生活や社会の状況、人生観など、人々の精神的な背景によって、表現の様式や内容を大きく変化させる。工芸の伝統と文化もそれらの影響のもとに様々な変容を見せながら、今日に継承されている。ここでは、工芸の伝統と文化の伝統的かつ創造的な側面とその背景にある歴史や文化との関連や、文化遺産などに見られる美に対する人類普遍のあこがれや平和や幸福への願いを感じ取り、人間の生活や文化について考察するとともに、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造していく意義についての考えを深めていくことが重要である。

見方や感じ方を深めるとは、日本の工芸作品や文化遺産などに見られる独自の美意識や、アジアをはじめとする諸外国を含めた工芸の伝統と文化のそれぞれの価値を感じ取り、工芸を通じた国際理解と工芸の伝統と文化の継承、発展、創造していく意義について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし、これまでの学習において育んできた自己の価値観を働かせて見方や感じ方を深めることである。

指導に当たっては、日本の工芸作品や文化遺産などの特質を十分に捉えられるようにするとともに、アジアをはじめとする諸外国にも目を向け、それらの鑑賞を通して国際理解に工芸が果たす役割について考えさせることが大切である。また、〔共通事項〕との関連を図り、造形的な視点を豊かにして生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化を見つめ、

社会の変化に伴う工芸の変遷と、時代を越えて人間が工芸を通して求めてきた平和や幸福への願いなど、人々が創造してきたことへの意義について考え、工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、人類共有の財産である文化遺産などを継承し、保存することは次世代に向けての責任であるということや主体的に工芸の伝統と文化の継承、発展、創造していく意義について、生徒一人一人が知識や体験を通して自分のこととしての考えを深めることが必要である。そのため、文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動に目を向けたり、美術館や博物館との連携や地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞をしたりすることが考えられる。また、工芸の伝統と文化の学習においては、伝統の上に新たな価値や文化を自ら創造していくことや、鑑賞する行為そのものの喜びを味わわせることが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習においてそれぞれに必要な資質・能力として位置付けている。

今回の改訂では、造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わることができるようにすることを目指している。

指導計画の作成では、発想や構想、技能、鑑賞に関する資質・能力に共通して働くよう、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎として適切に位置付けることが重要である。

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 造形の要素の働きを理解すること。
 - イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕(1)は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な造形的な視点を豊かにするために、造形の要素の働きを理解したり、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることについて理解したりする項目である。

〔共通事項〕は、それのみを取り上げて題材にするものではなく、「『A表現』及び『B鑑賞』の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるように、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものである。

ここでの学習は、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」と同様に〔共通事項〕に示されている内容を、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、〔共通事項〕の指導を通して、造形を豊かに捉える多様な視点を育て、今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ、国際理解に果たす工芸の役割などに気付いたり、新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることが重要である。その際、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」で身に付けた知識を柔軟に活用したり、造形的な見方・考え方を働かせながら、新たな知識を相互に関連付けてより深く理解したりできるようにすることが大切である。

特に「工芸Ⅲ」では、感性や美意識を磨き、個性を生かして表現したり、自己の価値観を働かせて鑑賞したりするなどの観点から、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」で身に付けた知識を柔軟に幅広く活用し、造形の要素の働きの理解をより深めることや、全体のイメージで捉えたり、作風や様式などの文化的な視点で捉えたりすることについての理解をより深め、造形的な視点を一層豊かにして表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成することができるようにすることが大切である。

(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

「工芸Ⅲ」の指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態などを考慮し、発展的で個性を生かした学習が進められるようにするため、「A表現」では、「(1) 身近な生活と工芸」又は「(2) 社会と工芸」のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)ではア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、各事項を関連させて扱ったり、一つの事項について十分に時間をかけたりして、学習課題について生徒が主体的、研究的に学習していくことができるよう柔軟な指導計画を作成していくことが大切である。

(2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)まで、「工芸Ⅱ」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

ここでは、「工芸Ⅰ」の内容の取扱いのうち、3の(2)から(9)までに示した事項及び「工芸Ⅱ」の内容の取扱い(1)に示した事項と同様に取り扱うことを記している。

「工芸Ⅰ」の3の(3)においては、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎として〔共通事項〕を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付けている。ここでは、表現及び鑑賞の活動の中で〔共通事項〕に示されている各事項が造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付け、指導計画の作成を行う必要がある。

「工芸Ⅰ」の3の(6)においては、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」と同様に、日本の工芸や文化財等を重視して扱うとともに、アジアをはじめとした諸外国の工芸などについても扱い、「B鑑賞」(1)アを選択した場合においても、日本の工芸との相違点や共通点、文化の伝播などの多様な視点から、作品や工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めることも大切である。また、「工芸Ⅲ」では、工芸の創造活動によりよく取り組もうとする態度を養うため、生徒が主体的に課題を設定して学習する機会を設けるよう配慮することが必要である。

「工芸Ⅱ」の3の(1)においては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、選択した内容や学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。そのためには、各内容における指導のねらいを十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定し、「工芸Ⅲ」において育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

第10節 書道 I

1 性格

「書道 I」は、高等学校において書道を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「書道 I」は、中学校国語科の書写における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「書道 II」、「書道 III」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

今回の改訂では、科目の目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けて示している。また、内容については、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成しており、〔共通事項〕は、今回の改訂において、表現と鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として位置付けたものである。

「A表現」は、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の三つの分野で構成されており、育成を目指す資質・能力を明確にするために、各分野の指導事項を「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」に分けて示し、「B鑑賞」については、「思考力、判断力、表現力等」及び「知識」に分けて示すこととした。

「思考力、判断力、表現力等」については、「知識」や「技能」を得たり生かしたりしながら、「A表現」では、作品を構想し表現を工夫すること、「B鑑賞」では、作品や書を味わって捉える資質・能力の育成を目指している。

「知識」については、「A表現」で作品を構想し表現を工夫したり、「B鑑賞」で作品や書を味わって捉えたりする過程の中で、身に付けられたり、更新されたりして、汎用的な知識として理解できるように位置付けている。

「技能」については、意図に応じて作品を構想し表現を工夫していく過程で育成され、表現と鑑賞に生かされ、生活や社会で活用できる技能として身に付けることを目指している。

なお、「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

今回の改訂においても、従前どおり「A表現」は「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の三つの分野全てを学習することとしており、総合的に書に対する理解を深めることを目指している。なお、「(1)漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との系統性を踏まえ、この分野が書を生活に生かす資質・能力を育成する基本的な分野であることは従前と変わるものではない。また、高等学校国語科との関連を図りながら、生活や社会において有効に役立つ資質・能力を育むとともに、その背景となる文字文化への理解を深めることも大切である。

2 目 標

「書道 I」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道 I」の目標は、**書道の幅広い活動を通して**学習が行われることを前提とし、**書に関する見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示すことによって構成されている。

(1)は、書の幅広い表現や鑑賞の活動を通して、習得されたり活用されたりする知識と、効果的に表現するための技能に関する目標、(2)は、作品の構想と表現の工夫、鑑賞における思考、判断に関する目標、(3)は、主体的に学習に取り組む態度、生涯にわたり書を愛好する心情などに関する目標を示している。(1)及び(2)は、「書道 I」の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導事項に位置付けられているが、(3)については、それらを指導する中で、一体的に身に付けられるものであることに留意する必要がある。

「書道 I」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではない。

書道の幅広い活動を通してとは、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の全ての領域・分野の学習活動を通してという意味であり、書道の多様な表現と鑑賞の活動を通して学習を進めることを示している。また、生徒が内発的な動機に基づいて、多様な観点から書に対して主体的な関わりをもつことを基本とし、生徒一人一人が表現や鑑賞の活動を通して身に付けた資質・能力を主体的に生活に生かすとともに、美術館や博物館での鑑賞学習を取り入れるなど、地域社会との連携を図り、

多様な学習活動が展開できるようにすることにも配慮したものである。

各領域・分野においては、生徒一人一人の興味・関心を生かした単元を設定して、表現と鑑賞の資質・能力が総合的に育成されるよう指導を工夫する必要がある。

書に関する見方・考え方とは、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことである。

ここでいう「感性」とは、外界の様々な刺激や表現されたものに対して鋭敏に反応する心の働きであり、価値や心情を感じ取る力であり、芸術を創造する根源をなすものである。ここでは、書の特質に根ざした東洋的・日本的な感性を意味している。

「書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え」とは、書を捉える視点を示している。ここでの「書」とは、書の古典、現代に生きる書、生活や社会に広く活用されている書など、書に関わる表現全体を指している。これらの書がどのような構成要素とそれら相互の関連の働きで成り立っているのかという視点から、書をより分析的に捉えることで、表現や鑑賞の活動が生徒一人一人にとってより実感的なものとなる。

書に関する見方・考え方として示したうち、「書かれた言葉」とは、書が言葉を書くことにより成立する表現であり、文字の点画構造を規範として、言語としての組み立てや構造を辿る形で書き進められること、表現活動が言葉を書くことも一つの要因となって、時間性や運動性に基づく「一回性」という独自の特質をもっていること、また、鑑賞活動が、言葉が書かれる際の時間性や運動性を踏まえて、その書きぶりを辿っていくという構造を示している。

「歴史的背景」とは、書が表現された各時代における様々な背景と関わりながら発展を遂げてきたことを意味している。

「生活や社会」とは、書のもつ実用と芸術の両側面について、実用として表現されてきたものが芸術の域まで高められることによって書が成立してきたことを意味している。

「諸文化など」とは、文芸、美術・工芸、建築などの諸文化、更には風土や筆者との深い関わりの中で書が成立してきたことを意味している。これらとの関わりの視点から書を捉え、その意味や価値について考えることで、作品を構想し表現を工夫していく表現活動や、書を味わって捉える鑑賞活動は幅広いものとなっていく。

なお、今回の改訂では、これらに関連して〔共通事項〕を表現と鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として位置付けており、表現や鑑賞の活動に共通する視点を明確にしている。

書に関する見方・考え方を働かせることによって、実感を伴って「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」が育成され、この過程の中で「学びに向かう力、人間性等」の涵養へと広がり、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と豊かに関わる資質・能力の育成へとつながっていく。

生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力については、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」で段階的な資質・能力の育成を目指し、「書道Ⅰ」では

幅広くとした。

書の伝統と文化とは、漢字が生成してから、今日に至る悠久な書の歴史の中で育まれてきた、書としてのあらゆる表現、書に関わる思索など、各時代で新しく生み出された価値や今日まで受け継がれてきた有形・無形の成果の総体を指している。また、実用的な表現が芸術の域まで高められることによって書が成立し、生活文化として発展し、現代の生活や社会の中で、多様な表現として広がっていることにも留意することが大切である。

「書道 I」では、**生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力**を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における表現活動へとつなげることをねらいとしている。

科目の目標(1)

(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。

(1) は、「書道 I」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解**することが「知識」に関する目標であり、**書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示している。

書の表現の方法や形式を幅広く理解とは、書特有の用具・用材の特徴、書を構成する様々な要素、用筆・運筆と様々な書の表現性や表現効果との関わり、書の様々な表現形式などについて、表現や鑑賞の幅広い活動を通して理解することである。

多様性などについて幅広く理解とは、古典や名筆の他、今日に至る書の歴史の中の書の表現の広がり、文字と書の伝統と文化、書の伝統的な鑑賞方法などについて、表現や鑑賞の幅広い活動を通して理解することである。

書写能力の向上を図りとは、「書道 I」の学習内容が中学校国語科の書写を基礎として成り立っていることを示している。書写が言語としての機能性の上に立っているのに対して、書道は芸術としての表現性の上に立っている。また、書写は、正しく整えて書くことが美の一つの基本的な在り方であるのに対して、書道は、それを基盤にしながらも更に芸術としての多彩な美へと発展していくものである。中学校国語科の書写を基礎とし、高等学校芸術科書道への内容の一貫性・体系性が直接的に意識される指導は、「A 表現」の「(1) 漢字仮名交じりの書」を中心として行うことになるが、「(2) 漢字の書」及び「(3) 仮名の書」においても、同様の配慮が必要である。

書の伝統に基づきとは、古典の臨書活動や、名筆の表現を踏まえて表現することを示している。

効果的に表現するための基礎的な技能とは、臨書活動においては、古典における線質、字形、構成等の要素とそこに生じる表現性、表現効果や風趣を捉え、古典の特徴を生かして効果的に作品として表現する技能をいい、創作活動においては、意図に基づいて作品を

構想し、古典の特徴を生かしながら作品として効果的に表現する技能を示している。ここで**基礎的**としているのは、「書道Ⅰ」では、代表的な古典を生徒の実態に応じて段階的に取り扱うことを示している。

「書道Ⅰ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解できるようにすることが大切である。

「書道Ⅰ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現を工夫していく過程で、効果的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。

(2) は、「書道Ⅰ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて構想し表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉える**ことが鑑賞領域に関する目標を示している。

書のよさや美しさを感じとは、表現領域の臨書活動や鑑賞領域において、まず書のよさや美しさを直感的に受け止め、それが活動の契機となることを示している。

意図に基づいて構想し表現を工夫とは、生徒が自ら心に響く言葉を選定したり、内的欲求や外的刺激による感動によっておこる思いや感興に基づいて、作品を構想し表現を工夫したりして、試行錯誤しながら作品を完成させることである。その過程で、知識や技能を活用しながら、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、実感的に表現活動を展開できるようにすることが大切である。

作品や書の伝統と文化の意味や価値を考えとは、古典や現代における様々な表現、これまで継承されてきた書の伝統と文化について、そのよさや美しさを分析的に捉えたり、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値などについて考えたりすることである。

書の美を味わい捉えたりするとは、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、作品や書のよさや美しさを感じ取り、それを生み出す根拠を考え、感性を働かせて、評価しながら作品や書を捉えることである。

「書道Ⅰ」における「思考力、判断力、表現力等」については、感じたことを言葉で表現したり、考えを伝え合い深めたりする言語活動を適切に位置付け、「A表現」と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(3) は、「書道 I」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

主体的に書の幅広い活動に取り組みとは、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点をもって主体的に書の表現や鑑賞の活動に取り組むことを示している。

生涯にわたり書を愛好する心情を育むとは、生徒が身近な手書き文字や名筆への関心を持ち、作品や書に興味・関心を抱き、生涯にわたり、主体的に文字や書と豊かに関わることができる資質・能力を育成することである。中学校国語科の書写の学習を発展させて、生徒が心に響く言葉を書として表現したり、書を深く味わって捉えたりする活動を通して、書を表現したり鑑賞したりすることの楽しさや価値を実感し、生涯にわたり書を愛好する心情を育てることが求められる。

感性とは、外界の様々な刺激や表現されたものに対して鋭敏に反応する心の働きであり、価値や心情を感じ取る力であり、芸術を創造する根源をなすものである。ここでは、書の特質に根ざした東洋的・日本的な感性を意味し、表現された書のよさや美しさを感じ、その意味や価値が捉えられる際の心の動きを示している。生徒が書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって表現したり鑑賞したりしたとき、その意味や価値が実感的に捉えられることにより、感性は高められていく。ここでは、特に言語活動の充実を図ることが重要となる。

書の伝統と文化とは、今日に至る悠久な書の歴史の中で育まれてきた、書としてのあらゆる表現、書に関わる思索など、各時代で新しく生み出された価値や今日まで受け継がれてきた有形・無形の成果の総体を指している。表現や鑑賞の活動を通して、これまで伝えられてきた書の伝統と文化について理解が深められ、親しみがもてるよう指導を工夫することが大切である。

書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養うとは、書の表現や鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会において書が果たしている役割や効用、書の美の意味や価値などを考え、多様な文字や書と豊かに関わることで、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

書道 I 科目の目標と内容構成等との関連

第 2 章 各科目

科目の目標		内容の構成			目標との 関連	
領域等	項目	事 項				
<p style="text-align: center;">書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p style="text-align: center;">(1)「知識及び技能」に関する目標</p> <p style="text-align: center;">(2)「思考力、判断力、表現力等」に関する目標</p> <p style="text-align: center;">(3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標</p>	領域	A 表現	(1)漢字仮名交じりの書	ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて構想し工夫すること。	(7) 漢字と仮名の調和した字形、文字の大きさ、全体の構成 (4) 目的や用途に即した表現形式、意図に基づいた表現 (9) 名筆を生かした表現や現代に生きる表現	「思考力、判断力、表現力等」
				イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。	(7) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり (4) 名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わり	「知識」
				ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。	(7) 目的や用途に即した効果的な表現 (4) 漢字と仮名の調和した線質による表現	「技能」
			(2)漢字の書	ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。	(7) 古典の書体や書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成 (4) 意図に基づいた表現	力「思考力、判断力、表現力等」
				イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。	(7) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり (4) 書体や書風と用筆・運筆との関わり	「知識」
				ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。	(7) 古典に基づく基本的な用筆・運筆 (4) 古典の線質、字形や構成を生かした表現	「技能」
			(3)仮名の書	ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。	(7) 古典の書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成 (4) 意図に基づいた表現	力「思考力、判断力、表現力等」
				イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。	(7) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり (4) 線質や書風と用筆・運筆との関わり	「知識」
				ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。	(7) 古典に基づく基本的な用筆・運筆 (4) 連綿と単体、線質や字形を生かした表現	「技能」
		B 鑑賞	(1)鑑賞	ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書のよさや美しさを味わって捉えること。	(7) 作品の価値とその根拠 (4) 生活や社会における書の効用	「思考力、判断力、表現力等」
				イ 次の(ア)から(エ)までについて理解すること。	(7) 線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり (4) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化 (9) 漢字の書体の変遷、仮名の成立等 (エ) 書の伝統的な鑑賞の方法や形態	「知識」
		〔共通事項〕	賞の指導を通して「A表現」及び「B鑑賞」の指導	ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。		「知識」
イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。						

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」の三つの分野から構成されている。各分野の指導事項のうち、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」、ウは「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 漢字仮名交じりの書

漢字仮名交じりの書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて構想し工夫すること。

(ア) 漢字と仮名の調和した字形、文字の大きさ、全体の構成

(イ) 目的や用途に即した表現形式、意図に基づいた表現

(ウ) 名筆を生かした表現や現代に生きる表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり

(イ) 名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 目的や用途に即した効果的な表現

(イ) 漢字と仮名の調和した線質による表現

ここでは、「書道 I」における「(1)漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。

「漢字仮名交じりの書」とは、漢字仮名交じり文の詩歌や文章・語句などが書かれた書をいう。漢字仮名交じり文という日常的な表記を用いるので、芸術的な表現とともに実用的な表現も含まれる。

「漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との系統性を踏まえ、書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野である。また、高等学校国語科との関連を図りながら、生活や社会において有効に役立つ資質・能力を育むとともに、その背景となる文字文化への理解を深めるための指導の工夫が大切である。

今回の改訂では、ア(ウ)及びイ(イ)に示すとおり、**現代**という視点を新たに加えた。これは、書の表現方法や表現対象等が多岐にわたっている現状を踏まえ、伝統に裏打ちされた「漢字の書」及び「仮名の書」として括りきれない表現や新たな視点についても広く包括的に捉えることを示したものである。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(カ)までについて構想し工夫すること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品を構想し表現を工夫して表すことをねらいとしている。「(1)漢字仮名交じりの書」に関わる「知識」はイ、「技能」はウに示している。

「(1)漢字仮名交じりの書」の学習では、作品を構想し表現を工夫する過程で、新たな知識や技能を習得すること、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから、**知識や技能を得たり生かしたりしながら**としている。このように知識や技能の習得は、作品を構想し表現を工夫する過程で行われるものである。

ここでは、知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

(ア) 漢字と仮名の調和した字形、文字の大きさ、全体の構成

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**漢字と仮名の調和した字形、文字の大きさ、全体の構成**を構想し工夫することをねらいとしている。

漢字と仮名の調和とは、中学校国語科の書写での学習を基礎とし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の学習との関連を図りながら、漢字仮名交じり文の言葉をいかに読みやすく、いかに美しく表現するかを構想し工夫する上で、実用的な表現と芸術的な表現の両側面に関わる重要な要素である。

字形、文字の大きさについては、漢字と仮名が調和するよう構想し工夫することが大切である。字形については、「(2)漢字の書」で学習する書体や書風、「(3)仮名の書」で学習する書風や仮名の成り立ちなどを背景とする調和を工夫することが考えられる。また、文字の大きさについて、実用的な表現の場合は、中学校国語科の書写の学習を踏まえ、漢字より仮名を小さめに書くと読みやすく調和しやすいとする考え方が一般的である。しかし、芸術的な表現の場合には、漢字の多い場合や仮名が続く場合などには、かえって不調和になることもあるので、自らの構想に基づいて漢字と仮名の調和を図るようにすることが大切である。

全体の構成とは、構築的要素を指し、全体としてどのようにまとめるかという紙面構成

のことであり、漢字と仮名の字形や文字の大きさに気を配ることはもちろん、文字や文字群と余白との関係について工夫することが大切である。全体の構成については、「漢字仮名交じりの書」では、実用的な表現と芸術的な表現の両側面における目的や用途の違いを意識することが重要であり、それに即した効果的なまとめ方を構想し工夫することができるようにすることが大切である。実用的な表現においては、生活習慣や文化に裏打ちされた一定の決まりや、社会生活の中で一般に通用するための書式がある。一方、芸術的な表現においては、生徒自らの思いや感興を表現する上で、最も適切で効果的な全体の構成を構想し工夫することが大切である。

指導に当たっては、生徒が心に響く言葉を主体的に選定したり紡ぎ出したりできるようにすることが重要である。また、その言葉の内容と表現効果との関係を考え、作品を構想し表現を工夫することで自身の思いや感興を表現できるようにすることが大切である。

(1) 目的や用途に即した表現形式、意図に基づいた表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**目的や用途に即した表現形式、意図に基づいた表現**を構想し工夫することをねらいとしている。

目的や用途については、特に「漢字仮名交じりの書」では、実用的な表現の場合と芸術的な表現の場合との両側面について意識することが求められる。

実用的な表現の場合、そこでの表現の**目的や用途**とは、実用における様々な場面に応じて効果的に伝えることである。手紙、はがき、掲示、標示、慶弔の際の書式など、身の回りの文字に関心をもち、日常生活における目的や用途の違いによって適切な形式と表し方を判断し、表現効果を考え、それにふさわしい筆記具を選択するなど、目的や用途に適した表現方法や表現形式を工夫する必要がある。一方で、実用的な表現における目的や用途は必ずしも日常生活に役立つという側面だけではなく、同時に美的要素も含んでいる場合も多く、実用を主として書かれた草稿や書状のようなものであっても、芸術的表現として評価されていることは、歴史上の名筆にも見て取れる。

芸術的な表現の場合、そこでの**目的や用途**とは、題材となる言葉の内容を踏まえて、書かれた文字や文字群の「造形性」を美しく表現することであり、同時に、表現された作品を通して自らの思いや感興、そして自己を表現することである。その他、自己の内なる感興の高まりによって表現形式が必然的に決まることや、鑑賞される際の表現効果等の外的な条件が表現上の目的となることもある。その際、「漢字の書」や「仮名の書」の伝統的な形式が用いられることもあるし、また、伝統にこだわらない自由な表現形式が用いられることもある。横書きでの表現においても、それに応じた表現方法や表現形式の工夫が必要となる。

「書道 I」では、いずれの表現の場合でも基礎的な事項を取り扱い、生徒が表現活動を楽しむことができるよう配慮する必要がある。

意図に基づいた表現とは、特に「漢字仮名交じりの書」においては創作活動に関する内

容となる。「創作」とは新たなものを作りだし、作者自身の現在を表現しようとするものであり、新たな美を作りだそうとする能動的な活動である。

意図とは、内的欲求や外的刺激による感動によって起こる表現活動の原点というべきものである。生徒が自ら表現意欲を高め、用具・用材の用い方を工夫し、線質、字形、全体の構成などについて積極的に工夫に取り組むことが大切である。創作活動の主体はいうまでもなく生徒自身であり、生徒が主体的に追求しながら表現活動に向かえるように指導することが大切である。

指導に当たっては、「漢字仮名交じりの書」が生徒にとって身近で親しみやすい題材を扱うことから、生活に即して書の表現を楽しむことが期待できる分野であることを踏まえ、生徒が主体的な活動や体験を通して、生活や社会における多様な文字や書と豊かに関わることができるよう配慮し、段階的な指導を工夫することが大切である。

(ウ) 名筆を生かした表現や現代に生きる表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**名筆を生かした表現や現代に生きる表現**を構想し工夫することをねらいとしている。

名筆とは、日本及び中国の優れた書をいい、「漢字仮名交じりの書」に限定することなく、古典から近現代までの優れた書を指す。

名筆を生かした表現とは、名筆のよさや美しさをもとにして表現することである。名筆を通して書の伝統と文化についての理解を深めるとともに、それを背景として作品を構想し表現を工夫することが大切である。

取り上げる名筆としては、「漢字の書」や「仮名の書」に加え、漢字と仮名の調和した表現を見ることができる古典として、例えば、『万葉集』や『和漢朗詠集』等の平安時代の書写本、鎌倉時代以降の墨跡や^{しんかん}宸翰等の表現、明治時代以降の文士や文人、志士等の多様な書風などがあげられる。これらに触れることで名筆のよさや美しさを理解し、「漢字仮名交じりの書」の多様な表現に生かしていくこともできる。

現代に生きる表現とは、日常生活の中に生かされている書の表現である。例えば、手紙等のように自らが表現の主体となるものや、看板やのれん等の身のまわりの多様な書の表現があげられる。また、生徒たちの自由な発想から生み出される表現や作品、名筆などのいわゆる伝統として受け継がれてきた表現の他、新たな発想や手法に基づく書の表現で、「漢字の書」及び「仮名の書」の枠組みで括りきれないものも含まれる。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、名筆を生かした表現とともに、現代に生きる書の様々な表現も視野に入れて捉えられるよう配慮することが大切である。広い視野で書を捉えることにより、改めて書の伝統と文化を踏まえることの意義や書の現代社会との接点などについて、生徒自身が主体的に考える機会となり、作品の構想や表現の工夫を豊かにすることになる。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字仮名交じりの書」の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものであり、用具・用材の名称や用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、「共通事項」との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(ア) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、**用具・用材の特徴と表現効果との関わり**について理解することをねらいとしている。

用具・用材とは、書表現のために用いる様々な道具・材料をいう。用具・用材は、それぞれの種類や形状によって特性や機能が異なり、ここでは特性や機能を総じて**特徴**として示している。また、それらの用い方や扱い方によって、同じ文字を書く場合にも表現は大きく左右される。したがって、用具・用材の特徴を理解し、初期の学習段階から適切に扱うことができるよう配慮することが大切である。その際、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、まずは基本的なものを中心に、その用い方や扱い方などを確実に理解できるようにすることが大切である。毛筆については様々な種類があるが、意図や表現の工夫に応じて様々な種類を体験できるようにしたり、鑑賞活動の中で扱ったりすることで、用具・用材の特徴と表現効果との関わりに対する興味・関心を高められるよう配慮する必要がある。また、特に「漢字仮名交じりの書」では、毛筆で学習したことを生活に生かすという視点から、いろいろな硬筆を積極的に体験できるようにすることも大切である。

また、用具・用材の用い方、扱い方や手入れの方法の指導に加え、それらを大切に扱う態度を養うことが必要であり、そのことが文字や書を愛好する心情を育てることにつながっていくのである。

用具・用材に関する事項は、今回の改訂では、**用具・用材の特徴と表現効果との関わり**として、「A表現」の全ての分野の指導事項イ(ア)に位置付けている。

「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」にも共通する主な用具・用材を類別すると、次のようになる。

【主な用具・用材の類別と扱い方などの例】

毛筆

- ・種類（和筆，唐筆など）
- ・材質（獸毛筆，竹筆，^{わら}藁筆，草筆，木筆など）
- ・大きさ（大筆，中筆，小筆など）
- ・筆毛の長さ（^{ちようほう}長鋒，^{ちゅうほう}中鋒，^{たんぼう}短鋒など）
- ・筆毛の弾力（剛毛筆，兼毛筆，柔毛筆など）
- ・穂の形（柳葉筆，面相筆，^{えんぎ}延喜筆，^{じやくとう}雀頭筆など）
- ・穂のつくり（巻筆，水筆（^{さぼ}捌き筆，固め筆））
- ・筆のおろし方，洗い方，手入れの方法，保管の方法など

硬筆等

- ・種類（鉛筆，シャープペンシル，ボールペン，フェルトペン，筆ペン，万年筆など）

墨

- ・種類（和墨，唐墨など）
- ・材質（油煙墨，松煙墨など）
- ・形状（固形墨，液体墨など）
- ・大きさ（丁型など）
- ・磨り方，扱い方，保管の方法など

インク

- ・種類（水性，油性など）

^{すずり}硯

- ・種類（^{わけん}和硯，^{とうけん}唐硯など）
- ・材質（石，陶磁など）
- ・大きさや形，洗い方，手入れの方法など

紙

- ・種類（和紙，唐紙，洋紙など）
- ・材質や用途及び形式（半紙，画仙紙，料紙，色紙，短冊，便箋，封筒，はがきなど）
- ・扱い方，保管の方法など

その他（文鎮，下敷，水滴，筆巻きなど）

- ・扱い方など

* 以上のうち，筆・墨・^{すずり}硯・紙は，古来「^{ぶんぼうしほう}文房四宝」と呼ばれている。

用具・用材の特徴と表現効果との関わりについては，用具・用材の特徴によって，線質等の書を構成する要素，そこから生じる表現性や表現効果が変わることを理解できるよう

にすることが大切である。毛筆は毛質や穂の形状によって線質が違ってくこと、墨は原料の煤すすや膠にかわの調合や磨墨まぼくなどによって墨色や濃淡が違ってくこと、硯すずりは鋒銚ほうぼうの粗密によって墨色や滲み方が違ってくこと、紙は材質や厚さなどにより線質や滲み方が違ってくことなど、用具・用材の特徴と表現効果との関わりを実感的に理解できるようにすることが大切である。

書道における用具・用材のうち、筆・墨・硯・紙すずり ひつぼくけんし（筆墨硯紙）は古くから「文房四宝」ぶんぼうしほうと呼ばれ、書かれた作品や書と同様に、我が国の書の伝統と文化を形づくってきた。文字文化の観点から、生活や社会の中で今後も継承していくことの大切さを指導することが重要である。

「漢字仮名交じりの書」を表現する場合は、「漢字の書」及び「仮名の書」に比べ、芸術的な表現だけでなく実用的な表現を取り扱うことが多く、その際、硬筆を使用する機会も多い。硬筆による表現については、例えば、フェルトペンや万年筆のように比較的弾力のあるものやボールペンのように硬度の高い筆記具、そこで使われているインク、使用する用紙など、日常使用されている硬筆用具それぞれの材質や特性が表現の効果や工夫に関わることを理解できるよう指導することが大切である。また、硬筆を使用する場合は、目的や用途に応じて効果的に表現するための用具・用材を生徒が主体的に選択できるよう指導する必要がある。

指導に当たっては、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の各分野とも、必要な用具・用材の種類、準備の仕方、用い方、扱い方や手入れの方法などについて理解を図り、用具・用材の特徴と表現効果との関わりについて工夫しながら、適切に用いることができるようにすることが大切である。

(1) 名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、**名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。

名筆とは、「漢字仮名交じりの書」に限定することなく、古典から近現代までの優れた書をいう。

現代の書の表現とは、古典等の書の伝統と文化を継承した書の他に、新たな発想や手法に基づいて表現された書、伝統に裏打ちされた「漢字の書」及び「仮名の書」の枠組みで括りきれない書、そして、現代の生活や社会に様々な形で生かされている書の表現を包括して示している。特に、現代の日本語を題材とすることが多い「漢字仮名交じりの書」では、そうした傾向の表現や作品を学習の中で扱うことは、生活や社会との関わりを考える上で意義がある。

用筆・運筆の用筆とは、筆の使い方、また、筆毛の働かせ方のことであり、**運筆**とは、筆の運び方のことを指す。ただし、用筆・運筆という語は、古来様々な用いられ方をしてきており、用筆と運筆の解釈にも諸説がある。

名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わりとは、「漢字仮名交じりの書」の表現に生かすために、名筆や現代の書の表現がどのような用筆・運筆によって表現されているか

を理解するということである。そのためには、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」における臨書活動を通して習得した用筆・運筆の技能を「(1)漢字仮名交じりの書」の表現に活用したり、名筆や現代の書の表現に触れる体験により、「漢字仮名交じりの書」における用筆・運筆の効果に対する認識の幅を広げたりすることができるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図りながら、書の美を味わって捉えることを通して、名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わりを理解できるようにすることが大切である。現代に生きる生徒たちの自由な発想や視点を尊重し、表現への関心や意欲を高めることや、今日まで継承されてきた書の伝統と文化への理解を深めることにつなげることが大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「漢字仮名交じりの書」を効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、「共通事項」との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 目的や用途に即した効果的な表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、**目的や用途に即した効果的な表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。

目的や用途については、「漢字仮名交じりの書」では、実用的な表現の場合と芸術的な表現の場合との両側面について意識することが求められる。それぞれの場面における**目的や用途に即した効果的な表現**の技能を身に付け、それを活用して効果的に表現することが大切である。

実用的な表現における目的や用途とは、実用における様々な場面に応じて効果的に、より豊かに伝えることである。また、芸術的な表現における目的や用途とは、題材となる言葉の内容を踏まえて、書かれた文字や文字群の「造形性」を美しく表現することであり、同時に、表現された作品を通して自らの思いや感興、そして自己を表現することであり、表現上の意図と同義である。

「漢字仮名交じりの書」は、書の表現性及びそこから生じる表現効果や風趣と、書かれた言葉の内容とが一体となって自己を表現し、他者へ「伝える」という特性があり、「漢

字の書」や「仮名の書」と比べて、言葉が担う役割が極めて大きい。つまり、いかに言葉を選択するか、いかに言葉を紡ぎ出すかが、目的や用途に即して効果的に自己を表現する上で直接的かつ最も重要な要素となる。

「漢字仮名交じりの書」においては、目的や用途の主たるものは「言葉で伝える」ということであり、実用的な表現であれ、芸術的な表現であれ、伝えるべき相手が常に意識されることになる。両側面での表現上の差異は、書を通して「いかに伝えるか」に向けた、書の表現性の働かせ方であり、表現効果の生かし方である。

主に「(2)漢字の書」や「(3)仮名の書」の表現や鑑賞を通して身に付けた技能を、より身近な題材を通して発揮する場としての役割を「(1)漢字仮名交じりの書」が担っていると捉えることができる。

目的や用途に即した効果的な表現の技能は、こうした「漢字仮名交じりの書」の特質を背景とする目的や用途に即して、表現性の働かせ方や表現効果の生かし方を工夫し、効果的に「伝える」ために表現する技能ということになる。

指導に当たっては、生徒にとって身近で親しみやすい題材を扱うことを踏まえ、目的や用途に即して効果的に表現することを楽しみながら主体的に取り組む中で、表現するための技能を身に付けられるよう指導することが大切である。また、言語活動の充実を図りながら、生徒の個性や価値観などに十分配慮し、「漢字仮名交じりの書」による自由な自己表現が可能となるよう指導することが大切である。

(1) 漢字と仮名の調和した線質による表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、**漢字と仮名の調和した線質による表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。

「漢字仮名交じりの書」では、漢字と仮名を調和させる要素として、字形、文字の大きさの他、特に重要なものとして**線質**があげられる。

線質とは、書かれた線のもつ性質を指し、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、陰しさ、深さなどの質感をいい、筆者の思いや感興、個性や特性を背景に、用筆・運筆といった技能的な要素や、用具・用材といった外的要素とも関わり、また、用筆・運筆上の「運動性」や律動性・リズムと密接に関連し、表現効果や風趣へとつながる要素である。

漢字と仮名の調和した線質とは、主に用筆・運筆における「運動性」や律動性・リズムに基づいて漢字と仮名の線質を融和させるということであり、線質における漢字と仮名の調和は「漢字仮名交じりの書」の表現効果を支える最も重要で基本的なものである。

指導に当たっては、漢字と仮名の線質の調和を図りながら、実用的な表現や芸術的な表現の幅を広げ、漢字仮名交じり文という日常的な題材を通して、生徒が自身の思いや感興を素直に表現できるよう指導することが大切である。

また、現代の日本語を題材とする場合、必ずしも漢字と仮名のみで構成されるとは限らず、数字やアルファベットが混在するものや、伝統的な「仮名の書」の表現とは異なる平仮名のみにより表記されたものが対象となることも十分に考えられることから、漢字と仮

名の調和した線質とは、漢字と仮名のみの調和に限定するものではない。

(2) 漢字の書

漢字の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

(ア) 古典の書体や書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成

(イ) 意図に基づいた表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり

(イ) 書体や書風と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 古典に基づく基本的な用筆・運筆

(イ) 古典の線質，字形や構成を生かした表現

ここでは、「書道Ⅰ」における「(2)漢字の書」に関する指導事項を示している。

「漢字の書」とは、漢字で書かれた書という意味で、仮名などを交じていない書をいう。「漢字の書」は、中国の書に立脚して、漢詩や漢文が書かれることが多い。短い語句や一文字だけの語の場合でも、漢字で表現されている書は「漢字の書」である。

三分野に関わる筆，墨，紙等の用具・用材の扱いについては、「(1)漢字仮名交じりの書」の指導事項のイ(ア)の解説に示しているが、それぞれの分野の特質を踏まえ、主に「漢字の書」に関わることとして、篆刻・刻字^{てん}に関わる用具・用材については「(2)漢字の書」のイ(ア)の解説に示している。

また、中学校国語科の書写との接続に配慮して、取り扱う書体は、楷書及び行書とし、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書^{てん}を加えることもできるとしている。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や風趣への視点をもって、作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力であり，作品を構想し表現を工夫して表すことをねらいとしている。「(2)漢字の書」に関わる「知識」はイ，「技能」はウに示している。

「(2)漢字の書」の学習では，作品を構想し表現を工夫する過程で，新たな知識や技能を習得すること，既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから，知識や技能を得たり生かしたりしながらとしている。このように知識や技能の習得は，

作品を構想し表現を工夫する過程で行われるものである。

ここでは、知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

(7) 古典の書体や書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力であり、**古典の書体や書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成**を構想し工夫することをねらいとしている。

「漢字の書」の**古典**とは、過去において普遍的にそのよさや美しさが評価されてきた日本や中国等の漢字による書の名跡を指す。

古典の書体や書風のうち**書体**とは、中学校国語科の書写で学習した楷書及び行書を踏まえた上で、書の古典の臨書の学習で扱う書体として、楷書，行書などを指し、**書風**とは、線質，字形，全体の構成などからもたらされる書きぶりであり、用筆・運筆の違いなどから生じる筆者や作品ごとの様々な表現上の特徴をいう。

古典の書体や書風に即したとは、古典の臨書活動を通して、「漢字の書」の書体，用筆・運筆及びそこに見られる線質，字形，全体の構成等を構想し工夫することに生かすことを指す。

「臨書」とは、書の古典と向き合い学習することであり、臨書という言葉は創作に対応させて用いられることが多い。広い意味では近現代の筆跡を学習することも臨書ということになるが、一般的には主として評価の定まった古典を学習することをいう。「漢字の書」における臨書には、形臨，意臨等がある。臨書を通して、用筆・運筆の技能を身に付け、さらに、字形の特徴，全体の構成を生かして表現を工夫することができるようになる。そのためには、古典を精選して学習する必要がある。また、臨書と鑑賞との相互の関連を図ることにより、効果的に表現の技能を身に付けるとともに、作品を構想し表現を工夫することができるようにすることが大切であり、臨書の学習が技能習得のみを目指した活動に偏らないようにすることが重要である。

用筆・運筆の用筆とは、筆の使い方，また、筆毛の働かせ方のことであり、柔らかさと弾力性のある毛筆を使いこなすための技能をいう。また、**運筆**とは、筆の運び方のことである。様々な古典の書風に即した用筆・運筆の技能を習得することで、作品を構想し表現を工夫する力を伸ばすことができる。

字形とは、造形的な美しさを伴った文字の形のことであり、点画によって形づくられ、古来、結構あるいは結体と言われてきたことに当たる。字形を構成する要素としては、点画の位置，長短，方向，曲直，分間，肥瘦，疎密といったものから、一文字の均斉・均衡，概形（外形）にいたるまで、種々のものがあり、さらに、文字の組み立て方や筆順によっても字形は異なってくる。これらの諸要素を、どのような順序と方法で指導するかについ

ては、生徒の実態に応じて工夫することが大切であり、用筆・運筆、字形、全体の構成の関連を図ることも大切である。また、字形は、構築的要素の強い楷書において把握しやすいため、楷書の指導においてよく扱われてきているが、楷書以外の書体においても配慮する必要がある。

全体の構成とは、構築的要素を指し、全体としてどのようにまとめるかという紙面構成のことであり、古来、布置とか章法と言われてきたことに当たる。全体の構成には、文字の大小や線の肥瘦はもちろん、文字群の配列、字間や行間、上下（天地）・左右の余白、墨の濃淡・潤濁などの要素が関わっている。

紙面と文字の調和を図るためには、文字の大きさとその配列、さらに、余白との関係に配慮する必要がある。二つ以上の文字を並べる場合、文字を同一の大きさにするか、大小の変化をつけるか、また、二行以上にわたる場合、横同士を揃えるか、揃えないかによって表現効果はかなり異なる。さらに、全体の構成は、書体や書風、表現の意図なども大きく関連するので、作品を構想し表現を工夫する際に留意する必要がある。余白については、中学校国語科の書写における文字の配列などの学習を踏まえて、上下（天地）・左右の余白、字間や行間などに配慮する必要がある。

指導に当たっては、臨書活動を通して、実感的に身に付けた古典の書体や書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成についての知識や技能を、表現効果と関連付けて考えることにより、創作活動における作品の構想や表現の工夫に生かすことができるようにすることが大切である。

(1) 意図に基づいた表現

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**意図に基づいた表現**を構想し工夫することをねらいとしている。

この事項は、主として創作活動に関する内容であるが、臨書活動にも当てはめることができる。

意図とは、内的欲求や外的刺激による感動によって起こる表現活動の原点というべきものである。臨書活動に際しては、扱う古典を選定する段階からの表現の意図を、創作活動に際しては、まず何をどのように表現したいのかという意図を設定し、作品の構想を「漢字の書」の特質に即して練り上げていく。生徒自ら表現意欲を高め、用具・用材を選定し、線質、字形、構成、墨色、余白など、様々な面から構想し表現を工夫することに取り組めるよう、生徒の主体性を尊重することが大切である。

「創作」とは、新たなものを作りだし、作者自身の現在を表現しようとするものであり、新たな美を作りだそうとする能動的な活動である。臨書活動を通して身に付けた技能を生かしながら、普遍性に裏打ちされた自己の表出としての表現活動を行い、「漢字の書」の美に対する感性を養い、新たな美を生み出すことを目指し、生徒が主体的に考えられるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、漢字が生成され、書体の変遷など様々な展開を遂げたことを踏まえ、

「漢字の書」の古典のもつ伝統的な美を感受するとともに、主体的な意図に基づいて作品の構想と表現の工夫に取り組めるようにすることが大切である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字の書」の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものであり、用具・用材の名称や用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(ア) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**用具・用材の特徴と表現効果との関わり**について理解することをねらいとしている。

用具・用材とは、書表現するために用いる様々な道具・材料をいう。用具・用材は、それぞれの種類や形状によって特性や機能が異なり、ここでは特性や機能を総じて**特徴**として示している。また、それらの用い方や扱い方によって、同じ文字を書く場合にも表現は大きく左右される。したがって、用具・用材の特徴を理解し、初期の学習段階から適切に扱うことができるよう配慮することが大切である。その際、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、「漢字の書」の表現活動に適した基本的なものを中心に、その用い方や扱い方などを確実に理解できるようにすることが大切である。

また、用具・用材の用い方、扱い方や手入れの方法の指導に加え、それらを大切に扱う態度を養うことが必要であり、そのことが文字や書を愛好する心情を育てることにつながっていくのである。

硬筆を使用する場合には、目的や用途に応じて効果的に表現するための用具・用材を生徒が主体的に選択できるようにすることが大切である。

用具・用材の特徴と表現効果との関わりについては、用具・用材の特徴によって、線質等の書を構成する要素、そこから生じる表現性や表現効果が変わることを理解できるようにすることが大切である。毛筆は毛質や穂の形状によって線質が違ってくこと、墨は原料の煤すすや膠にかわの調合や磨墨まぼくなどによって墨色や濃淡が違ってくこと、また、硯すずりは鋒銚ほうぼうの粗密によって墨色や滲み方が違ってくこと、紙は材質や厚さなどにより線質や滲み方が違ってくことなど、用具・用材の特徴と表現効果との関わりを実感的に理解できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、用具・用材の特徴が表現効果と密接に関わることを実感的に理解できるように、種類等の違いのある用具・用材を体験する活動を設定することが大切である。

篆刻では、様々な書体や仮名、アルファベットなどを使用することもあるが、篆書を用いることを基本としている。

「3 内容の取扱い」の(6)で、「篆刻，刻字等を扱うよう配慮するものとする」としていることから、篆刻・刻字等の用具・用材についても、その特徴を理解し適切に扱うことについて指導することが必要である。以下のとおり、刻字と併せて主な用具・用材を示すこととする。

篆刻では、印刀（平刀・斜刀，片鋒（片刃）・中鋒（両刃）など）、印材（寿山石・青田石・昌化石等の石や木など）、印泥（押印するとき用いる朱肉）、印床（印材を固定する台）、印矩（押印するとき用いる定規）、印箋（押印するための箋）、印褥（押印するとき用いる台）などの篆刻独自の用具の他、墨・朱墨，小硯二面・二面硯（墨・朱墨用），小筆，鏡，ブラシ，サンドペーパーなどを使用する。

刻字では、刀（鑿・彫刻刀・カッターなど）、木槌，木材（桂・桜・杉・檜・梅など），塗料（ラッカー・柿渋・漆・胡粉・絵の具・箔など）などを使用する。

篆刻・刻字等の指導に当たっては、篆刻や刻字等の学習を通して、書の歴史や文化への理解を深めるとともに、「刻す」ことによる立体的表現における表現効果や用具・用材との関わり，また，工芸的な要素を含む表現等について理解することができるよう指導することが大切である。篆刻・刻字で用いる用具・用材については，その扱い方や管理の方法などの指導に十分な配慮が必要である。

(1) 書体や書風と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**書体や書風と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。

「書道Ⅰ」で取り扱う**書体**は、「3 内容の取扱い」の(3)で、楷書及び行書に加え、生徒の特性等を考慮し、草書，隸書及び篆書を加えることもできるとしているとおりである。

書風とは、線質，字形，構成などからもたらされる書きぶりであり，用筆・運筆の違いなどから生じる筆者や作品ごとの様々な表現上の特徴をいう。同じ書体であっても，筆者の美意識，時代，風土等の影響により多様な書風が生まれている。

用筆・運筆の用筆とは，筆の使い方，また，筆毛の働かせ方のことであり，**運筆**とは，筆の運び方のことを指す。ただし，用筆・運筆という語は，古来様々な用いられ方をしてきたおり，用筆と運筆の解釈にも諸説がある。

用筆・運筆は，姿勢や執筆法と深く関連している。執筆法とは筆の持ち方のことで，単鉤，双鉤といった指法や，懸腕，提腕，枕腕などの腕法などがある。なお，用筆の指導では，一つの点画を三つの部分に分けて，小・中学校国語科の書写で「始筆・送筆・終筆」としているが，高等学校芸術科書道においては「起筆・送筆・収筆」と指導することが一般的である。

文字を形づくっている最小単位の点や画のことを点画という。楷書は一点一画の独立性が強いので、点や画の形や書き方について説明しやすく、そのため、点画の分析的な説明は楷書の指導で行われることが多い。行書については、用筆・運筆との関連を図りながら、点画の連続性の特徴やその表現性が主な学習対象となる。

書体や書風のうち、**書体と用筆・運筆との関わり**とは、各書体がどのような用筆・運筆で書かれてきたのかを理解するということである。小・中学校国語科の書写において、楷書と行書の点画の書き表し方の基本的な内容を学習してきていることを踏まえ、漢字の楷書や行書を中心として扱いながらも、多様な表現に向け、書体と用筆・運筆との関わりについて理解することができるよう、順序立てて計画的に指導する必要がある。

書体や書風のうち、**書風と用筆・運筆との関わり**については、どのような用筆・運筆が古典の書風を生み出しているかを理解できるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、臨書活動を通して書体や書風と用筆・運筆との関わりを理解し、これを創作活動における作品の構想と表現の工夫に生かせるようにすることが大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「漢字の書」を効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。技能は、主として臨書活動を通して身に付けるが、技能を習得することのみを目的とする活動にならないようにすることが重要である。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、「共通事項」との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 古典に基づく基本的な用筆・運筆

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**古典に基づく基本的な用筆・運筆**の技能を身に付けることをねらいとしている。

古典に基づくとは、古典による臨書活動を指し、臨書活動を通して「漢字の書」の基本的な用筆・運筆の技能を身に付けることである。

「漢字の書」における**基本的な用筆・運筆**について、例えば、止め、はね、払いなどの収筆の書き方は用筆の違いであり、筆鋒を立てるとか筆毛を開くなどは用筆の要領であり、直筆、側筆、順筆、逆筆、露鋒、蔵鋒などの穂の使い方や、欧法、虞法、褚法、顔法などの書風を表す筆法は用筆・運筆の双方に関わる事項である。さらに、運筆の際の筆順や墨

継ぎのタイミング、遅速・緩急、筆圧の強弱、濃淡・潤濁なども運筆に関わる事項である。

指導に当たっては、臨書活動を通して、各古典の書体や書風を生み出している基本的な用筆・運筆の技能を、表現効果との関わりを踏まえて身に付けることが重要であり、「漢字の書」の多様な美に対する感性を養うことにもつなげられるよう指導することが大切である。

(1) 古典の線質，字形や構成を生かした表現

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**古典の線質，字形や構成を生かした表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。

線質とは、書かれた線のもつ性質を指し、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、陰しさ、深さなどの質感をいい、筆者の思いや感興、個性や特性を背景に、用筆・運筆といった技能的な要素や、用具・用材といった外的要素とも関わり、また、用筆・運筆上の「運動性」や律動性・リズムと密接に関連し、表現効果や風趣へとつながる要素である。

字形とは、文字の形の取り方のことであり、点画によって形づくられ、古来、結構あるいは結体と言われてきたことに当たる。「漢字の書」の字形の取り方については、字形を構成する要素としての点画の位置、長短、方向、曲直、分間、肥瘦、疎密といったものから、一文字の均斉・均衡、概形（外形）にいたるまで、種々のものがあげられる。

構成とは、個々の文字構成の他、文字群の配列、文字の大小、字間や行間、上下（天地）・左右の余白など、紙面全体としてどのように表現されているかという全体の構成を指す。

古典の線質，字形や構成を生かした表現とは、書を構成する要素である線質，字形及び構成等の視点から、古典それぞれの特質や書風を捉えて、自身の表現に生かすということである。古典には、楷書や行書をはじめとする書体があり、同じ書体であっても、用筆・運筆の違いなどから生じる様々な書風がある。古典における線質，字形，構成は、古典のよさや美しさを形づくる重要な要素であり、表現効果や風趣とも深く関わるものである。これらにより具体化されて捉えられる古典の書風は、分析的に捉えられた古典のよさや美しさということになる。

指導に当たっては、古典の臨書活動を通して、線質，字形，構成を生かした表現の技能を身に付けるとともに、古典のよさや美しさの捉え方について考えることで、技能の向上につなげられるよう指導を工夫することが大切である。また、作品を構想し表現を工夫するために必要な効果的な表現の技能を身に付けることができるよう、生徒の実態に応じて、取り扱う古典や指導の順序等を工夫することが大切である。

(3) 仮名の書

仮名の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

(ア) 古典の書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成

(イ) 意図に基づいた表現

- イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。
- (ア) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
 - (イ) 線質や書風と用筆・運筆との関わり
- ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。
- (ア) 古典に基づく基本的な用筆・運筆
 - (イ) 連綿と単体，線質や字形を生かした表現

ここでは、「書道 I」における「(3)仮名の書」に関する指導事項を示している。

「仮名の書」とは、仮名を書いた書という意味で、特に平安時代の「仮名の書」の伝統に立脚した書をいう。漢字を交えた詩歌や文章，語句などの場合でも，平安時代の「仮名の書」の伝統を踏まえて表現されている書は「仮名の書」である。

三分野に関わる筆，墨，紙等の用具・用材の扱いについては，「(1)漢字仮名交じりの書」の指導事項のイ(ア)の解説に示しているが，それぞれの分野の特質を踏まえ，主に「仮名の書」に関わることについては，「(3)仮名の書」のイ(ア)の解説に示している。

指導に当たっては，〔共通事項〕との関連を図り，書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって，作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

- ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら，次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

この事項は，「(3)仮名の書」における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力であり，作品を構想し表現を工夫して表すことをねらいとしている。「(3)仮名の書」に関わる「知識」はイ，「技能」はウに示している。

「(3)仮名の書」の学習では，作品を構想し表現を工夫する過程で，新たな知識や技能を習得すること，既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから，**知識や技能を得たり生かしたりしながら**としている。このように知識や技能の習得は，作品を構想し表現を工夫する過程で行われるものである。

ここでは，知識及び技能を習得してから，構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては，〔共通事項〕との関連を図り，書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって，作品を構想し表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

- (ア) 古典の書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成

この事項は，「(3)仮名の書」における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力であり，**古典の書風に即した用筆・運筆，字形，全体の構成**を構想し工夫することをね

らいとしている。

「仮名の書」は、平安時代の「仮名の書」を基盤としているところから、小・中学校国語科の書写で学習した仮名、特に行書に調和する仮名との関連に配慮する必要があるが、用筆・運筆、字形や線質には大きな違いがある。「仮名の書」の古典の学習を通して、用筆・運筆、字形、全体の構成について表現効果との関連を考えて、作品を構想し表現を工夫することが大切である。

「仮名の書」の**古典**とは、一般に「古筆」とも称される典麗・優雅な平安時代の仮名の古典を指す。その書風は、時代ごとの美意識を反映し実に多彩である。

書風とは、線質、字形、構成などからもたらされる書きぶりであり、用筆・運筆の違いなどから生じる筆者や作品ごとの様々な表現上の特徴をいう。

古典の書風に即したとは、古典の臨書活動を通して、「仮名の書」の用筆・運筆及びそこに見られる線質、字形、全体の構成等を構想し工夫することに生かすことを指す。

「臨書」とは、書の古典と向き合い学習することであり、臨書という言葉は創作に対応させて用いられることが多い。「仮名の書」における臨書には、原本に極めて忠実に原寸で行う方法と、中字・大字仮名等への展開を見据えて拡大して行う方法とがある。鑑賞との関連を図りながら、古典を精選して臨書することによって、用筆・運筆の技能を身に付け、さらに、字形の特徴、全体の構成を生かして表現を工夫することができるようになる。その際、臨書の学習が技能習得のみを目指した活動に偏らないようにすることが重要である。

用筆・運筆の用筆とは、筆の使い方、また、筆毛の働かせ方のことであり、柔らかさと弾力性のある毛筆を使いこなすための技能をいう。また、**運筆**とは、筆の運び方のことである。様々な古典の書風に即した用筆・運筆の技能を習得することで、作品を構想し表現を工夫する力を伸ばすことができる。

教材として取り上げる古典は、基本的な用筆や運筆のものを選定する必要があり、端正で優美な筆跡が適している。実際に古典を臨書することで、実感的に「仮名の書」の線の美に対する感性を養うことにもつながる。

字形とは、造形的な美しさを伴った文字の形のことである。仮名の字形は、中学校国語科の書写でも学習した字源が大きく関わっており、各字の成り立ちや字源に基づいて基本形が捉えられる。ただし、数文字を連続して書く「仮名の書」の特質から、平仮名や変体仮名の字形が一定の字形に固定していないことにも留意する必要がある。

全体の構成とは、構築的要素を指し、全体としてどのようにまとめるかという紙面構成のことであり、古来、布置とか章法と言われてきたことに当たる。全体の構成には、文字の大小や線の肥瘦はもちろん、文字群の配列、字間や行間、上下（天地）・左右の余白、墨の濃淡・潤濁などの要素が関わっている。

「仮名の書」では、平安時代以来、^{ことばがき}詞書や歌などを規則正しく配列した「行書き」の他、行の長短や^{ことばがき}詞書の高低、行間の余白を生かした構成として、「散らし書き」も行われてきた。散らし書きは、「仮名の書」の美を形づくる重要な要素であり、その美しさを感じ、自己の表現に生かそうとすることは、我が国の伝統的な書の美に対する感性を養うことにもつながる。

指導に当たっては、臨書活動を通して、実感的に身に付けた古典の書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成についての知識や技能を、表現効果と関連付けて考えることにより、創作活動における作品の構想や表現の工夫に生かすことができるようにすることが大切である。

(イ) 意図に基づいた表現

この事項は、「(3)仮名の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**意図に基づいた表現**を構想し工夫することをねらいとしている。

この事項は、主として創作活動に関する内容であるが、臨書活動にも当てはめることができる。

意図とは、内的欲求や外的刺激による感動によって起こる表現活動の原点というべきものである。臨書活動に際しては、扱う古典を選定する段階からの表現の意図を、創作活動に際しては、まず何をどのように表現したいのかという意図を設定し、作品の構想を「仮名の書」の特質に即して練り上げていく。生徒自ら表現意欲を高め、用具・用材を選定し、線質、字形、全体の構成、墨色、余白など、様々な面から構想し表現を工夫することに取り組めるよう、生徒の主体性を尊重することが大切である。

「創作」とは、新たなものを作りだし、作者自身の現在を表現しようとすることであり、新たな美を作りだそうとする能動的な活動である。臨書活動を通して身に付けた技能を生かしながら、普遍性に裏打ちされた自己の表出としての表現活動を行い、「仮名の書」の美に対する感性を養い、新たな美を生み出すことを目指し、生徒が主体的に考えられるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、「仮名の書」が我が国の伝統に立脚していることを踏まえ、「仮名の書」の古典のもつ伝統的な美を感受するとともに、主体的な意図に基づいて作品の構想と表現の工夫に取り組めるようにすることが大切である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「仮名の書」の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものであり、用具・用材の名称や用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(7) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**用具・用材の特徴と表現効果との関わり**について理解することをねらいとしている。

用具・用材とは、書表現するために用いる様々な道具・材料をいう。用具・用材は、それぞれの種類や形状によって特性や機能が異なり、ここでは特性や機能を総じて**特徴**として示している。また、それらの使い方や扱い方によって、同じ文字を書く場合にも表現は大きく左右される。したがって、用具・用材の特徴を理解し、初期の学習段階から適切に扱うことができるよう配慮することが大切である。その際、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、「仮名の書」の表現活動に適した基本的なものを中心に、その使い方や扱い方などを確実に理解できるようにすることが大切である。

「仮名の書」では小筆を用いることが多いが、弾力があり、穂先のまとまりのよいものが適している。一般的に穂先から3分の1ほどおろして用いることが多い。また、墨については、「仮名の書」に必要な暢達した線質を得るためにも、磨墨することを心がけたい。

紙は、通常、仮名用半紙や洋紙のロール紙など、滑らかで滲まず、墨もちのよい紙を用いる。古来より「仮名の書」で使用されてきた美しい加工を施した料紙に触れることは、「仮名の書」への興味を高めるとともに、用具・用材と表現効果との関わりを実感的に理解することにつながると考えられる。

また、用具・用材の使い方、扱い方や手入れの方法の指導に加え、それらを大切に扱う態度を養うことが必要であり、そのことが文字や書を愛好する心情を育てることにつながっていくのである。

なお、仮名を大字で書く場合は、加工紙などを用いることも多いが、筆や墨は「(1)漢字仮名交じりの書」や「(2)漢字の書」に準じてよい。

用具・用材の特徴と表現効果との関わりについては、用具・用材の特徴によって、線質等の書を構成する要素、そこから生じる表現性や表現効果が変わることを実感的に理解できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、用具・用材の特徴が「仮名の書」の表現効果及び「仮名の書」の美に大きく関わることを実感的に理解できるよう、種類等の違いのある用具・用材を体験する活動を設定することが大切である。

(1) 線質や書風と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**線質や書風と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。

線質とは、書かれた線のもつ性質を指し、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、陰しさ、深さなどの質感を指す。古筆と称される典麗・優雅な平安時代の仮名の古典に見られる線質は、一般的に線が細く曲線的で、流れるような律動感がある。

書風とは、線質、字形、構成などからもたらされる書きぶりであり、用筆・運筆の違い

などから生じる筆者や作品ごとの様々な表現上の特徴をいう。

用筆・運筆の用筆とは、筆の使い方、また、筆毛の働かせ方のことであり、**運筆**とは、筆の運び方のことを指す。ただし、用筆・運筆という語は、古来様々な用いられ方をしてきており、用筆と運筆の解釈にも諸説がある。

用筆・運筆は、姿勢や執筆法と深く関連している。執筆法とは筆の持ち方のことで、**単鉤**、**双鉤**といった指法や、**懸腕**、**提腕**、**枕腕**などの腕法などがある。

線質や書風と用筆・運筆との関わりとは、「仮名の書」特有の線質や古典の書風がどのような用筆・運筆によって生み出されているのかを理解することである。

「(3)仮名の書」の学習では、小・中学校国語科の書写で学習してきた指法・腕法といった執筆法を更に発展させたものとなり、また、用筆・運筆についても、「仮名の書」特有の筆運びや律動性・リズム、連綿に象徴される文字群の捉え方、余白への意識などについて、新たに学習し理解することが求められるため、段階的に指導する必要がある。

また、古典の臨書活動を通して、運筆の遅速、緩急、また、墨色や墨量の違いにより線質が変化することを実感することで、それが書風の違いと関わっていることを理解することにつながるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、臨書活動を通して線質や書風と用筆・運筆との関わりを理解し、これを創作活動における作品の構想と表現の工夫に生かせるようにすることが大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「仮名の書」を効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。技能は、主として臨書活動を通して身に付けるが、技能を習得することのみを目的とする活動にならないようにすることが重要である。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 古典に基づく基本的な用筆・運筆

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**古典に基づく基本的な用筆・運筆**の技能を身に付けることをねらいとしている。

古典に基づくとは、古典による臨書活動を指し、臨書活動を通して「仮名の書」の基本的な用筆・運筆の技能を身に付けることである。

「仮名の書」における**基本的な用筆・運筆**については、特に、穂先の働かせ方、起筆・送筆・収筆などの筆使いが重要である。「仮名の書」は直線、曲線、転折、円運動、結びなどで構成され、用筆・運筆によって線質が変化する。すなわち、直線では速く、曲線ではゆったりと運筆し、転折では一旦止めて穂先の弾力を生かして突き返すといった、「仮名の書」の基本的な用筆・運筆の技能を身に付けることが大切である。

指導に当たっては、臨書活動を通して、その書風を生み出している基本的な用筆・運筆の技能を、表現効果との関わりを踏まえて身に付けることが重要であり、我が国特有の「仮名の書」の美に対する感性を養うことにもつなげられるよう指導することが大切である。

(1) 連綿と単体，線質や字形を生かした表現

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**連綿と単体、線質や字形を生かした表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。

連綿とは、二文字以上をつなげて書くこと、**単体**とは、仮名の一文字を指す。従来の「仮名の書」の学習では、単体を先習し、連綿へと展開することが行われてきた。しかし、**字形**に注目したとき、単体学習の前提として、仮名の単体の字形が必ずしもその字形に固定されたものではなく、連綿によって変化するということに留意する必要がある。また、仮名は表音文字であり、言語として二文字以上によって意味を成すため、言語としての「時間性」に基づき、必然的に何文字かが連続して書かれる連綿の中で、字形が形成されてきたことに配慮して指導することが重要である。

線質とは、書かれた線のもつ性質を指し、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、陰しさ、深さなどの質感をいう。連綿線は、文字と文字の接続線であるだけではなく、そこに表れる線質が「仮名の書」の美の重要な要素であるとともに、線質及び連綿という「運動性」が「仮名の書」特有の表現となり、多様な書風、ひいては「仮名の書」特有の表現性や風趣を生み出していることを理解できるように指導することが大切である。

連綿と単体、線質や字形を生かした表現の技能を身に付けるためには、まず連綿の学習について、運筆の律動性や筆脈の把握を通して、文字と文字を無理なく自然に続ける表現として捉え、その技能を身に付けることが大切である。連綿の視点で「仮名の書」を捉えることにより、「仮名の書」の特質及びそれを構成する諸要素の特性への理解が深まり、それにより「仮名の書」の技能の捉え方も深められることになる。単体の学習では、平仮名と変体仮名について基本となる字形と基本的な用筆・運筆を学習することから始めるが、初めて学習する変体仮名については、身近な用例を示すなどして関心を高め、表現の工夫へとつなげられるよう指導を工夫することが大切である。また、「B鑑賞」との関連を図り、片仮名も含め、各文字の字源や成立過程を踏まえることで、筆順や字形の理解にもつなげるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、作品を構想し表現を工夫するために必要な効果的な表現の技能を身に付けることができるよう、生徒の実態に応じて、取り扱う古典や指導の順序等を工夫することが大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」については、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書のよさや美しさを味わって捉えること。

(ア) 作品の価値とその根拠

(イ) 生活や社会における書の効用

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解すること。

(ア) 線質，字形，構成等の要素と表現効果や風趣との関わり

(イ) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化

(ウ) 漢字の書体の変遷，仮名の成立等

(エ) 書の伝統的な鑑賞の方法や形態

ここでは、「書道 I」における「鑑賞」に関する指導事項を示している。

今回の改訂では、アは鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する事項を、イは「知識」に関する事項を示している。

「書道 I」では、書の表現の方法や形式、多様性などについて理解したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値について考え、書のよさや美しさを味わい捉えたりすることをねらいとしている。

また、従前では「書の美しさと表現効果」と示していた内容を、鑑賞の観点を一層明確にするために、**線質，字形，構成等の要素**とそれら諸要素の**表現効果や風趣との関わり**と具体的に示すこととした。

鑑賞とは、表現されたものの特性、表現効果、価値などを、美に対する感受性や知的理解の面から味わうことである。書の場合は、表現された文字の造形的な美しさに止まらず、書特有の多様な表現性が合わさることから^{にじ}滲み出る風趣、また、そこに込められた筆者の思いを見て楽しむとともに、作品の筆者・時代・内容・形式などを探求するということを指している。書の有するよさや美しさは筆者の意図するところであるが、同一人が、時と場合によって表現と鑑賞のいずれの立場にも立ち得る。したがって、作品を構想し表現を工夫するために名筆を鑑賞することや、鑑賞を深めるために実際に書くことは、ともに必要なことである。このように、表現と鑑賞とは相互に有効に作用するものであるので、表現の活動に偏ることなく、表現と関連付けて鑑賞について指導することが大切である。また、鑑賞は「A表現」の臨書の学習の充実を図る上でも重要である。

今回の改訂においても、鑑賞の指導を一層重視しており、生徒が楽しく書に関わり、書の高さや美しさを語るができるようにするという視点から、鑑賞の授業を工夫することが求められる。生徒を取り巻く文字環境から書の高さや美しさを発見し、それを味わうとともに、生涯にわたり書に親しみ、書を愛好する心情や豊かな心の育成を図ることが大切である。

扱う教材としては、「(1)漢字仮名交じりの書」では平安時代の名筆から近現代の作品、「(2)漢字の書」では中国・日本の各書体の古典の名跡から近現代に至る作品、「(3)仮名の書」では平安時代の古典の名跡から近現代に至る作品にまで視野を広げ、生徒の実態に応じて適切な教材を選択することが大切である。

また、これらの豊富な教材を整理して系統的に提示することが大切であり、実物や印刷物の他、視聴覚機器、情報機器、地域の文化財や人材、美術館や博物館などの施設を活用したり、直接体験したりすることも考えられる。

指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」と「知識」とを関連させて指導するとともに、「A表現」の学習との関連を図ることに留意することが大切である。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書の高さや美しさを味わって捉えること。

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、**書の高さや美しさを味わって捉えること**をねらいとしている。鑑賞領域に関わる「知識」はイに示している。

「書道Ⅰ」では、書の美を味わって捉える過程で、新たな知識を習得することや、既に習得している知識を活用することの両方が大切であることから、**知識を得たり生かしたりしながら**としている。このように、知識の習得は、書の高さや美しさを味わって捉える過程で行われるものである。ここでは、知識を習得してから、書を味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、書の高さや美しさを味わって捉えることができるようにすることが大切である。

(ア) 作品の価値とその根拠

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**作品の価値とその根拠**について考え、書の高さや美しさを味わって捉えることをねらいとしている。

作品の価値とは、古典の書跡、近現代の名筆、生徒自身が書いた作品を含めた、あらゆる書に対して感じられる高さや美しさ、また、その高さや美しさに対する評価をいう。

その根拠とは、書による高さや美しさをもたらす基本となる書を構成する要素である線質、

字形、構成、それらにより生じる変化や律動などの表現性や、それらが複合して生じる調和などの表現効果や風趣をいう。人が書のおよさや美しさを感じるのは、これらに美的価値を覚えるからである。ここでの線質とは、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、険しさ、深さなどの質感であり、字形とは、文字の造形及びその美しさなどである。また、構成とは、書かれた文字の大小、字間や行間、余白、点画の位置、方向、長短、曲直、肥瘦などの美的調和であり、風趣とは、崇高、清潔、温雅、泰然など、全体から感じられる風韻や趣、味わいである。これらの要素・観点から、作品の価値とその根拠を考え、書のおよさや美しさを味わって捉えることができるようにすることが大切である。

作品のおよさや美しさの根拠は、生徒が自らの感性に触れ、第一印象として漠然とよいと感じたり、あるいは、強い、ゆったりとしているなどと感じた直感的感覚を分析的に探求する中で見つけ出すものである。こうした直感的鑑賞は、鑑賞の基礎となる。直感的に把握された作品や書のおよさや美しさを更に分析的に捉えるためには、その根拠を探るための観点を学習することが必要になる。そのため、初期の段階では、評価が定まっている古典を対象にし、生徒の理解に応じて、他の古典と対比したり、線質、字形、構成等の書を構成する要素、変化、律動、性情等の表現性、さらには、調和等の表現効果や風趣に関する観点を示唆したり、古典に関連する知識を提示したりする方法が考えられる。

指導に当たっては、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」、さらに、生徒の作品を含む身の回りの書などについて、幅広く関心を抱けるようにし、生徒が感じた第一印象を、自らの言葉で表現するだけでなく、その印象をもたらす根拠について考えることができるよう指導することが大切である。また、言語活動を通して、感じたことを言葉で表現したり、考えを伝え合い深めたりすることも大切である。

なお、生徒の関心や学習状況に応じて、自身の作品や他者の作品を鑑賞の対象とし、表現活動との関連を図った指導を工夫することが大切である。

(1) 生活や社会における書の効用

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**生活や社会における書の効用**について考え、書のおよさや美しさを味わって捉えることをねらいとしている。

生活や社会における書の効用とは、生活や社会において、書がどのような役割を果たし、影響を及ぼしてきたかを指す。書は、芸術性のみではなく実用性をも兼ねそなえ、相互に関連し合いながら発展してきており、生活や社会における書の効用は大きく、文化としての側面ももつことから奥が深い。

人は、言語を通して物を考え、意思の疎通を図り、様々な歴史の事実や文化を伝えてきた。言語には音声言語と文字言語とがあるが、後者は、時間と距離を超越して内容を伝達することのできる人類独自の文化である。文字は様々な方法によって表現されるが、最も一般的に行われるのは「書く」という行為である。

現代では、様々な情報機器の普及により、文字を書く場面が次第に減少する傾向にあり、

毛筆の使用は、特別な活動や非日常的な場面に限られるようになりつつある。しかし、身の回りには依然として表札、看板をはじめ、野外の石碑、書籍の題字、贈答品の表書き、ポスター、ラベルなど、毛筆で書かれた文字を見かけることは多い。これは、毛筆や手書きによる表現の効果や価値が社会で共有されているためであろう。

また、日常的な手書き文字の他にも、書き初めや賞状など、文化の一部を担う毛筆の使用や、書に魅力を感じて室内に飾ったり、美術館や博物館、展覧会に足を運んで書を鑑賞したりすることもよく行われている。現代の生活や社会における書は、実用書の他、染書や陶書などの工芸的な要素の多いものまで、広く応用されている。

指導に当たっては、作品や書に目を向けるだけではなく、こうした生活や社会の中で果たしている幅広い書の役割について考えるようにすることが大切である。書が日常生活の中で何気ない形で効用を発揮し活用されていることに気付くことは、書への興味・関心を育てるとともに、書の学習で得たものを自らの生活や社会の中で主体的に生かす意識を育み、書を通して心豊かに生活や社会を創造していく態度を養うことにもつながっている。

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解すること。

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、書のよさや美しさを味わって捉える過程を通して実感的に習得されるものであり、作品の名称や鑑賞に関する用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、書のよさや美しさを味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(ア) 線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり**について理解することをねらいとしている。

線質とは、線の強さ、豊かさ、艶やかさ、軽やかさ、険しさ、深さなど、様々な質感を有する線に関わる特性を指す。線質は、無限に変化し、「造形性」だけでは語りつくせない書の特質を担っている。

字形とは、造形的な美しさを伴った文字の形をいい、筆順や用筆・運筆における「運動性」などの諸要素と結びついて表出する。

構成とは、文字単位の構成と全体の構成のことをいう。文字単位の構成は、文字全体とその文字を構成する個々の点画に細分できる。全体の構成は、文字の大きさ、文字群の配

列、字間や行間、上下（天地）・左右の余白などに細分できる。

風趣とは、これら諸要素の特性の働きによって生じる様々な表現性が重層的・複合的に合わさることにより、作品全体から滲み出る様々な風韻や趣、味わいをいう。

線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わりとは、線質、字形、構成等の要素により生じる表現性と、それらがもたらす表現効果や風趣との関係を指し、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図る学習により理解が深められることになる。

指導に当たっては、書のおよさや美しさを生む諸要素及びそれらの特性の働きによって生じる表現性、表現効果や風趣のそれぞれの関係について、学習段階に応じて実感的に理解できるよう工夫し、書の表現の多様性について幅広く理解できるようにすることが大切である。また、鑑賞活動で育成される資質・能力は、臨書活動や創作活動における「思考力、判断力、表現力等」と関連が図られることで一層深まっていくものであり、「B鑑賞」において習得した知識と、「A表現」の構想と表現の工夫とが連動するようにすることが大切である。

(イ) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**日本及び中国等の文字と書の伝統と文化**について理解することをねらいとしている。

文字と書の伝統と文化とは、日本及び中国等における文字文化の歴史と、今日に至る長い書の歴史の中で育まれた伝統と文化の広がりを用いる。

エジプト、メソポタミア、インド、中国は、世界の古代文明発生の地といわれ、それぞれに文字文化を有していたことが伝えられている。しかし、それらの大半は消滅してしまい、唯一漢字だけが今も継続して使用されている状況にある。

日本及び中国等とは、毛筆で書かれた文字が書として芸術の領域まで昇華している日本、中国、朝鮮半島など、主として、東アジアに属する漢字文化圏を指している。

漢字が伝わる以前の我が国は、固有の書き言葉をもっておらず、当初は中国、朝鮮半島等を経由して伝わった漢語を咀嚼し受容していった。その後、漢語を消化していく中で、片仮名が工夫された。また、日本語を漢字で表記しようとしていく過程で、草仮名、変体仮名、平仮名を生み出し、やがて漢字と併せて表記することが行われるようになった。

我が国と中国は政治、経済、文化の交流が深く、我が国の書も中国の書を受容することから始まり、やがて中国の書とは異なる、和様と呼ばれる日本独自の書の美の表現を確立していった。

指導に当たっては、日本や中国等における文字と書の伝統と文化の広がりや、我が国が中国の書を受容しつつ、独自の書の伝統と文化を形成し発展させたことについて理解できるようにすることが大切である。

(ウ) 漢字の書体の変遷、仮名の成立等

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**漢字の書体の変遷、仮名の成立等**について理解することをねらいとしている。

漢字の書体の変遷とは、篆書、隷書、草書、行書及び楷書の五つの書体の変遷をいう。**仮名の成立**とは、変体仮名、平仮名及び片仮名の種類と成立をいう。その際、草書との関わりについて触れ、その関連を理解できるようにすることが大切である。

漢字は、その実用的な面から、また、先人の感性により字画の整理・簡略化、筆使いの合理化が行われたことにより、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの書体が成立した。我が国では、日本語を漢字で表記していく過程で、我が国独自の草仮名、平仮名、片仮名を生み、漢字と併せて表記するようになった。また朝鮮半島においては、15世紀にハングルが作られている。

また、本来性格を異にする漢字と仮名を混用することによって日本語を表記するに至った経緯に加え、その調和美を誇る平安朝の「仮名の書」の古典から近現代に至る文士等の筆跡や、広く評価される近現代の名筆など、様々な「漢字仮名交じりの書」を広く教材として取り上げ、「漢字仮名交じりの書」の成立について実感的に理解できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、名称や成立順序等を記憶することを目的とするような活動にならないよう留意し、各時代の文化と関連をもっていることに触れるなど、その歴史的な展開の中で理解できるようにすることが大切である。

(エ) 書の伝統的な鑑賞の方法や形態

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**書の伝統的な鑑賞の方法や形態**について理解することをねらいとしている。

伝統的な鑑賞の方法や形態については、鑑賞の場と表装の形式に大別できる。

鑑賞の場として、例えば日本の場合、生活様式の変化に伴って、床の間や茶室、書斎など、日本独自の建築様式で書は鑑賞されてきた。表装の形式には、壁面で鑑賞する形式の代表的なものに掛け軸がある。軸は条幅を表装する一般的形式であるが、他にも対句を左右の幅に書き分ける対聯、横長の作品を巻物のような仕様にして壁面に飾る横披、扁額や洋額、色紙や短冊、扇面や団扇、また、屏風や衝立、襖などもあげられる。一方、机上で鑑賞する形式には、卷子本、冊子本、折帖がある。また日本独自の形式に、古典の断簡を貼り込んだ手鑑や、詩歌を書写した懐紙がある。

生徒を取り巻く生活や社会においては、多様な文字文化が広がっており、例えば、神社仏閣などの境内にある扁額や石碑などを活用することも考えられる。学校や生徒の実態に応じて、こうした地域の文化財や美術館、博物館などを活用することによって、鑑賞の場、表装の形式を実感的に理解できるようにすることも大切である。また、教科書の他、必要に応じて真跡、拓本、複製、印刷図版、さらに、視聴覚機器、情報機器等を効果的に活用して、指導を工夫することが考えられる。

指導に当たっては、作品が本紙だけではなく表装と一体化して一つの表現を生み出して

いることを理解できるようにすることが大切である。また、教科書で取り上げられる漢字の古典の多くは拓本によるものであることから、拓本には、石刻全体を見るのに適した整本（全撮本）や、手元で細部を見るのに適した剪装本などの形式の違いがあることを理解できるようにすることも大切である。

なお、作品を鑑賞するにあたり、鑑賞する上で守るべきマナーを身に付けることや、鑑賞する際の心構えについて理解できるよう指導することも大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である。また、それは、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことであると考えられる。書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動を通して一体的に育成されることが重要である。

今回の改訂では、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」、「B鑑賞」、〔共通事項〕で内容の全体を構成し、芸術科書道において育成を目指す資質・能力を一層明確にするとともに、生徒が感性を働かせて感じ取ったことをもとに、思考、判断、表現したり、鑑賞したりする一連の学習過程を大切にすることを求めている。

「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わるができるようにすることを目指している。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。

イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、「知識」に関する資質・能力として示しており、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、また、それらの指導を通して適切に指導する必要がある。また、〔共通事項〕は、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の学習に共通の支えとなる知識であり、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点というべきものでもある。同時に、〔共通事項〕の中で示す書独自の特質は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形づくってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもある。

その指導内容は、以下の四つの視点から捉えられる。

① 時間性と運動性

書は、言葉を書き記す芸術であることから、言葉による「時間性」を特質として必然的に担っている。また、記録された文字や文字群、表現された書は、時や時代を超えて継承され、生活や社会の歴史と伝統をその「時間性」をもって後世に伝えることで、文化を形づくってきた。

また、書は「一回性」という特質をもっている。点画に基づく文字の構築性を規範とし、言語としての組み立てや構造を辿り書き進められる過程に生じる「運動性」、つまり身体の動きや用筆・運筆における遅速や緩急、紙面に対する筆圧の強弱、運筆の途中における間などが、そのまま視覚化・具体化されることによる「一回性」は、書の「時間性」と「運動性」によって生じる特質である。

② 書の表現性

言葉の意味内容を正確に記録し伝えることを超え、芸術としての書の表現では、更に「いかに伝えるか」が意図される。筆者の思いや感興を、書の様々な特性を有効に機能させて、より美しく、より豊かに伝えることが書の表現の根幹であり、そのために活用され工夫される表現上の特性が「表現性」である。書の「表現性」は重層的であり、それらが複合的に合わさって生じる「表現効果」は更に様々に変容する。

書の「表現性」とは、以下の③に示す「書を構成する要素」の複合的な働きにより生じるもので、「変化」、「律動」、「性情」などがあげられる。

「表現性」が重層的・複合的に合わさることにより書的美が生成される時、その美を美たらしめる表現上の効果が「表現効果」であり、背反する諸要素の「造形性に基づく調和」や、「言葉と表現の調和」などがあげられる。こうした表現効果やそこに生成された美は、鑑賞を通して、更に「風趣」として捉えられる。「風趣」としては、力強さや穏やかさ、爽やかさや静けさなどの直感的な印象をはじめ、作品全体から滲み出る風韻、趣、雅致、品格などがあげられる。

③ 書を構成する要素

「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の三分野に共通の「書を構成する要素」として、以下のものがあげられる。これは、書を書として成立させ、書特有の「表現性」を生み出す具体的な書の構成要素として位置付けられる。

- ・用具・用材の特性や用筆・運筆から生まれる「線質」
- ・書風が端的に表れ、書風を形づくる「字形」
- ・文字構成、全体の構成等の「構成」

これらを支える要素として、さらに、「墨色」や「余白」等を含めて考えることもできる。上記の「書を構成する要素」は、三分野での独自性はあるものの、三分野で共通に理解が必要であり、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解を深めたり生かしたりすることが重要である。「書を構成する要素」の特性を効果的に働かせることにより多様な「表現性」が生まれ、それらが重層的・複合的に合わさり、様々な「表現効果」や「風趣」がもたらされることになる。

④ 造形性と空間性

書は視覚芸術であり、造形芸術である。それゆえ、書には、視覚によって捉えられる文字及び文字群の造形がある。表現においては、文字としての規範性を確保しながら、表現上の対象として様々に文字及び文字群の造形を工夫することになる。均斉、均衡、変化、統一等の「造形性」に、「時間性」や「運動性」が生み出す「律動性」が加わって様々な「形態美」が生じ、その先に「調和の美」がもたらされる。加えて、用具・用材による濃淡・潤濁等の「墨色の美」、用筆・運筆や筆鋒^{ひっぽう}の開閉から生まれる「線の美」も「造形性」を担うものとして捉えることができる。

一方、書は平面芸術でありながら、表現においては言葉を書き記し、鑑賞においては書かれた過程、書きぶりを読み解くことから、「時間性」を特質としてそなえている。また、身体の動き、「運動性」がそのまま視覚化・具体化される書は、平面の表現形式でありながら立体的な運動がそこに刻まれ、余白にも視覚上の造形を超えた意味や価値が込められている。鑑賞においても、言葉や運筆のつながりによる余韻や間を感じ取るなど、「運動性」を読み取ることが求められる。このように、書は、「時間性」と「運動性」の複雑な関連に基づく書独自の「空間性」を特質として併せもつ。

そこで構想され鑑賞される美は、用筆・運筆の「運動性」による動静、緩急、抑揚、強弱、伸縮、軽重、気脈等の「線の美」や、言葉及び運筆の「時間性」による「余白の美」などということになる。さらに、筆者の思いや感興を背景に、「時間性」や「運動性」、「空間性」等の特質を強く帯びて生じる書の美は、書のよさや美しさの本質とも言うべき「風趣」へとつながることになる。

上記の四つの視点のうち、①及び②は主に以下のア、③及び④は主に以下のイに当たる。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること**をねらいとしている。

用筆・運筆の用筆とは、筆の使い方、また、筆毛の働かせ方のことであり、**運筆**とは、筆の運び方のことを指す。**用筆・運筆**を通して、筆者の思いや感興などが緩急・抑揚となり、線の軽重や強弱となって表れる。

書は言葉を書き記す芸術であり、その過程はおおよそ次のように進んでいく。

まず、紙に対して起筆に向かう空間での運動があり、起筆し、送筆を経て、収筆に至り、一つの点画となる。収筆は、次の起筆へ続く運動を内包し、空中での運動を経て、次の点画の起筆へとつながる。この繰り返しによって一つの文字となり、文字群となり、言葉や文章が形成され、視覚化されていく。この一連の過程における筆の使い方や運び方が**用筆・運筆**であり、紙に対する筆管及び穂の角度や筆圧、速度の変化等が一体となって展開して

いく。古来、用筆には、直筆・側筆^{ちよくひつ}、方筆・円筆^{るほう ぞうほう}、露鋒・蔵鋒^{ろほう ぞうほう}、順筆・逆筆^{ふぎよう}、俯仰等の要素があり、運筆には、筆圧の軽重、遅速、緩急、筆脈・気脈等の要素があり、両者は様々なに連動しあって働く。ここでの用筆・運筆は、書の表現を「時間性」ならびに「運動性」の視点から捉えることを示している。

表現性とは、言葉による記録・伝達の機能を保ちながら、「いかに伝えるか」を意図し、「書を構成する要素」の特性を効果的に働かせ、より美しく、より豊かに伝えるために活用し工夫される書独自の表現上の特質のことである。

用筆・運筆から生み出される書の表現性とは、用筆・運筆から生み出される太細、強弱、遅速、緩急等の主に「線質」に関わる「変化」、用筆・運筆における「律動」、また、「運動性」の背景となる「性情」などを示している。

表現効果とは、上記の用筆・運筆から生み出される「表現性」の他、様々な書特有の「表現性」が重層的・複合的に複雑に合わさることによって生まれる、美を美たらしめる表現上の効果のことである。「表現効果」は、書特有の「表現性」の働きに加え、鑑賞される場や方法・形態や、表装の効果などにも影響を受け、また、鑑賞者の鑑賞力にも左右されながら成立しうるものである。多様な書の「表現効果」は、鑑賞を通して、「風趣」として捉えられることもある。「風趣」には、作品に対する直感的印象や作品に見られる部分的な特徴に対する印象といったものから、作品全体から^{にじ}滲み出る風韻や趣、味わいといった高次で包括的な作品の捉え方や感じ方までが含まれ、この「風趣」こそが、書のよさや美しさの本質であるとも考えることもできる。

指導に当たっては、用筆・運筆から生み出される「表現性」と、そこから生じる「表現効果」や「風趣」との関わりについて考えさせられるよう留意することが重要である。表現においては、思いや感興、意図に応じて最適に「表現性」を働かせ、「表現効果」を意図して構想しながら、表現を工夫できるように、鑑賞においては、書の「表現性」と「表現効果」との関わりから作品や書を読み解くことを意識できるように指導を工夫することが大切である。

イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること**をねらいとしている。

書を構成する要素とは、用具・用材の特性や用筆・運筆から生まれる「線質」、書風を形づくる「字形」、文字構成、全体の構成等の「構成」であり、「墨色」や「余白」等を含めて考えることもできる。

書を構成するこれらの要素は、それぞれに効果を生むだけでなく、互いに関連しながら働くことで、書特有の「表現性」を生み、さらに、「表現性」が重層的・複合的に合わさって多様な「表現効果」や「風趣」を生じさせる。「書を構成する要素」の相互の関連

がもたらす働きにより生成される「表現性」として、例えば、「変化」、「律動」、「性情」があり、「表現効果」としては、「紙面上の造形的な調和」、「題材となる言葉と表現との調和」、さらに、それらが鑑賞されることで捉えられる「風趣」等があげられる。

表現と鑑賞の活動を通して、「書を構成する要素」についての理解を深め、それらを表現に生かす技能に習熟するとともに、それら相互の関連がもたらす働きやその多様性と効果について理解を深めることが大切である。そうすることにより、書の特質である「造形性」や「空間性」への理解も深まり、書の「表現性」や「表現効果」を意図して構想し表現を工夫したり、書の美を捉え考えたりするための資質・能力が養われることになる。

指導に当たっては、「書を構成する要素」を単独で捉えるのではなく、表現や鑑賞の活動を通して、「書を構成する要素」相互の関連がもたらす働きを実感的に理解できるようにすることが大切である。また、これらの要素は、技能の習得に伴って理解が深められる側面もあるが、表現における技能習得の経験を鑑賞での考える活動と関わらせながら理解を深め、書のよさや美しさの理解へと導くことが大切である。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るものとする。

ここでは、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項を相互に関連付けて、「A表現」及び「B鑑賞」の関連を図りながら指導することにより、広く書に関わる資質・能力を育成することを示している。

「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」のそれぞれの「A表現」の指導では、「B鑑賞」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「A表現」での学びを深め、「B鑑賞」の指導においては、「A表現」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「B鑑賞」での学びを深められるよう、常に相互に関連を図りながら展開させていくことが大切である。

(2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、それぞれア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。

「A表現」の(1)、(2)及び(3)のそれぞれのア、イ及びウの各事項は、アが「思考力、判断力、表現力等」、イが「知識」、ウが「技能」に関する資質・能力を示し、その内容を構成している。ア、イ及びウに示す各事項は、原則として、それぞれの一つ以上又は全部を関連付けて指導を行うこととしている。

「B鑑賞」の(1)のア及びイの各事項も同様に、アが「思考力、判断力、表現力等」、イが「知識」に関する資質・能力を示し、それぞれの内容を構成している。ア及びイに示す各事項は、原則として、それぞれの一つ以上又は全部を関連付けて指導を行うこととしている。

(3) 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書及び行書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、また、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書てんを加えることもできる。

「A表現」の(1)、(2)及び(3)の三分野のそれぞれで扱う書体等については、「(1)漢字仮名交じりの書」では、中学校国語科の書写を受けて、漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名を扱うこととしている。「(2)漢字の書」では、楷書及び行書とし、生徒の特性等によっては草書、隸書及び篆書てんを加えることもできるとしている。草書は、「(3)仮名の

書」の学習での理解をより深めること、隸書は、文字の点画構造が楷書に近く、書体の変遷の視点からも双方の書体への理解が深められること、篆書は、「3 内容の取扱い」の(6)で「篆刻、刻字等を扱うよう配慮する」と示していることなどを踏まえ、関連付けて指導したり、幅広く学習したりすることができるようにしている。また、「(3)仮名の書」では、従前どおり平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとしている。

楷書、行書、草書、隸書及び篆書の五つの書体の学習は、総合的に書に対する理解を深めるために必要であるが、この場合の草書、隸書及び篆書の指導は、楷書や行書に優先するものではなく、「書道Ⅰ」では基礎的な楷書及び行書の学習を充実させることが大切である。

「(3)仮名の書」での変体仮名の扱いについては、生徒の興味を高める上で、仮名の古典を理解したり表現の幅を広くしたりする観点から取り上げるものとする。

(4) 内容の「A表現」の(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。

「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」において、臨書及び創作を通して指導することは従前と変わりはない。臨書の指導については、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」との関連に配慮した上で、学習の系統性を考慮し、適切な指導計画を立てる必要がある。また、創作の指導については、臨書での学習を基礎として、生徒が主体的に構想し、目的や意図に応じた効果的な表現や用具・用材の特徴を生かした表現等を工夫することで自己実現をし、達成感を味わえるようにすることが大切である。創作での作品の構想の際、倣書等を段階的に扱うことも有効である。

(5) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、知識として位置付けている。「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導内容ならびに学習活動の中で常に意識され、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの学習を通して育成される資質・能力と併せて育成されるよう指導することが大切である。

〔共通事項〕のアは「用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること」、イは「書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること」とし、それぞれの内容を示している。

〔共通事項〕における基本的な視点として、①時間性と運動性、②書の表現性、③書を構成する要素、④造形性と空間性の四つの視点をあげているが、①及び②は主にア、③及び④は主にイに該当する内容となっている。

(6) 内容の「A表現」の指導に当たっては、篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする。

「篆刻、刻字等」とは、篆刻、刻字の立体的表現を中心に、陶芸や染色などの工芸的要素を含む表現の領域を示したものである。「扱うよう配慮するものとする」とは、「書道 I」での立体的表現等を扱う唯一の機会であることを踏まえて、可能な限り扱うようにするということである。

篆刻については、基本的には篆書を用いることが一般的であるが、姓名印等では平仮名、片仮名、アルファベット等を扱うこともある。したがって、篆刻の作品を構想する段階では、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」で示した指導内容を踏まえ、生徒が主体的に意図に基づいて構想できるようにすることが大切である。刻印の段階では、書を立体化することによる刻線のよさや美しさを理解し、表現を工夫していくことができるよう指導することが大切である。また、刻字については、漢字を中心に、仮名や漢字仮名交じり文を扱うことも考えられ、その制作過程における指導は、篆刻と同様に考えることが可能である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、書体が変遷していく過程で文字が刻されてきたことと関連付けて、文字文化の視点から、書の伝統と文化を理解できるよう指導することが大切である。また、「書道 I」では、基礎的な内容のものを中心に取り扱い、それにより書を生活に生かす態度を育てるとともに、他の芸術分野との関連について考える機会とすることも大切である。

なお、これらの活動に要する用具・用材の準備や管理、取り扱い方の指導については十分な配慮が必要である。特に 印刀、鑿、彫刻刀等を正しく慎重に扱うことや、片付けの仕方などの安全指導を適切に行い、事故の防止に努めなければならない。貸し出しする道具については、番号の記入や劣化の点検などを行い、その管理の徹底を図る必要がある。

(7) 内容の「A表現」の指導に当たっては、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮するとともに、高等学校国語科との関連を図り、学習の成果を生活に生かす視点から、目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるよう配慮するものとする。

中学校国語科の書写で培ってきた書写能力を更に高めるといった観点から中学校国語科との関連を十分に考慮するとともに、実生活・実社会との関わりを踏まえて効果的に文字を書く活動の充実を図ることや、文字文化への理解を更に深める観点から高等学校国語科との関連を図っていくことが必要である。

なお、硬筆についても、生活や社会との関わりから再認識し、生活に生かすという観点から、目的や用途に応じて、「A表現」の各分野で取り上げるよう配慮するものとする。

(8) 内容の「B鑑賞」の(1)のイのウの指導に当たっては、漢字仮名交じり文の成立

について取り上げるようにする。

従前は、「B鑑賞」において、漢字の書体の変遷、仮名の成立等について扱い、国語表記の経緯について触れることを示唆する内容にとどめていたが、今回の改訂では、漢字の書体の変遷と仮名の成立に加えて、「漢字仮名交じり文の成立」を取り上げることを示している。

日本における国語表記の経緯及び漢字仮名交じり文の成立について学習することは、我が国の固有の文字文化への理解を深めることにつながる。また、これは、生活や社会の中の文字や書について学ぶことの意義に気付いたり、書の伝統と文化の視点から、書のよさや美しさを捉えたりする上でも重要であり、「書道Ⅰ」から「書道Ⅲ」への系統性にも配慮しながら指導することが大切である。

(9) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るためには、「A表現」及び「B鑑賞」を通して、適切な言語活動を設定して、生徒が協働的に学習を進められるよう指導を工夫することが大切である。

「A表現」については、生徒が作品の題材となる言葉を選定したり、自ら言葉を紡ぎ出したりする場面において、言語活動を効果的に位置付け、意見交換しながら意図や構想を練り上げ、意図に基づいた作品の構想と表現の工夫へつなげていく活動となるよう指導を工夫することが大切である。また、「B鑑賞」との関連を図り、作品の構想や表現の工夫、表現の変容過程について発表して他者に伝えたり、互いに批評し合ったりするなどの言語活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することが求められる。

「B鑑賞」については、言語活動を通して、作品自体に存在する美について、その美を構成する要素やそこから生じる表現性、表現効果や風趣への視点から作品や書を捉えられるようにすることが大切である。

また、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図り、それぞれの学びの成果が効果的に生かされるよう配慮するとともに、「A表現」及び「B鑑賞」での言語活動では、〔共通事項〕で示した四つの視点を生徒が適切に活用できるよう指導することが大切である。

(10) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、書道の諸活動を通して、生徒が文字や書と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。

芸術科書道の学習は、言葉を題材として扱うことから、「A表現」の三分野における表現活動は、自ずと実用的側面と芸術的側面をもつ。また、〔共通事項〕で示しているとおおり、

書は多層的な独自の在り方により芸術として成立している。こうした書独自の在り方は、生活や社会の中で、今日まで、書の伝統と文化として長く継承されてきており、今なおその価値や効用は社会で共有されている。表現や鑑賞の活動の場面においては、書道の幅広い活動を通して、文字や書のよさや美しさ、価値や効用と生活や社会との関わりについて実感できるよう指導することが大切である。

このような学習を通して、生徒が生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を身に付けることができるよう指導を工夫することが大切である。

(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

生徒一人一人が自ら主体的に構想し工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値がある。同様に、自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性にも価値があることを理解し、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。

こうした態度を育成することは、書に限らず、様々な場面での生徒一人一人の表現活動に関連して重要であるだけでなく、今後の社会生活の中で、書の伝統と文化の継承、発展、創造を維持していく上でも重要であることを理解できるよう指導することが大切である。

また、必要に応じて、書に関する著作権などの知的財産権にも触れることとしている。

創造的に表現された書の作品はもちろんのこと、題材とする詩文や和歌、俳句などの作品にも原則として著作権があり、他者の詩文や和歌、俳句などを題材として書の作品を表現する場合には、原則として著作権者の了解が必要となる。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要はないとされている。しかし、他者の著作物を題材とした生徒作品をホームページなどに掲載したり、授業とは無関係に展覧会に出品したりする場合は、例外となる条件を満たさないことになる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後、法人が著作者の場合は公表後それぞれ70年を経たものは、著作権がなく自由に利用できるとされている。

第11節 書道Ⅱ

1 性格

「書道Ⅱ」は、「書道Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道Ⅱ」は、「書道Ⅰ」での学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

「書道Ⅱ」においても、「書道Ⅰ」と同様に、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けた上で、「A表現」の指導事項を各分野とも「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」に分けて示し、「B鑑賞」の指導事項を「思考力、判断力、表現力等」及び「知識」に分けて示している。

「書道Ⅱ」では、従前と同様に、「(1)漢字仮名交じりの書」について、その内容を一層深める観点から必ず扱うものとし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」については、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、いずれか一つ以上を選択して扱うことができるようにしている。

2 目標

「書道Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「書道Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道Ⅱ」の目標は、**書道の創造的な諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**書に関する見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、

判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関することを示すことによって構成されている。

(1)は、表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、習得されたり活用されたりする知識と、効果的に表現するための技能に関する目標、(2)は、作品の構想と表現の工夫、鑑賞における思考、判断に関する目標、(3)は、主体的に学習に取り組む態度、生涯にわたり書を愛好する心情などに関する目標を示している。(1)及び(2)は、「書道Ⅱ」の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導事項に位置付けられているが、(3)については、それらを指導する中で、一体的に身に付けられるものであることに留意する必要がある。

「書道Ⅱ」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではないことは、「書道Ⅰ」と同様である。

書道の創造的な諸活動を通してとは、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の各領域・分野の学習を深める活動を通してという意味である。従前と同様に「A表現」の三分野のうち(1)を扱うとともに、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野と「B鑑賞」を学習することとし、生徒の実態に応じて、創造的な表現や鑑賞の学習を展開することとしている。

書に関する見方・考え方については、「書道Ⅰ」と同様であり、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方を十分に働かせて、表現や鑑賞の創造的な活動を展開する必要がある。

生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力については、「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、各領域・分野における学習を深め、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における創造的で個性豊かな表現活動へとつなげることをねらいとしている。

科目の目標(1)

(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。

(1)は、「書道Ⅱ」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深める**ことが「知識」に関する目標であり、**書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示している。

書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとは、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、書特有の用具・用材の特徴、書を構成する様々な要素、用筆・運筆と様々な書の表現性、表現効果や風趣との関わり、書の様々な表現形式などについて、また、文字と書の伝統と文化、書の美と時代などとの関わりについて、表現や鑑賞の創造的な諸活動

を通して理解を深めることである。

書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能とは、「書道Ⅰ」での学習を発展させ、臨書活動においては、取り扱う古典の幅を広げ、古典における線質、字形、構成等の要素とそこに生じる表現性、表現効果や風趣を捉え、古典の特徴を生かして効果的に作品として表現する技能であり、創作活動においては、意図に基づいて作品を構想し、古典の特徴を生かしながら作品として効果的に表現する技能を示している。

「書道Ⅱ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解を深められるようにすることが大切である。

「書道Ⅱ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、個性豊かに表現を工夫していく過程で、効果的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。

(2)は、「書道Ⅱ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉え**ることが鑑賞領域に関する目標を示している。

書のよさや美しさを感じとは、「書道Ⅰ」での学習を踏まえ、書のよさや美しさを直感的に受け止め、それが活動の契機となることを示しており、「書道Ⅱ」では感受を深めることが大切である。

意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫するとは、「書道Ⅰ」での学習を受け、感興や意図に応じて、創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することである。その過程で、知識や技能を活用しながら、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、実感的に表現活動を展開できるようにすることが大切である。

作品や書の伝統と文化の意味や価値を考えとは、「書道Ⅰ」と同様であり、書の様々な表現、書の伝統と文化について、そのよさや美しさを分析的に捉えたり、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義などについて深く考えたりすることである。

書の美を味わい深く捉えたりするとは、「書道Ⅰ」での学習を踏まえ、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、作品や書のよさや美しさを感じ取り、それを生み出す根拠を考え、感性を働かせて、評価しながら作品や書を深く捉えることである。

「書道Ⅱ」における「思考力、判断力、表現力等」については、感じたことを言葉で表現したり、意見を交換したりして、考えを深めていく言語活動を適切に位置付け、「A表現」

と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(3)は、「書道Ⅱ」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

主体的に書の創造的な諸活動に取り組みとは、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点をもって主体的に書の表現や鑑賞の創造的な活動に取り組むことを示している。

生涯にわたり書を愛好する心情を育むとは、「書道Ⅰ」での学習を踏まえ、生徒が身近な手書き文字や名筆への関心をもち、作品や書に興味・関心を抱き、生涯にわたり、主体的に書と豊かに関わるができる資質・能力を育成することである。書を深く味わって捉える活動を通して、書表現したり鑑賞したりすることの意味や価値を実感し、書の現代的意義を考えることで、生涯にわたり書を愛好する心情を育てることが求められる。

感性については、「書道Ⅰ」と同様であり、書の特質に根ざした感性を意味している。表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生徒が書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもつことで、一層高められるようにすることが大切である。ここでは、特に言語活動の充実を図ることが重要となる。

書の伝統と文化については、「書道Ⅰ」と同様であり、これまでの書としてのあらゆる表現、書に関わる思索など、各時代で新しく生み出された価値や今日まで受け継がれてきた有形・無形の成果の総体を指している。表現や鑑賞の創造的な活動を通して、書の伝統と文化について理解が深められるよう指導を工夫することが大切である。

書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養うとは、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、書の表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義などについて考え、多様な文字や書と豊かに関わることで、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」の三つの分野から構成されている。各分野の指導事項のうち、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」、ウは「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 漢字仮名交じりの書

漢字仮名交じりの書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて構想し工夫すること。

(ア) 目的や用途、表現形式に応じた全体の構成

(イ) 感興や意図に応じた個性的な表現

(ウ) 現代に生きる創造的な表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 漢字仮名交じりの書を構成する様々な要素

(イ) 名筆や現代の様々な書の表現と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 目的や用途、意図に応じた効果的な表現

(イ) 漢字と仮名の調和等による全体の構成

ここでは、「書道Ⅱ」における「(1)漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅱ」における「(1)漢字仮名交じりの書」は、「書道Ⅰ」の内容を受けて、創造的な表現活動を通して、学習を深めることができるよう内容を示している。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて構想し工夫すること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫して表すことをねらい

としている。「(1)漢字仮名交じりの書」に関わる「知識」はイ、「技能」はウに示している。

「書道Ⅱ」においては、「書道Ⅰ」での学習を受けて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程で、新たな知識や技能を習得すること、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから、**知識や技能を得たり生かしたりしながら**としている。

ここでは、知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

(7) 目的や用途，表現形式に応じた全体の構成

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力であり、**目的や用途，表現形式に応じた全体の構成**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」における「ア(7)漢字と仮名の調和した字形，文字の大きさ，全体の構成」，「ア(4)目的や用途に即した表現形式，意図に基づいた表現」の内容を一層深めたものである。

目的や用途については、実用的な表現と芸術的な表現があり、生徒が主体的にそれぞれにふさわしい**表現形式**を工夫できるようにすることが大切である。

実用的な表現形式は、目的や用途が実用を目指しているということである。芸術的な表現形式については、半紙，条幅，色紙，短冊，扇面等の伝統的な様々な表現形式の他，大きさや形などは生徒の創造的な構想により，自由に工夫されることも考えられる。

全体の構成とは、紙面全体に占める文字や文字群と余白との関係や，文字と文字，文字群と文字群とのつり合いをいう。

目的や用途，表現形式に応じた全体の構成とは、漢字と仮名の調和と紙面全体のまとまりを図りながら，自身の思いや感興を効果的に表現するために，実用的な表現と芸術的な表現の両側面それぞれでの目的や用途，表現形式に応じて，全体の構成を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫するということである。

また，今日の生活や社会での日常的な書字の実態に鑑み，特に「(1)漢字仮名交じりの書」においては，横書きによる表現活動を取り扱う場合も考えられる。書の伝統に対する理解を図りながら，生徒の表現の意図を尊重し，生徒が主体的に構想し個性豊かに表現を工夫できるようにすることが大切である。

指導に当たっては，生徒が自身の思いや感興に即して心に響く言葉を主体的に選定したり紡ぎ出したりできるよう，また，その目的や用途，表現形式に応じて，適切かつ効果的に全体の構成を構想し表現を工夫できるよう指導することが大切である。

(4) 感興や意図に応じた個性的な表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**感興や意図に応じた個性的な表現**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ア(イ)目的や用途に即した表現形式、意図に基づいた表現」のうち、「意図に基づいた表現」の内容を一層深めたものである。

感興とは、例えば芸術や自然などの美に触れた時や、詩歌や文章を読んで感動した時などに、他者からの刺激を受け、内からわき起こる感慨をいう。その感興をより効果的に表現しようとする思いが**意図**である。

感興や意図に応じたについて、「(1)漢字仮名交じりの書」においては、生徒にとって心に響く言葉を題材とし、その言葉と自身との関わりをもとに、自身の内からわき起こる思いや感興をいかに効果的に表現するかが意図であり、その思いや感興、意図に応じて作品を創造的に構想し、書を通して自身の思いを伝えるために、表現性の働かせ方や表現効果の生かし方を工夫するということである。

個性的な表現とは、感性を働かせて、作品を構想し表現を工夫して自身の思いや感興を表す自己表現であり、まず、自分自身を再確認し、自己の意図を十分に生かそうとする意欲がそのもととなる。また、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」での古典の臨書活動を通して効果的な表現の技能を身に付けたり、名筆や現代の書の様々な表現を生かしたりすることで、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図り、多様な美の表現に触れたり、言語活動を通して様々な個性に触れたりすることにより、視野を広げ、感性を高め、自身の意図に基づいて、作品を創造的に構想したり個性豊かに表現を工夫したりできるよう指導することが大切である。

また、感興や意図に応じて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫し、作品を完成させていく一連の過程を通して、生徒自らによる計画的な表現活動の中で、主体的に自己実現を図るとともに、活動の全体を振り返ることで自己課題を見出し、次の表現活動へと発展的につなげることができるよう指導することが大切である。

(ウ) 現代に生きる創造的な表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**現代に生きる創造的な表現**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ア(ウ)名筆を生かした表現や現代に生きる表現」のうち、特に「現代に生きる表現」の内容を一層深めたものである。

現代に生きる創造的な表現とは、多様な感性や価値観に基づいて形づくられている現代の社会とそこでの生活の中で、効果的に活用された書、個性豊かに表現された書を指している。

現代の社会で生活する生徒にとって、生徒自身が表現しようとする思いや感興、意図は、

現代に裏打ちされた感性から生じるものであり、現代の多様な書の表現や美への関心を高めることは、生徒が作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する上で、確かな素地となる。

指導に当たっては、「B鑑賞」とも関連を図りながら、「現代」という視点から、書の表現を捉え、その意味や価値、書の美の効用について考え、現代の生活や社会と関わらせながら、創造的で豊かな表現活動へとつなげることが重要である。また、言語活動を活用して、書に対する様々な感性や捉え方に触れることも大切である。現代という視点をもつことにより、書の伝統と文化への新たな関心をもつことにもつながるよう指導することが大切である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字仮名交じりの書」の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めることをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものである。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 漢字仮名交じりの書を構成する様々な要素

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、**漢字仮名交じりの書を構成する様々な要素**について理解することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「イ(ア)用具・用材の特徴と表現効果との関わり」の内容を一層深めたものである。

「書道Ⅱ」では、漢字の書体については「書道Ⅰ」で学習する楷書、行書に加え、草書や隷書も扱うことから、表現形態も多様なものとなる。「書道Ⅰ」での学習を発展させ、用具・用材の特徴について理解を深め、「漢字仮名交じりの書」の創造的な作品の構想、個性豊かな表現の工夫に生かせるよう指導することが大切である。

漢字仮名交じりの書を構成する様々な要素として、「線質」、「字形」、「構成」があり、これらを支える要素として「墨色」、「余白」等がある。

「線質」については、その基本的な技能や知識は、主に「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の学習を通して身に付けることになるが、「(1)漢字仮名交じりの書」の学習では、線質から生じる表現効果として、「漢字仮名交じりの書」の表現に必要な漢字と仮名の調和について理解を深められるよう指導を工夫することが大切である。

また、線質に直接関わる、より基本的な要素である用具・用材については、「書道Ⅰ」では、意図する表現に適合する用具・用材を工夫して用いることを扱った。「書道Ⅱ」では、実用的な表現であれ、芸術的な表現であれ、用具・用材の特徴とそこに生じる表現性について理解を深めることが大切である。また、表現と鑑賞との関連を図り、用具・用材の特徴と表現性、表現効果や風趣との関わりについて実感的に理解を深められるようにすることが大切である。

「字形」については、「書道Ⅰ」のア(7)でも示しているとおり、漢字と仮名の調和した字形による表現を工夫することが大切である。字形は、用筆・運筆における遅速・緩急等の「運動性」とも関わりながら成立するもので、字形による調和を考え理解するためには、字形がいかにか成り立つかについても併せて理解する必要がある。

「造形性」を担う文字構成・全体の構成等の「構成」については、特に「漢字仮名交じりの書」では、全体の構成について実用的な表現と芸術的な表現の両側面の視点から理解を深めることが大切である。実用的な表現においては、伝統的に継承されてきた書式があるが、芸術的な表現の学習を通して身に付け理解した表現性や表現効果は、実用的な表現の場でも生かされるものであり、実用的な表現と芸術的な表現を関連付けるような指導の工夫が大切である。

また、全体の構成に関わり、「造形性」を担う要素として「余白」がある。余白に象徴される「空間性」は、他の芸術と大きく異なる書の特質であり、余白は同じく書の特質である「時間性」や「運動性」とも直接関わる要素である。「漢字仮名交じりの書」では特に題材となる言葉がもつ「時間性」やリズムとも大きく関わり、例えば、句点や読点を省略することに代わる役割を果たすなど、余白の意味や効果、余白の美について理解を深めることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕に示した視点や内容を踏まえ、表現及び鑑賞、言語活動を通して、その理解が更に深められ、創造的な作品の構想や個性豊かな表現の工夫につながるよう指導することが大切である。

(1) 名筆や現代の様々な書の表現と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字仮名交じりの書」における**名筆や現代の様々な書の表現と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「イ(1)名筆や現代の書の表現と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。

名筆とは、「漢字仮名交じりの書」に限定することなく、古典から近現代までの優れた書をいう。

現代の様々な書の表現とは、古典等の書の伝統と文化を継承した書の他に、新たな発想や手法に基づいて表現された書、伝統に裏打ちされた「漢字の書」及び「仮名の書」の枠組みで括りきれない書、そして、現代の生活や社会に様々な形で生かされている書を示している。

「(1)漢字仮名交じりの書」では、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」と異なり、臨書活動を通して表現力を養うための評価の定まった古典が少ない中で、漢字仮名交じり文で表現された肉筆等を参考にし、学習の幅を広げることが大切である。例えば、名筆としては、平安時代以降の漢字と仮名が一つの典籍の中に渾然^{こんぜん}一体となって調和している古典文学や絵巻の詞書^{ことばがき}などの書写本があげられる。一方で、「漢字の書」や「仮名の書」の古典の多様な表現を発展させたり、生徒にとって身近な現代の様々な書の表現を生かして表現したりすることも重要となる。

用筆・運筆との関わりとは、これらの名筆や現代の様々な書の表現が、どのような用筆・運筆によって生み出されているのかを実感的に理解することであり、「書道Ⅱ」では、取り扱う表現の幅を広げていくことが重要である。

指導に当たっては、「B鑑賞」との関連を図りながら、言語活動を通して、名筆や現代の様々な書の表現と用筆・運筆との関わりについて考える機会を設定することが大切である。また、生徒自身の表現における用筆・運筆の効果について考え、実感的に理解できるようにすることも大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「漢字仮名交じりの書」を効果的に表現するための技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、「共通事項」との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 目的や用途、意図に応じた効果的な表現

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、**目的や用途、意図に応じた効果的な表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ウ(ア)目的や用途に即した効果的な表現」の内容を一層深めたものである。

目的や用途、意図については、実用的な表現と芸術的な表現の両側面がある。実用的な表現については、小・中学校国語科の書写及び「書道Ⅰ」で学習してきた、文字や書の伝統と文化に基づく表現形式や書式が学習の中心となり、表現における効果の対象は主として目的や用途として捉えられる。一方、芸術的な表現については、生徒自身の内からわき起こる思いや感興を表現するために、自身の言葉や心に響く他者の言葉を題材として表現

されるのであり、表現の核となる自身の思いや感興をいかに効果的に表現するかという意図が表現における効果の対象となる。

目的や用途、意図に応じた効果的な表現の技能については、実用的な表現であれ、芸術的な表現であれ、「伝える」ことがまず意識されなければならず、実用的な表現では、目的や用途に即して適切かつ効果的に伝えるための技能が、芸術的な表現では、意図に応じて効果的に伝えるための技能が必要となる。その際、実用的な表現では、小・中学校国語科の書写及び「書道Ⅰ」での書式及び表現形式の学習で身に付けた「伝達」を念頭に適切に表現する技能に加え、文字と書の伝統と文化の視点から、効果的に表現する技能を身に付ける必要がある。一方、芸術的な表現では、伝達という目的や用途を超えて、表現の核となる自己の思いや感興、そして、自分自身を、より効果的に伝えるという意図に応じて表現するための技能を身に付けることが必要となる。

「(1)漢字仮名交じりの書」における技能は、主に「(2)漢字の書」や「(3)仮名の書」の表現や鑑賞を通して身に付けた技能を基盤として、「(1)漢字仮名交じりの書」の表現に活用することになるが、「漢字仮名交じりの書」の特質に応じた表現の工夫は不可欠であり、名筆等の鑑賞や言語活動を通して感性を高めるとともに、技能を高められるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、特に意図に関わり、題材となる言葉の選定の過程に留意することが重要であり、生徒自身の内からわき起こる思いや感興と、言葉との関係から表現の意図を生徒自身で思い描き、その意図に基づいて作品を創造的に構想し効果的な表現の工夫へとつなげられるよう指導することが大切である。また、「B鑑賞」の学習や言語活動を活用して、効果的な表現のための様々な工夫に触れることにより、目的や用途、意図に応じた効果的で個性豊かな表現の技能を身に付けられるよう指導することが大切である。

(イ) 漢字と仮名の調和等による全体の構成

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、**漢字と仮名の調和等による全体の構成**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ウ(イ)漢字と仮名の調和した線質による表現」の内容を一層深めたものである。

「漢字仮名交じりの書」は、漢字仮名交じり文で書かれた詩文等を題材とする。さらに、生徒の日常的な言語生活においては、漢字、仮名の他、数字やアルファベットなどが自然に混在している。「漢字仮名交じりの書」における調和を図るに当たっては、異なる体系の複数の文字種が混在することに留意しなければならない。

漢字と仮名の調和等については、小・中学校国語科の書写でも学習してきた、文字の大きさによる調和等の他、中学校での「行書に調和する仮名」のように、運筆における「運動性」、律動性・リズム、気脈等による調和、また、「書道Ⅰ」で扱った線質による調和などがある。

漢字と仮名を調和させるには、漢字と仮名それぞれの特質を踏まえつつ、用筆・運筆に

ついて相互に歩み寄るといった工夫と、それを実現するための相応の技能の習得が必要となる。ただし、調和を図ったとしても、「漢字仮名交じりの書」には「読まれる」という特性があり、可読性を阻害するものであっては、適切かつ効果的な表現とは言えない。

また、漢字と仮名の調和の他、言葉と表現の調和、つまり、題材となる言葉や詩文の内容と書の表現との関係における調和が重要となる。これは、書の表現性が複合的に合わさり生じる表現効果であり、風趣と併せて重要な書の特質である。特に、「漢字仮名交じりの書」は言葉の内容と書の表現との関連が強く、「漢字仮名交じりの書」における表現の工夫は言葉と表現との調和に結実するとも言える。

全体の構成とは、紙面上の全体のまとめ方を指す。「漢字仮名交じりの書」では、漢字と仮名の調和がまず考えられるが、「書道Ⅱ」では、漢字と仮名の調和を生かして、題材となっている言葉や詩文の内容、その作品を通して表現しようとする思いや感興と、表現との調和による作品としてのまとまりを、そこに生じる表現効果の視点から捉えることが大切である。そこでの全体の構成が、諸要素及びそこから生じる表現性の調和により見事に成立した時、そこに生じる表現効果や作品全体から醸し出される風趣をもって、表現された思いや感興が伝わり、見る者の心を動かすことにつながるのである。

指導に当たっては、感興や意図に応じて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫できるように、効果的な表現の技能を身に付けるとともに、自己表現としての表現活動において、完成した作品の姿を思い描く構想力と、それを支え作品を完成へと導く知識と表現の技能を身に付けられるよう指導することが大切である。また、身に付けた知識や技能を適切に活用できるようにすることが大切であり、その過程で知識や技能は更に深まっていくことになるのである。

(2) 漢字の書

漢字の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

(ア) 表現形式に応じた全体の構成

(イ) 感興や意図に応じた個性的な表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 漢字の書を構成する様々な要素

(イ) 古典の特徴と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 古典に基づく効果的な表現

(イ) 変化や調和等による全体の構成

ここでは、「書道Ⅱ」における「(2)漢字の書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅱ」における「(2)漢字の書」は、「書道Ⅰ」の内容を受けて、創造的な表現活動を通して、学習を深めることができるよう内容を示している。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫して表すことをねらいとしている。「(2)漢字の書」に関わる「知識」はイ、「技能」はウに示している。

「書道Ⅱ」においては、「書道Ⅰ」での学習を受けて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程で、新たな知識や技能を習得すること、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから、**知識や技能を得たり生かしたりしながら**としている。

ここでは、知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

(ア) 表現形式に応じた全体の構成

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**表現形式に応じた全体の構成**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」における「ア(ア)古典の書体や書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成」の内容を一層深めたものである。

「漢字の書」における**表現形式**については、伝統的な形式と現代的な形式、実用的な形式と芸術的な形式、あるいは、書かれる詩文の内容による形式、用途の違いから生じる形式などがあげられる。

伝統的な形式には、条幅、^{へんがく}扁額、^{かんす}卷子（巻物）、^{おりじょう}折帖、^{びょうぶ}屏風、色紙、短冊、扇面などがある。条幅や^{へんがく}扁額などは、かつては実用性が強いものであったが、現代では芸術的な形式として活用されることが多い。ここでは、書は古来、伝統的に縦書きで表現されてきたことを踏まえることが大切である。例えば、^{へんがく}扁額が縦一文字の縦書きであることや、扇面等の伝統的な全体の構成について取り上げることなども考えられる。

現代的な形式は、これら伝統的な形式にとらわれず、現代の生活や社会における新たな感覚で工夫されたものがあり、形・素材も様々で、特定の名称で表し得ないことも多い。

書かれる詩文の内容による形式には、例えば、^{ついれん}対句を対聯にする、禅語を一行ものにするなどがある。

用途の違いから生じる形式には、和室に掛ける場合、洋間で鑑賞する場合、学校・公共施設等で展示・鑑賞する場合などに適した形式が考えられる。

表現形式に応じたとは、こうした様々な表現形式のもつ意味や効果を理解し、それに応じて全体を構成していくことである。

全体の構成とは、紙面全体に占める文字や文字群と余白との関係や、文字と文字、文字群と文字群とのつり合いをいう。ここでは、様々な表現形式のもつ特徴を理解し、それに応じて、全体の構成を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することが求められる。

なお、全体の構成を構想し工夫することについては、「書道Ⅰ」での学習を踏まえ、表現形式に応じて、選定した詩文の文字数に対して紙の大きさや形などを適切に選択できるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、伝統的な形式及びそれに基づく全体の構成を踏まえた上で、創造的に表現の幅を広げることができるよう、また、現代の生活や社会における新たな感覚で作品を構想したり表現を工夫したりすることができるよう配慮して指導することが大切である。

(1) 感興や意図に応じた個性的な表現

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**感興や意図に応じた個性的な表現**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ア(イ)意図に基づいた表現」の内容を一層深めたものである。

感興とは、例えば芸術や自然などの美に触れた時や、詩歌や文章を読んで感動した時などに、他者からの刺激を受け、内からわき起こる感慨をいう。その感興をより効果的に表現しようとする思いが**意図**である。

感興や意図に応じたについて、「(2)漢字の書」の表現活動では次の二つが考えられる。一つは、生徒にとって心に響く語句や詩文等が先にあり、その言葉と自身との関わりからわき起こる感興や意図に応じて作品を構想する場合である。もう一つは、このように表現したいという構想に即して、語句や詩文等を選定していく場合で、例えば、長条幅に連綿草で、流動的で各行の呼応を図った全体の構成を表現の意図とし、それにふさわしい詩文等を選定し、古典から集字して表現することなどである。

個性的な表現とは、感性を働かせて、作品を構想し表現を工夫して自身の思いや感興を表す自己表現であり、まず、自分自身を再確認し、自己の意図を十分に生かそうとする意欲がそのもととなる。また、多様な古典の臨書活動を通して、各書体の古典の特徴と用筆・運筆との関わりについて理解を深め、そこで触れる様々な書風が筆者の個性的な表現であることに気付くことができるようにするとともに、効果的な表現の技能を身に付けたり、古典の様々な表現を生かしたりすることで、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、多様な古典の臨書活動を通して表現の幅を広げるとともに、「B鑑賞」との関連を図り、多様な美の表現に触れたり、言語活動を通して様々な個性に触れた

りすることにより、視野を広げ、感性を高め、自身の意図に基づいて、作品を創造的に構想したり個性豊かに表現を工夫したりできるよう指導することが大切である。

また、感興や意図に応じて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫し、作品を完成させていく一連の過程を通して、生徒自らによる計画的な表現活動の中で、主体的に自己実現を図るとともに、活動の全体を振り返ることで自己課題を見出し、次の表現活動へと発展的につなげることができるよう指導することが大切である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字の書」の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めることをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものである。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 漢字の書を構成する様々な要素

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**漢字の書を構成する様々な要素**について理解することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「イ(ア)用具・用材の特徴と表現効果との関わり」の内容を一層深めたものである。

「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」で学習する楷書、行書に加え、草書、隸書及び篆書も扱うことから、表現も多様なものとなる。「書道Ⅰ」での学習を発展させ、用具・用材の特徴について理解を深め、「漢字の書」の創造的な作品の構想、個性豊かな表現の工夫に生かせるよう指導することが大切である。

漢字の書を構成する様々な要素として、「線質」、「字形」、「構成」があり、これらを支える要素として「墨色」、「余白」等がある。

「線質」は、書風を形成する重要な要素であり、主に用筆・運筆によって大きく変化するが、用具・用材の特徴が担う側面も大きく、毛筆の毛質や穂の形状、紙や墨の種類・原材料、硯の材質や鋒銚ほうせうの粗密などが、線質の美しさを生む。「書道Ⅱ」では、用具・用材の特徴についての理解を深めるとともに、そこに生じる表現性について、「漢字の書」の特質に即して理解を深めることが大切である。表現と鑑賞との関連を図り、用具・用材の特徴と表現性、表現効果や風趣との関連について実感的に理解を深められるよう指導を工夫することが大切である。

また、線質と同様に用具・用材の特徴に基づく要素として「墨色」があげられる。墨色とは、紙面に表された墨の色合いのことである。磨墨による墨の濃度、墨の種類や原材料

と紙の種類や原材料等のそれぞれの特性の関連によって生まれる墨色、そこに生じる濃淡や潤濁の変化が、墨色の美しさを生む重要な要素となる。

「字形」については、小・中学校国語科の書写で学習してきた楷書、中学校国語科の書写で学習した行書を基礎として、さらに、書体の広がりや理解し、「漢字の書」の古典を通して様々な書風について理解を深めていく中で、それぞれの書風に応じて字形も様々にあること、また、字形がそれぞれの書風を形づくる重要な要素であることについて理解を深めることが大切である。

「造形性」を担う文字構成・全体の構成等の「構成」のうち、文字構成については、書風と併せて考えることができる。全体の構成については、「書道I」での学習を踏まえ、文字同士の関係や、紙面における文字の大きさ、文字群の配列、字間や行間、上下（天地）・左右の余白などに加え、多様な紙のサイズや文字数、表現の意図や構想に応じて、効果的に工夫することが必要となる。創造的な作品の構想に基づいて個性豊かに工夫された表現、多様な形式や意図による表現に向けて、全体の構成、つまり表現としての総合的なまとめ方について、鑑賞や言語活動を通して理解を深めることが大切である。

また、全体の構成に関わり、「造形性」を担う要素として「余白」がある。余白に象徴される「空間性」は、他の芸術と大きく異なる書の特質であり、余白は同じく書の特質である「時間性」や「運動性」とも直接関わる要素であり、余白の意味や効果、余白の美について理解を深められるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕に示した視点や内容を踏まえ、表現及び鑑賞、言語活動の学習を通して、その理解が更に深められ、創造的な作品の構想や個性豊かな表現の工夫につながるよう指導することが大切である。

(1) 古典の特徴と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「漢字の書」における**古典の特徴と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。これは、「書道I」の「イ(1)書体や書風と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。

古典の特徴とは、各古典の書体や書風、古典特有の筆法、構成、線質、墨色など、様々な要素から生じる各古典特有の表現及びその多様性を指す。「書道II」では、学習する古典の幅を広げ、「B鑑賞」との関連を図りながら、臨書活動を通して、「漢字の書」の表現の多様性を理解することが大切である。

用筆・運筆との関わりとは、各古典における線質、字形、構成などの特徴が、どのような用筆・運筆によって生み出されているのかを実感的に理解することである。

漢字には、楷書、行書、草書、隸書及び篆書の五つの書体があり、それぞれに固有の特徴がある。また、時代ごとの美意識を反映させながら、同じ書体であっても用筆・運筆の違いなどから生じる様々な書風の古典が存在している。「書道I」では、中学校国語科の書写での学習を踏まえ、楷書及び行書における基本的な用筆・運筆を基礎として、書の表

現の基本となる用筆・運筆を、楷書及び行書の古典を中心に、書風とその表現を通して学習した。「書道Ⅱ」では、楷書及び行書に加えて、草書、隸書、篆書^{てん}の各書体を学ぶことから、用筆・運筆についても多様化する。書体の違いや様々な個性に基づく書風に触れ、その用筆・運筆を体験的に学んだり鑑賞したりする活動を通して、筆法への理解を一層深められるよう指導することが大切である。また、「B鑑賞」との関連を図りながら、多様な古典の臨書活動を通して、古典の特徴と用筆・運筆との関わりを理解し、表現の幅を広げていくことが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」とも関連を図りながら、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう、生徒の特性を考慮して、学習する古典を段階的に示したり古典を主体的に選定できるようにしたりすることが大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「漢字の書」を効果的に表現するための技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、「共通事項」との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 古典に基づく効果的な表現

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**古典に基づく効果的な表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ウ(ア)古典に基づく基本的な用筆・運筆」の内容を一層深めたものである。

古典に基づく効果的な表現の技能を身に付けるためには、学習する古典の範囲や種類を広げ、「B鑑賞」との関連を図りながら、その臨書活動を通して、古典のもつ美を感受し、それを追体験することで表現の幅を広げていくことが大切である。ここでは、「書道Ⅰ」で身に付けた基本的な線質の表し方、用筆・運筆の技能を踏まえ、さらに、効果的な表現の技能を身に付けるために、「書道Ⅱ」で扱う五つの書体について、相互の関連性にも配慮して学習することが大切である。また、書風についても表現の幅を広げられるよう、臨書の対象となる古典について発展的なものを厳選することが重要である。

創作活動においては、自己表現へと発展させる拠り所が大切であり、その際、古典が大きな役割を果たすことを理解した上で、臨書活動を通して効果的な表現の技能を身に付けられるようにすることが大切である。

指導に当たっては、書体及び書風の多様化に対応し、どのような順序でどの古典を学ぶかに留意することが大切である。臨書や創作に関わらず、自身の思いや感興、意図に応じて主体的に表現する際には、様々な古典の臨書活動を通して身に付けた用筆・運筆及び用具・用材の特徴による線質や墨色、書風を大きく担う字形、余白の効果も含めた全体の構成などの技能を生かして、効果的に表現することが大切である。なお、臨書から創作へ発展させる際には、^{ほうしょ}倣書などの方法を活用することも考えられる。

(1) 変化や調和等による全体の構成

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**変化や調和等による全体の構成**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道I」の「ウ(1)古典の線質、字形や構成を生かした表現」の内容を一層深めたものである。

変化や調和とは、書の表現性や表現効果を最も端的に表すものであり、**全体の構成**の原理ともいえるものである。律動性や性情の表出などの表現性と同様に、書特有の表現性の一つである変化、また、それらが合わさって生じる表現効果である調和は、「漢字の書」に限ったものではなく、「漢字仮名交じりの書」及び「仮名の書」にも共通に、作品のまとまりとしての全体の構成を質的に支えるものである。また、そこに生じる表現効果は、風趣と併せて重要な書の特質であり、書によさや美しさを豊かなものとする。変化や調和は、書の表現において作品を構想し表現を工夫する際には、三分野のいずれであれ、いかなる表現であれ、常に意識されるものではあるが、書体や書風が多様な「漢字の書」で特に捉えやすく、その働きや効果を理解したり、技能を身に付けたりするためには、「漢字の書」での学習が最も適していると考えられる。

指導に当たっては、変化等の表現性、調和等の表現効果が全体の構成に及ぼす効果を実感的に理解するとともに、そこに生じる表現効果や風趣を、作品を構想し表現を工夫する中で効果的に生かすための技能を身に付けられるよう指導することが大切である。

(3) 仮名の書

仮名の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

(ア) 表現形式に応じた全体の構成

(イ) 感興や意図に応じた個性的な表現

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 仮名の書を構成する様々な要素

(イ) 古典の特徴と用筆・運筆との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 古典に基づく効果的な表現

(イ) 墨継ぎや散らし書き等による全体の構成

ここでは、「書道Ⅱ」における「(3)仮名の書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅱ」における「(3)仮名の書」は、「書道Ⅰ」の内容を受けて、創造的な表現活動を通して、学習を深めることができるよう内容を示している。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について構想し工夫すること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫して表すことをねらいとしている。「(3)仮名の書」に関わる「知識」はイ、「技能」はウに示している。

「書道Ⅱ」においては、「書道Ⅰ」での学習を受けて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程で、新たな知識や技能を習得すること、既に習得している知識や技能を活用することの両方が大切であることから、**知識や技能を得たり生かしたりしながら**としている。

ここでは、知識及び技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

(ア) 表現形式に応じた全体の構成

この事項は、「(3)仮名の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**表現形式に応じた全体の構成**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」における「ア(ア)古典の書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成」の内容を一層深めたものである。

「仮名の書」における**表現形式**については、例えば、色紙、短冊、懐紙、卷子（巻物）、冊子、折帖、屏風などの伝統的な表現形式があげられる。また、近年は条幅を用いた大字仮名や、伝統的な表現形式を額装した作品も多く見られる。我が国では、古来、懐紙を料紙の基本の大きさとしつつ、それをもとに色紙、短冊、カルタなどの大きさが定められ、扇面等も含め、多様な表現形式により「仮名の書」が表現されてきた。例えば、色紙における伝統的な書式としては、雁行や藤の花などに見立てた様々な散らし書きなど余白を生かした表現形式が今日まで受け継がれている。

表現形式に応じたとは、こうした様々な表現形式のもつ意味や効果を理解し、それに応

じて全体を構成していくことである。

全体の構成とは、紙面全体に占める文字や文字群と余白との関係や、文字と文字、文字群と文字群とのつり合いをいう。ここでは、様々な表現形式のもつ特徴を理解し、それに応じて、全体の構成を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することが求められる。

また、今日まで、行の長短や高低、行間、墨継ぎなどを工夫して、多様な散らし書きがなされているが、そうした全体の構成の単位をなすのが連綿であり、平仮名と変体仮名を交えて用いることによって、幅広い表現が可能となる。

指導に当たっては、全体の構成を構想し表現を工夫していく活動を通して、散らし書きによる余白の美に触れ、我が国独自の伝統と文化に親しみ、豊かに関わることにより、作品の構想や表現の工夫に生かすことができるよう指導することが大切である。

(1) 感興や意図に応じた個性的な表現

この事項は、「(3)仮名の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**感興や意図に応じた個性的な表現**を構想し工夫することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ア(イ)意図に基づいた表現」の内容を一層深めたものである。

感興とは、例えば芸術や自然などの美に触れた時や、詩歌や文章を読んで感動した時などに、他者からの刺激を受け、内からわき起こる感慨をいう。その感興をより効果的に表現しようとする思いが**意図**である。

感興や意図に応じたについて、「(3)仮名の書」の表現活動では、次の二つが考えられる。一つは、生徒にとって心に響く語句や詩歌等が先にあり、その言葉と自身との関わりからわき起こる感興や意図に応じて作品を構想する場合である。もう一つは、このように表現したいという構想に即して、語句や詩歌等を選定していく場合で、例えば、色紙に散らし書きで表現する場合、古典を参考にしながら各行の呼応を図った全体の構成を表現の意図とし、それにふさわしい詩歌等を選定し、古典から集字して表現することなどである。

なお、古典から集字する際には、「仮名の書」の特徴である連綿による連続性を表現できるように、連綿単位で集字することがより効果的である。

個性的な表現とは、感性を働かせて、作品を構想し表現を工夫して自身の思いや感興を表す自己表現であり、まず、自分自身を再確認し、自己の意図を十分に生かそうとする意欲がそのもととなる。また、「仮名の書」の古典の臨書活動を通して、そこで触れる様々な書風が筆者の個性的な表現であることに気付くことができるようにするとともに、効果的な表現の技能を身に付けたり、古典の様々な表現を生かしたりすることで、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、多様な古典の臨書活動を通して表現の幅を広げるとともに、「B鑑賞」との関連を図り、多様な美の表現に触れたり、言語活動を通して様々な個性に触れたりすることにより、視野を広げ、感性を高め、自身の意図に基づいて、作品を創造的に構想したり個性豊かに表現を工夫したりできるよう指導することが大切である。

また、感興や意図に応じて、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫し、作品を完

成させていく一連の過程を通して、生徒自らによる計画的な表現活動の中で、主体的に自己実現を図るとともに、活動の全体を振り返ることで自己課題を見出し、次の表現活動へと発展的につなげることができるよう指導することが大切である。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「仮名の書」の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めることをねらいとしている。

ここでの「知識」は、作品を構想し表現を工夫する過程を通して実感的に習得されるものである。また、知識を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解を深めることができるよう指導することが大切である。

(ア) 仮名の書を構成する様々な要素

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**仮名の書を構成する様々な要素**について理解することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「イ(ア)用具・用材の特徴と表現効果との関わり」の内容を一層深めたものである。

「書道Ⅱ」では、扱う古典の幅が広がることから、表現も多様なものとなる。「書道Ⅰ」での学習を発展させ、用具・用材の特徴について理解を深め、「仮名の書」の創造的な作品の構想、個性豊かな表現の工夫に生かせるよう指導することが大切である。

仮名の書を構成する様々な要素として、「線質」、「字形」、「構成」があり、これらを支える要素として「墨色」、「余白」等がある。

「線質」については、特に「仮名の書」では用具・用材の特徴が深く関わり、「仮名の書」の書風の違いも線質によって形づくられてきた。「仮名の書」では小筆を用いることが多いが、穂先の長さ、筆毛の固さや弾力等の特徴と、そこから生じる線質との関連について理解を深められるよう指導を工夫することが大切である。

「仮名の書」特有の暢達^{ちやうたつ}した線質を生むためには、磨墨や含墨量など、墨の扱いに関わる工夫が重要な要素となる。例えば、墨の原料による墨色や、磨墨による墨の濃淡の他、墨量による墨の潤濁等が、線質における伸びやかさや張りなどを左右することになる。また、「仮名の書」で古来より伝統的に用いられてきた美しい加工を施した料紙の他、洋紙に色や文様を印刷したものや、各古典専用の臨書用紙を用いるなど、紙に関わる工夫についても、「仮名の書」特有の線質、表現性、表現効果や風趣を生む要素となる。

「字形」については、表音文字である仮名が、意味を成す上で必然的に何文字かが連続して書かれる「連綿」という表現が行われてきたことを理解することが大切である。それを踏まえ、仮名の単体の字形が必ずしもその字形に固定されたものではないということ、

連綿が大きな原動力となって「仮名の書」の多様な書風が生まれてきたこと、連綿によって字形が変化すること、連綿線は単に文字と文字の接続線ではなく、それ自体が「仮名の書」の美の重要な要素であることなどの視点から、「仮名の書」の字形について理解することが大切である。

「造形性」を担う文字構成・全体の構成等の「構成」のうち、文字構成については、連綿の視点から捉えることが大切である。これは、仮名の字源や成立過程等の文字文化に関わる視点、書の変遷等の言語文化に関わる視点であり、書における言語の「時間性」及び書字における「運動性」の視点からの捉え方でもある。全体の構成については、行の長短や高低、行間や余白、墨継ぎ、多様な散らし書き、平仮名と変体仮名を交えた変化と調和など、「仮名の書」特有の表現について理解を深めることが大切である。

また、全体の構成に関わり、「造形性」を担う要素として「余白」がある。余白に象徴される「空間性」は、他の芸術と大きく異なる書の特質であり、余白は同じく書の特質である「時間性」や「運動性」とも直接関わる要素である。特に「仮名の書」では、「仮名の書」特有の散らし書きにおける余白の意味や効果、余白の美について理解を深めることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕に示した視点や内容を踏まえ、表現及び鑑賞、言語活動の学習を通して、その理解が更に深められ、創造的な作品の構想や個性豊かな表現の工夫につながるよう指導することが大切である。

(1) 古典の特徴と用筆・運筆との関わり

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、「仮名の書」における**古典の特徴と用筆・運筆との関わり**について理解することをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「イ(1)線質や書風と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。

古典の特徴とは、各古典特有の筆法、構成、線質、墨色など、様々な要素から生じる各古典特有の表現及びその多様性を指す。「書道Ⅱ」では、学習する古典の幅を広げ、「B鑑賞」との関連を図りながら、臨書活動を通して、「仮名の書」の表現の多様性を理解することが大切である。

用筆・運筆との関わりとは、各古典における線質、字形、構成などの特徴が、どのような用筆・運筆によって生み出されているのかを実感的に理解することである。

「仮名の書」は、時代ごとの美意識を反映させながら、多様な用筆・運筆から生み出される線質の差異によって、古典ごとの様々な書風を形づくってきた。「仮名の書」の古典の特徴を生み出す用筆・運筆は、まず筆の穂先が線の真ん中を通る直筆ちよくひつによる基本的な用筆・運筆、そして筆の腹を駆使した、穂先の開閉による厚みのある用筆・運筆、さらに、院政期の古筆に代表される穂先の命毛を生かした細身の線による用筆・運筆の、概ね三つに分類される。加えて、言語の「時間性」を運動に重ね合わせて「言語を書く」中で生じる、運筆上の遅速や緩急、抑揚、筆圧の変化、筆脈などの「仮名の書」特有の筆法につい

て理解を深めることが大切である。また、「B鑑賞」との関連を図りながら、多様な古典の臨書活動を通して、古典の特徴と用筆・運筆との関わりを理解し、表現の幅を広げていくことが大切である。

指導に当たっては、「B鑑賞」とも関連を図りながら、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう、生徒の特性を考慮して、学習する古典を段階的に示したり古典を主体的に選定できるようにしたりすることが大切である。

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、書の伝統に基づき、「仮名の書」を効果的に表現するための技能を身に付けることをねらいとしている。

ここでの「技能」は、作品を創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する過程を通して実感的に育成されるものである。また、技能を習得してから、構想し工夫するといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に身に付けられるようにすることが大切である。

(ア) 古典に基づく効果的な表現

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**古典に基づく効果的な表現**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ウ(ア) 古典に基づく基本的な用筆・運筆」の内容を一層深めたものである。

古典に基づく効果的な表現として、「仮名の書」では「書風」及びそれらを形づくる「線質」があげられる。これらの技能を身に付けるためには、学習する古典の範囲や種類を広げ、「B鑑賞」との関連を図りながら、臨書活動を通して、古典のもつ美を感受し、それを追体験することで表現の幅を広げていくことが大切である。また、効果的な表現の技能を身に付けるためには、様々な書風の古典の臨書活動を通して、表現の多様性に触れ、用筆・運筆との関わりから、構想した意図に即して効果的に表現を工夫する上での表現の幅を広げていくことが重要である。

創作活動においては、自己表現へと発展させる拠り所が大切であり、その際、古典が大きな役割を果たすことを理解した上で、臨書活動を通して効果的な表現の技能を身に付けられるようにすることが大切である。

指導に当たっては、書風の多様化に対応し、どのような順序でどの古典を学ぶかに留意することが大切である。創作活動においては、自身の思いや感興、意図を生かそうとする意欲が基盤となるが、臨書活動によって培われた多様な表現の技能を表現の工夫に生かして、効果的に表現することが大切である。なお、臨書から創作へ発展させる際には、**倣書**

などの方法を活用することも考えられる。

(1) 墨継ぎや散らし書き等による全体の構成

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**墨継ぎや散らし書き等による全体の構成**の技能を身に付けることをねらいとしている。これは、「書道Ⅰ」の「ウ(イ)連綿と単体、線質や字形を生かした表現」の内容を一層深めたものである。

「仮名の書」の**全体の構成**については、**墨継ぎや散らし書き等**が大きく関わっている。

墨継ぎとは、文字どおり含墨する箇所のことであり、**散らし書き**とは、行の長短や高低、行間の広狭こうきょうといった、余白を生かした「仮名の書」独自の紙面構成法のことである。墨継ぎの場所は、散らし書きの紙面構成において重要な役割を担っており、墨継ぎや散らし書きは、「仮名の書」における全体の構成を形づくる重要な要素である。墨継ぎによる墨量の変化や散らし書きによる余白の効果に加え、連綿による流動美や用筆・運筆の律動美などが複合し、「仮名の書」特有の構成美が形づくられる。こうした様々な要素がもたらす表現効果や意味を実感的に理解し、それに即して紙面を構成していく技能を身に付けることが求められる。

指導に当たっては、「仮名の書」特有の散らし書きによる余白の美、墨継ぎによる墨量の変化、連綿の流動美などが、全体の構成における美を形づくり、そして、表現効果や風趣へとつながることを理解し、全体の構成の技能を身に付けられるよう指導することが大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」については、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書よさや美しさを味わって深く捉えること。

(ア) 作品の価値とその根拠

(イ) 生活や社会における書の美の効用と現代的意義

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解を深めること。

(ア) 線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり

(イ) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化

(ウ) 漢字の書、仮名の書、漢字仮名交じりの書の特質とその歴史

(エ) 書の美と時代、風土、筆者などとの関わり

ここでは、「書道Ⅱ」における「鑑賞」に関する指導事項を示している。

今回の改訂では、アは鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する事項を、イは「知識」に関する事項を示している。

「書道Ⅱ」では、書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めたり、作品や書の伝統と文化の意味や価値、現代的意義について考え、書よさや美しさを味わい深く捉えたりすることをねらいとしている。また、「書道Ⅰ」の学習の上に立って発展的に内容を構成するとともに、幅広い観点から書よさや美しさを鑑賞し、その表現方法や形式、書の歴史や文化について理解を深めることなどを扱うこととしている。

指導に当たっては、「思考力・判断力・表現力等」と「知識」とを関連させて指導するとともに、「A表現」の学習との関連を図ることに留意することが大切である。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書よさや美しさを味わって深く捉えること。

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、**書よさや美しさを味わって深く捉えること**をねらいとしている。鑑賞領域に関わる「知識」はイに示している。

「書道Ⅱ」では、書の美を味わって深く捉える過程で、新たな知識を習得することや、

既に習得している知識を活用することの両方が大切であることから、**知識を得たり生かしたりしながら**としている。このように、知識の習得は、書によさや美しさを味わって深く捉える過程で行われるものである。ここでは、知識を習得してから、書を味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、書によさや美しさを味わって深く捉えることができるようにすることが大切である。

(7) 作品の価値とその根拠

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**作品の価値とその根拠**について考え、書によさや美しさを味わって深く捉えることをねらいとしている。

「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を踏まえ、書によさや美しさをもたらし基本となる書を構成する要素との関係をもとに、知識と関連させながら作品を分析的に捉え、書を構成する要素から生まれ、書によさや美しさを生む表現性が複合的に合わさることで生じる表現効果や風趣にも目を向けて、作品の価値とその根拠を考えることが求められる。ここでは、〔共通事項〕の内容や「A表現」の各分野のイ(7)との関連を図りながら、書を構成する要素の視点をもって、作品を捉えることが重要である。

人が芸術作品を目前にしたときに自らの感性に触れて覚える最初の感懐、すなわち直感的鑑賞によるよさや美しさの把握を経て、その根拠を分析的に把握し、そのよさや美しさを捉える分析的鑑賞に発展するのが、段階的な鑑賞方法の一般的な展開である。書の場合には、対象となる古典や作品から受ける第一印象の把握に止まることなく、その印象をもたらし諸要素に関わる様々な視点から、生徒自身が分析的に作品を捉え、対象がもつ表現効果や風趣を捉えることができるようにすることが大切である。

また、「書道Ⅰ」の「B鑑賞」の「イ(エ)書の伝統的な鑑賞の方法や形態」で学習した知識を活用して、題材となる言葉の内容や目的、表現形式、表装の様式など、鑑賞の場や方法、形態等の環境などにも留意しつつ、作品の価値とその根拠について考えられるようにすることが重要である。

指導に当たっては、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、評価が定まっている古典については、生徒が主体的に情報を収集するなどして知的理解の面から鑑賞を深めることが効果的である。また自身の作品や他者の作品については、「A表現」との関連を図り、作品のよさや美しさを実感的に捉え、根拠をもって作品の価値を考えることができるよう指導することが大切である。また、言語活動を通して、感じたことを言葉で表現したり、意見を交換したりして、考えを深めることも大切である。

(1) 生活や社会における書の美の効用と現代的意義

この事項は、鑑賞領域における「思考力・判断力・表現力等」に関する資質・能力であり、**生活や社会における書の美の効用と現代的意義**について考え、書のよさや美しさを味わって深く捉えることをねらいとしている。

生活や社会における書の美の効用と現代的意義とは、生活や社会において、書特有の美が、どのような場面で生活を豊かにしたり、社会に影響を及ぼしたりしているかをいう。

書は、人との関わりが密接であり、毛筆等による手書き文字は筆者の個性を發揮する**恰好**の場である。書は、漢詩や和歌を書いたものだけではなく、自ら紡ぎ出した言葉や自身の思いや感興に合う詩歌を選定することにより、主体的に表現活動に取り組むことができる。書は、字句、詩文等の言葉の意味を表現するだけではなく、感興や意図に応じて、用具・用材を選択したり、作品を創造的に構想し表現を工夫したりすることにより、筆者の思いや感興を表現することができる。それを多くの人々が享受することができれば、我々の生活はより豊かなものになる。

日常の書字はもとより、芸術にまで高められた書の意義や価値は、現代に生かされるとともに未来にもつながるものである。書の現代的意義への理解を深めることを通して、文化の創造や継承、生活や社会における書の役割や効用の更なる可能性、書の貢献すべき課題等について考えることも大切である。

指導に当たっては、作品や書の表現効果や風趣を直感的に味わいながら感受を深めるとともに、書のよさや美しさを分析的に把握することに主体的に取り組めるよう指導を工夫することが大切である。

イ 次の(ア)から(エ)までについて理解を深めること。

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、書のよさや美しさを味わって捉える過程を通して実感的に習得されるものであり、作品の名称や鑑賞に関する用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、書のよさや美しさを味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(ア) 線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり**について理解を深めることをねらいとしている。

書のよさや美しさには、**線質、字形、構成等の要素**の特性の働きにより生じる表現性が

もたらす調和等の表現効果の他にも、書かれた文字の意味や言葉が発する効果、可読性に支えられた文字や言葉に連動する筆者の思いや感興なども関与する。また、これらが複雑に融合して^{にじ}滲み出る風趣も深く関わっている。

「書道II」では、「書道I」での学習を発展させて、まず用筆・運筆と線質との関係が理解できるよう、「A表現」と関連させた指導を工夫することが大切である。また、線質、字形、構成等と、それらがもたらす表現性、表現効果や風趣との関係について理解を深めることが大切である。

例えば、評価の定まった古典がもつ表現効果や風趣と、線質、字形、構成等との関わりについて理解を深める指導などが考えられる。このことは、自己の作品や他者の作品についても同様であり、作品を構想し表現を工夫した結果が、どのような表現効果を生むに至ったかを分析的に捉えることが大切である。

指導に当たっては、「A表現」との関連を図ることで、線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わりについて、一層理解を深められるようにすることが大切である。

(1) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**日本及び中国等の文字と書の伝統と文化**について理解を深めることをねらいとしている。

「書道II」では、「書道I」での学習を発展させて、日本及び中国等で生まれ発展を遂げてきた文字と書の伝統と文化の広がりについて理解を深めることが大切である。

中国における文字の生成については不明であるが、黄河や長江流域のいくつかの古い遺跡から原始的符号や漢字に先行する文字とも考えられるものが発見されている。また、最古の漢字とされる甲骨文は、すでに高度に発達した段階に至っており、数千年の歴史を有する漢字の実態が確認されている。一方、我が国では、中国から漢字を受容し、漢字から仮名を生み出し、「漢字の書」とともに独自の「仮名の書」を発展させるとともに、漢字仮名交じり文による表記も工夫され、独自の書の伝統と文化を育んできた。

また、書は表現の用途について、古文書、写経、手紙、広告、看板など実用的な面で継承されてきた一方で、併せて、美的要求が加味され、発展してきた。その過程において、宗教や茶道、絵画、文芸などの分野と深く関わり、建築様式、地域や気候、風土等の特性など、それぞれの時代や人々の表現の用途に即して発展してきた。

なお、書の鑑賞を通して、書の伝統と文化について理解を深めることは、未来に向けた書の文化の継承と発展において重要な意味をもっている。また、ここで育成される資質・能力は、グローバル化が進む社会の中で、我が国とは異なる文化を理解する上での素地となる。

指導に当たっては、日本や中国等における書の文化の継承と発展を理解すると同時に、グローバル化が進む中で、我が国の書の伝統と文化を大切にす意義が理解できるようにすることが大切である。

(ウ) 漢字の書、仮名の書、漢字仮名交じりの書の特質とその歴史

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**漢字の書、仮名の書、漢字仮名交じりの書の特質とその歴史**について理解を深めることをねらいとしている。

漢字の書は、中国で生まれ、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの書体の変遷し、実用と芸術の両面にわたって表現されてきた。我が国では、漢字を受容し、和様とよばれる優美な表現を発展させた。

漢字は表意文字で、一文字であっても意味を伝達できる。したがって、表意性と他字との区別を担保しつつ形象の抽象化や簡略化が進んだが、漢字の草書を更に崩した平仮名や漢字の一部を用いるなどして生じた片仮名のようには簡素化できない。その一方で、多くの筆画を筆順にしたがって合理的に書き進めるために、複雑な形象をそなえ、文字を書き連ねることでいっそう複雑な形象が生じ、極めて豊かな表現を生み出してきている。また、近年は墨色や墨量の変化による表現性に着目し、その美をとりわけ強調する表現や、現代の生活様式との調和を図る表現なども加わって、表現の幅がいっそう拡大している。

仮名の書については、中国から漢字を受容し、日本語を漢字で表記していく過程で、独自の草仮名、平仮名、片仮名を生み、十一世紀には、我が国独自の表現を成立させた。

平仮名や片仮名は、漢字と対照的に、可読性を担保する極限まで簡素化することができ、また、文字を書き連ねることで変化のある形象を生み出すこともできる。近年は、壁面で鑑賞する大字仮名の形態も広く行われている。

漢字仮名交じりの書は、今日の我が国の生活や社会で一般に用いられる文体による書である。我が国は、中国からもたらされた漢文を訓読することで日本語として読む方法を考え出し、漢字と仮名を交えた表記を生み出してきた。この漢字仮名交じり文による表記は、九世紀頃から始まり、鎌倉時代には一般化し、現代ではほとんどが漢字仮名交じり文で表記されている。現代では、漢字仮名交じり文が自らの思いや感興、意図を伝えやすく、受け手も筆者の思いや感興、意図を汲み取りやすいことから、漢字仮名交じり文が通用文体となっている。併せて、書の表現についても、漢字仮名交じり文による言葉や詩歌を書く「漢字仮名交じりの書」が広く行われるようになった。「漢字仮名交じりの書」は、複雑な漢字と簡素な仮名との調和を要件とするが、その調和のための様々な工夫を反映することで、「漢字の書」及び「仮名の書」とは異なった表現を生み出している。

指導に当たっては、「A表現」との関連を図りながら、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「(1)漢字仮名交じりの書」それぞれの特質を十分に理解し、その歴史的展開について理解を深められるようにすることが大切である。また、それらの特質が、社会や文化にどのように反映されているかについても理解できるように指導することが大切である。

(エ) 書の美と時代、風土、筆者などとの関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**書の美と時代、風土、筆者などとの関わり**について理解することをねらいとしている。

書の美と時代、風土、筆者などとの関わりとは、各時代の書の美がどのような時代、風土、筆者との関わりから形成されてきたかを理解することである。

書には長い歴史と伝統があり、そうした時間的な流れの中で、各時代の思潮や文化的背景の相違によって書体の変遷し、書風もまた変化を遂げてきた。また、書は儒教や老荘などの思想、宗教、文芸、美術・工芸など、各時代の思想や文化と関連しながら発達してきた。したがって、書の鑑賞の際には、書かれた時代や背景などを考えることが必要となる。例えば、同じ時代を生きた初唐の三大家は、共通して整齊な書の美を表現するに至ったが、同時に三者三様の独自の書風の美しさを表出している。

さらに、それぞれの国がもつ気候や風土の違いも考える対象となる。概して、中国の書は構造的であり、日本の書は情緒的であると言われることがあるが、このような違いには、風土も大きく関わっている。日本独自の気候や四季折々に見られる自然等も、情緒的な書を育む環境を作り出している一因と言える。また、筆者の個性等も書の作品との関連において重要な視点となる。

指導に当たっては、筆者に関する事項や、いかなる目的や背景があって書かれたものなのか、筆者がどのような感興や意図を抱いて表現したものなのかを捉え、味わいながら、生徒の感性に応じて鑑賞活動が広がり深まるよう指導を工夫することが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である。また、それは、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことであると考えられる。書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動を通して一体的に育成されることが重要である。

今回の改訂では、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」、「B鑑賞」、〔共通事項〕で内容の全体を構成し、芸術科書道において育成を目指す資質・能力を一層明確にするとともに、生徒が感性を働かせて感じ取ったことをもとに、思考、判断、表現したり、鑑賞したりする一連の学習過程を大切にすることを求めている。

「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わるができるようにすることを目指している。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。

イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、「知識」に関する資質・能力として示しており、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、また、それらの指導を通して適切に指導する必要がある。また、〔共通事項〕は、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の学習に共通の支えとなる知識であり、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点というべきものでもある。同時に、〔共通事項〕の中で示す書独自の特質は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形づくってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもある。

その指導内容は、「書道Ⅰ」で示したとおり、以下の四つの視点から捉えられる。

- ① 時間性と運動性
- ② 書の表現性
- ③ 書を構成する要素

④ 造形性と空間性

これら四つの視点は、〔共通事項〕での指導内容ア及びイについて、指導上の指針として役立てられるよう示したものである。同時に、書の特質及びそれにより生まれる書のよさや美しさを理解し捉える上での観点でもあり、書の美と、書の芸術としての社会的価値を貫く根拠となる性質を具体的に示したものである。

今回の改訂において、社会に開かれた教育課程の実現が求められている中で、各教科・科目の学びの在り方が、生活や社会との関わりの視点から見直されたことを受け、芸術科書道は芸術科目として生活や社会といかに関わるか、また、文字文化に裏打ちされたいかなる学びを実現するかが問われている。その前提として、「書はいかなる芸術か」という命題があり、今回新設された〔共通事項〕の内容について示した四つの視点は、この命題に対する一つの答えとなる。

指導に当たっては、表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生活や社会の中の文字と書や、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成する上での指針として十分に留意し、各領域・分野の学習と適切に関連付けることが大切である。

上記の四つの視点のうち、①及び②は主に以下のア、③及び④は主に以下のイに当たる。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること**をねらいとしている。

筆の使い方、筆毛の働かせ方である**用筆**と、筆の運び方である**運筆**を通して生み出される書の「表現性」は、筆者の思いや感興を反映し、身体の運動を介して、その「運動性」がそのまま視覚化・具体化されるものである。

用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解するとは、用筆・運筆における身体運動及び言葉を書くことによる「運動性」や「時間性」への視点を持ち、構想に基づいて表現を工夫する中で、多様な「表現性」への理解を深め、「表現性」が重層的・複合的に合わさって働き、「表現効果」や「風趣」がいかに生じるのかについて、表現及び鑑賞の活動を通して考え、理解を深めるということである。この視点に基づく表現での学習成果は鑑賞に生かされ、さらに、鑑賞や言語活動での学習成果が表現に生かされることが大切である。

「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を発展させ、より創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することが求められることから、「表現効果」や「風趣」を意図した構想に基づいて、個性的で効果的な「表現性」の働かせ方を工夫することが重要となる。「書道Ⅰ」では、題材となる言葉の内容はもちろんのこと、表現において意図される構想の核は、「表現性」そのものにとどまることが多いだろうが、「書道Ⅱ」では、「表現性」を複合的に働かせて生じる「表現効果」について考えたり、「表現性」を支える「時間性」や「運動性」、また、

様々な「表現性」が複合的に働くことにより捉えられる「風趣」に目を向けて、構想したり鑑賞したりすることに留意した指導が大切である。

指導に当たっては、用筆・運筆から生み出される「表現性」と、それらが合わさって生じる「表現効果」や「風趣」との関わりについて理解を深め、「表現効果」や「風趣」を意図して構想したり、意図に基づき自身の思いや感興を伝えるために、最適な「表現性」を効果的に働かせたりすることに主体的に取り組めるよう、また、書の「表現性」をその背景として支える「時間性」や「運動性」についても目が向けられるよう指導することが大切である。鑑賞においても、書の「表現性」と「表現効果」や「風趣」との関わりから、書を読み解くことを意識できるよう、また、書の「表現性」や「表現効果」の視点を通して、書の美について深く捉えられるようにすることが大切である。また、その指導を通して、書のよさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について理解が深められるよう指導を工夫することが大切である。

イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること**をねらいとしている。

「書道Ⅰ」の〔共通事項〕では、**書を構成する要素**の例として、「線質」、「字形」、「構成」、また「余白」、「墨色」等を示した。また、書を構成するこれらの要素は、それぞれに効果を生むだけでなく、**相互の関連がもたらす働き**により、「変化」、「律動」、「性情」等の書特有の「表現性」を生み出し、さらに、それらが重層的・複合的に組み合わせることによって、「調和」などの「表現効果」や「風趣」が生まれるとしている。アで示した「用筆・運筆から生み出される書の表現性」のように、「時間性」や「運動性」に関わる「表現性」の他、料紙等の紙の模様や表装の様式、鑑賞の場や方法、形態なども複合して働き、多様な「表現効果」が生じることになる。

「書道Ⅱ」では、創造的に構想し個性豊かに表現を工夫することが求められ、アで示したように、「表現効果」を意図した構想に基づいて、個性的で効果的な「表現性」の働かせ方を工夫することが重要となる。その一方で、表現と鑑賞の活動を通して、「書を構成する要素」である「線質」についての理解を深めるとともにその技能に習熟し、「字形」に表れる書風についての理解を深め、「構成」についてその多様性と効果について理解を深めることが、書の特質である「造形性」を直接的に支える資質・能力ともなる。「書道Ⅱ」においては、「書道Ⅰ」での学習を基礎として、例えば、「題材となる言葉と表現との調和」について、双方の「時間性」の視点から捉えたり、書の「空間性」にも関わる「余白」の意味や効果、「余白」の美を理解して、作品を構想し表現を工夫したり、書が芸術として複合的な存在形式によって成り立っていることを理解した上で、「調和」などの「表現効果」や「風趣」について考えたりすることが大切である。

指導に当たっては、「書を構成する要素」を相互の関連がもたらす働きから実感的に理解するとともに、書の芸術としての存在形式ゆえの特質である複合的な「空間性」や、その代表的な例とも言える「余白」について理解を深めることにより、書の美を深く捉えられるようにすることが大切である。また、その指導を通して、書のよさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について理解が深められるよう指導を工夫することが大切である。

● 4 内容の取扱い

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るものとする。

ここでは、「書道Ⅰ」と同様に、「A表現」及び「B鑑賞」の関連を図りながら指導することにより、系統的に育成を目指す資質・能力が身に付けられるよう、指導の効果を高める工夫が大切である。

(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)を扱うとともに、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

ここでは、従前どおり、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」は「書道Ⅰ」の内容を更に深化させるために必ず扱うものとし、また、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「(2)漢字の書」又は「(3)仮名の書」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとした。

(3) 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書、行書、草書及び隸書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書、行書、草書、隸書及び篆書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。

「書道Ⅱ」においては、「(1)漢字仮名交じりの書」で扱う書体について、従前は、「書道Ⅰ」で扱う書体に草書を加えていたが、今回の改訂では、生徒が主体的に表現の幅を広げられるよう、更に隸書を加えて指導することとした。「(2)漢字の書」については、従前どおり、「書道Ⅰ」で扱う書体に草書、隸書及び篆書を加えており、全ての書体を学習することとした。これにより、臨書や創作に当たって、意図や目的に即した表現の工夫の幅を広げることができるようにしている。「(3)仮名の書」については、従前どおり、平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとしている。

(4) 内容の「A表現」の指導については、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。

篆刻及び刻字等の取扱いは従前と同様であり、篆刻については必ず扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできるとしている。

刻字等の「等」に当たる内容については、「書道Ⅰ」における「3 内容の取扱い」の(6)の解説に示すとおりであり、立体的表現に加えて工芸的要素等を含んだ多様な表現に対する視点も重視していることを示したものである。

指導に当たっては、「書道Ⅰ」での学習を基礎として発展的な学習となるよう指導を工夫するとともに、「B鑑賞」とも関連を図りながら、文字文化の視点から、書の伝統と文化ならびに生活や社会との関わりへの理解を深められるようにすることが大切である。

(5) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

今回の改訂では、「書道Ⅱ」において、書の伝統と文化についての理解を深め、美術館や博物館で作品や書を鑑賞するなど、生涯にわたり書と豊かに関わる資質・能力を育成するために鑑賞の充実を図っている。作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにするため、鑑賞について適切かつ十分な授業時数を確保する必要がある。

(6) 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅰ」の3の(2)、(4)、(5)及び(9)から(11)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは、「書道Ⅰ」の「3 内容の取扱い」のうち、(2)、(4)、(5)及び(9)から(11)までと同様に取り扱うことを示している。

「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を基礎として、各領域・分野の内容を深められるよう指導を工夫することが大切である。

第12節 書道Ⅲ

1 性格

「書道Ⅲ」は、「書道Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道Ⅲ」は、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を更に展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

「書道Ⅲ」においても、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様に、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に位置付けた上で、「A表現」の指導事項を各分野とも「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」に分けて示し、「B鑑賞」の指導事項を「思考力、判断力、表現力等」及び「知識」に分けて示している。

「書道Ⅲ」では、「A表現」については「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」から一つ以上を扱うこととし、「B鑑賞」については「思考力、判断力、表現力等」に関するアの各事項を扱うとともに、「知識」に関するイの(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしている。

今回の改訂において、「A表現」と「B鑑賞」の両方を取り扱うことにしたのは、「書道Ⅲ」において「知識」、「技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の全ての資質・能力を育成する必要があるからである。

2 目標

「書道Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、書の伝統と文化を尊重し、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道Ⅲ」の目標は、**書道の創造的な諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**書に関する見方・考え方を働かせた学習活動によって、生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関することを示すことによって構成されている。

(1)は、表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、習得されたり活用されたりする知識と、創造的に表現するための技能に関する目標、(2)は、作品の構想と表現の工夫、鑑賞における思考、判断に関する目標、(3)は、主体的に学習に取り組む態度、生涯にわたり書を愛好する心情などに関する目標を示している。(1)及び(2)は、「書道Ⅲ」の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導事項に位置付けられているが、(3)については、それらを指導する中で、一体的に身に付けられるものであることに留意する必要がある。

「書道Ⅲ」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力・判断力・表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではないことは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様である。

書道の創造的な諸活動を通してとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させ、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の各領域・分野の学習を深める活動を通してという意味である。「書道Ⅲ」では、「A表現」については、(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野、「B鑑賞」については、アの各事項を扱うとともに、イの(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を学習することとし、生徒の実態に応じて、より深い表現と鑑賞の学習を展開することとしている。

書に関する見方・考え方については、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様であり、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方を十分に働かせて、表現や鑑賞の創造的な活動を展開する必要がある。

生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力については、「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて、各領域・分野における学習を更に深め、生活や社会に広がる多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における創造的で個性豊かな表現活動へとつなげることをねらいとしている。

科目の目標(1)

(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。

(1)は、「書道Ⅲ」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深める**ことが「知識」に関する目標であり、**書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示してい

る。

書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて、書特有の用具・用材の特徴、書を構成する様々な要素、用筆・運筆と様々な書の表現性、表現効果や風趣との関わり、書の様々な表現形式などについて、また、書の美の多様性、書の伝統や諸文化などとの関わりについて、表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して理解を深めることである。ここでは、書を構成する要素と表現性、表現効果や風趣との関わりの視点から捉えることにより、それぞれの分野の書の特徴について理解を深めるようにすることが大切である。

書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるについては、「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて扱うことから、**創造的に**としている。臨書活動においては、取り扱う古典の幅を広げ、古典における線質、字形、構成等の要素とそこに生じる表現性、表現効果や風趣、さらには、書の美の多様性を捉え、古典の特徴を生かして創造的に作品として表現する技能であり、創作活動においては、意図に基づいて作品を創造的に深く構想し、古典の特徴を生かしながら作品として創造的に、個性豊かに表現する技能を示している。

「書道Ⅲ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解を深められるようにすることが大切である。

「書道Ⅲ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、個性豊かに表現を工夫していく過程で、創造的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

科目の目標(2)

(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。

(2)は、「書道Ⅲ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉える**ことが鑑賞領域に関する目標を示している。

書のよさや美しさを感じについては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、書のよさや美しさの感受を一層深めることが大切である。

意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫するとは、「書道Ⅱ」での学習を受け、感興や意図に応じて、創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することである。その過程で、知識や技能を活用しながら、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、実感的に表現活動を深めて展開できるようにすることが大切である。

作品や書の伝統と文化の意味や価値を考えとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様であり、

作品や書の様々な表現、書の伝統と文化について、そのよさや美しさを分析的に捉えたり、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義や普遍的価値などについて深く考えたりすることである。

書の美を味わい深く捉えたりするとは、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、作品や書のよさや美しさを感じ取り、それを生み出す根拠を考え、感性を働かせて、主体的に評価しながら作品や書を深く捉えることである。

「書道Ⅲ」における「思考力、判断力、表現力等」については、自身の考えを確かな言葉で伝え、他者の考えを受け止め、その体験を通して、自身の考えを更に深めていく言語活動を適切に位置付け、「A表現」と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

科目の目標(3)

(3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、書の伝統と文化を尊重し、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(3)は、「書道Ⅲ」における「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標である。

主体的に書の創造的な諸活動に取り組みとは、「書道Ⅱ」と同様であり、より高度な創造的な活動に取り組むことを示している。

生涯にわたり書を愛好する心情を育むとは、「書道Ⅱ」での学習を更に発展させ、生徒が様々な作品や書を分析的に捉えることを通して、その意味や価値に気づき、生涯にわたり、主体的に書と豊かに関わることができる資質・能力を育成することである。

感性については、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」では「高め」としているが、「書道Ⅲ」では**磨き**とし、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」で高めた感性をより一層洗練させていくことを目指したものである。表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生徒が書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点を持ち、多様な書の表現や多様な考え、感性に触れることで、洗練させていけるようにすることが大切である。ここでは、特に言語活動の充実を図ることが重要となる。

書の伝統と文化を尊重しについては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、書の伝統と文化への理解が一層深められるよう指導を工夫し、書が我が国の伝統を形づくる芸術であることへの理解を深めるとともに、広い視野から書を尊重する態度を育てることが大切である。

書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養うとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて、書の表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義や普遍的価値などについて考え、多様な文字や書と豊かに関わることによって、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

A 表 現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「A表現」は「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」の三つの分野から構成されている。各分野の指導事項のうち、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」、ウは「技能」に関する資質・能力を示している。

(1) 漢字仮名交じりの書

漢字仮名交じりの書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。
- イ 現代の社会生活に生きる様々な書の表現とその要素について理解を深めること。
- ウ 書の伝統を踏まえ、目的や用途、意図に応じて創造的に表現する技能を身に付けること。

ここでは、「書道Ⅲ」における「(1)漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅲ」における「(1)漢字仮名交じりの書」は、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の内容を受けて、三つの事項に集約し、「思考力、判断力、表現力等」はア、「知識」はイ、「技能」はウに示し、更に発展的な学習となるようにしている。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「ア(ア)目的や用途、表現形式に応じた全体の構成」、「ア(イ)感興や意図に応じた個性的な表現」及び「ア(ウ)現代に生きる創造的な表現」の内容を一層深めたものである。

主体的な構想に基づくとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を生かして、自己の感興や意図に応じて、生徒が主体的に構想を具現化していくことである。題材となる言葉に

ふさわしい表現形式や、線質や字形等の調和、全体の構成などを考え、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することが大切である。

個性的、創造的な表現を追求するとは、「書道Ⅱ」での学習を受け、表現を一層深化させ、個性豊かな表現を創造的に追求することである。個性と創造性は、芸術表現にとって重要な要素であり、生徒の個性及び創造性を尊重するとともに、伸長するよう、「漢字仮名交じりの書」の特質を踏まえて指導を工夫する必要がある。

「漢字仮名交じりの書」は、生徒の心に響く言葉や自作の詩文を題材として、個性的、創造的に表現することを通して、主体的に自己実現を図ることが大切である。生徒自身の言葉を題材とする場合は、書の表現にふさわしいものへと練り上げるために、高等学校国語科と関連付けた指導も有効である。また、「B鑑賞」との関連を図りながら、作品の構想と表現の工夫について一層の深化が図られるようにするとともに、自身の思いや言葉の内容と表現との関係、名筆や他者の作品に対する感じ方などについて話し合う言語活動を通して、「漢字仮名交じりの書」特有の表現性の働かせ方や表現効果の生かし方、多様な価値観などに気付き、自身の個性的、創造的な表現につなげられるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、生徒が「漢字仮名交じりの書」特有の表現性、表現効果や風趣について理解を深め、知識や技能を総合的に活用しながら、個性的、創造的な新たな表現を追求できるよう、思考したり判断したりする機会を設定することが大切である。

イ 現代の社会生活に生きる様々な書の表現とその要素について理解を深めること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「知識」に関する資質・能力であり、**現代の社会生活に生きる様々な書の表現とその要素について理解を深めること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「イ(ア)漢字仮名交じりの書を構成する様々な要素」及び「イ(イ)名筆や現代の様々な書の表現と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。「書道Ⅲ」においては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させ、多様な視点から書への理解を深められるようにすることが大切である。

現代の社会生活に生きる様々な書の表現とは、現代の社会生活における実用的な表現、芸術的な表現、また、その両側面での「漢字仮名交じりの書」の在り方を指している。現代の社会では、メディアやIT機器が普及し、今なおその進化が加速し続けるのに伴い、他者との関わりを前提とする社会生活における情報のやりとりや意思の伝達の方法が大きく様変わりしている。その中で、手書きすることにより伝えることの価値が改めて見直されていたり、書が社会生活における他者との関わりの中で生かされたり、書の枠にとられない様々な場面で広く活用されたりしている。

様々な書の表現とその要素とは、感興や意図に応じて効果的、創造的に表現するために構想し工夫する上での要素や観点を意味している。実用的な表現であれ、芸術的な表現で

あれ、自ら主体的に関わり、〔共通事項〕で示した、書を構成する要素と表現性及びそれらの複合的な働きにより生じる表現効果や風趣との関連について理解を深めることが重要である。また、「B鑑賞」との関連を図り、多様な書の表現性、表現効果や風趣、書のよさや美しさを感じることができるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、書の伝統と文化への理解を深め、生徒自身の価値判断の基準をもって、現代社会に生きる様々な書の表現と向き合ったり、自ら主体的な表現の発信者として関わったりしながら、生活や社会に広がる文字や書と豊かに関わる資質・能力を育成できるよう指導を工夫することが大切である。

ウ 書の伝統を踏まえ、目的や用途、意図に応じて創造的に表現する技能を身に付けること。

この事項は、「(1)漢字仮名交じりの書」における「技能」に関する資質・能力であり、**書の伝統を踏まえ、目的や用途、意図に応じて創造的に表現する技能を身に付けること**をねらいとしている。これは、主として「書道Ⅱ」の「ウ(ア)目的や用途、意図に応じた効果的な表現」及び「ウ(イ)漢字と仮名の調和等による全体の構成」の内容を一層深めたものである。

書の伝統を踏まえとは、「漢字の書」、「仮名の書」の古典や様々な名筆などを通して、書の伝統と書のよさや美しさへの理解を深めながら、創造的な表現に臨むことを指し、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」における古典の臨書活動、名筆等の鑑賞や「漢字仮名交じりの書」の表現活動を通して身に付けた技能を一層高めていくことを求めている。

「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の表現や鑑賞の活動で育成された資質・能力を、自己表現に活用するためには、作品を構想し表現を工夫する力と表現の技能をバランスよく育成し、それらに関連付けながら指導する必要がある。

また、「(1)漢字仮名交じりの書」の学習で取り上げる名筆を古典に限定することなく、近現代の名筆、現代における新たな発想による作品や表現等を取り上げるなどし、幅広い視野から書に向き合えるようにすることが大切である。それらの名筆における筆者の精神性、美意識、感性、表現方法等への理解を深め、それをもとに自身の表現へと生かすことを通して、創造的な表現の技能を身に付けることが重要である。

目的や用途、意図に応じて創造的に表現する技能については、「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、書の美を構成する諸要素や書特有の表現性、それらの複合的な働きにより生じる表現効果を生かしながら、書の伝統及び今日的な視点に裏打ちされた書の表現形式へと具現化するための表現の技能を身に付けることが求められる。また、その技能を生活や社会の中で生かすためには、文字や書の伝統と文化の中で継承されてきた書式など、社会の構成員として求められる知識や教養とされる、書字活動全般に関わる美を伴う書字の技能を身に付けることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、身に付けた技能を、生涯にわたり生

活や社会の中で書及び書の文化と主体的に触れあい、書を楽しみながら生活の中に生かす態度へと、生徒自らでつなげられるよう指導することが大切である。

(2) 漢字の書

漢字の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。
- イ 漢字の書を構成する様々な要素について理解を深めること。
- ウ 書の伝統を踏まえ、書体の特色を生かして創造的に表現する技能を身に付けること。

ここでは、「書道Ⅲ」における「(2)漢字の書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅲ」における「(2)漢字の書」は、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の内容を受けて、三つの事項に集約し、「思考力、判断力、表現力等」はア、「知識」はイ、「技能」はウに示し、更に発展的な学習となるようにしている。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

- ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「ア(ア)表現形式に応じた全体の構成」及び「ア(イ)感興や意図に応じた個性的な表現」の内容を一層深めたものである。

主体的な構想に基づくとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を生かして、自己の感興や意図に応じて、生徒が主体的に構想を具現化していくことである。題材や意図にふさわしい書体や書風、線質や全体の構成などを考え、作品を創造的に深く構想し、個性豊かに表現を工夫することが大切である。

個性的、創造的な表現を追求するとは、「書道Ⅱ」での学習を受け、表現を一層深化させ、個性豊かな表現を創造的に追求することである。個性と創造性は、芸術表現にとって重要な要素であり、生徒の個性及び創造性を尊重するとともに、伸長するよう、「漢字の書」の特質を踏まえて指導を工夫する必要がある。

「漢字の書」は、中国で発展して様々な書体が成立し、各時代には様々な書風が形成された。また、日本は漢字を受容し、我が国の感性に根ざした表現を生んできた。これを踏まえ、「B鑑賞」との関連を図りながら、作品の構想と表現の工夫について一層の深化を図られるようにすることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、生徒が「漢字の書」特有の表現性、

表現効果や風趣について理解を深め、知識や技能を総合的に活用しながら、個性的、創造的な新たな表現を追求できるよう、思考したり判断したりする機会を設定することが大切である。

イ 漢字の書を構成する様々な要素について理解を深めること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**漢字の書を構成する様々な要素について理解を深めること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「イ(ア)漢字の書を構成する様々な要素」及び「イ(イ)古典の特徴と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。「書道Ⅲ」においては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させ、多様な視点から書への理解を深められるようにすることが大切である。

漢字の書を構成する様々な要素について、「字形」に関わり、まず書体があり、「書道Ⅰ」から「書道Ⅱ」へと学習を深めていく中で、扱う書体は多様化する。「書道Ⅱ」では、新たに加えられた書体について、字形や用筆・運筆の特性を学習し、用筆・運筆から生み出される各書体の表現性等を理解することに取り組んだ。「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、書体に基づく表現性への理解を深めることになる。また、書体に代表される「字形」の他、「漢字の書」を構成する要素である「線質」、「構成」、また、書の特質でもある「時間性」や「空間性」等の視点から捉えられる「余白」等についても、その特性とそこに生じる表現性について理解を深めることが大切である。

漢字の書を構成する様々な要素の相互の関連がもたらす効果、用筆・運筆をはじめとする諸要素の特性とその働きから生み出される書の表現性、さらに、諸要素の特性及び表現性が複合的に合わさって生まれる表現効果や風趣について理解を深めることにより、多様な表現効果を思い描きながら創造的に深く構想し、個性豊かな表現のための工夫へと生徒自らで発展させられるようにすることが重要である。また、「B鑑賞」との関連を図り、多様な書の表現性、表現効果や風趣、書のよさや美しさを感じられるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、表現及び鑑賞を関連させながら、「漢字の書」のよさや美しさを、主体的に、そして多角的に捉えられるよう指導を工夫することが大切である。

ウ 書の伝統を踏まえ、書体の特色を生かして創造的に表現する技能を身に付けること。

この事項は、「(2)漢字の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**書の伝統を踏まえ、書体の特色を生かして創造的に表現する技能を身に付けること**をねらいとしている。これは、主として「書道Ⅱ」の「ウ(ア)古典に基づく効果的な表現」及び「ウ(イ)変化や調和等による全体の構成」の内容を一層深めたものである。

書の伝統を踏まえとは、中国で生成し多様な発展を遂げた漢字の古典、日本の漢字の古典など、これらの書の伝統を踏まえて、創造的に表現するということである。ここでは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」において、古典の臨書活動を通して身に付けた技能を一層高めていくことを求めている。また、書の伝統を踏まえ、それを受け継ぐとともに、新たな書の表現を創造していこうとする態度を育てていくことも大切である。

書体の特色を生かして創造的に表現する技能とは、書及び「漢字の書」の伝統を理解するだけでなく、感興や意図に応じて、積極的に各書体の特色を生かし、より豊かに表現するための技能のことである。「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」で古典の臨書活動を通して身に付けた、線質・字形・構成等の「漢字の書」を構成する要素と、それら相互の関連がもたらす表現性、表現効果や風趣を関わらせた理解をもとに、「B鑑賞」と関連させながら、創造的に表現する技能を高められるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、生徒の実態に応じて、創造的な表現の幅をより広げることができるよう指導することが大切である。

(3) 仮名の書

仮名の書に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。
- イ 仮名の書を構成する様々な要素について理解を深めること。
- ウ 書の伝統を踏まえ、仮名の書の特色を生かして創造的に表現する技能を身に付けること。

ここでは、「書道Ⅲ」における「(3)仮名の書」に関する指導事項を示している。

「書道Ⅲ」における「(3)仮名の書」は、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の内容を受けて、三つの事項に集約し、「思考力・判断力・表現力等」はア、「知識」はイ、「技能」はウに示し、更に発展的な学習となるようにしている。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することができるよう指導することが大切である。

- ア 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「ア(ア)表現形式に応じた全体の構成」及び「ア(イ)感興や意図に応じた個性的な表現」の内容を一層深めたものである。

主体的な構想に基づくとは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を生かして、自己の感興や意図に応じて、生徒が主体的に構想を具現化していくことである。題材や意図にふさ

わしい書風、線質や全体の構成などを考え、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することが大切である。

個性的、創造的な表現を追求するとは、「書道Ⅱ」での学習を受け、表現を一層深化させ、個性豊かな表現を創造的に追求することである。個性と創造性は、芸術表現にとって重要な要素であり、生徒の個性及び創造性を尊重するとともに、伸長するよう、「仮名の書」の特質を踏まえて指導を工夫する必要がある。

「仮名の書」は、我が国独自の感性に根ざした表現であり、繊細かつ優美な表現を形成してきた。これを踏まえ、「B鑑賞」との関連を図りながら、作品の構想と表現の工夫について一層の深化が図られるようにすることが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、生徒が「仮名の書」特有の表現性、表現効果や風趣について理解を深め、知識や技能を総合的に活用しながら、個性的、創造的な新たな表現を追求できるよう、思考したり判断したりする機会を設定することが大切である。

イ 仮名の書を構成する様々な要素について理解を深めること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「知識」に関する資質・能力であり、**仮名の書を構成する様々な要素について理解を深めること**をねらいとしている。

これは、主として「書道Ⅱ」の「イ(ア)仮名の書を構成する様々な要素」及び「イ(イ)古典の特徴と用筆・運筆との関わり」の内容を一層深めたものである。「書道Ⅲ」においては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させ、多様な視点から書への理解を深められるようにすることが大切である。

仮名の書を構成する様々な要素である「線質」については、筆及び墨の特性との関係や、紙の種類等の工夫、「字形」については、書における言語の「時間性」及び書字における「運動性」の視点にも関わる連綿、「構成」については、「時間性」や「空間性」等の視点から捉えられる「余白」、「仮名の書」特有の構成法である散らし書き等があり、これらの諸要素の特性とそこに生じる表現性、表現効果や風趣について理解を深めることが大切である。

仮名の書を構成する様々な要素の相互の関連がもたらす効果、用筆・運筆をはじめとする諸要素の特性とその働きから生み出される書の表現性、さらに、諸要素の特性及び表現性が複合的に合わさって生まれる表現効果や風趣について理解を深めることにより、多様な表現効果を思い描きながら創造的に深く構想し、個性豊かな表現のための工夫へと生徒自らで発展させられるようにすることが重要である。また、「B鑑賞」との関連を図り、多様な書の表現性、表現効果や風趣、書のよさや美しさを感じられるよう指導することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、表現及び鑑賞を関連させながら、「仮名の書」のよさや美しさを主体的に、そして多角的に捉えられるよう指導を工夫することが大切である。

ウ 書の伝統を踏まえ、仮名の書の特徴を生かして創造的に表現する技能を身に付けること。

この事項は、「(3)仮名の書」における「技能」に関する資質・能力であり、**書の伝統を踏まえ、仮名の書の特徴を生かして創造的に表現する技能を身に付けること**をねらいとしている。これは、主として「書道Ⅱ」の「ウ(ア)古典に基づく効果的な表現」及び「ウ(イ)墨継ぎや散らし書き等による全体の構成」の内容を一層深めたものである。

書の伝統を踏まえとは、仮名の発生以来、各時代の思潮や文化を背景として展開した様々な古典など、書の伝統を踏まえて、創造的に表現するということである。ここでは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」において、古典の臨書活動を通して身に付けた技能を一層高めていくことを求めている。また、書の伝統を踏まえ、それを受け継ぐとともに、新たな書の表現を創造していこうとする態度を育てていくことも大切である。

仮名の書の特徴を生かして創造的に表現する技能とは、書及び「仮名の書」の伝統を踏まえた上で、感興や意図に応じて、「仮名の書」の特徴である連綿や散らし書きなどを総合的に生かし、より豊かに表現するための技能のことである。特に「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」で学習してきた、連綿や散らし書きといった「仮名の書」独自の特徴をより効果的に生かすために、「B鑑賞」と関連させながら、平安時代から鎌倉時代にかけて書写された様々な古典に見られる散らし書きや、その散らし書きと密接に関わる墨継ぎの方法等の多様な表現に触れるなどの体験を通して、「仮名の書」の特徴を生かして創造的に表現する技能を高められるよう指導を工夫することが大切である。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、生徒の実態に応じて、創造的な表現の幅をより広げることができるよう指導することが大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

「B鑑賞」については、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」に関する資質・能力を示している。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書よさや美しさを味わって深く捉えること。

(ア) 書の普遍的価値

(イ) 書論を踏まえた書の芸術性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解を深めること。

(ア) 線質、字形、構成等の要素と書の美の多様性

(イ) 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化等との関わり

(ウ) 書の歴史と書論

ここでは、「書道Ⅲ」における「B鑑賞」に関する指導事項を示している。

今回の改訂では、アは鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する事項を、イは「知識」に関する事項を示している。

「書道Ⅲ」では、書の表現の方法や形式、書の美の多様性などについて理解を深めたり、作品や書の伝統と文化の意味や普遍的価値について考え、書よさや美しさを味わい深く捉えたりすることをねらいとしている。また、「書道Ⅰ」から「書道Ⅱ」へと高めてきた指導内容を総合するとともに、鑑賞の指導の中で、理論的な内容や、書の伝統とその背景となる諸文化との関連、さらには、書の伝統と文化を継承し、伝統と創造への関心を育む事項など、一層深い視点から扱うこととしている。

指導に当たっては、「思考力・判断力・表現力等」と「知識」とを関連させて指導するとともに、「A表現」の学習との関連を図ることに留意することが大切である。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書よさや美しさを味わって深く捉えること。

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、**書よさや美しさを味わって深く捉えること**をねらいとしている。鑑賞領域に関わる「知識」はイに示している。

「書道Ⅲ」では、書の美を味わって深く捉える過程で、新たな知識を習得することや、

既に習得している知識を活用することの両方が大切であることから、**知識を得たり生かしたりしながら**としている。このように、知識の習得は、書によさや美しさを味わって深く捉える過程で行われるものである。ここでは、知識を習得してから、書を味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、書によさや美しさを味わって深く捉えることができるようにすることが大切である。

(7) 書の普遍的価値

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**書の普遍的価値**について考え、書によさや美しさを味わって深く捉えることをねらいとしている。

書の普遍的価値とは、次の二つの内容に大別できる。一つは、書によさや美しさに関わる普遍的評価、すなわち、過去において普遍的に評価されてきたのは、どのようなよさや美しさをそなえた書であったからなのか、また、現代に至ってもなお評価され続けているのは、どのようなよさや美しさをそなえる書であるからなのかという、普遍的に評価される書によさや美しさの内容である。もう一つは、書によさや美しさが、生活や社会の中でこれまでどのような役割を担ってきたのか、あるいは、今後担いうるのかという、生活や社会における書によさや美しさの意義である。これらについて、生徒が主体的に考えることができるよう、また、生徒が生涯にわたり書を愛好する心情を育むことができるように指導することが大切である。

指導に当たっては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の表現や鑑賞の活動を発展させて、言葉を書いた書が人々の心を豊かにする芸術性をそなえるに至った根拠や、生活や社会における書によさや美しさの役割や意義について主体的に考えられるよう、言語活動を活用して、自身の考えを確かな言葉で伝え、他者の考えを受け止め、その体験を通して、自身の考えを更に深めていくことが大切である。また、これらの活動を通して、書を鑑賞することの喜びを実感し、生活や社会の中で生涯にわたり文字や書と豊かに関わるすることができる資質・能力を育成することにつなげられるよう指導することが大切である。

(1) 書論を踏まえた書の芸術性

この事項は、鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であり、**書論を踏まえた書の芸術性**について考え、書によさや美しさを味わって深く捉えることをねらいとしている。

書論とは、書に関するあらゆる論述や論評をいい、その内容は、書体論、表現論、学書論、鑑賞論、用具・用材論等がある。また、文字学、美学、考古学などの学問や、歴史、政治、思潮などとの関わりなど、広大なすそ野をもっている。中国では後漢時代以降、日

本では平安時代以降、現代に及ぶまで多くの論述が残されている。

それらは、いずれも伝統的な価値観や個人の経験などを踏まえた深い思索から述べられた内容であることが多い。書論を通して、学書の方法、鑑賞の観点、用筆・運筆の要点、よさや美しさを生み出す諸要素などに触れ、**書の芸術性**について多角的に考えることは、書への興味や関心を高めることにつながる。また、近代以降の書論に触れることは、書の現代的意義や芸術的価値に気付き、将来の書の在り方についての考えを深めることにもなる。

指導に当たっては、生徒の書論への関心を高められるよう、生徒の実態や学習状況に応じて、目的に適した書論を選定して提示するなどの指導の工夫が大切である。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解を深めること。

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解することをねらいとしている。

ここでの「知識」は、書のよさや美しさを味わって捉える過程を通して実感的に習得されるものであり、作品の名称や鑑賞に関する用語等を記憶することを目的とするような活動にならないようにすることが重要である。また、知識を習得してから、書のよさや美しさを味わって捉えるといった順序性をもって育成するものではないことに留意する必要がある。

指導に当たっては、〔共通事項〕との関連を図り、書を構成する要素や用筆・運筆から生み出される表現性や表現効果への視点をもって、実感的に理解できるよう指導することが大切である。

(ア) 線質、字形、構成等の要素と書の美の多様性

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**線質、字形、構成等の要素と書の美の多様性**について理解を深めることをねらいとしている。

書の美の多様性とは、**線質、字形、構成**をはじめ、表現の動機や目的、用いた書体や形式などの違い、さらには、筆者の性情等の働きも加わって表出する書のよさや美しさの多様性をいう。その多様性は、字形や構成などの「造形性」によって感じられることもあれば、流動性や律動性などの表現性によって感じられることもある。また、筆者の性情の表出がよさや美しさの一要素として感じられることもある。それは、書が抽象化された文字を書く芸術であることや、運筆の速度を絶えず選択しながら所定の順序に従って書く「一回性」の芸術であることによるところが大きい。また、筆のあらゆる動きや変化を紙上に反映する筆・墨・紙の特性によって、筆者の内面性が端的に表出しやすく、また、感じ取りやすいという特質もある。

表現の動機や目的、書体、形式が同じであっても、多くの場合は**線質、字形、構成等の要素**と筆者の特性等が合わさって、多様な表現効果や風趣をもたらすものである。これを、

直感的に味わい、書を構成する要素と表現性、表現効果や風趣との関係を分析的に捉えることで、多角的な視点から書によさや美しさについて理解を深めていくことが大切である。書によさや美しさには、個人を超えて、時代や地域による傾向を強く帯びる場合や、特定の流派に継承される様式が強く表れる場合などもある。また、個人、時代、地域などの様々な背景を有しており、その鑑賞には広い視野も求められる。

指導に当たっては、書によさや美しさの多様性とその背景を理解できるようにするとともに、特定の価値観や趣向に偏ることなく、生徒が幅広い視野で総合的な鑑賞活動を行えるよう指導を工夫することが大切である。

(イ) 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化等との関わり

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化等との関わり**について理解を深めることをねらいとしている。

背景となる諸文化等との関わりとは、幅広い視野からの書の伝統と諸文化との関わりをいう。

書は、数千年の歴史を背景に、美を伴う表現として生まれ、世界に類のない東アジア独自の伝統を形づくる芸術として、各時代の政治、経済、宗教、文化などに関わりながら進展し、多くの人の心に潤いを与えてきた。書には、実用的な役割を果たす表現と、芸術作品としての表現を目指すものがある。古くは各時代の人々の生活や社会と密接に関わり、政治、思想、宗教、文芸など、多くの分野と関連しながら、実用と芸術の両側面を常にそなえながら表現されてきたことを踏まえ、書の伝統とこれらの諸文化等との関わりについて理解が深められるよう指導することが大切である。

また、我が国の書は、近代以降、純粋な芸術作品として、美術館や博物館で鑑賞されることを目的とすることが盛んになった。また、今日では、様々な表現によって社会のニーズに対応する役割をも果たすようになっている。

なお、美術館や博物館に収蔵されている書の文化財は、様々な経緯で伝えられたり保存されたりし、時には修復を重ねながら今日まで伝えられている。保存や修復について理解を深めることは、書の伝統と文化を尊重し、豊かな生活や社会を創造していく態度を養うことと深くつながっている。

指導に当たっては、幅広い視野から書の伝統と諸文化等との関わりについて理解を深めることが大切である。そのためには、学校や地域の実態に応じて、美術館や博物館を活用し、様々な鑑賞活動を通して、諸文化等との関連や現代における生活や社会との関わりについて目を向けられるように配慮することが大切である。

(ウ) 書の歴史と書論

この事項は、鑑賞領域における「知識」に関する資質・能力であり、**書の歴史と書論**に

ついて理解を深めることをねらいとしている。

書の歴史については、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を発展させ、その内容を広げたり、深めたりすることが大切である。

書の歴史の間には、書に関わる様々な事象の発生や思潮の流行があった。例えば、書体の発生や変遷、仮名の誕生、漢字仮名交じり文の普及をはじめ、筆・墨・硯^{すずり}・紙の改良、各種石刻の形態の変遷、また、鑑蔵や表装の発達、金石学の発展、連綿書の流行、篆書や隸書の盛衰、床の間の発生など、書の歴史には重要な事項が数えきれないほど多数ある。

書論については、すでに後漢時代に始まり、魏晋南北朝の頃には書体論の他、書人の優劣を品評したり書の特徴を比況したりする風潮が広がった。唐時代になると様々な内容の書論が著され、それまでの書論を集成するまでになった。日本では、平安時代に中国の影響を受けた書論が現れ、平安末期に和様の書論が著されて以降、多くの書論が生まれた。

それら書論には、「ア(イ)書論を踏まえた書の芸術性」でも述べたように、その内容には様々な領域があり、書の歴史と密接に関連してきた。書がよさや美しさをもち、人々の心を豊かにするようになると、書を評価するようになる。それは、書の表現を広げ高めることにつながった。このように、書と書論とは密接に関連し合いながら発展してきた。書の歴史と書論を関連付けて理解することは大きな意味をもっている。

指導に当たっては、書の歴史や書論を背景に育まれ、今なお現代に受け継がれる書の伝統と文化について、理解を深められるようにすることが大切である。

〔共通事項〕

〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新たに示した事項である。

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である。また、それは、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことであると考えられる。書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動を通して一体的に育成されることが重要である。

今回の改訂では、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」、「B鑑賞」、〔共通事項〕で内容の全体を構成し、芸術科書道において育成を目指す資質・能力を一層明確にするとともに、生徒が感性を働かせて感じ取ったことをもとに、思考、判断、表現したり、鑑賞したりする一連の学習過程を大切にすることを求めている。

「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、書に関する見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わることをできるようを目指すことを目指している。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。
- イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、「知識」に関する資質・能力として示しており、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、また、それらの指導を通して適切に指導する必要がある。また、〔共通事項〕は、「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の学習に共通の支えとなる知識であり、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点というべきものでもある。同時に、〔共通事項〕の中で示す書独自の特質は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形づくってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもある。

「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」で示した四つの視点、①時間性と運動性、②書の表現性、③書を構成する要素、④造形性と空間性について、表現と鑑賞の活動を通して、書の美と、書の芸術としての社会的価値を貫く根拠として更に理解を深めるとともに、それらを踏まえて、〔共通事項〕のア及びイに示した内容への理解を一層深め、書の美の

多様性と、書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えることができるようにすることが大切である。

上記の四つの視点のうち、①及び②は主に以下のア、③及び④は主に以下のイに当たる。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること**をねらいとしている。

「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、**用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わり**について、特に運筆における「時間性」、「運動性」の視点から理解を深めることにより、多様な「表現性」とそれらの重層的・複合的な働きから生じる「表現効果」や、作品全体から^{にじ}滲み出る「風趣」にも目を向けて、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、書の美を味わい深く捉えたりすることができる資質・能力を身に付けることが求められる。

「風趣」は、鑑賞を通じて鑑賞者によって捉えられるものであり、高度な技能や巧みな造形によってのみ生じるものではなく、時には、技能や造形から受ける感銘を^{しの}凌ぐ感銘を与えたり、技能や造形と合わさっていっそう深い感銘を与えたりする。「風趣」とは、気高さ、凛々^{りり}しさ、初々しさ、清らかさ、温かさ、穏やかさ、険しさ、大らかさなど、作品や書の全体から感じられる風韻や趣、味わいであり、その種類や様式、また、その質も様々である。作品や書を味わい深く捉えるためには、高度な技能を習得することや造形の巧みさを身に付けるだけでなく、書特有の「表現効果」や「風趣」についての理解を深めることが大切である。作品や書の捉え方と、そこで捉えられる書のよさや美しさ、「表現効果」や「風趣」の質を問うことが、書の歴史と伝統の中で古来より行われてきており、その姿勢・視点は、書が伝統や文化として今日まで継承されてきたことの背景とも言えるのである。

指導に当たっては、書の特質である「時間性」や「運動性」の視点から、運筆を通して生み出される「表現性」について理解を深めるとともに、「時間性」や「運動性」についても「表現効果」と関連付けて深く考え、理解できるようにすることが大切である。また、作品を創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫できるよう、用筆・運筆から生み出される書の「表現性」とその「表現効果」との関わりの視点から、書のよさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について総合的に理解が深められるよう指導を工夫することが大切である。

イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

この事項は、芸術科書道における「知識」に関する資質・能力であり、**書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解することをねらい**としている。

「書道Ⅰ」の〔共通事項〕では、**書を構成する要素**の例として、「線質」、「字形」、「構成」、また、「余白」、「墨色」等を示した。また、書を構成するこれらの要素は、それぞれに効果を生むだけではなく、**相互の関連がもたらす働き**により、「変化」、「律動」、「性情」等の書特有の「表現性」を生み出し、さらに、それらが重層的・複合的に組み合わせることによって、「調和」などの「表現効果」や「風趣」が生まれるとしている。

「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を基礎として、「題材となる言葉と表現との調和」について双方の「時間性」の視点から捉えたり、書の「空間性」にも関わる「余白」の意味や効果、「余白」の美を理解して、作品を構想し表現を工夫したり、書が芸術として複合的な存在形式によって成り立っていることを理解した上で、「調和」などの「表現効果」や「風趣」について考えたりするなど、特に「表現効果」について発展させて示した。

「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ、**書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて、更に理解を深めることにより**、多様な「表現性」とそれらの重層的・複合的な働きにより生じる「表現効果」や「風趣」を生かして、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、書のよさや美しさを味わい深く捉えたりすることができる資質・能力を身に付けることが求められる。

指導に当たっては、「書を構成する要素」を相互の関連がもたらす働きから実感的に理解するとともに、書の特質である複合的な「空間性」や「余白」、また、それらにより生み出される書特有の「造形性」や多様な美についても、「表現効果」と関連付けて深く考え、理解できるようにすることが大切である。また、創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫できるよう、「書を構成する要素」相互の関連がもたらす働きの視点から、書のよさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について総合的に理解が深められるよう指導を工夫することが大切である。

● 4 内容の取扱い

(1) 生徒の特性，学校や地域の実態を考慮し，内容の「A表現」については(1)，(2)又は(3)のうち一つ以上を，「B鑑賞」の(1)のイについては(ア)，(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

ここでは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を踏まえ，生徒の特性，学校や地域の実態を考慮し，「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」，「(2)漢字の書」又は「(3)仮名の書」のうち一つ以上を選択して扱い，「B鑑賞」の(1)については「思考力，判断力，表現力等」に関するアの各事項を扱うとともに，「知識」に関するイについては(ア)，(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることを示している。

(2) 内容の「A表現」の(2)及び(3)については，目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」では，「A表現」の「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」については，臨書及び創作を通して指導するものとしているが，「書道Ⅲ」では，臨書又は創作のいずれかを通して指導することができることとしている。これは生徒の興味・関心等を踏まえ，生徒が創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫することができるようにすることを意図している。

(3) 内容の取扱いに当たっては，「書道Ⅰ」の3の(5)及び(9)から(11)まで，「書道Ⅱ」の3の(1)及び(5)と同様に取り扱うものとする。

ここでは，「書道Ⅰ」の「3 内容の取扱い」のうち，(5)及び(9)から(11)まで，「書道Ⅱ」の「3 内容の取扱い」のうち，(1)及び(5)に示した事項について「書道Ⅲ」においても同様に取り扱うことを示している。

「書道Ⅲ」では，「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を受けて，各領域・分野の学習を深化させ，発展的な内容となるよう指導を充実させる必要がある。

1 指導計画作成上の配慮事項

各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについては、学習指導要領第2章第7節芸術第3款に次のように示している。

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ここでは、各学校において指導計画を作成する際に配慮すべきことを示している。芸術科の指導計画には、年間指導計画、各題材の指導計画、各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれの関連に配慮するとともに、評価の計画を含めて作成する必要がある。

○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

この事項は、芸術科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、芸術科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主

体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

芸術科においては、各科目における見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動の関連を図るなどして、芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりする過程を大切に学習の充実を図ることが重要である。

○ 各科目の履修に関する配慮事項

(2) IIを付した科目はそれぞれに対応するIを付した科目を履修した後に、IIIを付した科目はそれぞれに対応するIIを付した科目を履修した後に履修させることを原則とすること。

ここでは、Iを付した科目、IIを付した科目及びIIIを付した科目の履修についての配慮事項を述べている。すなわち、これらの各科目の履修に当たっては、IIを付した科目を、それぞれに対応するIを付した科目を履修した後に履修させ、IIIを付した科目を、それぞれに対応するIIを付した科目を履修した後に履修させることを原則としている。

なお、ここで定めている各科目の履修の順序は、この教科の系統性にに基づき、後に履修する科目の内容が前に履修する科目の内容を前提として定められていることによるものであり、生徒にはこの順序に則って履修させることが求められる。

その際、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じて、系統的に学習を発展させることに留意して、それぞれの科目の学習の成果を積み上げ、指導の効果が明確になるよう工夫するとともに、他の科目との関連に配慮することも大切である。

○ 障害のある生徒などへの指導

(3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここでは、障害のある生徒などに対する指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うよう配慮することを示している。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があるこ

とを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、芸術科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、芸術科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・音楽において、音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化の際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- ・美術において、形や色彩、材料などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などでは、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや、主題に応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- ・工芸において、形や色彩、素材などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などでは、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを用意して実際に触れてみたり使ってみたりすることや、目的や条件、機能などに応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように、いくつかの材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- ・書道において、自らの意図にふさわしい用具・用材の選択や扱い方を理解することや、書を構成する複数の要素を結び付けて考えたり、再現する手順を考えたりすることが難しい場合は、用具・用材を体験的に使用する機会を設けたり、書を構成する要素をグループ分けや優先順位を付けて示すなどして、主体的に思考、判断しながら学習を進められるよう配慮をする。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ここでは、第2の内容の指導に当たって配慮すべきことを示している。したがって、以下(1)及び(2)の配慮事項は、単独で取り扱うのではなく、各科目の「2 内容」の指導と適切に関連付けて取り扱うことが大切である。

○ 情報機器の活用等に関する配慮事項

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

各科目の表現や鑑賞の学習では、適切な資料や情報を提示することによって、生徒の発想や意欲を刺激し、効果的に学習を深めることができる。このためには、学校の実態に応じて学校図書館などの活用を図ったり、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用したりした指導計画を工夫する必要がある。

従前は、「各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと」と示していた。今回の改訂では、コンピュータ等の一層の普及や多機能化、新たなソフトウェアの開発などの可能性を踏まえ、積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう工夫することと示し、更に多様で効果的な活用によって、生徒の学習を深められるよう配慮することを求めている。

なお、インターネットを活用した情報収集は即時性、利便性等において優れているが、情報の見極めなどに配慮する必要がある。

○ 地域の文化施設や社会教育施設の活用等に関する配慮事項

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。

各科目の特質に応じて、地域の文化施設や社会教育施設等の活用を図ったり、地域の伝統芸術を鑑賞する機会を設けたり、優れた技能をもつ地域の人々の協力を求めたり連携を図ったりするなど、様々な指導上の工夫をすることが大切である。

○ 道徳教育との関連（総則第1款2(2)の2段目）

(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実^{ちゅうじつ}に努めること。

学校における道徳教育は，人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。），総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて，適切な指導を行うこと。

道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し，人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育ててきた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

高等学校における道徳教育については，各教科・科目等の特質に応じ，学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し，豊かな自己形成ができるよう，適切な指導を行うことが求められている。

このため，各教科・科目においても目標や内容，配慮事項の中に関連する記述があり，芸術科との関連をみると，特に次のような点を指摘することができる。

芸術科においては，教科の目標(3)を「生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに，感性を高め，心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う。」と示している。

芸術を愛好する心情を育むとともに，感性を高めることは，美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また，心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い，豊かな情操を培うことは，学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で，基盤となるものである。

○ 学校設定科目（総則第2款3(1)エ）

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

○ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（総則第2款4(2)）

(2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

本項では、従来に引き続き、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示し、生徒が高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、全ての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められている。

これは、高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。

第2部

音樂編

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代において、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

での役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や

人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進みにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られ

る普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な

体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則や各教科・科目等（各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 音楽科改訂の趣旨及び要点

主として専門学科において開設される教科としての音楽科（以下「音楽科」という。）の主な改訂の趣旨及び要点は、次のとおりである。

1 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

2 科目の改善

「演奏研究」の内容の充実を図る観点から、鑑賞に関する学習を含めることとした。

3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

- (1) 資質・能力の育成に向け、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ることに關する配慮事項を示した。
- (2) 障害のある生徒などの指導に当たって必要となる配慮事項を示した。
- (3) 従前、一項目でまとめて示していた、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えること、著作物等を尊重する態度の形成を図ることに關する配慮事項を、二項目に分けて示し、配慮すべきことやその目的などを一層明確にした。

第3節 音楽科の目標

音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。
- (3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

音楽科の目標は、**音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示すことによって構成されている。

従前の目標の文言やその趣旨が、今回改訂された目標ではどのように位置付けられているかについて、以下に示す。

従前の目標	改訂後の目標での位置付け
○音楽に関する専門的な学習を通して	○従前同様、目標の文頭に位置付けている。
○感性を磨き 音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる	○(3)（「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標）として位置付けている。
○創造的な表現と鑑賞の能力を高める	○従前示していた「創造的な表現と鑑賞の能力」については、(1)（「知識及び技能」の習得に関する目標）及び(2)（「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標）として位置付け、その内容を示している。

音楽に関する専門的な学習とは、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、音楽に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。

音楽的な見方・考え方とは、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けることであると考えられる。

「感性」とは、音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取ると

きの心の働きを意味している。音楽科の学習は、生徒が音や音楽の存在を意識し、それらを主体的に捉えることによって成立する。生徒が、音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の感性が働く。

「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示している。音や音楽は、そこに鳴り響く音響そのものを対象として、音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程を経ることによって捉えることができる。音楽科の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要である。

一方、音や音楽は、音響そのものとして存在するとともに、「自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景など」との関わりの中で、人間にとって意味あるものとして存在している。したがって、音や音楽と、音や音楽によって喚起される自己のイメージや感情との関わり、音楽の文化的・歴史的背景などとの関わりについて考えることによって、音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習は一層深まっていく。

このように、**音楽的な見方・考え方**は、音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

生徒が自ら、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などを関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かんよう}が実現する。このことによって、**音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力**は育成されるのである。

なお、音楽的な見方・考え方は、音楽的な見方・考え方を働かせた音楽科の学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどし、その後の人生においても生きて働くものとなる。

今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力とは、(1)、(2)、(3)を指す。

教科の目標(1)

(1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

教科の目標(2)

(2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、**表現意図を明確にもつ**ことが表現に関すること、**音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞**することが鑑賞に関することである。なお、**音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし**は、表現に関することと鑑賞に関することの両方に係っている。

教科の目標(3)

(3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標を示したものである。

感性を磨きの「感性」とは、音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。音楽的な見方・考え方を働かせているとき、生徒の感性は働いている。したがって、音楽的な見方・考え方を働かせた音楽科の学習の過程で感性は磨かれていくのである。

従前の目標は、「音楽文化の発展と創造に寄与する態度」としていたが、各科目の内容等を踏まえ、今回の改訂では**継承**を加えて、**音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度**とした。

第4節 音楽科の科目編成

1 科目の編成

科目の編成については、従前と同様、次のとおりである。

	科 目		科 目
第1	音 楽 理 論	第5	声 楽
第2	音 楽 史	第6	器 楽
第3	演 奏 研 究	第7	作 曲
第4	ソルフェージュ	第8	鑑 賞 研 究

各学校においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のウの規定により、設置者の定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めるものとしている。

また、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のエの規定により、上記の表以外の科目（学校設定科目）を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数等については、音楽科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとしている。

2 科目の性格

各科目では、その科目の特質に応じた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」それぞれの資質・能力を育成することを原則とし、各科目の目標を示している。また、音楽科における「技能」は、「音楽表現の技能」として整理しているため、「音楽史」及び「鑑賞研究」においては、「技能」の習得に関する目標は示していない。

「音楽理論」は、音楽に関する基礎的な理論について理解することなどの資質・能力を、「音楽史」は、我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解することなどの資質・能力を、「演奏研究」は、音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度などの資質・能力を、「ソルフェージュ」は、音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にする態度などの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

また、「声楽」及び「器楽」は、創造的に表現するために必要な技能などの資質・能力を、「作曲」は、音楽性豊かな楽曲の構成について考え、表現意図を明確にもつことなどの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

「鑑賞研究」は、音楽や音楽文化を尊重する態度や、批評することができるようにすることなどの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

3 科目の履修

(1) 専門学科における各教科・科目の履修

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(ア)においては、「専門学科においては、

専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に入れて含めることができること。」と定めている。

一方、学習指導要領第1章総則第4款の2においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必履修単位数の25単位以上を含めなければならないとしている。

なお、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)においては、「専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。」と規定している。

(2) 音楽に関する学科における各科目の履修

ア 原則として全ての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の〔指導項目〕の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、 「音楽史」、 「演奏研究」、 「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」は、原則として全ての生徒に履修させる科目である。

イ 専門的に履修させる各科目等

「声楽」の〔指導項目〕の「(1)独唱」、 「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」、 「(2)弦楽器の独奏」、 「(3)管楽器の独奏」、 「(4)打楽器の独奏」、 「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の〔指導項目〕の「(1)様々な表現形態の楽曲」の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させることとしている。なお、「器楽」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとしている。また、これに加えて、「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。

ウ 各年次にわたり履修させる各科目

上記イに示す専門的に履修させる〔指導項目〕、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)については、原則として各年次にわたり履修させることとしている。

第2章 各科目

第1節 音楽理論

1 目標

音楽理論の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽に関する基礎的な理論について理解するとともに、理解したことを楽譜によって表す技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽理論を表現や鑑賞の学習に活用する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽理論を表現や鑑賞に生かそうとする態度を養う。

「音楽理論」の目標は、**音楽理論の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「音楽理論」の目標を「音楽に関する基礎的な理論を理解させるとともに、表現と鑑賞に活用する能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「音楽理論」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんに関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**音楽に関する基礎的な理論について理解することが「知識」の習得に関すること、理解したことを楽譜によって表す技能を身に付けることが「技能」の習得に関すること**である。

音楽に関する基礎的な理論とは、「2 内容」の〔指導項目〕に示すものである。

音楽に関する基礎的な理論について、音楽活動を通して理解し、生徒が様々な音楽活動に生かすことができるようにすることが大切である。このことを踏まえ、「音楽理論」において習得を目指す「技能」として、**理解したことを楽譜によって表す技能**を示している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

音楽理論に関する学習は、生徒の様々な音楽活動に生かされてこそ意味をもつものであるため、「音楽理論」における「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を、**音楽理論を表現や鑑賞の学習に活用する思考力、判断力、表現力等を育成する**と示している。音楽理論に関する学習では、生徒が、音楽理論と音楽表現を高めたり音楽作品に対する解釈や価値判断などを深めたりすることとの関わりについて思考、判断し、表現する、一連の過程が重要となる。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養かんに関する目標である。

科目の目標の(1)及び(2)で解説しているように、「音楽理論」では、音楽活動を通して学習し、生徒が様々な音楽活動に生かしたり表現や鑑賞の学習に活用したりできるようにすることを重視している。このことから、今回の改訂では、「音楽理論」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標を、**音楽理論を表現や鑑賞に生かそうとする態度を養う**と示すことによって、「音楽理論」を学ぶ意味を明確にした。

● 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

(1) 楽典、楽曲の形式など (2) 和声法 (3) 対位法

楽典の内容には形式についての基本的な学習が含まれるが、音楽の構造を捉える上で楽曲の形式を理解することが重要であることから、**楽典、楽曲の形式**とした。**楽曲の形式**と示したのは、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国や諸外国の様々な音楽に見られる多様な楽曲の形式を視野に入れることを明確にするためである。ここでは、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理についても指導することが求められる。

和声法については、個々の生徒の習熟の程度や、楽典などに関する学習の進度等を十分考慮して指導する内容や方法を工夫する必要がある。

なお、従前同様、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)については、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)において「原則として全ての生徒に履修させること」、(4)において「原則として各年次にわたり履修させること」としている。これは、**楽典、楽曲の形式などと和声法**を、音楽の専門的な学習における基礎となる「知識」として重視しているからである。

また、**対位法**については、作曲を専攻する生徒などの一部の生徒を除いて、学習指導要領第1章総則第2款の3の(5)のエに基づき、柔軟に扱うことが考えられる。

● 3 内容の取扱い

(1) 我が国の伝統音楽の理論については、必要に応じて扱うことができる。

我が国の伝統音楽に関する種目を専門的に履修する生徒に対して、我が国の伝統音楽の理論を重視して扱うことや、全ての生徒に対して、我が国の伝統音楽の基礎的な理論を含めて扱うことなどが考えられる。その際、例えば、我が国の伝統音楽における音楽の構造と西洋音楽における音楽の構造との共通点や相違点を見いだしたり、「演奏研究」、「鑑賞研究」などの他の科目の学習と関わらせたりすることが大切である。

第2節 音楽史

1 目標

音楽史の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解することができるようにする。
- (2) 多様な音楽の文化的価値について考えることができるようにする。
- (3) 音楽に関する伝統と文化を尊重する態度を養う。

「音楽史」の目標は、**音楽史の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「音楽史」の目標を「我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解を深め、多様な音楽の文化的価値をとらえる能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「音楽史」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識」の習得に関する目標であり、**我が国及び諸外国の音楽の歴史**とは、「2内容」の〔指導項目〕に示すものである。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

「音楽史」の学習では、音楽に関する歴史的な事実を知ることのみに留まらず、音楽の歴史的な変遷などを踏まえ、広い視野をもち、時代背景と密接な関わりをもつ音楽の文化的価値について、思考、判断、表現することが大切である。そのため、「音楽史」における「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を、**多様な音楽の文化的価値について考えることができるようにする**と示している。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標である。

音楽に関する伝統と文化を尊重する態度とは、我が国及び諸外国の音楽文化を価値あるものとして捉え、それらを伝承してきた人々に敬意を払うとともに、音楽に関する伝統と文化などを尊いものとして自ら受け入れる態度である。

今回の改訂では、「音楽史」における「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標を、**音楽に関する伝統と文化を尊重する態度を養う**と示すことによって、「音楽史」を学ぶ意味を明確にした。

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) 我が国の音楽史 (2) 諸外国の音楽史

我が国及び諸外国の様々な音楽は、それぞれの背景となる風土、文化や歴史などに根ざして存在している。また、宗教との関わりが深いものも少なくない。歴史の観点から音楽について学習することは、音楽の専門的な学習の一つとして大切なことである。

音楽は、その音楽が生まれ、育まれてきた国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受けて成立し、様々な特徴をもつ。音楽史の学習では、単に歴史的な事象に関する事柄を知ることには留まるのではなく、表現上の効果を生かして演奏することや、音楽の文化的・歴史的背景などを理解して鑑賞することに結び付けられるよう、指導を工夫することが大切である。

なお、従前同様、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)において「原則として全ての生徒に履修させること」としている。

3 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、相互の関連を図るとともに、著しく一方に偏らないよう配慮するものとする。
- (2) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、鑑賞活動などを通して、具体的・実践的に学習させるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(2)については、西洋音楽史を中心としつつ、その他の地域の音楽史にも触れるようにする。

「我が国の音楽史」と「諸外国の音楽史」との相互の関連を図りながら、多角的に指導するとともに、いずれかに著しく偏った扱いとならないように留意する。

また、視聴覚教材を活用した鑑賞活動を取り入れるとともに、楽曲とその背景について歴史の観点から考察したり意見交換したりする場を設けるなどして、科目の目標を実現するための指導を工夫する必要がある。

「諸外国の音楽史」については、従前と同様に「西洋音楽史」の学習を中心としながらも、西洋以外の国や地域の音楽にも広く目を向けた学習となるように配慮することが大切である。

第3節 演奏研究

1 目標

音楽作品の演奏や鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 演奏における客観性と多様性について理解を深めるとともに、理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽の様式を踏まえた演奏に関する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度を養う。

「演奏研究」の目標は、**音楽作品の演奏や鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「演奏研究」の目標を「音楽作品についての演奏研究を通して、演奏における客観性と多様性を理解し、音楽の様式を尊重して演奏する能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「演奏研究」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「^{かん}学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示している。

また、従前は、「演奏研究を通して」「演奏する能力を養う」と示していたが、今回の改訂では、学習内容の一層の充実を図ることや、音楽科の原則履修科目において資質・能力をバランスよく育成することを踏まえ、**演奏や鑑賞の学習を通して**とした上で、演奏に関する資質・能力に加え、鑑賞に関する資質・能力を示した。「演奏研究」は、従前の目標で示していた「演奏する能力」を育成することを主な趣旨とすることは継承しているが、「2内容」の〔指導項目〕に示した内容についての学習に当たっては、演奏する活動のみでなく、鑑賞の活動が必要となる。これらのことから、今回の改訂では、「演奏研究」の目標に、鑑賞に関することを加えて示し、この科目の学習の一層の充実を図ることとした。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**演奏における客観性と多様性について理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

演奏における客観性と多様性について理解を深めるとは、演奏や鑑賞の学習を通して、時代や様式及び演奏形態などに即した表現方法や解釈があることを理解することである。また、**理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付ける**ことにより、自らの演奏を振り返りながら、客観性と多様性を踏まえた演奏が可能となる。

演奏における客観性と多様性について理解を深めるとともに、理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付けるためには、楽譜に基づいて演奏者がどのような

解釈をしたか、また、楽曲が生まれた時代や地域などによって特徴が異なる音楽の様式を演奏によってどのように表現しているか、などの理解を深めることが大切である。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

音楽の様式を踏まえた演奏とは、時代や地域による表現上の特徴や個々の作曲家の表現上の特徴などを踏まえた演奏を指す。**演奏に関する思考力、判断力、表現力等を育成するためには**、学習の過程に、生徒が(1)で示した知識及び技能を生かし、自分や他者の演奏が音楽の様式を踏まえた演奏となっているかどうかについて、思考、判断し、表現する一連の過程を位置付けることが重要である。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度とは、時代や地域、作曲家、声や楽器の表現上の特徴を踏まえて作品を解釈したり、様式等に即した演奏を追求しようとしたりする態度である。

今回の改訂では、「演奏研究」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標を、**音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度を養う**と示すことによって、「演奏研究」を学ぶ意味を明確にした。

● 2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (2) 作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (3) 声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (4) 音楽の解釈の多様性

音楽は、時代や地域、作曲家などによって、ある特定の表現上の特徴を示していることが多い。「様式」とは、このような表現上の特徴のことであり、**時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究**においては、時代や地域による様式を、**作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究**においては、個々の作曲家による様式を扱う。これらの時代や地域、作曲家による様式を理解することは演奏研究の基盤となる。ここではアナリーゼや鑑賞の活動などを通して、様式の理解を深めながら作品を解釈し、演奏の観点からフレーズング、アーティキュレーションなどの表現方法を具体的に研究することが重要である。

音楽の表現は用いられる表現媒体によって特徴付けられる。したがって、例えば、ヴァイオリンによる演奏であればヴァイオリンという楽器の特徴を生かした演奏について考える必要がある。このような学習が**声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究**となる。ここでは、声や楽器の特徴に着目して作品を解釈し、それらの特徴を生かすための表現方法を研究することが重要である。

演奏については、例えば、演奏された時代によって、また、演奏の目的や場所によって、さらには、演奏者自身の個性や音楽的な成長などによって、表現の特徴に変化が生じることがある。そこで、**音楽の解釈の多様性**においては、作品の解釈やそれに基づく演奏の在り方は唯一のものではなく多様であることを演奏や鑑賞の活動を通して学習する。そのためには、(1)から(3)までの研究を踏まえた上で、解釈の多様性についての理解を深める指導を行い、独善的な解釈に陥ることなく、生徒が個性を生かした演奏を追求できるようにすることが大切である。

指導に当たっては、原典版や校訂者の異なる版などによる楽譜の比較、異なる時代や地域での同一曲の演奏の比較、異なる演奏家による同一曲の演奏の比較、他の芸術分野との関わりを示す視聴覚教材の提示など、指導のねらいに即した教材を準備する必要がある。また、生徒同士でアンサンブルをしたりテーマに基づく意見交換をしたりするなど、多角的な活動を取り入れることが大切である。

なお、従前同様、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)において「原則として全ての生徒に履修させること」としている。

3 内容の取扱い

(1) 専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

各〔指導項目〕を指導する際は、専攻として専門的に履修する科目の学習との関連にも十分に配慮し、生徒にとって学習の効果が一層高まるようにすることが大切である。

第4節 ソルフェージュ

1 目標

ソルフェージュに関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 視唱、視奏及び聴音に関する知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽を形づくっている要素の働きやその効果などに関する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にすることを養う。

「ソルフェージュ」の目標は、**ソルフェージュに関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「ソルフェージュ」の目標を「音楽を形づくっている要素を正しくとらえ、音楽性豊かな表現をするための基礎的な能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「ソルフェージュ」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**視唱、視奏及び聴音に関する知識や技能を身に付けるようにする**ことを示している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

ソルフェージュに関する学習は、単に旋律やリズムなどを捉えて歌ったり楽器で演奏したり記譜したりすることのみに留まらず、そのことを、音楽性豊かな表現の追求に活用できるものにするのが大切である。そのため、「ソルフェージュ」における「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を、**音楽を形づくっている要素の働きやその効果などに関する思考力、判断力、表現力等を育成する**と示している。ソルフェージュに関する学習では、楽譜を見て、旋律、フレーズのまとまりなど様々な情報を読み取ったり、音や音楽を聴いて、音高、リズム、音程などを正しく把握したりしながら、音楽を形づくっている要素の働きやその効果などについて、生徒が思考、判断し、表現する一連の過程が重要となる。

(3)は、「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養に関する目標である。

科目の目標の(2)で解説しているように、「ソルフェージュ」では、音楽性豊かな表現の追求に活用できるものにするを重視している。このことから、今回の改訂では、「ソルフェージュ」における「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養に関する目標を、**音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にすることを養う**と示すことによって、「ソ

ルフェージュ」を学ぶ意味を明確にした。

● 2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 視唱 (2) 視奏 (3) 聴音

視唱及び視奏においては、様々な譜表に書かれた楽譜を見て、音楽を形づくっている要素を正しく読み取って、歌ったり楽器で演奏したりすることができるようにする。その際、音高、リズム、音程を捉えられるようにするといった基本的なことに留まることなく、例えば、旋律における音のもつ方向性やフレーズのまとまり、自然な抑揚といった音楽性豊かな表現に発展させていくような指導の工夫が求められる。また、我が国の伝統音楽を扱う場合には、^{くちしうが}口唱歌を用いることによって、我が国の音楽に固有の音色や旋律、間などを捉えられるようにするといった指導の工夫が大切である。なお、**視奏**については、鍵盤楽器での演奏に加えて「器楽」において選んだ楽器で演奏することや、移調楽器の楽譜を用いることも考えられる。

聴音においては、音楽を形づくっている要素を正しく聴き取り、それを記譜することができるようにする。そのためには、「音楽理論」における楽典の学習などとの関連を図ることが重要である。また、ピアノによる音楽を用いるだけでなく、声、他の楽器、アンサンブルなど、様々な音楽を用いることも大切である。

なお、従前同様、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)において「原則として全ての生徒に履修させること」、(4)において「原則として各年次にわたり履修させること」としている。

● 3 内容の取扱い

- (1)〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導するものとする。
- (2)専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

「(1)視唱」、「(2)視奏」、「(3)聴音」の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導することが大切である。例えば、オーケストラなどの総譜を見て、ある声部を歌ったり楽器で演奏したりした後に、楽譜を見ないでその音楽を聴くことや、ある旋律を聴き取って記譜した後に、その旋律の楽譜を見て歌ったり楽器で演奏したりすることなどを通して、聴き取ったことと音楽表現との結び付きを深めることが考えられる。また、指導に当

たっては、生徒の特性や習熟の程度に応じて履修の形態を工夫するなどの配慮が必要である。

各〔指導項目〕を指導する際は、専攻として専門的に履修する科目の学習との関連にも十分に配慮し、生徒にとって学習の効果が一層高まるように工夫することが大切である。

第5節 声楽

1 目標

声楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 楽曲の表現内容について理解を深めるとともに、創造的に歌唱表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな表現について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。
- (3) 音楽性豊かな表現を追求する態度を養う。

「声楽」の目標は、**声楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「声楽」の目標を「声楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「声楽」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**楽曲の表現内容について理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**創造的に歌唱表現するために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

楽曲の表現内容について理解を深めるとは、曲想、歌詞、音楽の構造などについて理解することに加え、それら相互の関わりや、文化的・歴史的背景との関わりなどについて理解することである。

創造的に歌唱表現するために必要な技能とは、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能、他者との調和を意識して歌う技能や表現形態の特徴を生かして歌う技能などのことである。なお、単に様々な技能を身に付けることに留まらず、自分の表現意図を表すために必要な技能として身に付けることが重要であることから、**創造的に**としている。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

音楽性豊かな表現について考える際には、歌詞の内容や言葉のもつ語感について考えたり、音楽の構造を分析し、フレーズや楽曲全体をどのように歌うか、他の声部との関わり合いをどのように表現するかなどについて考えたりすることが大切である。また、楽曲の文化的・歴史的背景や様式を踏まえた歌い方などについて考えることも大切である。

表現意図を明確にもつとは、**音楽性豊かな表現について考えた**ことを基に、どのように

声で表現するかを明らかにすることである。また、表現意図は、創意工夫の過程において、知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり、新たな表現意図となったりする。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標である。

音楽性豊かな表現を追求する態度とは、様々な時代や様式の音楽、地域やジャンルなどによって異なる多様な音楽について主体的に学習し、自分の声種や声の特徴などを生かした、音楽性豊かな歌唱表現を生み出していこうとする態度である。

また、音楽性豊かな表現を追求する過程では、生徒の特性や学校の実態等に応じて、重唱や合唱など、様々な形態のアンサンブルの活動を行い、歌唱表現を一層幅広いものにしていこうとすることも重要である。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 独唱 (2) 様々な形態のアンサンブル

声楽においては、声種や声の特徴など、個々の生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

独唱は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するために、とりわけ、個々の生徒の習熟の程度や特性等に応じた指導の工夫が求められる。

また、従前の「いろいろな形態のアンサンブル」と同様の趣旨で、**様々な形態のアンサンブル**を示している。生徒の特性や学校の実態等に応じて、様々な形態のアンサンブルの活動を行うことは、独唱の学習だけでは育成することのできない、一層幅広い声楽に関する資質・能力を育成することができる。

3 内容の取扱い

(1) 我が国の伝統的な歌唱については、必要に応じて扱うことができる。

(2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

ここでは、従前同様、**我が国の伝統的な歌唱**を専攻として専門的に履修することができることを示すとともに、専攻でない生徒に対しても、体験を通して我が国の伝統的な歌唱に対する理解を深め、生徒の音楽的視野を一層拡大することができることを示している。

また、従前同様、**演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする**ことを示している。音楽に関する学科では、学習成果を

発表する演奏会などを設けている例も多い。このような演奏発表の場を積極的に設定し、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、音を媒体とするコミュニケーションである音楽の本質を踏まえ、生徒同士が演奏を共有できるように配慮することや、言語活動の充実の観点から、表現意図などを言葉で表すとともに、互いの演奏について評価し合うなどして、個々の生徒及び集団の学習の質を高めていくようにすることが重要である。

第6節 器楽

1 目標

器楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 楽曲の表現内容について理解を深めるとともに、創造的に器楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな表現について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。
- (3) 音楽性豊かな表現を追求する態度を養う。

「器楽」の目標は、**器楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「器楽」の目標を「器楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「器楽」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「^{かん}学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**楽曲の表現内容について理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**創造的に器楽表現するために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

楽曲の表現内容について理解を深めるとは、曲想、音楽の構造などについて理解することに加え、それら相互の関わりや、文化的・歴史的背景との関わりなどについて理解することである。

創造的に器楽表現するために必要な技能とは、曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能、他者との調和を意識して演奏する技能や表現形態の特徴を生かして演奏する技能のことである。なお、単に様々な技能を身に付けることに留まらず、自分の表現意図を表すために必要な技能として身に付けることが重要であることから、**創造的に**としている。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

音楽性豊かな表現について考える際には、楽器の特性について考えたり、音楽の構造を分析し、フレーズや楽曲全体をどのように演奏するか、他の楽器や声部との関わり合いをどのように表現するかなどについて考えたりすることが大切である。また、楽曲の文化的・歴史的背景や様式を踏まえた演奏の仕方などについて考えることも大切である。

表現意図を明確にもつとは、**音楽性豊かな表現について考えた**ことを基に、どのように楽器で表現するかを明らかにすることである。また、表現意図は、創意工夫の過程におい

て、知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり、新たな表現意図となったりする。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

音楽性豊かな表現を追求する態度とは、様々な時代や様式の音楽、地域やジャンルなどによって異なる多様な音楽について主体的に学習し、楽器の種類や特徴などを生かした、音楽性豊かな器楽表現を生み出していこうとする態度である。

また、音楽性豊かな表現を追求する過程では、生徒の特性や学校の実態等に応じて、重奏や合奏など、様々な形態のアンサンブルの活動を行い、器楽表現を一層幅広いものにしていこうとすることも重要である。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- | | | |
|-------------|------------|------------------|
| (1) 鍵盤楽器の独奏 | (2) 弦楽器の独奏 | (3) 管楽器の独奏 |
| (4) 打楽器の独奏 | (5) 和楽器の独奏 | (6) 様々な形態のアンサンブル |

器楽においては、個々の生徒が用いる楽器について、生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

独奏は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するために、とりわけ、個々の生徒の習熟の程度や特性等に応じた指導の工夫が求められる。また、鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、和楽器の中から特定の楽器を選んで行うこととしている。

また、従前の「いろいろな形態のアンサンブル」と同様の趣旨で、**様々な形態のアンサンブル**を示している。生徒の特性や学校の実態等に応じて、様々な形態のアンサンブルの活動を行うことは、独奏の学習だけでは育成することのできない、一層幅広い器楽に関する資質・能力を育成することができる。

なお、従前同様、「器楽」の〔指導項目〕の(1)については、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)において「原則として全ての生徒に履修させること」、(4)において「原則として各年次にわたり履修させること」としている。鍵盤楽器の独奏に関する資質・能力を高めることが、音楽の専門的な様々な学習を進める際に役立つことなどがその理由として挙げられる。

3 内容の取扱い

- (1)〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。

(2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

ここでは、従前同様、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとしている。

また、従前同様、**演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする**ことを示している。音楽に関する学科では、学習成果を発表する演奏会などを設けている例も多い。このような演奏発表の場を積極的に設定し、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、音を媒体とするコミュニケーションである音楽の本質を踏まえ、生徒同士が演奏を共有できるように配慮することや、言語活動の充実の観点から、表現意図などを言葉で表すとともに、互いの演奏について評価し合うなどして、個々の生徒及び集団の学習の質を高めていくようにすることが重要である。

第7節 作曲

1 目標

作曲に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 作曲に関する多様な技法などについて理解を深めるとともに、創造的に作曲するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな楽曲の構成について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。
- (3) 音楽表現の可能性を追求する態度を養う。

「作曲」の目標は、**作曲に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「作曲」の目標を「作曲に関する専門的な学習を通して、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養う」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「作曲」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「^{かん}学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標であり、**作曲に関する多様な技法などについて理解を深める**ことが「知識」の習得に関すること、**創造的に作曲するために必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

作曲に関する多様な技法などとは、音を連ねたり重ねたりするために必要な和声法や対位法、楽曲を構成するために必要な楽式論、また、編曲の技法、管弦楽法など各種アンサンブル作品を作曲する技法などである。これらについて**理解を深める**ためには、各作曲家の作品の分析などを行い、その音楽語法や手法について理解することも重要である。

創造的に作曲するために必要な技能とは、理解した知識を生かして音を連ねたり重ねたりする技能や楽曲を構成する技能、また作品を記録する技能などのことである。作品を記録する方法には、五線記譜法だけでなく、曲種によって様々な方法があるため、その音楽にふさわしい方法を用いるようにすることが大切である。その際、コンピュータのソフトウェアなどを効果的に用いることも考えられる。なお、単に様々な技能を身に付けることに留まらず、自分の表現意図を表すために必要な技能として身に付けることが重要であることから、**創造的に**としている。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標である。

音楽性豊かな楽曲の構成について考える際には、音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型の特徴及び構成上の特徴を生かす方法や効果について、演習や試作

などを行いながら考えることが大切である。

表現意図を明確にもつとは、**音楽性豊かな楽曲の構成について考えたことを基に**、どのように音楽で表現するかを明らかにすることである。表現意図を明確にしていく際には、作品が演奏される時や場所、演奏される状況や作品を聴く人について考えることも重要である。また、表現意図は、創意工夫の過程において、知識や技能を得たり生かしたりしながら、さらに深まったり、新たに生成されたりする。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の^{かん}涵養に関する目標である。

音楽表現の可能性を追求する態度とは、様々な時代や様式の音楽、地域やジャンルなどによって異なる多様な音楽について主体的に学習し、学習したことを生かしながら個性的な音楽表現を生み出していこうとする態度である。

音楽表現の可能性を追求する過程では、作品を演奏する人や聴く人など、他者からの意見に耳を傾け、それらを生かして作品をよりよいものにしていこうとすることも重要である。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 様々な表現形態の楽曲

従前は、「作曲に関する多様な技法及びそれらを生かした作曲」としていたが、今回の改訂では、従前示していた内容の趣旨を科目の目標で示している。したがって、「2 内容」では、〔指導項目〕として**様々な表現形態の楽曲**と示すこととした。

様々な表現形態の楽曲としているのは、この科目が専攻として専門的に履修するものであり、生徒の特性等に応じた個性的な音楽表現をすることを求めているからである。

様々な表現形態には、独唱や独奏、重唱や重奏、合唱や合奏などが考えられる。指導に当たっては、声や楽器など音素材の特徴を踏まえ、生徒が自分の表現意図を音楽で表すために、最も効果的であると思われる表現形態を選択したり、新たな表現形態を生み出したりすることができるようにすることが大切である。

なお、具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

3 内容の取扱い

(1) 我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うようにする。

(2) 完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

ここでは、従前同様、**我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うよう**

にする」と示している。これは、作曲を専門的に学習する生徒が、我が国の伝統音楽に関する素材を用いたり、我が国の様々な音楽において伝統的に見られる音楽の特徴などを理解したりして、それらを生かした作曲を試みる事が大切だからである。

また、従前同様、**完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする**ことを示している。音楽に関する学科では、学習成果を発表する演奏会などを設けている例も多い。このような演奏発表の場を積極的に設定し、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、音を媒体とするコミュニケーションである音楽の本質を踏まえ、生徒同士が作品を共有できるように配慮することや、言語活動の充実の観点から、作品における表現意図などを言葉で表すとともに、互いの作品について評価し合うなどして、個々の生徒及び集団の学習の質を高めていくようにすることが重要である。

第8節 鑑賞研究

1 目標

音楽作品の鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽作品や演奏，作曲家などについて理解を深めることができるようにする。
- (2) 音楽作品や演奏について，根拠を明確にして批評することができるようにする。
- (3) 音楽や音楽文化を尊重する態度を養う。

「鑑賞研究」の目標は、**音楽作品の鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力**を育成することを目指すことである。

従前は、「鑑賞研究」の目標を「音楽作品や作曲家，演奏などについての鑑賞研究を通して、音楽に対する理解を深め、音楽や音楽文化を尊重する態度を養い、批評する能力を育てる」と示していた。今回の改訂では、従前の趣旨を継承しつつ、「鑑賞研究」において育成を目指す資質・能力を、**専門的な音楽に関する資質・能力**として示し、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力，判断力，表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力，人間性等」の^{かん}涵養に関することを示している。

なお、**音楽的な見方・考え方**については、本解説第1章第3節「音楽科の目標」で解説している。

(1)は、「知識」の習得に関する目標である。

「鑑賞研究」では、音楽作品について、曲想や表現上の効果と音楽の構造，文化的・歴史的背景などとの関わりを理解することに留まらず，作曲家や演奏者が音楽作品を生み出した背景やその人物像なども含めて深く理解することを求めている。そのため、**音楽作品や演奏，作曲家などについて理解を深めることができるようにする**と示している。

音楽作品や演奏，作曲家などについて理解を深めることは、鑑賞の主体である生徒と音楽作品を生み出した作曲家や演奏者との音楽作品を介したコミュニケーションを築き，人間はなぜ音楽を創造し，演奏し，鑑賞するのかといった，人間と音楽との関係を理解することにつながるものである。

(2)は、「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標である。

音楽科における**批評**は、音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し，他者と伝え合い，論じ合うことである。中学校音楽科及び高等学校芸術科音楽においては、「批評する活動などを取り入れる」ことによって、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。一方、「鑑賞研究」では、**根拠を明確にして批評することができるようにする**ことを求めている。

指導に当たっては、楽曲や演奏に対する評価とその根拠などについて考えることに留まらず，考えたことを，言葉でどのように表し，他者にどのように伝えるのか，また，他者の考えをどのように受け取り，自分の考えを更新したり再構築したりするのか，といった

ことなどについて、思考、判断し、表現する一連の過程が必要である。またその際、音楽活動と言語活動とを適切に組み合わせられるようにすることが大切である。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標である。

音楽や音楽文化を尊重する態度とは、音楽や音楽文化を、人々の営みと共に生まれ、発展し、継承されてきたものとして捉え、自ら音楽や音楽文化と関わることによって、継承、発展、創造していこうとする態度である。

今回の改訂では、「鑑賞研究」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}に関する目標を、**音楽や音楽文化を尊重する態度を養う**と示すことによって、「鑑賞研究」を学ぶ意味を明確にした。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 作品・作曲家に関する研究 | (2) 地域や文化的背景に関する研究 |
| (3) 音楽とメディアとの関わり | (4) 音楽批評 |

作品・作曲家に関する研究では、「演奏研究」や「音楽史」の学習などに関わらせ、作品及び作曲家に対する理解を深める研究を行う。例えば、作品の表現上の特徴及び創作の表現意図や技法、音楽史上の位置付けや作曲家の生涯など、鑑賞に必要な内容の理解を深めるための研究が挙げられる。

地域や文化的背景に関する研究では、民俗音楽やポピュラー音楽などを含む、様々な時代や地域、ジャンル等の音楽を幅広く取り上げて、それぞれの作品が生まれた地域や文化的背景に関する研究を行い、音楽としての価値や存在意義などについて理解を深められるようにする。

音楽とメディアとの関わりでは、音楽を記録及び表現する方法や音楽を人々に伝えるための様々な方法について学習する。また、各種の音楽活動を支えるイベントなどの企画や運営といった、音楽文化を支える仕事やその社会的役割などについて幅広く扱うことも考えられる。

音楽批評では、音楽作品や演奏に関して、そのよさや美しさなどについて、音楽を形づくっている要素や音楽の構造などの客観的な理由を挙げながら、価値判断したことを言葉で説明して他者に伝えることを学習する。その際、自分の音楽批評を発表し、他者と論じ合う場を設けたり、他者の音楽批評を読み、批評の在り方や内容について考察したりして、他者との交流の中で、美的判断力などを高めることが考えられる。音を媒体とするコミュニケーションである音楽について、解釈や価値などを言葉で表す音楽批評は、音楽文化の継承、発展、創造につながるものであり、意義深い学習である。

指導に当たっては、生徒が自らの課題を設定して追求していくなど、主体的な学習となるように工夫することが大切である。また、コンピュータ、情報通信ネットワークなどを

活用したり，学校や地域の実態に応じてコンサート・ホールなどの文化施設を利用したり，地域の音楽家等と交流したりして，多角的に研究することも大切である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(2)及び(3)については，いずれかを選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(2)地域や文化的背景に関する研究」及び「(3)音楽とメディアとの関わり」については，生徒の興味・関心，学校や地域の実態等を考慮して，いずれかを選択して扱うことができるとしている。いずれを選択した場合も，「(1)作品・作曲家に関する研究」や「(4)音楽批評」の学習と関連させて指導することが効果的である。

また，この科目は，演奏はもちろんのこと，音楽の理論的な側面や歴史的な側面とも関わりがあり，「音楽理論」，「音楽史」及び「演奏研究」の各科目と関連していることにも留意して内容を取り扱う必要がある。

1 指導計画作成上の配慮事項

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ここでは、各学校において指導計画を作成する際に配慮すべきことを示している。音楽科の指導計画には、入学年次から卒業年次までを見通した指導計画、年間指導計画、各科目の指導計画、各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれの関連に配慮するとともに、評価の計画を含めて作成する必要がある。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

この事項は、音楽科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、音楽科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を^{かん}涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや成長を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教

科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

音楽科においては、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働するなどしながら、音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりする過程を大切にされた指導の充実を図ることが重要である。

なお、**音楽的な見方・考え方を働かせる**とは、生徒が自ら感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などを関連付けて考えることであり、その趣旨等は、本解説第1章第3節の「音楽科の目標」で解説している。

(2) 音楽に関する学科においては、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)を、原則として全ての生徒に履修させること。

音楽に関する学科においては、「音楽理論」の〔指導項目〕の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」については、いずれも音楽を専門的に学んでいく上で基礎となるものであることから、原則として全ての生徒に履修させることとしている。

(3) 音楽に関する学科においては、「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させること。また、これに加えて、「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができること。

音楽に関する学科においては、「声楽」の〔指導項目〕の「(1)独唱」、「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」、「(2)弦楽器の独奏」、「(3)管楽器の独奏」、「(4)打楽器の独奏」、「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の〔指導項目〕の「(1)様々な表現形態の楽曲」の中から、個々の生徒の特性等に応じて、**専攻としていずれかを専門的に履修させる**ことを示している。

なお、「器楽」については、「器楽」の「内容の取扱い」の(1)において、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うもの」としている。

したがって、個々の生徒ごとに、「声楽」の独唱、「器楽」のいずれかの楽器の独奏、「作曲」のうちから、専攻として専門的に履修する〔指導項目〕(専攻の種目)を定めることになる。

さらに、専攻として専門的に履修する〔指導項目〕(専攻の種目)に加えて、「声楽」の

独唱、「器楽」のいずれかの楽器の独奏について履修させることができることを示している。なお、これを副専攻の種目と呼ぶこともある。このように、専攻の種目に加えて、他の種目についても履修させることは、生徒の音楽的な視野の拡大を図り、音楽表現をより豊かにすることにつながっていく。

例えば、「声楽」を専攻の種目に行っている生徒が、その履修に加えて「器楽」のうち管楽器のフルートを副専攻の種目として履修したり、「器楽」のうち鍵盤楽器のピアノを専攻の種目に行っている生徒が、その履修に加えて「声楽」を副専攻の種目として履修したりすることなどが考えられる。

(4) 音楽に関する学科においては、(3)において履修させる〔指導項目〕、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)を、原則として各年次にわたり履修させること。

音楽に関する学科においては、「声楽」、「器楽」及び「作曲」のうち専攻として専門的に履修させる〔指導項目〕(専攻の種目)、これに加えて「声楽」及び「器楽」のうち履修させることのできる〔指導項目〕(副専攻の種目)、「音楽理論」の〔指導項目〕の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」については、原則として各年次にわたり履修させることを示している。

なお、「各年次にわたり履修させる」とは、入学年次から卒業年次までの各年次にわたり履修させることである。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここでは、障害のある生徒などに対する指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うよう配慮することを示している。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計

算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、音楽科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるように、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- ・音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。

これらはいくまで例示である。実際の学習の場面においては、生徒の困難さの状態を把握しつつ、他の生徒との関係性や学級集団の雰囲気などに応じて、適切かつ臨機応変に対応することが求められる。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ここでは、第2の内容の指導に当たって配慮すべきことを示している。したがって、以下(1)から(5)までの配慮事項は、単独で取り扱うのではなく、各科目の〔指導項目〕の指導と適切に関連付けて取り扱うことが大切である。

(1)「声楽」の〔指導項目〕の(2)及び「器楽」の〔指導項目〕の(6)については、他者と協調しながら活動することを重視することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成できるようにすること。

「声楽」の〔指導項目〕の「(2)様々な形態のアンサンブル」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(6)様々な形態のアンサンブル」については、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成するため、重視して扱うことを示している。

アンサンブルの活動においては、楽曲の解釈、表現意図や表現方法などについて、他者と話し合ったり確認し合ったりすることが必要となる。このように生徒同士が主体的に音や言葉によるコミュニケーションを図り、他者と協調しながら活動することは、音楽の専門的な学習の一つとして大切なことである。

また、音楽の構造を把握し、自分の担当する声部と他の声部それぞれの役割を理解し、演奏全体を客観的に捉えて音楽表現を創意工夫する活動は、独唱や独奏では体験できないものであり、このようなアンサンブルの活動を通して、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成することが重要である。

(2) 各科目の特質を踏まえ、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えられるようにするとともに、音環境への関心を高められるようにすること。

音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、よりよい音環境を希求する意識を高めることは意味のあることである。

指導に当たっては、生活や社会の中にある様々な音や音楽に耳を傾けることによって、例えば、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさなど、その音や音楽が醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが大切である。

(3) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

ここでは、著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成と、音楽に関する知的財産の保護と活用に関して配慮することを示している。

従前は「音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること」と示していたが、今回の改訂では、**音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること**などを示すことによって、その目的を一層明確にしている。

知的財産権とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与される、他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

著作権法では、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が示されている。その中には、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているため、これらについては一層正しく理解される必要がある。著作権法上の学校における例外措置はいくつかあるが、音楽科の授業の場合、次に示す第三十五条第一項が、特に関わりが深い。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

第三十五条第一項では「その授業の過程における」としている点に留意する必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するということについての認識が十分でない現状が見られるので留意する必要がある。

なお、原則として、個人が著作物の著作権はその没後、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権はその公表後、また著作者に関わらず、映画の著作物の著作権はその公表後それぞれ70年を経過するまでの間、存続する。これらについては、著作権法第五十一条から第五十八条を参照し、保護期間の計算方法や特例を含めて、確認しておくことが大切である。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの音楽作品について、それを創作した著作者や実演家等がいること、音楽作品が著作物であり知的財産であること、知的財産を教材として活用することで音楽科の学習が行えることなどを生徒が意識できるようにし、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うことが大切である。このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽や将来関わっていく音楽についても、同様に意識できるようにしていくことが、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるのである。

(4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。

各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用し、生徒が主体的に文献等を調べるなどして課題に対応していくことは意味のあることである。音楽は、文化や歴史、他の芸術などと密接に関わっており、様々な文献等を参考にして多角的、総合的に学習することが効果的である。

従前は、「各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと」と示していた。今回の改訂では、コンピュータ等の一層の普及や多機能化、新たなソフトウェアの開発などの可能性を踏まえ、積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深

めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫することと示し、更に多様で効果的な活用によって、生徒の学習を深められるよう配慮することを求めている。

なお、インターネットを活用した情報収集は即時性、利便性等において優れているが、情報の見極めなどに配慮する必要がある。また、音楽を専門に学習し、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する生徒を育成する観点から、インターネットの活用に着しく偏ることなく、学校図書館を活用した文献等による情報収集とのバランスについて配慮することも大切である。

(5) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。

各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、演奏発表や鑑賞を文化施設で行ったり、自己の課題に沿った調査等を社会教育施設で行ったりすることが考えられる。また、郷土の伝統音楽などを教材として効果的に取り入れたり、地域において様々な形で音楽に携わっている人の協力を求めたりするなどの配慮が考えられる。また、生徒が文化施設などの協力を得て、地域の文化、芸術活動に関わり、音楽を通して、地域に働きかけていくような活動につなげていくことも考えられる。

第 3 部

美 術 編

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代において、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

での役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や

人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られ

る普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な

体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則や各教科・科目等（各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 美術科改訂の趣旨及び要点

主として専門学科において開設される教科としての美術科（以下「美術科」という。）の主な改訂の趣旨及び要点は、次のとおりである。

1 目標の改善

教科の目標については、美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する教科であることから、「美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す」と示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示した。また、各科目の目標についても、教科の目標に応じて(1)、(2)、(3)の三つの柱で整理し、これらを相互に関連させながら育成できるように整理した。

2 科目の改善

造形的な見方・考え方を働かせ、よりよい人生や社会の在り方を考え、問題を発見・解決し、新たな意味や価値を生み出す豊かな創造性の育成を目指して、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成した。

原則として全ての生徒に履修させる科目	
改訂	従前
第1 美術概論	第2 美術史
第2 美術史	第3 素描
第3 鑑賞研究	第4 構成
第4 素描	
第5 構成	

3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

「第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」において、「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。」及び「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」を新たに明示した。

第3節 美術科の目標

美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的・創造的に表すことができるようにする。
- (2) 美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的に美術に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

美術科の目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

目標では、美術科は何を学ぶ教科なのかということを示し、美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、感性を磨き、表現と鑑賞に関する資質・能力を高めることを一層重視している。また、これからの社会的変化に創造的に適応することができるよう、情報化、国際化時代における人間としての在り方や生き方を追求し、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を育成することを旨としている。

そのため、具体的に育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。教科の目標の実現に向けては、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるよう確かな実践を一層推進していくことが求められる。

美術に関する専門的な学習とは、中学校美術科の発展として、創造活動を展開し、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、美術に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。

造形的な見方・考え方とは、美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、美術に関する専門的な学習を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉えながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、問題を発見・解決し、新たな意味や価値を生み出す豊かな創造性の育成を重視している。

造形的な見方・考え方を働かすためには、美術に関する専門的な学習において、造形的な視点を豊かにすることが必要である。ここでいう造形的な視点とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点であり、教科で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。ここでは、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えるいわば「木を見る視点」と、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりするなどのいわば「森を見る視点」の両面から、造形の要素の働きについて意識を向けて

考えたり、大きな視点に立って対象のイメージを捉えたりできるよう造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることが大切である。

美的体験を豊かにしとは、美術に関する専門的な学習を通して自己や社会を見つめ、自然や生活などの対象との関わりから美しさを発見し、それを表現に生かす中で感動したり、作品と作者やその背景にある生活や歴史、風土などに興味・関心をもち探求したりするなどして、美的感覚を働かせて対象や事象から様々なことを感じ取る力、創造性、研究心などを育む体験を豊かにすることを意味している。

美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力とは、生徒一人一人が感性や美意識、想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、自己や社会との関わりの中で美術や美術文化を豊かに捉え、生活や社会と創造的に関わるができるようにするための資質・能力のことである。美術や美術文化とは、単に美術作品や過去の美術のことだけを指すものではなく、身近な生活の場にも、社会としての広がりの中にも存在する。また、美術や美術文化によって育まれる豊かな創造性は、共生やコミュニケーションをキーワードとするこれからの社会の基盤の一つとなるものである。このような考えに立って、全ての生徒に美術科の学習を通して共通に身に付けさせる資質・能力を一層明確にした。

美術科で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。よって、必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する必要がある。

教科の目標(1)

(1) 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的・創造的に表すことができるようにする。

ここでは、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

前半部分は、美術に関する専門的な知識に関するもの、後半部分は、独創的・創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。

美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとは、各科目において基礎となる知識や幅広く多様で専門的な知識の理解を深めることである。ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

独創的・創造的に表すこととは、一人一人の個性を生かしたり独自の持ち味を大切にしたりして技能を働かせ、独創的・創造的に表すことである。

教科の目標(2)

(2) 美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。

ここでは、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。美術科において育成する「思考力、判断力、表現力等」とは、美術について多角的に捉え、表現及び鑑賞の学習の中で思いや考えを基に創造することや、課題を見だし自分の考えを形成し伝え合ったり、他者と協働しながら解決したりするために必要な資質・能力である。このような「思考力、判断力、表現力等」を高めていく手立ての一つとして、言語活動がある。言葉を使うことにより自分の考えを整理することや、他者の考えなども聞きながら、自分になかった視点や考えをもたせることが、より創造的な「思考力、判断力、表現力等」を育成することにつながる。

美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせとは、美術に関する専門的な知識及び技能を学習場面において活用し、総合的に働かせながら創造的な「思考力、判断力、表現力等」を育成することである。

創造的な思考力、判断力、表現力等とは、「美術概論」において自然や生活、社会と美術との関係を考えたり、「素描」において対象のイメージや空間を把握したりするなどの美術の学習に関する基礎となるものをはじめ、専門的な表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する見方や感じ方などの鑑賞に関する資質・能力のことである。

教科の目標(3)

(3) 主体的に美術に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

ここでは、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでの目標は、教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に美術に関する専門的な学習に取り組む態度や感性を磨くこと、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養うことなど、情意や態度等に関するものが含まれる。

主体的に美術に関する専門的な学習に取り組みとは、各科目の〔指導項目〕の内容に関して、必要となる資質・能力を発揮しようとしたたり、身に付けようとしたりすることである。

感性を磨きとは、造形的な見方・考え方を働かせて、自然や芸術などの美しさに触れる体験的な学習を通して、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性を磨くことである。

美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養うとは、芸術文化の発展に常に関心をもち、日本及び諸外国の美術を学び、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う

ことである。

第4節 美術科の科目編成

1 科目の編成

今回の改訂では、科目の編成について、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成した。

改訂		従前	
	科目		科目
第1	美術概論※	第1	美術概論
第2	美術史※	第2	美術史※
第3	鑑賞研究※	第3	素描※
第4	素描※	第4	構成※
第5	構成※	第5	絵画
第6	絵画	第6	版画
第7	版画	第7	彫刻
第8	彫刻	第8	ビジュアルデザイン
第9	ビジュアルデザイン	第9	クラフトデザイン
第10	クラフトデザイン	第10	情報メディアデザイン
第11	情報メディアデザイン	第11	映像表現
第12	映像表現	第12	環境造形
第13	環境造形	第13	鑑賞研究

※は、原則として全ての生徒に履修させる科目

各学校においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のウの規定により、設置者の定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めるものとしている。

また、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のエの規定により、上記の表以外の科目（学校設定科目）を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数等については、美術科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとしている。

2 科目の性格

「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」は美術に関する学科において、原則として、全ての生徒に履修させる科目である。これらの科目は、美術科の全ての学習活動に当たって、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に示す各資質・能力の基底となるものを学ばせるものである。

「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「情報メディアデザイン」、「映像表現」及び「環境造形」の各科目は、美術を専門に学ぶ生徒のために必要な選択科目である。

● 3 科目の履修

(1) 専門学科における各教科・科目の履修

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(ア)においては、「専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。」と定めている。

一方、学習指導要領第1章総則第4款の2においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必履修単位数の25単位以上含めなければならないとしている。

なお、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)においては、「専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。」と規定している。

(2) 美術に関する学科における各科目の履修

ア 原則として、全ての生徒に履修させる各科目

「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」は、美術に関する基礎となる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせるための科目である。この5科目は美術科の学習である美術の表現と鑑賞の全ての活動に当たって、その裏付けとされる資質・能力の基底となるものを学ばせるものであることから、原則として、全ての生徒に履修させる必要のある科目である。

イ 選択して履修させる各科目

「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「情報メディアデザイン」、「映像表現」及び「環境造形」の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する資質・能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分な配慮が必要である。

第2章 各科目

第1節 美術概論

1 目標

美術概論の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術としての美術の意義や基礎的な理論について理解を深めることができるようにする。
- (2) 美術に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 美術を専門的に学ぼうとする態度を養う。

この科目では、美術における基礎となる事項や造形的な理論を中心にした学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、芸術としての美術の意義を捉え、専門教科美術を学ぶ基盤となる資質・能力と美術を専門的に学ぼうとする態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識」について示している。ここでは、芸術としての美術の意義や基礎となる理論について理解を深めることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、美術に関する基礎的な理論を基盤にして、自然や生活，社会と美術との関係について考えたり，知的財産権や肖像権について学び，創造することの価値について捉えたりできるようにすることを目指すしている。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して，芸術としての美術の意義や働きについて主体的に考察するなどして，美術を専門的に学ぼうとする態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 美術に関する基礎的な理論
- (2) 自然と美術，生活や社会の中の美術
- (3) 知的財産権と肖像権

今回の改訂では、「美術概論」を専門教科美術を学ぶ基盤としての科目と位置付け，必修履修科目とした。それに伴い，従前の「(1) 美術と自然」，「(2) 美術と社会」，「(3) 美術と生活」の〔指導項目〕を全面的に改め，「(1) 美術に関する基礎的な理論」，「(2) 自然と美術，生活や社会の中の美術」，「(3) 知的財産権と肖像権」とした。

美術に関する基礎的な理論では、各科目において共通に必要なとなる、美術の意義や創造活動を追求するための基礎となる美学や造形心理学などの諸理論を形や色彩、技法、材料や用具などに関する知識との関連を図りながら理解できるようにする。その際、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、広く人類全体の美術的な活動を俯瞰する中で、基礎的な事柄についての理解を深めたり考えたりできるようにすることが大切である。ここでは、美術の創造活動が多様化する現代において、生徒自身が美術の意義などについて自ら考えを深めることができるよう指導を工夫することが求められる。

自然と美術、生活や社会の中の美術では、自然の観察などを基に人間と自然との関わりや、生活や社会における美術の働きについて考察し、美術の意義について理解を深められるよう指導することが必要である。

人間にとって自然は、畏敬の対象でもあり、自然を主題にして多くの造形物を生み出してきた。また、人間は、自然から素材を見だし、形や構造、機能と美などについて学び、造形に生かし生活を豊かにしてきた。ここでは、自然のもつよさや美しさを感じ取れるようにするとともに、このような自然と美術の関わりについて考え、理解を深めることが大切である。また、生活や社会における美術の働きについて着目して、美術が生活や社会の中で果たす役割やその意義について考え、理解を深められるよう指導することが大切である。その際、他の教科・科目との関連を図りながら考察を深め、美術の学習に生かすような工夫が考えられる。

知的財産権と肖像権では、専門教科美術を学ぶ上で重要である創造活動に関わる権利としての知的財産権や肖像権について正しく理解し、尊重する態度を育成するよう指導する必要がある。

知的財産権には、著作権や意匠権、商標権などがあり、創作物を保護する様々な権利についての意義と内容について幅広く指導する必要がある。創作物を保護する権利である著作権については、著作物に対して有する著作者の人格的利益を保護する著作者人格権についても併せて指導する。また、様々な角度から知的財産権について考え、理解を深めることが大切である。肖像権については写真や映像における肖像などの扱いや、プライバシーを保護することや財産としての価値を保護することの意義について指導する必要がある。特にインターネット等の情報メディアにおける肖像などの扱いについては、細心の注意が必要であることを理解できるよう指導しなければならない。

このような指導を通して、知的財産権と肖像権についての理解を深めるとともに、創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図ることや、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるようにすることが大切である。なお、指導に当たっては、学習指導要領第3章第12節美術第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(1)に十分に配慮して指導する必要がある。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(3)までの各項目とも扱うものとする。

〔指導項目〕の「(1) 美術に関する基礎的な理論」、「(2) 自然と美術，生活や社会の中の美術」、「(3) 知的財産権と肖像権」を全て扱わなければならない。

指導に当たっては、「美術概論」の理論的な学習が，表現や鑑賞の活動を通して専門的な視点からより深めることができるよう指導を工夫する必要がある。その際には，理論的な内容と実践的な内容とを関連付けたり，美術を学ぶことや芸術活動の意義を考えさせたりして，基礎となる理論の理解や美術に対する考えを深められるようにすることが大切である。また，各〔指導項目〕を関連付けて取り扱うとともに，他の各科目の学習と関連付けて取り扱い，専門科目を学ぶ基盤となるように指導を工夫する必要がある。

なお，美術に関する学科の指導計画の作成に当たって，「美術概論」は，原則として「美術史」，「鑑賞研究」，「素描」，「構成」の各科目とともに，全ての生徒に必ず履修させることとしている。

第2節 美術史

1 目標

美術史の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 文化遺産や美術文化について理解を深めることができるようにする。
- (2) 新たな美術文化を創造していく基礎となる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 伝統と文化を尊重する態度を養う。

この科目では、美術の変遷に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、時代、民族、風土などの相違点や共通点による表現や文化の特色などから、新たな美術文化を創造するための基礎となる資質・能力を身に付け、受け継がれてきた伝統やそれらを背景として育まれた文化とその価値を尊重する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識」について示している。ここでは、美術の変遷などについて調査・研究し、文化遺産や美術文化について理解を深めることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、それぞれの時代における美術の特質や歴史的背景などによる表現形式の違いなどを捉え、美術の歴史についての考察を深めることを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、美術や文化の在り方や美術文化の継承、発展、創造について主体的に考察するなどして、伝統と文化を尊重する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 日本の美術と文化
- (2) 東洋の美術と文化
- (3) 西洋の美術と文化
- (4) 現代の美術と文化

日本の美術と文化、東洋の美術と文化、西洋の美術と文化では、様々な文化遺産や美術作品などを鑑賞したり調査・研究したりする活動を通して、それぞれの時代における美術の変遷や歴史的背景などによる表現形式の違いや民族、風土、宗教などの違いによる作品の表現の傾向について考えたり、作者の意図や作風やそれぞれの時代の美術の動向等について理解を深めたりすることができるよう指導することが大切である。その際、単に美術の通史等を暗記させるにとどまる学習にならないよう留意することが必要である。

現代の美術と文化では、現代の美術の働きや役割についてグローバル化やテクノロジー

の進化などの社会的な状況や美術の動向などとの観点から捉え、これからの美術や文化の在り方について考えることができるよう指導する必要がある。

ここでは、美術と文化が様々な国や地域を越えて価値を共有するための役割を果たしていることについて捉えられるようにすることが大切である。そのため現代の視点から過去を見つめ、美術作品が時代、民族、風土などの中につくられ、美術や文化が人間の営みの基盤をつくり、生活や社会を心豊かにしていることや、優れた文化遺産を守り継承していくことの意義を理解できるよう指導することが大切である。例えば、地域の文化として定着している年中行事や伝統芸能、信仰や宗教に関する造形などが現代まで長く継承されていることなどについての認識を新たにし、そのよさや美しさ、継承されている願いなど不変の価値を感じ取り、美術文化の継承、発展、創造を目指すことができるような指導の工夫が求められる。

また、他の教科・科目との関連を図りながら、広く美術の歴史についての考察を深め、美術の学習に生かす工夫ができるようにすることも大切である。

3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(4)までの各項目とも扱うものとする。

〔指導項目〕の「(1)日本の美術と文化」、「(2)東洋の美術と文化」、「(3)西洋の美術と文化」及び「(4)現代の美術と文化」を全て扱わなければならない。

指導に当たっては、特定の地域の美術史に偏った取扱いにならないよう留意し、広い視野から文化遺産や美術文化についての理解を深めることができるようにする。また、各〔指導項目〕の関連を図り、指導内容の系統性に配慮しながら扱うようにする必要がある。指導の際には、文献や資料、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用するなどの工夫をすることが大切である。また、学校の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞することや、地域の作家と交流するなどして、体験的に学ぶ機会を設け、生徒の興味や関心を高めるような指導の工夫が求められる。

なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「美術史」は、原則として「美術概論」、「鑑賞研究」、「素描」、「構成」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

第3節 鑑賞研究

1 目標

鑑賞研究の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美術作品や文化財などの特質や背景などについて理解を深めることができるようにする。
- (2) 鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 美術や美術文化を尊重する態度を養う。

この科目では、日本及び諸外国の美術作品などについて幅広く研究する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、作品の特質や背景などについての理解を深め、鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力や判断力等を身に付け、根拠をもって論考し、討論や評論などができる鑑賞に関する資質・能力を高めるとともに、保存・修復及び展示の意義を理解し、美術や美術文化を尊重する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識」について示している。ここでは、日本及び諸外国の文化財や文化遺産、伝統的な作品から現代的な作品に至るまで、それぞれの国や時代、作品や作家などの特質や背景などについて理解を深めることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、日本及び諸外国の美術を幅広く扱い、文化財や文化遺産、伝統的な作品から現代的な作品に至るまで、作品の芸術性や作家について研究し、鑑賞の視点を深化させ、作品などについて根拠をもって論考し、討論や評論などを通して、鑑賞に関する資質・能力の育成を目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に作品や文化財、作家などについて研究したり、文化的な視野に立った美術批評をしたりするなどして、美術や美術文化を尊重する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) 作品及び作家に関する研究
- (2) 文化財の保存・修復に関する研究
- (3) 展示企画及び展示構成に関する研究
- (4) 美術批評

今回の改訂では、「鑑賞研究」を専門教科美術を学ぶ基盤としての科目と位置付け、必修科目とした。また、「(1) 作品・作家に関する研究」を「(1) 作品及び作家に関する研

究」に、「(3) 展示企画, 展示構成」を「(3) 展示企画及び展示構成に関する研究」と改めた。

作品及び作家に関する研究では、美術館や文献などでの調査や研究を通して、作品や作家についての理解を深める専門的な研究を行い、作品の表現上の特徴や美術史上の位置付け、作家の生涯や制作上の信念、表現技法など鑑賞の研究に必要な内容について考察し、理解を深めることができるようにする。その際、風土や地域性との関連などに着目したり、関連する作品や作家について比較・検討したりして研究を行うことができるようにする。

また、日本の伝統的な美術作品を扱う際には、諸外国にも影響を与えた我が国特有の美意識や自然観及び美術文化をより深く理解するとともに、日本の美術が諸外国の文化から受けた影響についても理解し、国際的な視野に立って主体的に鑑賞研究を深めることができるような指導が求められる。

文化財の保存・修復に関する研究では、伝統的な美術作品や工芸作品などを尊重する意義を理解し、文化財の価値を後世に伝えていく保存と修復についての研究を行うことができるようにする。保存については、その時代の人々の精神を感じ取りながら、作品の保存に適した環境や方法について考えることが大切であり、修復については、作品の時代背景及び制作意図、技術や材料・材質の特性などを理解するとともに、現在修復に携わる人々が文化財に寄せる気持ちや信念を理解できるような指導が求められる。

また、修復技術の中には、技術そのものが文化的な価値をもつものがあり、貴重な文化遺産として保存すべきであることを理解することも大切である。その際、学校の実態に応じて、保存修復活動を体験することなどを通して、生徒一人一人が文化遺産を尊重し、社会に貢献していく態度を養うことが重要である。

展示企画及び展示構成に関する研究では、展示する側と鑑賞する側の双方の立場に立って研究を行うことができるようにする。展示企画に際しては、作品や作家について詳しく研究し、展示のテーマや作家の表現の意図、社会背景などを明確にして、鑑賞者に分かりやすく展示する方法を考えることが大切である。展示構成に際しては、美術館や博物館等との連携を図るなどして、会場や空間の特性を把握し、全体の配置や作品の特性に合った照明などの環境設定を考えて行うことができるようにする。また、展示全体が一つの作品のように創造的な効果を生む場合があることも考慮して会場における鑑賞者の気持ちや行動の仕方などを推量し、展示方法などを工夫するようにする。

美術批評では、自己の見方や感じ方を大切にして根拠をもって論考し、討論したり批評したりすることができるように指導する。指導に当たっては、造形的な視点を豊かにし、生徒が自己の価値観を高め、美術作品などのよさや作者の表現の傾向や工夫など作者が追求していたものについて、創造の背景にある文化的・社会的な状況や自然環境、様々な条件を調べたり検討したりするなどして研究を深められるようにすることが大切である。ここでは、単に作品の評価だけにとどまらず、美術が生活や社会の中で果たす役割や意義など文化的な視野から美術批評ができるように指導することが大切である。

3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(1) 作品及び作家に関する研究」、「(2)文化財の保存・修復に関する研究」及び「(3) 展示企画及び展示構成に関する研究」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、「(4)美術批評」の学習と相互に関連させて指導することが大切である。

また、学習内容に応じて「美術概論」や「美術史」と関連させて〔指導項目〕を取り扱うことも効果的である。

指導に当たっては、文化財や美術作品についての芸術性を味わうことを通して生徒自らが課題を設定し、専門的な鑑賞の研究を行うことができるようにするとともに、美術文化についての理解を深め、国際的な観点からも考察できるようにすることが求められる。また、学校の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞することや、地域の作家と交流したりするとともに、文献や資料、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークなどを活用するなどして調べ、総合的に研究を深めることも大切である。

なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「鑑賞研究」は、原則として「美術概論」、「美術史」、「素描」、「構成」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

第4節 素描

1 目標

素描の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現材料の特性について理解を深めるとともに、対象を深く観察して表現を工夫しながら的確に描写する基礎となる技能を身に付けるようにする。
- (2) 対象のイメージや空間を把握するための基礎となる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 造形表現を追求する態度を養う。

この科目では、デッサンやスケッチなどに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、対象のイメージや空間、形体などを把握し、表現材料の特性を理解し、表現を工夫しながら的確に観察する力と描写する力を高め、造形表現を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、素描に適した表現材料の特性を生かせるよう理解を深めるとともに、対象を深く観察したことを基に表現を工夫して的確に表すことができるようにすることを目指すしている。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、深い観察を通して、対象のイメージや空間を把握することができるようにすることを目指すしている。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に対象を見つめ考察を深めたり、表現材料などを研究し取り入れたりするなど、造形表現を追求する態度を養うことを目指すしている。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) デッサン (2) スケッチ (3) 表現材料 (4) 鑑賞

デッサンでは、自然や身近なものを対象として、深く観察し、均衡、律動、比例などの美的秩序を確かめ、主体的に対象に向き合い、イメージや空間、形体などを把握し、美しさを発見し、その形体や色彩、材質感などの表し方を工夫し、表現するための資質・能力を高めることが大切である。

スケッチでは、対象の形体や空間、よさや美しさを端的に把握したり、大まかに捉えた

りして工夫しながら表す技能を高めることが大切である。また、大まかに捉えるばかりではなく、細部を丁寧に見つめて対象の特徴を捉えるなど、全体と部分の関係について考えながら表すことも求められる。

表現材料では、(1)、(2)の指導に当たって表現効果を高めるために、表現の材料や用具についての特性を理解したり、表現の意図に沿って工夫したりしながら、表現技法を身に付けることができるような指導が求められる。特に、素描に適した様々な表現材料のもつ特質を捉え、それを積極的に取り入れ、個性を生かしながら表現を高めていこうとする態度を養うことができるように指導することが大切である。

鑑賞では、生徒の作品や作家の作品を取り上げ、それぞれの作品の主題や表現の意図、形体や色彩、材質感などの描き方の工夫や表現の材料の活用、効果等について考察し、単に技能の側面だけに着目するのではなく作者の心情に触れることができるような指導が求められる。また、スケッチなどのもつ記録性や伝達性等、生活や社会との関わりについて理解し、見方や感じ方が深められるよう指導することも大切である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

〔指導項目〕の「(1)デッサン」、「(2)スケッチ」及び「(3)表現材料」については、相互に関連付けて扱うようにする。

なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「素描」は、原則として「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「構成」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

第5節 構成

1 目標

構成の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 造形的な創造活動に関わる諸要素について理解を深めるとともに、基礎となる技能を身に付けるようにする。
- (2) 造形的な表現効果を高めるための基礎となる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 造形感覚を高めようとする態度を養う。

この科目では、平面や立体の構成の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美術の多様な創造活動に豊かに関わることができるよう、形体、色彩、材料、美的秩序等、造形的な創造活動に関わる諸要素について理解を深めるとともに、基礎となる技能や、造形的な表現効果を高めるための基礎となる思考力や判断力等を身に付けるようにし、造形感覚を高めようとする態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、造形的な創造活動に関わる諸要素やその働きについて理解を深めるとともに、材料や用具を工夫して的確に表すことができるようにすることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、構成の美しさなどを考えて調和の取れた配色をしたり、材料を活用して表現効果を高めたりすることや、対象の見方や感じ方を深めたりすることを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に自らの表現の可能性を追求するなど、造形感覚を高めようとする態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) 形体、色彩 (2) 材料 (3) 平面構成、立体構成 (4) 鑑賞

形体、色彩では、形体の性質と空間に果たす機能等について理解を深め、分割や配置などの工夫により、変化と統一のある構成ができるようにするとともに、色彩の体系及び機能等について理解を深め、構成の美しさなどを考えて調和の取れた配色ができるようにすることが大切である。

材料では、様々な材料の特性やそれらに関わる用具について理解を深め、実際に触れて

材質感を確認したり、加工したりする体験を通して、表現の可能性を追求するとともに、材料と用具を活用して表現効果を高めようとする態度を養うことが大切である。

平面構成、立体構成では、形体や色彩、材料などの効果的な使い方を考え、構造や機能の理解を深め、それらを総合的に扱い、構成の美しさなどを考えながら美的秩序を意図して平面や立体に表すなど、造形的な表現効果を高めるための基礎となる思考力や判断力等を高めるような指導が必要である。

鑑賞では、生徒や作家の作品を取り上げ、それぞれの作品の形体や色彩に見られる構成や構造の工夫、材料や技法の活用と表現効果について考え、作者の表現の意図や構成のねらいについて見方や感じ方を深めるような指導が大切である。また、文化遺産などの中には、それぞれの特色ある構成の美しさや多くの人が共通に感じる美しさがあることから、文化的な視点に立って鑑賞を深めることも必要である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)，(2)及び(3)については相互に関連付けて扱うようにする。

〔指導項目〕の「(1) 形体，色彩」，「(2) 材料」及び「(3) 平面構成，立体構成」については、相互に関連付けて扱うようにする。

なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「構成」は、原則として「美術概論」，「美術史」，「鑑賞研究」，「素描」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

第6節 絵画

1 目標

絵画に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 絵画表現の可能性を追求する態度を養う。

この科目では、絵画表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、日本画，水彩画，油彩画，漫画，イラストレーション，その他の絵画表現のそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、絵画表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、絵画表現におけるそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や材料や用具などを工夫して独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、絵画表現におけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、絵画表現の可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 日本画
- (2) 水彩画
- (3) 油彩画
- (4) 漫画，イラストレーション
- (5) その他の絵画
- (6) 鑑賞

日本画では、伝統的な岩^{いわ}絵具^{えのぐ}や膠^{にかわ}，箔^{はく}，墨^{すみ}などの材料や筆^{すずり}などの用具の特性や、独特な色彩効果と、余白の美や金地の背景などの空間表現などについて理解し、西欧絵画などに見られる空間概念との相違などとも考え合わせながら表現技法を工夫することが大切である。また、日本の美術作品に見られる美意識や自然観などについて考え、自らの表現

に生かすことができるよう指導することが求められる。

水彩画では、透明水彩絵の具及び不透明水彩絵の具のそれぞれの特性と制作手順の違いや表現効果について理解し、紙質や地肌、絵肌などを生かした表現技法を工夫することが大切である。また、デッサンやスケッチの線を生かした表現やドライブラッシュや塗り重ねなどによる表現など、意図に応じた表現を追求できるように独創的・創造的に表す技能の育成を目指して指導することが求められる。

油彩画では、油彩画の幅広い表現技法、絵の具や多様な画溶液などの材料、筆やナイフなどの用具のもつ特性について理解し、自らの主題に応じた表現技法を追求することが大切である。また、油彩画の歴史における各時代の変遷や特徴的な表現にも目を向け、自らの表現を工夫できるように指導することが求められる。

漫画、イラストレーションでは、時間や物語性などを中心にして主題を自由に表すことができる特性を理解するとともに、線の美しさや表情の多彩さ、動きや豊かな感情を表すことのできる表現方法や技法を工夫できるようにすることが大切である。表現方法については、日本の伝統的な作品なども参考にしたり、新たな工夫を加えたりして、自分独自の表現を目指して創造的に表すことができるようにすることが大切である。

また、アニメーションについても、時代や社会背景による表現内容や方法の変化・発展などについて学習を深めることができるような指導が大切である。

その他の絵画では、フレスコ画やテンペラ画など古くからある伝統的表現技法とともに、新しい表現材料を組み合わせた複合的表現、複数の表現形式による表現などが考えられ、それぞれの表現技法や表現形式の特性を理解し、個性を生かしながら表現を追求していくことができるよう指導することが求められる。

鑑賞では、生徒や作家の作品を取り上げ、よさや美しさを感じ取ったり味わったりして、作者の個性や美術文化のよさを感じ取り、感性を磨き、見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

また、日本及び諸外国の伝統的な美術から現代の作品まで幅広く扱い、形体や色彩、構図などの理解を深め、個々の作品の特徴やイメージを捉えるとともに、作風や様式など民族性や地域性と表現との関連、作者の意図や心情などについて考え、表現のよさや特徴などについての見方や感じ方を深めることができるような指導が重要である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(1) 日本画」、「(2) 水彩画」、「(3) 油彩画」、「(4) 漫画、イラストレーション」及び「(5) その他の絵画」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、他の科目の履修と関連を図り、多様な表現形式を体験したり、幅広く美術についての理解を深めたりすることができるような指導の工夫が大切である。

第7節 版画

1 目標

版画に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 版画表現の可能性を追求する態度を養う。

この科目では、版画表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、様々な版種や版形式のそれぞれの特徴や技法についての理解を深め、我が国の伝統的な木版画をはじめそれぞれの版画のもつよさや美しさなどを感じ取るとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、版画表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、版画表現における多様な版種や版形式の特性について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や材料や用具などを工夫して独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、版画表現におけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、版画表現の可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 木版画 (2) 銅版画 (3) リトグラフ (4) シルクスクリーン (5) その他の版画 (6) 鑑賞

木版画では、板目木版と木口木版の特性を生かした表現を工夫したり、凸版形式による表現だけでなく凹版形式などによる多様な技法を生かした独自の版画表現を工夫したりするとともに、他国の美術に大きな影響を与えた我が国の浮世絵版画などに見られる伝統的

な版画の技法を学ぶことも大切である。

銅版画では、エッチングやメゾチントなどの製版の方法や材料、用具の特質やその活用を学び、表現効果を高めるために計画的な表現を工夫することが大切である。

リトグラフでは、水と油の反発作用を利用した平版形式の原理を学び、描画による絵画的要素の多い版の特質や透明色の美しさを生かすなど、効果的な表現を工夫することが大切である。

シルクスクリーンでは、孔版形式の原理や多様な製版の方法の特質やその活用を学び、鮮明な発色を生かすなど、効果的な表現を工夫することが大切である。

その他の版画では、モノタイプやコラグラフなどの多様な版画の技法を生かしたり、種類の異なる版を組み合わせたたりして、効果的な独自の表現を工夫することが大切である。

鑑賞では、様々な版種や版形式による生徒や作家の作品を取り上げ、それぞれの作品の特徴や表現技法の工夫等に気付かせることが大切である。多くの版画表現は、版を用いて形体や色彩などを表現するという間接性をその特質としており、それは同時に、作品の複数制作が可能であるという特質でもある。このような版画表現の特質や各種の版形式を活用するとともに、材料、用具の組合せ、製版や刷りの技法の工夫等によって、多様な表現効果を生み出せることについて理解を深めることが重要である。

こうした知識も活用しながら、作品のよさや美しさを感じ取り、作者の意図や心情について考え、感性を磨き、見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(2) 銅版画」、「(3) リトグラフ」、「(4) シルクスクリーン」及び「(5) その他の版画」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、主題や構想を的確に表現するために、計画的に制作を進めるとともに、鑑賞を通して版画のよさについての理解や見方や感じ方を深めることが重要である。また、「ビジュアルデザイン」や「映像表現」における写真表現など、他の科目の内容との関連を図ることも大切である。

第8節 彫刻

1 目標

彫刻に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 彫刻表現の可能性を追求する態度を養う。

この科目では、彫刻表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、彫造や塑造、その他の彫刻及び立体造形のそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、彫刻表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、彫刻表現におけるそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や材料や用具などを工夫して独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、彫刻表現におけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、彫刻表現の可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 彫造 (2) 塑造 (3) その他の彫刻及び立体造形 (4) 鑑賞

彫造では、主として使用する木材や石材などについて、木目や硬さなどの材料の性質と、付け足したりやり直したりすることがしにくいという技法の特性を理解することが必要である。このことから、発想の段階においてアイデアスケッチや簡単な形をつくりながら主題を生成し、表現の意図を明確に把握しながら、完成に至るまでの確かな計画と見通しをもって制作を進め、表現を追求できるようにすることが大切である。

塑造では、主として使用する粘土や石膏などについて、可塑性や固まり方などの材料の性質や、形体や大きさ、削ったり付け足したりすることの自由度が比較的高いという特性を生かして、主題を明確に把握しながら、制作方法を十分検討し、創意工夫や試行錯誤を繰り返しつつ、表現を追求できるようにすることが大切である。

その他の彫刻及び立体造形では、多様な材料や質の異なる材料を組み合わせたり、新しく開発された素材などの特性を活用したりして、試行錯誤しながら新たな表現方法を発見したり思い付いたりするなど、従来の表現形式や表現方法などにとらわれない多様な表現活動を工夫し、個性を生かしながら、表現を追求できるように指導することが大切である。

彫刻表現では、立体を形づくっている面、量、質感、空間などや、比例、均衡、動勢、マッサなどについて理解するとともに、これらを相互に関連させ、総合的、効果的に組み立てることにより、意図するものがより明確に表現できることに気付くことが大切である。

鑑賞では、様々な彫刻表現による生徒の作品や作家の作品を取り上げ、作品の特徴や表現技法の工夫等に気付き、作品のよさや美しさを感じ取り、作者の意図や心情について考え、感性を磨き、見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

また、日本及び諸外国の伝統的な美術作品から現代の美術作品まで幅広く扱い、立体を形づくっている面、量、空間などの造形的な要素について理解を深め、民族性や地域性と表現との関連、作者の意図や心情などについて考え、表現のよさや特徴などについて見方や感じ方を深めることができるような指導が重要である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(1) 彫造」、「(2) 塑造」及び「(3) その他の彫刻及び立体造形」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、各種の材料の性質や特質について理解を深めるようにするとともに、特に、用具の安全で適切な使い方について十分指導する必要がある。

第9節 ビジュアルデザイン

1 目標

ビジュアルデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 視覚的な伝達効果について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) ビジュアルデザインの可能性を追求する態度を養う。

この科目では、ビジュアルデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、視覚的な伝達効果について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、ビジュアルデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、ビジュアルデザインにおける視覚的効果や伝達機能について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や材料や用具などを工夫して独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。ここでは、ビジュアルデザインにおけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、ビジュアルデザインの可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) ビジュアルデザインの基礎
- (2) 伝達目的に応じたデザイン
- (3) 空間デザイン
- (4) 図法、表示法
- (5) 鑑賞

今回の改訂では、「(1) デザインの基礎」、「(2) 平面・立体デザイン」を「(1) ビジュアルデザインの基礎」、「(2) 伝達目的に応じたデザイン」と改めた。

ビジュアルデザインの基礎では、伝達の目的や内容、デザインの諸条件、表現効果と様々な造形の要素の働きについて総合的に扱い、創造的で効果的な視覚伝達の表現を行う上で

の基礎を身に付けるように指導することが大切である。

見る人の心情とデザインとの関係、生活や環境においてデザインが果たす役割や責任、造形の要素と情報を伝達する機能との関連を理解するとともに、それらを効果的に生かせるようにする。さらに、レタリングをはじめタイポグラフィの効果の理解と表現技術、イラストレーションや写真等の伝達効果、時間、空間、数量などの視覚化とその効果的な表現などについて理解し、それらを制作に生かせるようにすることが大切である。その際、今日の印刷技術や視覚伝達の手段及びコンピュータや情報通信ネットワークなどに関する基礎的な理解と効果的な活用に留意した指導が求められる。

伝達目的に応じたデザインでは、「(1) ビジュアルデザインの基礎」の学習の上に、伝達目的に応じた創造的な表現に関する資質・能力を高めるようにすることが大切である。ここでは、ビジュアルデザインと生活との関わりを理解し、デザインするものの目的や条件を検討したり、計画的に制作を進めたりする資質・能力を培うことが求められる。その際、グラフィックデザインやエディトリアルデザインの学習や、パッケージデザインやブックデザインの制作などが考えられる。

空間デザインでは、生活の中に見られる形体や色彩がつくりだす機能美と環境におけるデザインの役割を理解し、生活空間をより快適にするために、創造的な表現及び鑑賞に関する資質・能力を高めるようにすることが大切である。例えば、公園等の公共施設や身近な場所の案内板のデザインの形体や色彩などを計画する学習では、伝達の機能のみを重視したデザインに偏らないよう十分配慮するとともに、「環境造形」の内容との密接なつながりを踏まえ、学習の意図を明確にして指導することが大切である。

特に「(2) 伝達目的に応じたデザイン」、「(3) 空間デザイン」では、コンピュータをはじめ様々な映像メディア機器を積極的に活用し、「情報メディアデザイン」、「映像表現」等の内容とも密接な関連を図り、これからの情報化社会に活用される総合的なデザインに関する資質・能力を一層広げていくことが大切である。

図法、表示法では、発想や構想の視覚化、形体や構造の把握及び制作に必要な基本的な図法や表示法を理解させながら作図・読図ができるようにすることが必要である。また、図法を生かしてキャンプやレンダリングなどを作成し、完成した作品の状態を予想しながら計画的に制作を行い、プレゼンテーションなどにおいては、第三者にそのデザインのよさやねらいを的確に伝達できるようにすることが大切である。

なお、製図における表示法は、日本工業規格（JIS）による製図規格が一般的であり、これを基にして指導を行うこととする。

鑑賞では、特定の地域、時代、流行、媒体、分野に偏らず、幅広く鑑賞することで、作品のよさや美しさを感じ取り、ビジュアルデザインのもつ機能などについて考え、感性を磨き、見方や感じ方を深めることが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

また、生活や社会の中で活用されているデザインを学校外で調査するなどの体験的な学習を通して、デザインのよさや働きについて自分の考えをまとめ、新たな提案ができるよ

うな指導が求められる。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(2)及び(3)については、いずれかを選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(2) 伝達目的に応じたデザイン」及び「(3) 空間デザイン」については、いずれかを選択して扱うことができる。

その際、「(1) ビジュアルデザインの基礎」、「(4) 図法、表示法」及び「(5) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。

指導に当たっては、デザインは社会の変化や人々の生活と密接な関係をもつ造形的な創造活動であることを理解できるようにするとともに、絶えず新しい技術や動向に留意し芸術性を追求する態度を育てることが大切である。また、伝統的な行事や生活の中に見られる意匠にも目を向け、広い視野をもって取り組むように指導することが求められる。

第10節 クラフトデザイン

1 目標

クラフトデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美的な造形性や機能性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) クラフトデザインの可能性を追求する態度を養う。

この科目では、クラフトデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的な造形性や機能性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、クラフトデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、企画から制作に至るまで、クラフトデザインを行うために必要とされる美的な造形性や機能性について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や材料や用具などを工夫して独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、クラフトデザインにおけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、クラフトデザインの可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) クラフトデザインの基礎
- (2) 図法，製図
- (3) 工芸
- (4) プロダクトデザイン
- (5) 伝統工芸
- (6) 鑑賞

今回の改訂では、「(1) デザインの基礎」を「(1) クラフトデザインの基礎」と改めた。

クラフトデザインの基礎では、「(3) 工芸」や「(4) プロダクトデザイン」，「(5) 伝統工芸」に関するクラフトデザインの基礎となる学習を通して、発想や構想に関する資質・能力を

培い、イメージやアイデアを広げ、創造的に表現できる資質・能力を身に付けるようにする。

また、使う人の心情とデザインや工芸との関係や、形や色彩、素材などの造形の要素の働きと構造の原理を理解するとともに、自然物や人工物の観察を通して、構成や構造のよさや美しさを発見し、それらをクラフトデザインに生かせるようにする。

図法、製図では、発想や構想をしたものを図や画像など視覚的なものに表示する作図に関する資質・能力や、表示されたものから具体的な形体や仕組みなどを読み取る読図に関する資質・能力を高めるようにすることが必要である。図法は、計画から制作に至る過程の中で重要な役割をもつことから、平面図法や立体図法などの合理的な表示法を理解するとともに、実習を通して空間認識力や立体感覚を身に付けるようにすることが大切である。

図法、製図では単に計画図としての表示に終わらせず、制作と一体的に扱うなど、それらを実践的に活用できるよう配慮する必要がある。例えば、コンピュータを使用した製図では、作成したデータを基に3Dプリンタなどで実際に造形をすることなどが考えられる。

なお、製図では、日本工業規格（JIS）に基づく製図の規約を理解し、意図した形体を正確に表示し、読図することに関する資質・能力を身に付けるようにする。

工芸では、素材を基に発想し、目的や条件、美しさを追求して作品を計画的に制作する資質・能力を高めるようにすることが必要である。

手づくりのよさや材料の特性、生活と工芸との関わりについて理解し、美的で機能的な作品を制作する発想や構想や技能に関する資質・能力を身に付け、目的や条件、表現の意図などを吟味し、計画から制作まで創意工夫して表現できるような指導が求められる。

プロダクトデザインでは、材料の特性、機械による生産の技術や製造工程を理解し、学校の実態に応じて、鋳型による鋳造や、3Dプリンタやレーザーカッターなどデジタルファブリケーションの活用などの生産性や量産を考慮した機能的なデザインについても考えさせるようにする。

生活とプロダクトデザインとの関わりや手づくりと機械による生産の差異について理解したり、計画から制作への過程で目的や機能、生産性や表現の意図などが満たされているかどうかを吟味したりして的確に表現できるように指導することが大切である。

伝統工芸では、伝統工芸の美意識や特質について理解し、それらを制作に活用する資質・能力を高めるようにすることが必要である。伝統工芸品の意匠、素材の生かし方、磨き抜かれた表現技法などを学び取り、制作に生かすことで、伝統工芸を愛好する心情を養い、それを現代の生活の中に生かすことができるような指導が求められる。

また、日本や諸外国の伝統工芸の特質、地域の地場産業として発達してきた伝統工芸、節句や地域の祭に用いられる祭具などの伝統行事における調度品等についても理解を深めることが大切である。

鑑賞では、作品を見るだけに終始するのではなく、実際に使うことを通して、作者の思いや表現の工夫などを感じ取り、見方や感じ方を深め、そのよさや美しさを味わうことが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

また、鑑賞を「(3) 工芸」, 「(4) プロダクトデザイン」, 「(5) 伝統工芸」の表現活動と関連させて扱い、制作に生かすことが大切である。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(3)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(3) 工芸」, 「(4) プロダクトデザイン」及び「(5) 伝統工芸」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

その際、「(1) クラフトデザインの基礎」, 「(2) 図法, 製図」, 「(6) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。

指導に当たっては、材料や制作方法について理解を深めるとともに、使う人の思いや願いなどから、美的な造形性と機能性との調和について考え、創造的に表現したり鑑賞したりできるような指導の工夫が求められる。

第11節 情報メディアデザイン

1 目標

情報メディアデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報の視覚化及び伝達，交流，共有について理解を深めるとともに，専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 情報メディアデザインの可能性を追求する態度を養う。

この科目では、情報メディアデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、情報メディアの活用による伝達効果とその特質及び情報の共有に果たす機能や役割について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、情報メディアデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、情報メディアデザインにおける情報の視覚化及び伝達，交流，共有について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法やデジタル機器を選んだり組み合わせたり、機器やソフトウェアの使用技術等を生かして独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、情報メディアデザインにおけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、情報メディアデザインの可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報メディアの基礎 (2) 情報の視覚化 (3) 伝達，交流，共有 (4) 鑑賞

情報メディアの基礎では、情報の表現，伝達，交流，共有に関する知識及び機器等の使用技術の基礎を身に付けるよう指導することが大切である。ここでは、視覚的な効果を生かした情報メディアデザインについての理解を深めるとともに、情報メディアデザインの表現に必要な機器，伝達・記録媒体等の取扱い，それぞれの制作に対応した，基礎的な機

器等の知識及び使用技術を習得できるような指導の工夫が求められる。情報メディアの活用による表現は、情報と機器の相互作用によって成立する創造活動であることから、制作過程や実際の体験を通して、基礎となる資質・能力を身に付けることができるようにすることが大切である。

情報の視覚化では、伝達、交流、共有したい情報を視覚的に表現するために企画し、構成、表現することができるような指導が求められる。情報を効果的に分かりやすく表現するためには、必要な情報を取捨選択して構造化し、大きな枠組みのもの、その中の小さな枠組みのもの、並列の関係にあるものなどを整理し、それらを視覚化するなどして分かりやすく示す必要がある。

また、コンピュータ等を用いて必要な情報を効率よく伝達、交流、共有するためには、情報を直感的に理解しやすいものとする必要がある。このことは、単に形体や色彩の美しさを考えながら図や画像を用いて視覚化するだけでなく、例えばウェブデザインの企画では、ウェブページの閲覧者が滞りなくスムーズに目的のページに到達し必要な情報を得ることができるようにするため、利用者の視線や意識の変化を予測し、画面の構成を計画的に行うなどユーザビリティの視点が大切である。

伝達、交流、共有では、情報メディアデザインが、受け手の心に直截的に訴えかけることのできる重要な伝達、交流、共有の手段であることについて、自分たちが制作した作品などを用いた実際の体験を通して一層理解を深め、意図をもって表現したり、鑑賞したりする資質・能力を伸長するような指導が大切である。

鑑賞では、内外の多様な作品の鑑賞によって、デジタルコンテンツの社会的な機能や役割を理解するとともに、その可能性や問題点にも目を向け、情報メディアデザインの作品の背景を見つめ分析したりするなどして、総合的に見方や感じ方を深められるようにすることが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

〔指導項目〕の「(1) 情報メディアの基礎」、 「(2) 情報の視覚化」及び「(3) 伝達、交流、共有」については、相互に関連付けて扱うようにする。

指導に当たっては、学校の実態に応じて、作家や制作現場を訪れて、制作過程を実際に見学したり、あるいは、デザイナーや作家などを招聘したりするなど、作者の表現の意図や作品のよさや表現の工夫、制作プロセス、制作技術などについての理解を深め、情報メディアデザインの意義と役割、可能性や発展性についての考察を深めることができるようにすることが大切である。

また、デジタルデータは、繰り返し複製しても情報が劣化しなかったり、容易に複製できたりする特質をもつことで、伝達、交流、共有に有効であるとともに、その特性から著

作権など知的財産権について留意する必要があることについても十分な指導が求められる。

第12節 映像表現

1 目標

映像表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 映像表現の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 映像表現の可能性を追求する態度を養う。

この科目では、映像表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、映像メディアが芸術や社会に果たす役割や映像表現の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、映像表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、企画、構成、演出から編集、合成、加工に至るまでの映像表現の特性について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、様々な表現方法や映像機器を選んだり組み合わせたり、機器やソフトウェアの使用技術等を生かして独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、映像表現におけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、作品などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、映像表現の可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) 機器，用具，材料の知識及び使用技術
- (2) 企画，構成，演出
- (3) 編集，合成，加工
- (4) 鑑賞

機器，用具，材料の知識及び使用技術では、機器，用具，材料の知識及び使用技術を習得することが大切である。

映像表現に用いる機器，用具，材料等は、種類が豊富でその取扱いも容易なものから習

熟を要する高度なものまで多様である。それぞれの映像表現に対応した使用技術の基礎となる知識や技能を習得できるようにすることが大切である。

企画、構成、演出では、専門教科美術の各科目で学習して身に付けた資質・能力を総合的に活用して、表したい構想を映像によって表現するために企画し、構成、演出することができるような指導が求められる。自然、生命、社会、文化などを独自の視点から捉えたり、自己の内面を深く掘り下げたりして、何をどのように表現するのか企画を十分練ることができるようにすることが大切である。さらに、夢や幻想、物語の世界、抽象的な世界などを思い描き、複数の映像を組み合わせる構成したり、映像、音、光、文字などの表現効果を複合的に用いて演出したりするなど、個性的な構成や演出を行い、独自の視点から表現効果などを考えて撮影ができるよう指導することが重要である。

編集、合成、加工では、撮影したものなどの映像素材をコンピュータ等を用いて編集、合成、加工を行い、表現の意図をより明確にしながら、表現できるような指導の工夫が求められる。

鑑賞では、特色ある作品の鑑賞によって、映像表現のよさを実感し、作者の意図と表現の工夫、映像の歴史的な位置付け、それらが果たしたこれまでの役割などを理解しながら、映像表現の可能性や特質についての見方や感じ方が深まるような指導が大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

〔指導項目〕の「(1) 機器、用具、材料の知識及び使用技術」、「(2) 企画、構成、演出」及び「(3) 編集、合成、加工」については、相互に関連付けて扱うようにする。

指導に当たっては、学校の実態に応じて、制作現場を訪れて、制作過程を実際に見学したり、あるいは、カメラマンや映像作家などを招聘したりするなど、作者の表現の意図、作品のよさや美しさ、制作プロセス、制作技術などについての理解を深め、映像表現の意義と役割、可能性や発展性についての考察を深めることができるようにすることが大切である。

なお、人物を対象とした作品の制作に当たっては、肖像権などについて留意する必要がある。

第13節 環境造形

1 目標

環境造形に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 環境と造形との調和について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 環境造形の可能性を追求する態度を養う。

この科目では、環境造形に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、環境と造形との調和について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、環境造形の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。ここでは、生活の場、公共空間、舞台、自然環境などの様々な環境と造形との調和について理解を深めるとともに、発想や構想をしたことなどを基に、造形的な諸要素を総合的に生かし、独創的・創造的に表す専門的な技能を身に付けることを目指している。

(2)は、育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。ここでは、環境造形におけるそれぞれの〔指導項目〕の専門的な知識や技能などを活用し、創造的に発想し構想を練ったり、環境造形などに対する見方や感じ方を深めたりすることなどを目指している。

(3)は、育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。ここでは、各〔指導項目〕に示された学習を通して、主体的に表現したり鑑賞したりし、環境造形の可能性を追求する態度を養うことを目指している。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕

- (1) 生活環境と造形
- (2) 展示計画と造形
- (3) 舞台演出と造形
- (4) その他の環境造形
- (5) 鑑賞

今回の改訂では、「(1) 環境造形」を「(1) 生活環境と造形」，「(2) 展示造形」を「(2) 展示計画と造形」，「(3) 舞台造形」を「(3) 舞台演出と造形」，「(4) 環境総合芸術」を「(4) その他の環境造形」に改めた。

生活環境と造形では、人々の生活の場としての環境と造形との調和について理解を深め、身近な環境の中の造形について、吟味したり必要なものを発見したりして、主題を明

確にしながら制作したり工夫して改善したりできるようにすることが大切である。また、身近な地域の環境についても目を向け、広い視野から自然や生活環境と造形との調和について考え、表現することができるようにする。

例えば、学校や地域のモニュメントやオブジェなどを題材に体験的な学習活動を通して環境と造形との調和について学習したり、公園の設計や都市計画など規模の大きな環境について学習したりすることが考えられる。その際、自然と共存して生活環境を形成することの意義を理解させ、平面図や模型、あるいはコンピュータ等を活用して自分の表現の意図を伝達できるようにする必要がある。

展示計画と造形では、作品の展覧会、イベント、商業施設のショーウインドウなど、作品、情報、商品などの展示に関する造形表現を共同で学習することを通して、展示計画を立てることができるようにする。

指導に当たっては、展示の目的、期間、展示物の内容や寸法、面積と予算の規模、来場者の構成や人数等の諸要素を基に、実施までの期間内に展示を完成できるよう総合的な視野で計画を立てることができるようにする。その際、展示が公共の場で行われることについて考慮し、誰もが快適に利用できるように工夫することが求められる。また、多様な機器類を活用して計画段階から生徒相互が協力して学習することができるよう配慮する必要がある。

舞台演出と造形では、野外も含めて限られた場と時間の中で行われる舞台表現における造形活動として、舞台造形の効果的な演出の役割について理解を深め、実際に計画を立てるなどして舞台造形の創造的な表現に関する資質・能力を身に付けられるようにする。

指導に当たっては、音響や照明、舞台装置などとの調和を図りながら衣装、メイク、大道具・小道具など舞台芸術を効果的に表現するための総合的な造形表現ができるような指導の工夫が求められる。また、演じられるものの目的、内容、形式、予算や会場の構造・規模等の諸要素を基に、舞台造形に求められる意味や役割を考えて計画を立て、スケールモデル、図面等を活用し、具体的にイメージしながら表現活動ができるように指導することが大切である。

その他の環境造形では、自然環境、都市環境などの屋内外の諸環境における環境造形の要素について理解し、空間と時間を美的に構成する表現に関する資質・能力を身に付けられるようにする。

例えば、自然の地形や建築物の内外の空間を対象とする場合、色彩照明やレーザー照明などの光の演出、プロジェクション・マッピング、造形の要素と音や音楽との調和など、多様な技術を総合的に生かしていくことが考えられる。その際には、安全面や自然保護などについての十分な配慮が必要であり、多数の参加者が予想される場合には、会場の設定、予算や規模、来場者の構成や人数、動線などを基に綿密な計画を立て、観客、出演者、制作者それぞれの視点に立って総合的に判断できるようにする。

なお、内容によっては関係機関への届出や許可などが必要な場合もあるので、関係法規についても学習する必要がある。

鑑賞では、様々な環境造形を鑑賞し、自然との共生や生活文化などの観点から、その意

図や表現方法の工夫を捉えて理解するとともに、そのよさや美しさについて考察し、見方や感じ方を深められるようにする。

指導に当たっては、環境造形に関わる活動に実際に参加・体験したりその映像を見たりして、感じ取ったことを自己の表現に生かせるよう指導することが大切である。ここでは、鑑賞で学習したことが表現に生かされるなど、表現と鑑賞に関する資質・能力が相互に高まるように指導することが求められる。

● 3 内容の取扱い

(1)〔指導項目〕の(1)から(4)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

〔指導項目〕の「(1) 生活環境と造形」、「(2) 展示計画と造形」、「(3) 舞台演出と造形」及び「(4) その他の環境造形」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、学校や生徒の実態を考慮し、適切な題材等を設定して学習できるように配慮する。また、地域の人材の協力を求めたり、施設を活用したりするなど様々な指導の工夫をすることが大切である。

1 指導計画作成上の配慮事項

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各科目にわたる指導計画の作成については、次のように示されている。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

この事項は、美術科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、美術科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を^{かん}涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや成長を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。美術科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

美術科においては、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の学習の関連を図るなどして、美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的・創造的に表すことができるようにしたり、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成したりする過程を大切にしたい指導の充実を図ることが重要である。

(2) 美術に関する学科においては、「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」を、原則として全ての生徒に履修させること。

「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」は、美術に関する学科において、美術を専門的に学んでいく上で基底となる内容であることから、原則として、全ての生徒に履修させる必要がある。

(3) 美術に関する学科においては、特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2以上の年次にわたって履修させること、複数の科目を関連付けて取り扱うことなど、履修の仕方を工夫することによって、生徒の特性の伸長が図れるようにすること。

指導の効果を一層高めるためには、特定の科目を重点的に履修させたり、同一の科目を2以上の年次にわたって履修させたり、他の科目との関連を考慮して取り扱ったりするなど、指導の工夫が求められる。また、科目の学習内容の重点の置き方、学習の順序等についても、学校の実態、生徒の経験や資質・能力、興味・関心などの実態に応じて効果的な指導ができるよう工夫する必要がある。

「鑑賞研究」、「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「環境造形」の各科目の内容の取扱いに当たっては、それぞれの科目の〔指導項目〕のうち選択して取り扱うことができるようになっているが、必ず取り扱う〔指導項目〕と選択して取り扱うことができる〔指導項目〕とがあるので、注意する必要がある。

全ての〔指導項目〕を学習する科目においては、必要に応じて相互に関連付けて取扱い、学習の効果が高まるように、生徒の実態等を的確に把握しながら指導計画の作成を工夫することが大切である。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここでは、障害のある生徒などに対する指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うよう配慮することを示している。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の

状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、美術科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや、主題に応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。また、造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて、形や色彩などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

● 2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各科目にわたる内容の取扱いについては、次のように示されている。

- (1) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それ

らを尊重し合う態度の形成を図ることが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、テレビ番組、映画、コンピュータソフトなどの作品には原則として著作権がある。このため、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真を用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要がない。しかし、他人の著作物を活用した生徒作品をウェブページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後、法人が著作者の場合は公表後、また著作者に関わらず映画の場合は公表後それぞれ70年を経たものは、著作権がなく自由に利用できる。また、特にクラフトデザイン等に関する知的財産権には、単に作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがある。生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーに関する権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

今回の改訂では、「美術概論」を原則として、全ての生徒に履修させる科目として位置付け、「知的財産権と肖像権」の指導項目を示していることから、各科目における指導とともに、「美術概論」において知的財産権や肖像権について十分な指導が行われるようにする。

このような日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切である。

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

各科目の学習においては、適切な資料や情報を提示することなどにより、生徒の発想や意欲を刺激し、効果的な学習活動を進めることが重要である。そのためには、学校図書館

や視聴覚機器の有効な活用を図り、生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。特に、コンピュータや情報通信ネットワーク等に対する生徒の興味や関心、他教科での学習経験との関連等を考慮し、これらの活用を積極的に進める必要がある。

また、「情報メディアデザイン」や「映像表現」との関連を図り、コンピュータや情報通信ネットワーク等の知識や技能を「構成」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」の表現に活用したり、「環境造形」のシミュレーションや「鑑賞研究」の展示企画及び展示構成に関する研究などに活用したりするなど、指導計画を工夫することが大切である。

(3) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり、地域の文化財の活用や人材の協力を求めたりすること。

生徒が、生活や社会の中の美術の働きを実感し、専門的な学習内容を一層深めていくためには、各科目の特質を踏まえ、地域の文化財、文化施設、人材等を活用することが大切である。例えば、地域や学校の実態に応じて、家庭生活や地域の年中行事などに見られる伝統的な美術作品などを題材として取り上げたり、美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして美術作品を鑑賞したり、鑑賞プログラムを作成したり、生徒作品を展示したりすることなどが考えられる。また、地域の作家等の協力を得て作品を制作したり鑑賞したりすることも効果的である。

(4) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底すること。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした用具や材料の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点検整備し、特に、刃物類の扱いや保管・管理においては劣化の点検などに十分留意し、事故を招かないようにすることが必要である。塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実に行うとともに、薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。